

令和7年度

相談支援従事者初任者研修

(共通講義)

講義動画配信期間

令和7年6月13日(金) ～ 7月8日(火) 17:00

静岡県健康福祉部障害者支援局

(福) あしたか太陽の丘研修センター

目 次

研修日程	．．．．．	1
相談支援従事者初任者研修実施要綱	．．．．．	2
1 ガイダンス（研修獲得目標、本研修の位置付け）	．．．．．	11
2 相談支援（障害児者支援）の目的	．．．．．	23
3 相談支援（障害児者支援）の基本的視点①	．．．．．	39
4 相談支援（障害児者支援）の基本的視点②	．．．．．	71
5 相談支援に必要な技術	．．．．．	93
6 障害者総合支援法及び児童福祉法の理念・現状と サービス提供プロセス及びその他関連する法律等	．．．．．	127
7 障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援 （サービス提供）の基本Ⅰ	．．．．．	173
8 相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点	．．．．．	199
9 相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス	．．．．．	233
10 障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援 （サービス提供）の基本Ⅱ	．．．．．	285

令和 7 年度 静岡県相談支援従事者初任者研修 日程表

● 1 日目～2 日目 参加者全員が受講

日程	研 修 内 容	時間
事前学習	障害者総合支援法の理解 ※資料熟読 社会資源（福祉サービス）調べ	—
1 日目分 講義 オンデマンド	1 ガイダンス（研修獲得目標、本研修の位置付け）	約 60 分
	2 相談支援（障害児者支援）の目的	約 90 分
	3 相談支援（障害児者支援）の基本的視点①	約 105 分
	4 相談支援（障害児者支援）の基本的視点②	約 60 分
	5 相談支援に必要な技術	約 60 分
2 日目分 講義 オンデマンド	6 障害者総合支援法及び児童福祉法の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等	約 60 分
	7 障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援（サービス提供）の基本Ⅰ	約 30 分
	8 相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点	約 105 分
	9 相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス	約 120 分
	10 障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援（サービス提供）の基本Ⅱ	約 60 分

※講義視聴後に、「講義（オンデマンド）視聴レポート」を記入してください。

令和7年度静岡県相談支援従事者初任者研修実施要綱

◎ 本研修に申し込みいただいた場合は、本要綱の内容に同意いただいたものとみなされます。

1 目的

本研修は、「静岡県障害福祉人材育成ビジョン」に示された「ソーシャルワーカーとして障害者ケアマネジメントを実行できる人材」の育成を図るため、以下の目的により実施します。

- ・地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ること。
- ・障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者等の養成を図ること。

2 受講課程及び日程

(1) 受講課程

区 分	課 程	実務経験証明書提出 ※2
① 相談支援事業に従事予定（相談支援専門員）	7日間課程 （オンデマンド ＋集合）	不 要
② サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 として従事予定	2日間課程 （オンデマンド） ※1	必 要

※1 ②に該当する方は、7日間課程は受講できません。

※2 本研修受講申込に関する実務経験証明書の提出についてです。

詳しくは5 研修受講対象者を御覧ください。

(2) 日程

オンデマンド（YouTubeによる講義動画配信）による研修

ア 受講者全ての方が対象（2日間課程・7日間課程共通）

区 分	共通講義	実施方法
1日目	配信期間 令和7年6月中旬～7月上旬	オンデマンド（YouTube）による 講義動画視聴及びレポート提出
2日目		

イ 相談支援専門員として従事する予定の方のみ対象（7日間課程のみ）

区 分	演習 A グループ	演習 B グループ
3 日目	静岡労政会館 7/22(火)	シズウエル 7/29(火)
4 日目	静岡労政会館 7/23(水)	シズウエル 7/30(水)
5 日目	静岡労政会館 9/11(木)	静岡労政会館 9/12(金)
6 日目	静岡労政会館 11/14(金)	シズウエル 11/18(火)
7 日目	静岡労政会館 11/15(土)	シズウエル 11/19(水)

（会場一覧）

会場名称	所在地	受講者用駐車場
静岡労政会館	静岡市葵区黒金町5-1	なし（公共交通機関を御利用ください）
シズウエル（静岡県総合社会福祉会館）	静岡市葵区駿府町1-70	

3 実施主体

静岡県健康福祉部障害者政策課（委託先）社会福祉法人あしたか太陽の丘

4 研修計画及び研修内容

別紙3のとおりとしますが、変更等があった場合には、県障害者政策課及びあしたか太陽の丘ホームページにて御案内します。

5 研修受講対象者

各研修対象者は以下の条件を満たす方とします。

(1) 相談支援事業に従事しようとする方（7日間課程）

(ア)	<u>静岡県内</u>の障害者総合支援法又は児童福祉法に規定された事務事業に従事する障害者（児）ケアマネジメントの知識や技術が必要となる行政機関、社会福祉法人、医療法人、NPO 法人等の職員 （※個人的な資格取得や資質向上を目的とした受講はできません。）
(イ)	相談支援専門員として配置（届出）予定時までに、必要な実務経験年数を満たす見込みのある方 ※配置（届出）に関する実務経験の確認については、「11 配置（届出）に要する実務経験の確認について」を御覧ください。 ※研修申込時に実務経験証明書の提出は不要です。 受講後、相談支援事業の従事状況を個別に確認させていただく予定です。

※「相談支援事業に従事しようとする方（7日間課程）」として申込みをした方は、今年度のサービス管理責任者等基礎研修は原則受講できません。

(2) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事しようとする方（2日間課程）

(ア)	静岡県内の障害者総合支援法又は児童福祉法に規定された事務事業に従事する障害者（児）ケアマネジメントの知識や技術が必要となる行政機関、社会福祉法人、医療法人、NPO 法人等の職員 （※個人的な資格取得や資質向上を目的とした受講はできません。）								
(イ)	令和7年8月31日までに、下表の実務経験年数を満たす見込みのある方 （実務経験年数に満たない方は受講決定しません。） <table border="1" data-bbox="284 483 1406 918"> <thead> <tr> <th>業 務</th><th>実務経験年数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談支援の業務及び社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めてよい）</td><td>通算して3年以上</td></tr> <tr> <td>社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務</td><td>通算して6年以上</td></tr> <tr> <td>国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）</td><td>通算して1年以上</td></tr> </tbody> </table> ※実務経験証明書の提出が必要です。「7 受講申込み方法及び注意事項」 ※上表は、本研修を受講するための実務経験年数であり、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として配置（届出）するために必要な実務経験年数とは異なります。（業務内容等の詳細については別紙1、別紙2を参照してください。）配置（届出）に関する事務経験の確認については、「11 配置(届出)に要する実務経験の確認について」を御覧ください。	業 務	実務経験年数	相談支援の業務及び社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めてよい）	通算して3年以上	社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	通算して6年以上	国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	通算して1年以上
業 務	実務経験年数								
相談支援の業務及び社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めてよい）	通算して3年以上								
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	通算して6年以上								
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	通算して1年以上								

【注意事項】

サービス管理責任者等基礎研修は、本研修の2日間課程を修了した方もしくは修了見込みの方が受講申込できます。なお、サービス管理責任者等基礎研修の受講には、別途申込みが必要です。

（詳しくは、後日、県障害者政策課ホームページで御案内しますので、御確認ください。）

6 受講定員

700人程度

7 受講申込み方法及び注意事項

(1) 申込み方法（ふじのくに電子申請サービスによる申込み）

申込み 準備	<u>「ふじのくに電子申請サービス」の利用者登録を行っている方</u> →昨年度の静岡県相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修で登録済の方は、利用者ID（メールアドレス）やパスワードを御準備ください。 <u>「ふじのくに電子申請サービス」の利用者登録を行っていない方</u> →利用者登録用メールアドレスを御準備ください（研修申込み受付メール及び受講決定通知等は、そのアドレス宛てに送信します）。
申込み 手順	① ふじのくに電子申請サービスのホームページへアクセス https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/ ② 検索メニューで「相談支援従事者初任者研修」を検索 ③ (利用者登録を行っていない方のみ)利用者登録を行いパスワードを発行 ④ 利用者ID（メールアドレス）・パスワードによりログイン ⑤ 必要事項を入力し、入力内容をよく確認の上、申請 ⑥ 利用者ID(登録メールアドレス)に申込み受付メールが到着すれば受付完了（申込フォームに記載されたアドレスではありませんので、御注意ください。） <u>※申込み期限後に手続きが完了していないことが判明した場合、申込みのやり直しを行うことはできません。</u> ※申込み期限までは、申込み内容の修正、取下げが可能です。 半日程度経過しても申込み受付メールが届かない場合は、手続きが完了していないおそれがあるため、必ず「申込内容照会」にて内容や件数を確認してください。
申込み 期間	令和7年4月30日（水）17時まで（※ <u>期限後は一切申請入力できません</u> ）

(2) 実務経験証明書の提出

対 象 者	<u>サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事しようとする方</u> (相談支援事業に従事しようとする方は <u>提出不要</u>)
提出書類	① 別添 <u>静岡県 相談支援従事者初任者研修 実務経験証明書</u> ※表紙及び実務経験証明書の両方 ・ 申込み時点の情報を記載し、 <u>代表者印押印</u> の上、提出してください。 ② 保有資格に係る証明書の写し
記載上の留意事項	・ 複数法人での経歴を証明する必要がある場合は、証明する <u>法人ごとに様式を作成し</u> 、受講申込み法人がとりまとめて提出してください。 現所属法人が受講希望者が過去在籍していた別法人の実務経験証明をすることはできません。 ・ <u>1法人で3回以上の異動がある等により欄が不足する場合は、2枚に渡って記載してください。</u>
提出方法	下記宛て <u>郵送により提出</u> をお願いします。 <u>直接の持参はご遠慮願います。</u> 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県障害者政策課障害者政策班 研修担当 宛て ・ 送付は個人ごとでも法人単位でも構いません。 ・ 「提出書類が当課に届いているか」という <u>書類の到達確認の問い合わせには応じられません</u> ので、御了承ください。 <u>書類到達を確認したい場合は、特定記録郵便や追跡サービス等を御活用ください。</u>
提出期限	令和7年5月2日(金)17時必着 ※提出書類は返却しません

(3) 申込みに関する注意事項

- ① 本要綱に同意できない方は、申込みできません。
- ② 申込みは、法人ごとに行ってください。(事業所単位の申込みは無効です)
また、法人内で優先順位の記載がない又は同一の順位を記載している場合には、受講決定できない場合があります。事業所開設予定でまだ名称が決まっていない場合も、仮称で結構ですので、記載いただき、申込みください。研修受講や郵送等にこの名称を使用しますので、「(仮)」や「(未定)」等にはせず、必ず記載ください。また備考欄に設立予定である旨を記載ください。
- ③ 県外の事業所に配置される予定の方は、本研修を受講できません。
- ④ 受講に際し、配慮(車椅子使用、介助者が付添う等)が必要な場合は、必ず申込みフォームに入力してください。
- ⑤ 申込みは1事業所当たり原則1人としします。また、同一法人内で複数人の申込みをする場合には、申込み時にその方の優先順位(課程ごと)を記載してください。
- ⑥ 申込み期限までに申込み手続きを行わなかった場合(申込み手続きが正常に完了していない場合を含む)や、申込み内容に不備があった場合には、受講者として決定しません。

- ⑦ 実務経験証明書の提出が必要な方について、期限までに提出のない場合、内容に不備のある場合及び「5 研修受講対象者」の実務経験年数を満たす見込みがないと認められる場合は、受講者として決定しません（受講決定後の場合はその決定を取り消します）。
- ⑧ オンデマンド研修の受講には、パソコン等の接続端末（スマホ不可）と、安定したインターネット環境が必要となります。受講決定者には、オンデマンド研修受講に関する同意書を提出していただきます。
- ⑨ 研修参加費納入通知書、テキスト・資料代払込票、テキスト等は、申込み時に記載した法人所在地へ送付します。住所は法人内で1箇所に統一し、記載ください。1箇所に統一されていない場合は、当課で選択し、送付させていただきます。
- ⑩ 7日間課程の方は、受講決定時の通知書に記載されたグループで受講してください（申込み時に希望グループ選択可）。なお、決定された課程及びグループは変更できませんので御注意ください。

(4) 個人情報

① 個人情報の利用目的

申込み時に入力された情報（申込み情報）及び実務経験証明書については、受講者の選定、研修の実施及び各市町相談支援体制整備のために必要な範囲において利用し、申込み者の同意なく利用目的以外には利用しません。

② 個人情報の第三者への提供

- ・利用目的の達成に必要な範囲で、本研修の業務委託先に個人情報を提供します。
- ・受講決定者及び修了者の氏名や所属事業所の情報については、申込み内容に基づく事業所等への配置状況の把握や、各市町相談支援体制の整備のため、県から各市町に提供します。

8 受講者の決定・通知

静岡県障害者政策課長が、実務経験年数や法人ごとの申込み者数、配置予定時期、昨年度の研修受講状況等を勘案し、選考の上決定します（先着順ではありません）。

選考結果は、受講（決定・非決定）通知書として、各法人の長宛てメール送付します。（申込み時に登録したアドレス宛て送付します。郵送による通知は行いません。）

受講決定者には、受講決定の通知に併せて、受講方法や事前課題等について別途御案内します。

9 修了証書等

(1) 証書等の種別

所定の課程を修了した方に、静岡県知事が発行する以下の証書等を交付します。

区 分	交付される証書等
7日間課程を修了した方	修了証書
2日間課程を修了した方	受講証明書

※ 7日間課程の受講決定となった方が3日目以降に欠講した場合であっても、2日間課程の「受講証明書」は交付しません。

※ 2日間課程を修了した方が、次年度以降に相談支援専門員として従事する予定となった場合には、改めて7日間課程を受講する必要があります。

(2) 証書等の交付要件

以下のいずれかに該当する方及び受講決定を取り消された方には、証書等を交付しません。

④以外の項目については、該当した時点で以降の受講を認めないこととしますので御注意ください。

【全受講者】

- ① 受講決定後に提出を求める、オンデマンド研修受講の同意書の提出がない又は同意書の内容を遵守しなかった場合
- ② オンデマンドによる講義動画を配信期間内に視聴しなかった場合
- ③ 課題、提出書類について所定の期限までに提出がない場合、指定様式ではない場合
- ④ 研修参加費及びテキスト・資料代を納付していない場合

【2日間課程受講者】

- ⑤ 実務経験証明書を所定の期限までに提出していない場合
- ⑥ 実務経験証明書の内容に虚偽があった場合

【7日間課程受講者】

- ⑦ 3日目以降の集合研修において、遅刻、離席、途中退席、欠席等により、受講できないカリキュラムがあった場合（公共交通機関の遅延証明書を持参した場合を除く。ただし、遅延証明書は入室を許可するものであり、修了については、別途判断します。）
- ⑧ 指定課題及び実習事例作成に関して、指定期限までに提出がない場合、指定様式以外（過年度様式等）で提出した場合及び事例等に著しい不備が認められた場合
- ⑨ 受講中に私語や居眠り等受講以外の行為を確認した場合、その他研修受講態度としてふさわしくない行為を確認した場合

10 受講費用

受講費用として、研修参加費及びテキスト・資料代を徴収します。

受講費用は、いかなる理由があっても返金しません。（研修カリキュラムを全部又は一部受講できなかった場合にあっては返金しません。）

区 分	7 日間課程	2 日間課程	支払い方法・期限
研修参加費	50,000円	25,000円	納入通知書（インボイス対象外）による静岡県への支払 静岡県から研修申込み時に記載した法人所在地へ納入通知書を送付します。通知書記載の期限までに納付してください。
テキスト・資料代	5,700円	3,700円	コンビニ専用払込票（インボイス対応）による（福）あしたか太陽の丘への支払 研修参加費の納入通知書とは別に、（福）あしたか太陽の丘から研修申込み時に記載した法人所在地へ払込票を送付します。払込票記載の期限までに納付してください。

11 配置(届出)に要する実務経験の確認について

「5 研修受講対象者」の注意事項に示したように、本研修の受講に当たって必要な実務経験と、事業所に配置(届出)するために必要な実務経験は異なります。

例えば、児童発達支援管理責任者については、研修は老人福祉施設等の経験だけでも受講できますが、配置(届出)するためには障害者・障害児に対する実務が必要となるなどの違いがあるため、「研修受講＝配置(届出)可」ではないことに御留意ください。

相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置(届出)に必要な実務経験の判断に不安がある場合は、必ず下記の各指定機関へ確認いただくようお願いします。

相談支援専門員	事業種別	事業所の所在地	問合せ先（指定機関）
	特定相談支援 障害児相談支援	各市町	各市町障害福祉担当課
	一般相談支援	静岡市内	静岡市障害者支援推進課 054-221-1098 shougai-support@city.shizuoka.lg.jp
		浜松市内	浜松市障害保健福祉課 053-457-2860 syoghuku-shidou@city.hamamatsu.shizuoka.jp
		上記以外	静岡県福祉指導課 <u>問合せについてはメールにてお願いします。</u> shougai-shidou@pref.shizuoka.lg.jp (連絡先 054-221-3772)
サービス 管理責任者 及び 児童発達支援 管理責任者	事業所の所在地		問合せ先（指定機関）
	静岡市内		静岡市障害者支援推進課 054-221-1098 shougai-support@city.shizuoka.lg.jp
	浜松市内		浜松市障害保健福祉課 053-457-2860 syoghuku-shidou@city.hamamatsu.shizuoka.jp
	上記以外		静岡県福祉指導課 <u>問合せについてはメールにてお願いします。</u> shougai-shidou@pref.shizuoka.lg.jp (連絡先 054-221-3772)

12 問合せ先

確認したい内容に応じて、必ず本要綱を参照の上、以下の連絡先へお問い合わせください。

確認したい内容	連絡先
下記に関すること ・申込み方法 （ふじのくに電子申請サービス） ・受講に必要な実務経験 ・実務経験証明書 ・受講決定 等	静岡県障害者政策課障害者政策班 メール shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp ※募集期間中は問い合わせが集中します。 順番での回答となるため、 <u>必ずメールでお問い合わせ</u> <u>ください</u> 。その際所属とお名前を明記してください。 （緊急連絡先 054-221-2352）
研修の内容に関すること	社会福祉法人あしたか太陽の丘 研修センター 担当 工藤、美濃部、上島 電話番号 055-923-7850(代表) （受付時間：平日 9:00～17:00）

1 ガイダンス（研修獲得目標、 本研修の位置付け）

一般社団法人 たけのこ
櫻井 郁也

講義 1 研修ガイダンス

- ① 本研修の獲得目標
- ② プログラムの概要
- ③ 学びの見取り図
～人材育成ビジョンと本研修の位置づけ

静岡県中西部発達障害者支援センターCOCO 櫻井郁也
一般社団法人たけのこ

1

本科目の概要と獲得目標

【概要】

- ① 相談支援専門員の人材育成体系とその方法、その中での本研修の位置づけと獲得目標について講義を行う。
- ② 本研修の科目概要と科目間の相関について講義を行う。
- ③ 静岡県人材育成ビジョンに関する講義を行う。

【獲得目標】

- ① 初任者研修の狙いや獲得目標、7日間を通して学ぶことなどの初任者研修の構造と内容を把握し、本研修に臨む姿勢や方法を理解する。
- ② 本研修が相談支援専門員の人材育成体系の一部であることとその全体の中での位置づけを知り、継続的な学びの必要性を認識する。

2

このセッションの流れ（60分）

1 本研修の獲得目標

相談支援従事者初任者研修で学ぶことを理解する

2 プログラムの概要

その理解のために、7日間を通してどんな学びや取り組みをするかという見通しをもつ

3 学びの見取り図～人材育成ビジョンと本研修の位置づけ

障害福祉に携わる者としてのキャリアイメージをもつ

サビ児管取得予定のみなさんにも共通するものです（サビ児管研修でも同様のガイダンスがあります）。

相談支援専門員についての知識を得るとともに、
障害福祉従事者としてのイメージを形成する時間です。

1 本研修の獲得目標

初任者研修ってなんだ？？

サービス等利用計画の
書き方を教えてくれる？

計画相談のやりかたを
教えてくれる？

ケアマネジメントを
教えてくれる？

ソーシャルワークの
ことを教えてくれる？

受けたら計画相談が
できるようになる？

受けたら、良いサービス等利用
計画が書けるようになる？

1 本研修の獲得目標

技術だけでなく、「そもそも」のことに目を向ける

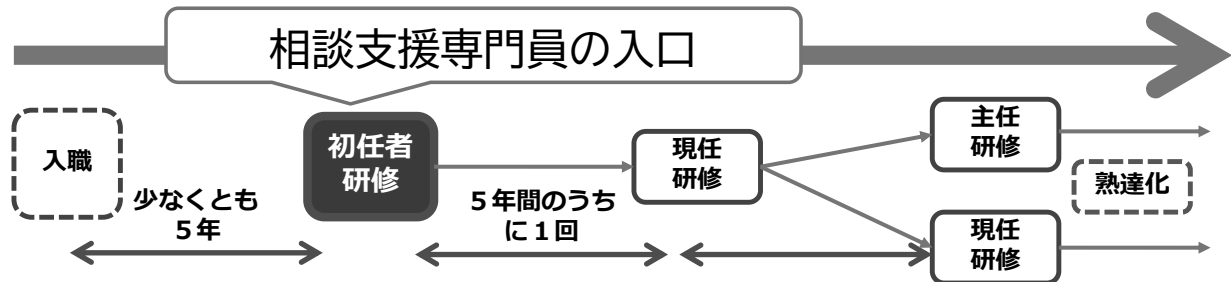
- ・そもそも、相談支援って何のための仕事なの？
- ・どんなことをする仕事なの？
- ・その仕事ができるようになるにはどうしたらいいの？

学びかた、育ちかたに目を向ける

- ・教えてもらってどういうこと？
- ・先生がいて授業を聞いたり、与えられた問題を解くのが勉強なの？
- ・現場に戻ったら、誰かが答え合わせしてくれるのかなあ？

5

1 本研修の獲得目標



獲得目標

- ① 地域を基盤としたソーシャルワークとしての障害者相談支援の価値と知識を理解する
- ② 基本相談支援の理論と実際を理解し、障害者ケアマネジメントのスキルを獲得する
- ③ 計画相談支援の実施に関する実務を理解し、一連の業務ができる
- ④ 地域づくりとその核となる（自立支援）協議会の役割と機能を理解する

6

1 相談支援の役割・ミッションとは

障害のある人がその人らしく
地域で暮らせるように



地域を基盤としたソーシャルワーク

個別の支援

地域づくり

相談支援専門員は、**障害児者の自立の促進と共生社会の実現に向けた支援を実施することが望まれている**。そのためには、ソーシャルワークの担い手としてスキル・知識を高めつつ、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民当との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められている。また、将来的には、社会経済や雇用情勢などを含め、幅広い見識を有する**ソーシャルワーカーとしての活躍が期待される**。

（「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめより）

7

1 相談支援の役割・ミッションとは

障害のある人がその人らしく
地域で暮らせるように

どういう姿勢
で臨めばいいの？



地域を基盤としたソーシャルワーク

個別の支援

地域づくり

本人のことを
理解して、

話をよく聞き、
いい関係を作り、

色々な手段、資
源を使いながら

本人と一緒に
ゴール(目標)を
定めて

具体的に
どうするの？

そのゴール
をめざす

どうしたら
私でもできる
ようになる？

その過程を「可視化する」

なぜ、そういう活動
(仕事)が必要なの？

8

2 プログラムの概要～どんな学びをするか

今回、講師が教えることをちゃんと消化すれば、
仕事ができる人になれる

講師のミッションは、
みなさんを仕事ができる人にすることだ

法定研修であるこの初任者研修には
仕事ができるようになる全てが網羅されている

7日間がんばってこの研修を受けたら、
現場に戻って仕事ができるようになる

9

2 プログラムの概要～どんな学びをするか

講師が教えることをちゃんと受け取りさえすれば
仕事ができる人になるのではありません

講師がみなさんを仕事ができる人
にするのではありません

★「習う」ことに慣れすぎていませんか？

★学びとは

- ・自ら発見する（気づく）
- ・気づいたことを定着させる。

- ・自身が「問い」をもって聴く、参加する
- ・啓示は降りてきません。意識すると気づきます
- ・正しい答えはひとつではありません。ビビらず、積極的に参加しましょう。

自ら主体的に学んだことこそ真に血となり肉となります

10

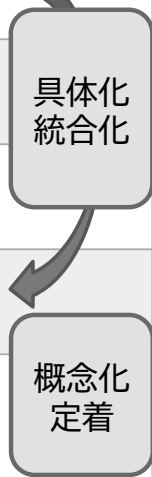
2 プログラムの概要～どんな学びをするか

日程	カリキュラム	内容
1/2	講義	・必要な学びの構造や内容を提示する ・具体的な中味を知る
3/4	演習1	・自分で体験してみる(試してみる) ・主体的に参加してモデルを学ぶ
INT	実習	・演習1で学んだことを自地域で体験する ・実地の複雑性の中で実践的に学ぶ
5	演習2-1	・自らの実践を言語化し、表現する ・多様な視点で検討し、新たな気づきを持つ
INT	実習	・演習2-1での気づきを元に自地域で体験を深める ・実地の複雑性の中で実践的に学ぶ
6/7	演習2-2 演習3 演習4	・自らの実践を言語化し、表現する ・多様な視点で検討し、さらなる気づきを得る ・これまで学んだことの定着を図る ・研修の振り返りを行い、今後の実践への指針を得る

11

2 プログラムの概要～どんな学びをするか

項目	内容	
講義	相談支援の目的/基本的視点/必要な技術	価値
	相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス/障害児者の福祉制度とサービス/相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点	理論 知識
演習	ケアマネジメントに必要な視点と技術	技術
	実習課題に基づくアセスメントの検討	実践
	ケアマネジメントプロセスの定着演習	
実習	相談支援基礎技術実習	体験 応用



12

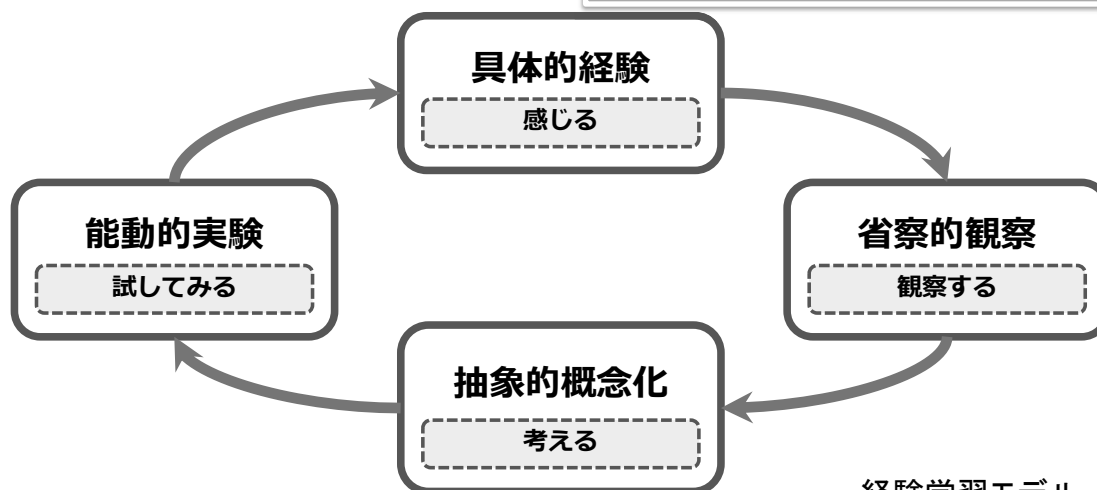
2 プログラムの概要～どんな学びをするか

この研修で仕事ができるようになる
全てが網羅されているわけではありません

この研修を修了しさえすれば、現場に戻ってすぐ
仕事ができるようになるわけではありません

- ★内容だけでなく、「学びの構え」も持ち帰りましょう
- ★地域の中での「学びの場」を探していきましょう
- ★継続的な学びが重要です！

研修が終わってからが重要！



経験学習モデル: コルブ¹³

3 学びの見取り図 ～静岡県人材育成ビジョン

静岡県では、第4次静岡県障害者計画（2018年4月～2022年3月）の中で、①共生社会の実現、②自立生活の実現、③安心・安全の実現、を基本理念として掲げ、障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現を目指しています。

障害のある人が、地域でその人らしく暮らすためには、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと様々な社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、更には社会資源の改善及び開発を推進する「障害者ケアマネジメント」が必要です。

また、障害のある人が、県内のどこにいても、一定の質が担保された障害福祉サービスを受けるためには、官民一体となって障害福祉人材の資質の向上に取り組んでいくことが不可欠です。

そこで、静岡県障害者自立支援協議会人材養成部会では、ソーシャルワーカーとして「障害者ケアマネジメント」を実行できる人材像を示し、その育成を図るための研修内容や体制等の構築に関する提言を「静岡県障害福祉人材育成ビジョン」としてとりまとめました。

このビジョンは、「制度がどんなに変わっても人材育成の目指すべき方向性は変わらない」という信念の下、相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者のみならず「障害福祉従事者」全体の人材育成に係る大局観を示したものです。

今後はこのビジョンを踏まえて法定研修・任意研修を実施するとともに、障害福祉従事者等の連携を深め、研修体制の整備と併せて障害福祉従事者の資質や技術の向上を図っていくことが重要です。

3 学びの見取り図 ～障害福祉従事者に求められるもの

静岡県人材育成ビジョン

価値

障害福祉従事者が専門職として活動実践を行う上で、何を大切にし、理念や目標とするかを規定するもの

本人中心・人権・職業倫理/エンパワメント・ストレングス 等

知識

活動実践を行うための社会資源や制度等の専門的知識及び支援アプローチ

実践理論・法制度・地域システム・特性、認知、発達、行動 等

技術

援助場面において本人の目標を達成するため、援助活動に直接活かされる技能や、予め体得しておくべき資質や能力

関係形成・ケアマネジメント・ケースワーク・チームアプローチ等

15

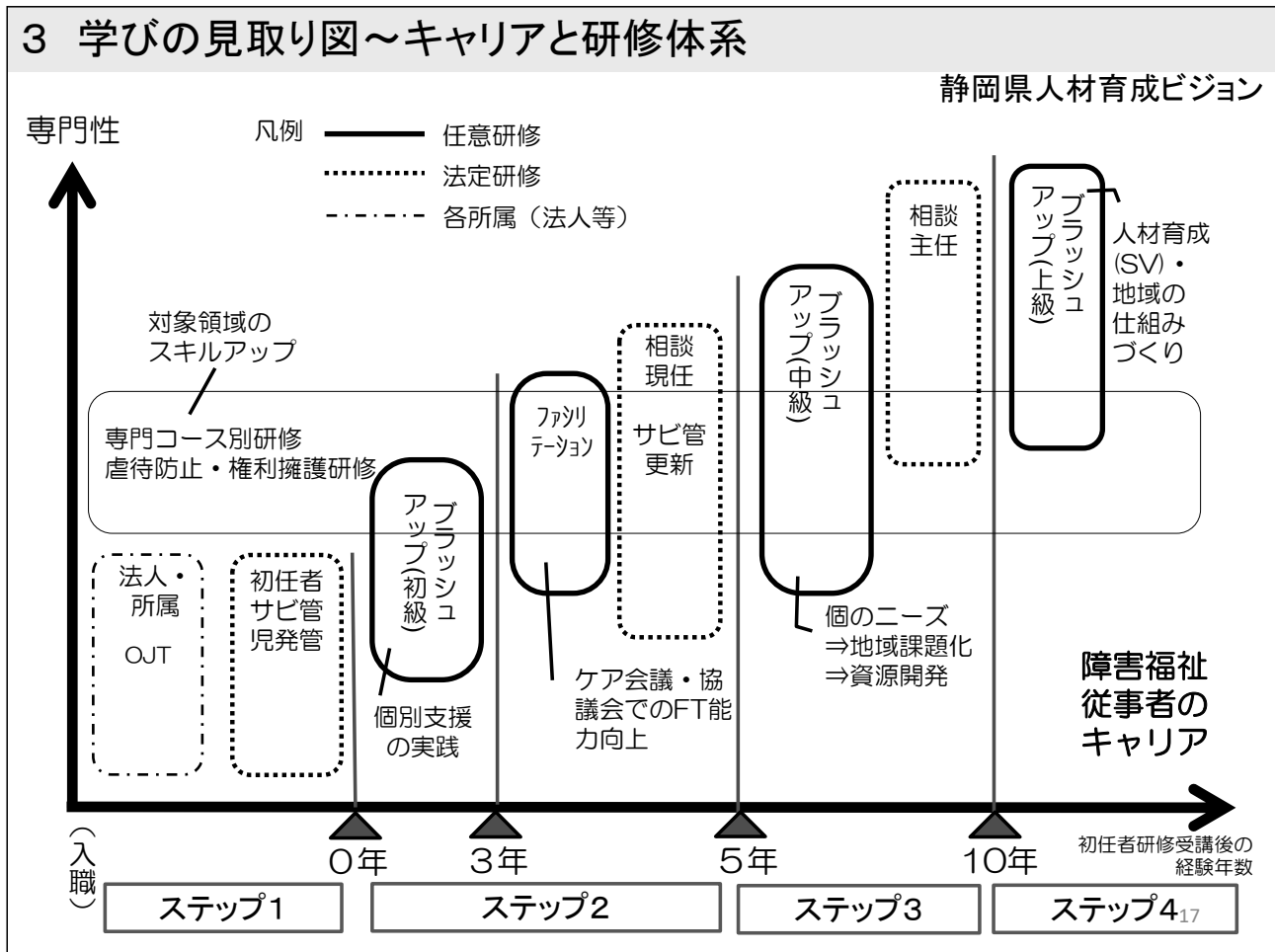
3 学びの見取り図～研修の関係性

静岡県人材育成ビジョン

研修区分と主テーマ		研修内容 (≡キャリア形成の姿)	主な活動フィールド (重層的な相談支援体制)	相談支援従事者 研修内の実習
主任相談 支援専門員	ソーシャル アクション	県全体の仕組み・体制整備 ステップ4 ・社会資源開発・改善促進 ・地域課題解決の仕組みづくり ・中核的人材育成	県自立支援協議会 第3層（市町～圏域） 基幹相談支援センター、 自立支援協議会事務局	・初任/現任研修の企画、講師 ・初任/現任研修受講者への指導、助言 ・つながりを形成
現任 サビ管更新	ソーシャル ワーク	ステップ3 ・地域のネットワークづくり ・自事業所でのOJT	第2層（現場～市町） 委託相談、障害福祉サービス事業所	・基幹からの助言やスーパービジョン ・地域の協議会への参画 等
初任者 サビ管 基礎 実践	ケース ワーク	ステップ2 ・本人中心の支援 ・地域との関係づくり ・ファシリテーションスキルの活用	第1層（現場） 特定相談、一般相談、 障害福祉サービス事業所	

16

3 学びの見取り図～キャリアと研修体系



まとめ～本セッションのポイント

- ① 相談支援従事者の役割・ミッションについてとらえることができたか？
- ② 本研修で獲得すべきポイントは理解できましたか？
- ③ 今から、7日間の研修に対する姿勢、覚悟は備わりましたか？

さあ、研修のスタートです。

出会いと学びを大切に
講義・演習で具体的に深めていきましょう！

2 相談支援（障害児者支援） の目的

(N) 清水障害者サポートセンターそら

山本 忠広

相談支援の目的

障害者の地域生活、自立と社会参加

どんな障害があっても、地域社会で障害者自身が主体的に生活していくことが大切です

三名の障害者自身の生の声を聞き、それぞれの基本的な障害と共にそれぞれの生活環境の中から見えてくる個々の生活課題について知るなか、相談支援の目的はどうあるべきかについて理解を深める場とします

1

事例提供者

事例提供者

- ・望月 亜矢子 氏 自立生活センター富士
- ・深野 晶子 氏
- ・神谷 京子 氏 静岡県サルコ友の会

コーディネーター

NPO法人 清水障害者サポートセンター そら 山本 忠広

2



障害の理解 (身体障害)

自立生活センター富士
望月亜矢子

頸髄損傷とは。。。どんな症状？

四肢麻痺(完全麻痺)

手足を動かず、痛み温度
を感じない為褥瘡に注意

起立性低血圧

電動ベッド(3モーター)
電動車いす(ティルト・リクライ)

体温調節ができない

汗をかけないため暑さ寒さ
に弱くエアコンが必須

肺活量が少ない

排痰が難しいため、風邪
をひかないよう管理必要

排泄機能

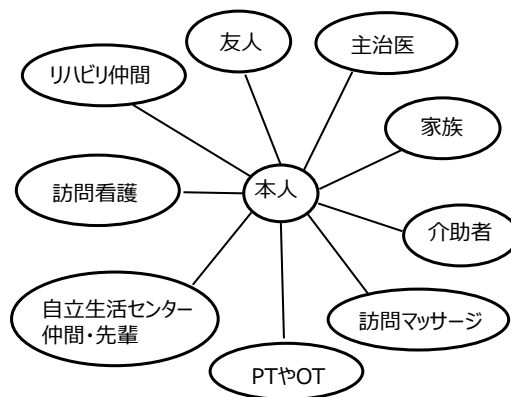
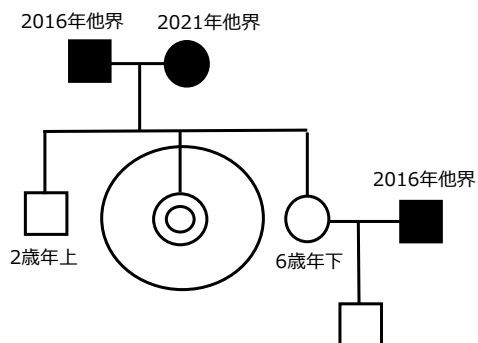
私の場合排尿は膀胱瘻
排便はストマー

頸髄損傷(通称ケイソン) 受傷後の生い立ち

2000年4月(26歳)	・交通事故により頸髄損傷(中途障害者) 重篤で人工呼吸器や気管切開
2000年6月	・地元のリハビリテーション病院へ転院 <u>駐車場で外来で通っていた頸髄損傷の方と出会う(ロールモデル)</u>
2000年8月	・所沢の国立身体障害者リハビリ病院へ転院 自分と向き合う時間となる(障害の受容)
2001年4月(27歳)	・富士市の自宅へ戻る ヘルパーさんのお子さんや近所の小中学生に勉強を教えたり、書道を習う
2002年11月(28歳)	・国立伊東重度障害者センターというリハビリ施設で2年10か月過ごす 週2回のトイレ・入浴 (医学モデル的なリハビリ) 自分より重度な仲間や先輩と出会う

2005年9月(31歳)	・富士市の自宅に戻る 住宅改修(トイレ・シャワールーム・洗面台) 母親、妹、ヘルパーさんの介助のもと自宅で暮らす
2005年12月	・脊髄空洞症になる(進行性の病気: 2次障害の受容) 東京の慈恵医大でオペ ⇒進行が止まるが疼痛がはじまる
2006年4月(32歳)	・自立生活センターにスタッフとして関わりだす <u>研修や講座に参加いろいろな障害者と出会う(ロールモデル)</u>
2010年(36歳)	・1人暮らしをする(アパート 1LDK) 3つのヘルパー派遣事業所、移送業者、訪問看護のサポート
2012年(38歳)	・警察にも相談したが、自宅での生活になる
2014年(40歳)	・自薦ヘルパーの介助のもと、重度訪問介護サービスで生活始める
2015年(41歳)	・ストマーにする (QOL生活の質の向上)
2016年(42歳)	・自立生活センター富士を立ち上げる(社会モデルを伝える活動)
2019年(45歳)	・脊髄空洞症が進行し、オペをDrから提案されるがオペを選ばず
～現在	・自立生活センター富士で仲間と活動し、自分らしい生活を満喫中

ジェノグラム(家系図) と エコマップ



1人暮らし時の 社会資源 (2010年)

【障害程度区分】
区分6

【居宅介護】
身体 1 1 0 時間/月
家事 3 5 時間/月

【移動支援】
6 0 時間/月

【訪問看護】
2 回/週

※ 3つの介護事業所と契約
多い時は20人位のヘルパーさんと
関わっていた時期もある

朝介助 7:30-9:30
身体1.5 家事0.5

夜介助 18:00-20:30(21:00)
身体1.5 家事0.5
身体2.5 家事0.5
(週2-3回入浴日)

余暇・外出 お昼介助や土日の外出

訪問看護 月曜・木曜 排便日
ケア交換 4週に1回

今の暮らし 社会資源 (2023年)

【障害支援区分】
区分6

【重度訪問介護】
重度訪問介護：744h
(移動加算：124h)
(同行支援可：3人360h)
(2人介護可)

【訪問マッサージ】週2回
【訪問看護】3週に1回
カテーテル交換
24時間対応(緊急時)

★日常生活用具
電動ベッド、シャワーチェア
リフター・蓄尿袋・蓄便袋など
★補装具
電動車いす、座位保持装置

※日勤9:00-19:00と
夜勤19:00-翌9:00の2交代制

※**重度訪問介護**
長時間の見守りを含み、
介助の内容が限定されない

※**自薦ヘルパー**
障害者自身で確保した介助者を
自分専用であるけれど制度上の
ヘルパー(=自薦の登録ヘルパー)
として利用する仕組みが設計されている
●ただし、雇い入れる障害者が
労働基準法などを守って適切に行えるか
の審査はある

地域であたりまえの生活を！

【自立生活センター富士の活動】

- 自立生活プログラム
- ピアカウンセリング
- 個別相談
- 啓発活動・権利擁護活動
- 福祉教育・講演活動など

静岡県CIL協議会:県内7団体が加盟

ご清聴ありがとうございました((´▽`*))



精神疾患を抱える私のリカバリーストーリー



～自立と社会参加について～

精神疾患を抱える人たちの現状

- 全国で約420万人いる。
(平成29年度厚生労働省調査)
- 生涯を通して約5人に1人の割合で精神疾患にかかると言われている。



私の病気

・統合失調症、罹患歴16年



・症状：急性期...激しい妄想・幻聴

消耗期...よだれが垂れる・倦怠感など(薬による副作用)、
意欲の低下

慢性期...身体が疲れやすい、睡眠の乱れ、
季節による体調の変化、ストレスへの耐性の低さ
体のふるえ(薬の副作用)

持ち続けた希望「また社会へ！」

・家族の支え



・同じ病気をもった友人との出会い



・失敗を繰り返した就労の経験



・ピア(仲間)活動



自立と社会参加

- 自分がもっていたもの
- 人との出会い
- 自立もいろいろある
- 社会の反応について 今の自身の実感



相談するって難しい

- どこへいけばいい？
- 誰にはなせばいい？
- ちゃんと聞いてくれるかな？
- 聞いてくれると安心する



共生社会とは

「そのひとを知ることから始まる」

「同じにんげんとしての視点をもつ」

ご清聴ありがとうございました

サルコイドーシスとは

『サルコイドーシス』は約100年以上も前に、イギリスで皮膚の病気として発見されました。その後研究が進み、この病気は、おもに類上皮細胞やリンパ球などの集合でできた「肉芽腫」という結節が、リンパ節、目、肺、心臓などの、全身のさまざまな臓器にできてくる病気であることがわかりました。「サルコイド」はラテン語で「肉のようなもの」という意味で、「サルコイドーシス」とはそれが全身にできてくる疾患であることを意味しています。

「静岡県サルコ友の会」について

「静岡県サルコ友の会」は平成21年10月3日に発足いたしました。

サルコイドーシスという病気は、主に類上皮細胞やリンパ球などの細胞が集合してできた「肉芽腫」という結節が、リンパ節、目、肺など全身のさまざまな臓器に出来てくる病気です。侵される部位で多いのは、肺、リンパ節、心臓、神経、筋肉、骨、関節、腎臓などです。症した部位によって、視力低下、皮膚の発疹、不整脈などの症状が現れます。

この病気は原因が分かっていないために治療法も確立されていません。その為に難病として認定され、国の特定疾患のひとつに加えられています。

「静岡県サルコ友の会」は同じ難病を抱えた患者同士が集い、情報交換をしながら、病気のことをより深く知り、お互いに支えあうことを目的に設立されました。

高齢になってから発症する方が多いので、悩みを共有し引き籠りにならないように交流の機会を増やし、会員一人一人のところに寄り添い助け合う事が出来るような活動を行うのが目標です。

〒424-0405

清水区茂野島608-2

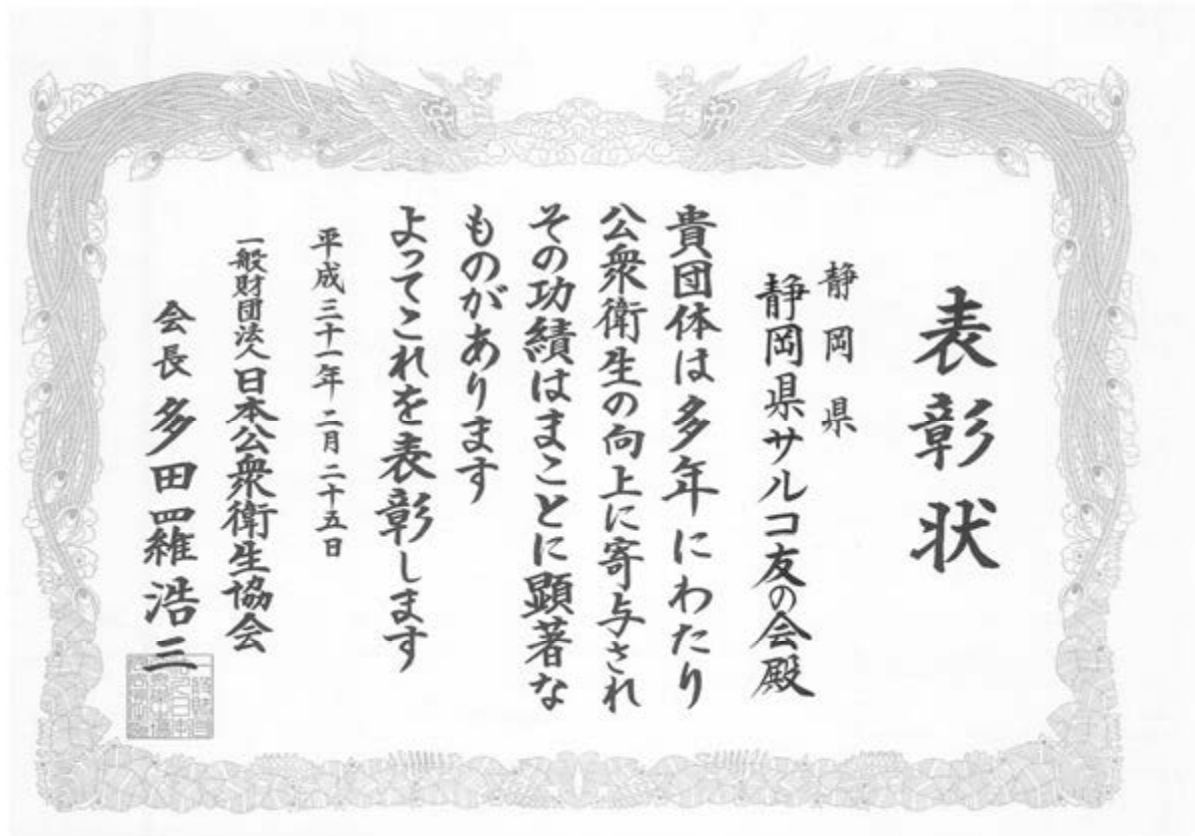
静岡県サルコ友の会

会長 神谷京子

TEL/FAX 054-396-3378

携帯 090-7699-4014

shizuokaken-saruko@silk.plala.or.jp



平成 30 年度 『公衆衛生協会長賞』



第二十七号

表彰状

静岡県サルコ友の会 殿

あなたがたは治療法が確立されていない多臓器
疾患の難病サルコイドシスを罹患している
人たちが集い情報交換できる場を持ちたいと
神谷京子氏を中心に二〇〇九年に静岡県で患者会を
発足しました。同県であり知られていなかった同病に
ついて署名活動や講演会などを通じて世間に広め
専門医を招いた医療講演会を開催し正しい理解の
普及に努めるなど同病に苦しむ患者や同じ悩みを
抱える家族に寄り添い支える活動を続けています
よってここにあなたがたの功績をたたえこれを
表彰します

二〇一九年十一月二十五日

公益財団法人 社会貢献支援財団

会長 安倍昭恵



平成 31 年度 「社会功労者」



令和4年度 『共生通問』



3月3日に川勝県知事が来てくれました。

静岡県

ヘルプマークを知っていますか？
援助が必要な方のためのマークです。



外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。
このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、
困っているようであれば声をかける等、
思いやりのある行動をお願いします。

下記ホームページよりダウンロードしたポスターを印刷・複製・転載などしていただけるようご協力をお願いしています。
ダウンロードURL: <http://www.pref.shizuoka.jp/issue/104-013/shizugapm/zipen/index.html>



3 相談支援（障害児者支援）の 基本的視点①

(N) 障害者生活支援センターおのころ島
井出 一史

相談支援の基本的視点

CONTENTS

- ・障害者運動と障害者福祉の変遷
- ・自立・障害の概念が変わった
- ・障害者相談支援とは(目的と役割)
- ・相談支援専門員に求められる資質・スキル
- ・相談支援におけるエンパワメント&アドボカシー
- ・権利条約のポイント～差別とは？

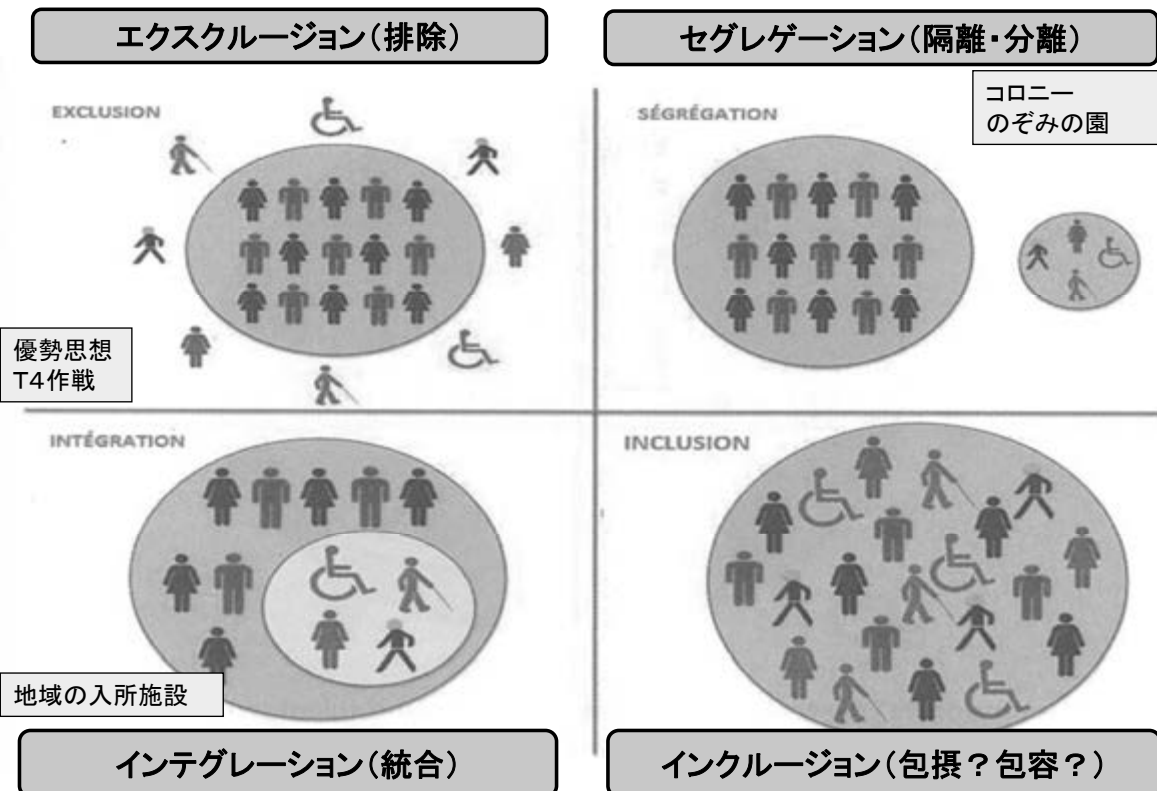
NPO法人 障害者生活支援センター おのころ島
井出一史

相談支援の8つの基本的視点

- ①個別性の重視
- ②生活者視点・QOLの重視
- ③本人主体・本人中心
- ④自己決定(意思決定)支援・セルフケアマネジメント支援
- ⑤エンパワメント・リカバリーの視点・ストレングスへの着目
- ⑥権利擁護
- ⑦多職種連携・チームアプローチ
- ⑧地域づくり・スティグマへのアプローチ

障害者運動と 障害者福祉の変遷

3



LES AVIS DU CONSEIL ÉCONOMIQUE, SOCIAL ET ENVIRONNEMENTAL

Mieux accompagner et inclure les personnes en situation de handicap: un défi, une nécessité (2014, p24)の図を基に一木玲子作成(2015, 9, 20)

ちょっとブレイク！

優生思想と社会防衛思想

- 優生思想って？

障害に関する遺伝要因を重視して、遺伝子のうち優良とされているものを増加して、劣等とされているものを減少させる優生学に基盤をおいた思想。

不妊手術、婚姻の禁止、出生前診断など。

- 社会防衛思想って？

多数の国民を守るために少数の障害のある人や病者が排除されるのは当然という考えで、公衆衛生対策の中でも、感染症対策精神障害者対策に受け入れられていた歴史がある。

らい予防法の問題では、予防や治療に関する隔離の有効性の医学的根拠が極めて乏しくなっても、制度としての隔離や収容政策が近年まで存続した。

※らい予防法・優生保護法は、1996年に廃止 ➡ 母体保護法。

障害者運動と障害者福祉の変遷

60年代 高度経済成長と障害者

※高度経済成長期では、その大きな流れの歪の一つとして
脊髄損傷など近代型の中途障害者の発生が目立った



- ・労働災害(新幹線・高速道路・高層ビル等の建設ラッシュetc)
- ・交通事故(モータリゼーション)
- ・スポーツ事故(体操・格闘技・水泳・スキーetc)
- ・薬害



社会復帰

障害者運動と障害者福祉の変遷

70年代 当事者運動の本格化

車いす市民全国集会

(73年 仙台「車椅子体験旅行と交流集会」)

生活課題の整理と対策 ➡ 障害者運動



権利擁護、生活圏拡大、介護保障、移動と交通、
住宅、就学、就労、女性障害者問題、結婚、性
※市民啓発、福祉教育、ボランティア育成

障害者運動と障害者福祉の変遷

70年代 自立生活運動の萌芽

・エド・ロバーツ(カリフォルニア大学バークレー校)が
「自立生活センター」設立(Center For Independent Living)

自立生活運動

障害がある人が自己決定に基づき、選択権の拡充と生活の
質の向上を求めながら、主体的な生活を営むことを目指す

自立(自律)とは

身辺自立あるいは経済的自立を条件とした概念から脱皮して、
自己決定権の行使による自己実現と社会参加を果たそうと
する主体的努力を社会的に位置づけるもの

障害者運動と障害者福祉の変遷

80年代 自立生活運動の展開(施設から地域へ)

米国自立生活(IL)運動の影響



CIL(自立生活センター)の広がり

※1980国際障害分類(ICIDH)=WHO

1981国際障害者年(IYDP)



「国連障害者の10年」

障害者運動と障害者福祉の変遷

90年代 国連障害者の10年

・1991米国ADA法制定(障害者の公民権法)

・DPI設立

※厚生省が障害者自身による

障害者支援の重要性を認識



・1996「市町村障害者生活支援事業」

PCおよびILPの導入

・1996優生保護法廃止 ➡ 母体保護法

※2001国際生活機能分類(ICF)=WHO

障害者運動と障害者福祉の変遷

2000年代 社会福祉基礎構造改革

個人が住み慣れた地域において、人としての尊厳をもって、
その人らしい自立した生活ができるように支える

自己選択、自己決定、自己責任の上で、
介助サービスを利用しながら、地域で生活
していく「自立」の概念。



措置から契約へ

※2001国際生活機能分類(ICF)=WHO

障害者運動と障害者福祉の変遷

2000年代

- ・2000年 介護保険
- ・2003年 支援費制度
- ・2005年 障害者自立支援法※
- ・2006年 国連障害者権利条約採択
- ・2007年 同条約日本署名

障害者自立支援法違憲訴訟



- ・2010年 基本合意

措置制度から契約制度へ

措置制度

- ◆行政がサービスの内容や事業者を決定（行政処分）
- ◆税財源



平成
15
年
4
月

支援費制度

- ◆利用者が自分でサービスを選び、事業者と契約
- ◆税財源
- ◆応能負担 本人・扶養義務者の2本建て
- ◆サービス量を保障
- ◆ケアマネジメントが重要

介護保険

- ◆利用者が自分でサービスを選び、事業者と契約
- ◆保険料＋税
- ◆応益負担 利用額の1割
- ◆サービス限度額を保障
- ◆ケアマネジメントが必須
- ◆外出に関するものがない

支援費制度の問題点

- ・地域における生活支援体制の未整備（社会資源がない）
- ・情報提供・周知
- ・障害や自立に対する理解
- ・財源の確保→介護保険との統合問題

障害者運動と障害者福祉の変遷

2000年代

※基本合意 ⇨ 2013年8月までに

○自立支援法を廃止し（総合福祉法）を制定



障がい者制度改革推進会議

○権利条約批准に向けて国内法を整備



（差別禁止法）

・2011年 障害者基本法抜本改正

障害者運動と障害者福祉の変遷

2000年代

- ・2012年 障害者虐待防止法
- ・2013年 障害者総合支援法
障害者差別解消法



- ・2014年 国連障害者権利条約批准(141番目)

日本国憲法

障害者権利条約

(2006年国連で採択／2014年に批准)

障害者基本法

(2011年に条約批准のための大幅改正)

障害を理由とする差別の禁止(4条)

障害者差別解消法

(2013年制定)

“障害者基本法第4条を具
体化”

障害者雇用促進法

(2013年改正)

“権利条約対応のための
改正”

障害者福祉の変遷(ポイント)

1981年の国際障害者年以降、国連障害者の10年を経、障害者の社会参加は飛躍的に進んだ。そして我が国では2000年の社会福祉基礎構造改革を大きな転機とし、「自立」の概念が変わり福祉制度に大きな変化が生まれた。

※措置から契約へ=介護保険・支援費制度

福祉サービスの市場開放

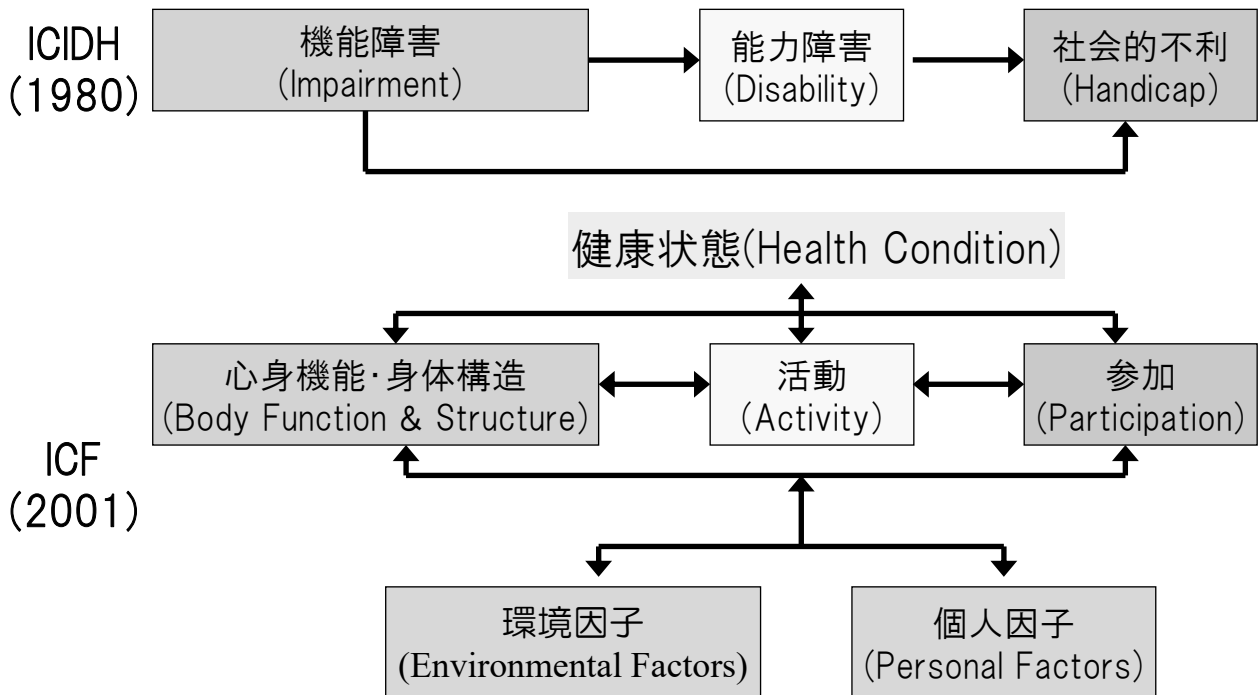
2006年の障害者権利条約採択以降は国内法も世界標準に焦点を合わせ、障害者の権利が守られる社会へと様々な制度改革が進められた。

※障害の概念=医学モデルから社会モデルへ

※インテグレーションからインクルージョン

自立・障害の概念が変わった

WHOによる障害の概念モデル



個人因子と環境因子からみた障害の違い

- 持って生まれた性格など個人因子を基本とし、本人の障害種別および基本的障害特性をもとにどのような環境（両親や家族関係・両親が育った環境・育った時代・育った地域・他）によって個人の人格が形成されたのか。
- また中途障害の場合も前述と同様に個人を理解しなければならないが、大切な点は障害を持った時点での環境とその時点を境にその前後の環境のギャップを理解することが大切。

自立生活運動とは？

- 障害がある人が自己決定に基づき、選択権の拡充と生活の質の向上を求めながら、主体的な生活を営むことを目指す活動や運動
- 1970年代 カリフォルニア大学バークレー校で
エド・ロバーツが学内に介助サービス等を提供
→ 「自立生活センター」を設立
(Center For Independent Living)
- 自立 ⇨ 身辺自立あるいは経済的自立を条件とした概念から脱皮して、自己決定権の行使による自己実現と社会参加を果たそうとする主体的努力を社会的に位置づけるもの

自立生活運動が時代を変えた

1. 自立の概念 ⇨ 自立から自律へ
社会福祉基礎構造改革⇨措置から契約へ
2. 障害の概念 ⇨ 医学モデルから社会モデルへ
3. 差別の定義 ⇨ 直接差別・間接差別・合理的配慮の欠如
4. インクルージョンの原則

自立とは？

「自立」・・・自分を律すること(自律)



「自立」は、自己選択、自己決定、自己責任のもと自己実現を目指し地域で自分らしく生活すること。(社会参加)

- これまで医療で絶対視されていた
「ADL(日常生活動作)の自立」という自立観
⇒「QOL(生活の質)の向上」
- どんな重度の障害者でも自立はあり得る。

障害の概念が変わった 障害者の自立生活運動が主張してきたこと

問題は、障害は障害者個人にあるのではなく、社会の側にあるという「社会モデル」の主張であり、それまでの障害者に対する見方を180度転換させるものだった。

それまで、障害者は社会の規範からはみ出した者であり、できるだけ社会の基準に合うように障害者自身が変わる努力をすることが求められ、リハビリテーションもその視点から行われてきた。

身辺自立のためにリハビリテーションが最も大切なことと考えられていた。 ⇨「医学モデル」

自立生活運動では、障害を持つ個人が訓練で矯正されるべきでなく、障害のある人が困難になるような状況を作り出している社会、たとえば、道路の段差、障害のある人には使えない交通機関、視覚障害のある人には読めない案内板があることを許している社会の側が問題であると捉えてきた。

ちょっとブレイク！ 医学モデル

障害というのは障害者個人の問題だとする考え方。社会的不利が起きている原因は、足が動かないとか目が見えないといった機能障害や、能力障害にある。だから、どんなに障害を持つ人が困っても、原因は障害者個人の機能障害、能力障害にあるから、国には責任はないという考え方。この考え方では、社会的不利は、社会が差別したということにはならず、人権問題にはならない。障害者は保護の対象でしかなく、権利の主体という概念は生まれない。

ちょっとブレイク！ 社会モデル

障害は社会の側にあるという考え方。車いすの人が2階にいけないのはエレベーターがないためであり、エレベーターがあれば1人で2階にあがれるので障害はなくなる。機能障害に着目するのではなく、個人と社会環境とに着目し、制約を生んでいるのは社会環境に問題があるという考え方。

イギリスの障害学では、障害者とは社会の障害物、社会の障壁によってその能力を発揮する機会を奪われた人たちと定義している。

ちょっとブレイク！

先進諸国の障害者人口

○障害者人口の国際比較

日本の障害者は964.7万人（人口比7.6%）

アメリカは4300万人（人口比14%程度）

スウェーデンは20%

オランダ、デンマーク、イギリス、ドイツ、フランス

などヨーロッパ諸国は軒並み15%以上

日本だけが極端に少ないのはなぜ？

障害者相談支援とは
（目的と役割）

障害者相談支援とは(目的と役割)

相談支援専門員は、利用者が地域で自立した生活を送るために、抱えている課題を的確に捉え、解決するための目標を設定し、目標達成に向けた道筋を描き、その実現のために支援していくことが役割です。

その役割を果たすため、相談支援専門員として次のような基本姿勢が重要です。

相談支援専門員に求められる姿勢

- ・利用者の自立支援への姿勢
- ・信頼関係を築く姿勢
- ・利用者の不安を和らげる姿勢
- ・事例を個別化してとらえる姿勢
- ・感情をコントロールする姿勢
- ・利用者を受容する姿勢
- ・利用者の自己決定を原則とする姿勢
- ・守秘義務を尊重する姿勢
- ・利用者の自立を支える姿勢
- ・こまめにアセスメントを行う姿勢
- ・地域の資源把握と開発する姿勢
- ・チームアプローチの姿勢 その他

相談支援専門員に求められる 資質・スキル

31

相談支援専門員に求められる資質・スキル

相談支援業務は、基本相談、当事者の生活に対する個別の支援（計画相談）、ソーシャルアクションの3つから成り立っています。このような業務を進めるために、相談支援専門員が身につけておくべき資質は次のようになります。

①信頼関係を形成する力

相談支援専門員は、相談を受けてから次の段階に進めない、訪問を拒否される等、障害者からパートナーとして認められない事態にならないように、特に初期の段階から信頼関係を形成する力が求められます。そのため、相談支援専門員は当事者の立場に立って信頼関係を築くことが重要です。また、相談支援専門員は、多くの人々とチームワークを形成して当事者を支援することになるので、当事者のプライバシーの保護、人権の尊重に配慮する必要があります。

相談支援専門員に求められる資質・スキル

②相談支援に係る幅広い知識と技術の習得

相談支援専門員は、相談支援に必要とされる福祉の理念、法制度、政策、サービスなどについての知識と、実際に相談支援を適切に実施する技術を十分に習得しておくことが求められます。また、そのような知識を必要に応じて分かりやすく当事者に提供するとともに、技術を個々の当事者に合わせて活用できる能力が必要です。

・福祉分野や他の分野についての幅広い知識（制度やサービスを含む）

相談支援専門員は、相談支援に必要とされる法制度やサービスについて、福祉分野のみならず関連分野についても幅広く理解しておく必要があります。特に、障害者自立支援法における相談支援の位置付けやサービス等利用計画について、詳細に理解しておくことが求められます。

相談支援専門員に求められる資質・スキル

・基本的なコミュニケーション技術

相談支援専門員は、相談支援のあらゆる過程において、相談者の感情面に気を配り、意味を分かち合い、信頼関係を築いていく能力が求められます。その際、自分の考えを分かり易く明確に伝えるだけでなく、相手の表情、沈黙、場の空気など非言語的要素にも十分注意を払い、相手の気持ちを推察する能力が必要です。また、支援者とのチームアプローチにおいては、仕事のやり易い雰囲気を作る能力や、チームの課題を伝え、共通の認識として統一していく能力が必要です。

相談支援専門員に求められる資質・スキル

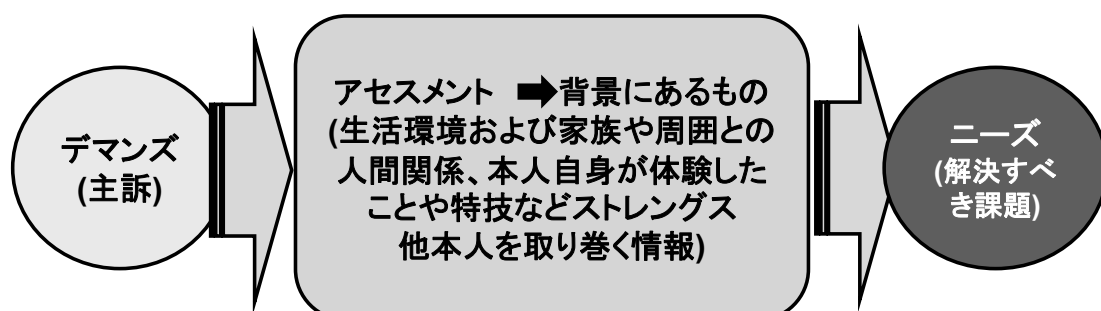
・基本的な面接技術

相談支援専門員は、相談を通して、当事者の生活全体を理解します。したがって、当事者を一人の生活者として理解し、相互の十分な意思疎通を図ることによって、当事者のニーズを共に明らかにしていくことが求められます。これらの過程において、当事者の感情表現を敏感に受け止め、当事者の価値を受容し、相談支援専門員自身の感情を覚知しながら、当事者の自己決定を促すような基礎的な面接技術の力を伸ばすことが大切です。また、相談者は自らの課題に悩んでいると同時に、これから会う専門員に対しても不安や期待、願望をもっている場合が多いことを理解し、適切に対応していく必要があります。

相談支援専門員に求められる資質・スキル

・ニーズを特定するアセスメント力

相談支援専門員には、当事者のデマンドからニーズを特定するアセスメント能力が求められます。当事者に関する情報収集の過程を経て、課題を明らかにしてニーズを明確にしていく観点を理解することが大切です。ニーズの背景となっている要因を分析することが重要であり、その際、当事者のできないことに着目するのではなく、当事者の強さ(ストレングス)に着目することも重要です。



相談支援専門員に求められる資質・スキル

・チームアプローチやネットワークを形成する力
相談支援の各過程においては、多くの関係者とチームを形成しますが、チ

ームワークの原則は、チームを組む一人ひとりが対等な関係のもとに、必要に応じて支援会議を開催するなどして、チーム内の合意形成や役割調整を確保していくことです。相談支援専門員には、このようなチームアプローチを可能とする調整の能力が求められています。また、相談支援専門員は、当事者のニーズを充足させるために、サービスを総合的・一体的に提供する役割を担っています。これらのサービス提供は、公的サービスやインフォーマル・サポート等を組み合わせるものであり、支援のネットワークにより可能となります。これらのネットワーク形成の能力も重要です。

相談支援専門員に求められる資質・スキル

・社会資源を活用・調整・開発する力

相談支援専門員は、当事者のニーズに合致したサービスを提供するため、サービス提供者や市町村の窓口等に社会資源の改善等を働きかけることが求められます。また、当事者のニーズを充足するための社会資源が不足している場合においても、当事者の立場に立って社会資源の開発のためにサービス提供者や市町村等関係者に提言していくことが重要です。その際、自立支援協議会を活用していくことも必要です。

③交渉力・調整力

相談支援専門員は、当事者の地域生活を支援していくために、障害者の立場に立って、家族、サービス提供者、団体、関係機関や市町村等と交渉や調整を図っていく能力が求められます。そのためには、人、サービス、情報等の資源を、タイミングよく配分する能力を高めておく必要があります。

相談支援における エンパワメント&アドボカシー

39

相談支援における エンパワメント&アドボカシー

相談支援に従事する者は、相談支援過程において、利用者が自立した日常生活を送れる支援をするために、さまざまな社会資源や保健・医療・福祉サービスの調整を図ります。そのときに、どのような専門職においても共通している倫理と基本姿勢は「利用者の権利擁護」です。

○利用者の主体性の尊重

利用者が自分の生活をどのようにしたいのか、どういうことをしたいのかについて意思表示をするのは本人であり、その実現のために努力するのも利用者本人です。

○利用者の権利・尊厳の尊重

利用者の自立した日常生活において、家庭や地域で基本的な人権が侵害されないように配慮する必要があります。支援者は利用者の代弁者として権利擁護の立場を守ることが大切です。

相談支援における エンパワメント&アドボカシー

○個人情報の保護

個人情報の保護は、障害者の尊厳にかかわる大切な部分であり、信頼関係の要となるものです。そのため、利用者によりよいサービスを提供するためには、関係者同士の情報交換が必要であることを利用者に理解と了解を得て、利用者が自分の情報を誰が知っているかを知っておくようにする配慮が大切です。

○公平性

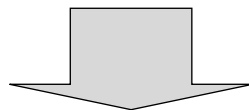
さまざまなサービスの調整、価値観の異なる利用者や家族との相互関係等において、公平な支援関係を築く自覚が不可欠です。そのためには、利用者や家族との感情的な問題に巻き込まれないよう、自己コントロールや自己評価を繰り返すことが必要です。

○中立性

利用者の自立支援に反して、所属する事業所や関係の深い事業所との利益が顕在化することがないように、常に利用者の権利を代弁する中立性と公益性を念頭に置くことが大切です。

相談支援における エンパワメント&アドボカシー

○支援を必要とする人々は、種々のハンディによる困難を抱えているが、基本的にはそのサービスを主体的に利用し、問題解決できる(潜在)能力を有している。



○福祉サービスの提供では、利用者に代わって課題を解決するのではなく、提供できる制度やその他の社会資源を紹介しながら、利用者がそれらを主体的に活用して課題解決に取り組めるよう支援する。

権利条約のポイント～ 差別とは？

43

権利条約のポイント

障害の「医学モデル」から「社会モデル」へ
「保護の対象」から「権利の主体」へ

インクルージョン Inclusion

★障害のある人と無い人が
分け隔てられることなく、障害
のある人が排除されずに共にく
らす、共に学ぶ、共に働くこと
ができるように、社会が障害者
をきちんと受け入れること
(参加とインクルージョン)

非差別(無差別)・平等

Non-discrimination/equality

★障害に基づくあらゆる区別・排除・制限が
差別。合理的配慮を行わないことを含む
すべての形態の差別を禁止。
★「他の者との平等を基礎として」
障害者に特別の権利を与えるものではなく、
障害のない人が持つ権利を「きちんと」
保障するための条約

44

権利条約のポイント

地域・社会へのインクルージョンの原則

障害者も健常者と同じように、学校、職場、地域社会などあらゆる場に参加する権利がある。本人が望まないのに、障害者だけ特別な場所に集めて生活するのはインクルージョンではない。

障害の概念 社会モデルの導入

障害の考え方を医学モデルで考えると差別の禁止はできない。社会モデルに立って初めて差別の禁止が出来る。障害者の権利条約は、医学モデルを脱却し、社会モデルに立って考えられている。障害の概念が大きく転換された。

権利条約のポイント

手話は言語 第2条

手話は言語であると定義で書かれた。手話は代替的な手段だと思われるが、そうではなく言語だと条約では定義づけられた。聴覚障害のない人は、声に出さずに頭の中で考えるときも、言葉を使って考えておりこれが言語。聴覚障害の人の中には、手話で物事を考える人もいる。手話自体が言語だと認められたわけである。

日本の聾学校は、口話中心の教育をして、手話の使用を禁止してきた。聴覚障害の人からしたら口話は代替的な言語に過ぎない。手話の禁止は言語を奪うこと。そういう点からも、手話を言語と位置づけた意義は大きい。

権利条約のポイント

第5条(平等及び差別されないこと)において、 合理的配慮の確保 差別禁止の明文化

これまで、国際人権規約においても、障害に基づく差別を文章で明確に禁止されることはなかった。国際人権のなかで初めて規定されたのは1989年のこどもの権利条約だった。しかし、本格的には記述されていない。そこで、障害者の権利条約では正面から障害に基づく差別を禁止することになった。

差別の定義(直接差別・間接差別・合理的配慮の欠如)

条約では差別には直接差別、間接差別、合理的配慮の欠如の3つのパターンがあると言っており、特に合理的配慮の欠如という考え方が取り入れられた意義は大きい。

権利条約のポイント

自立生活 第19条

第19条「すべての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を認める」

19条は自立生活を明記した大変重要な条文。障害のある全ての人々が、地域社会で生活する権利を認め、特定の生活様式で生活するよう義務づけられないと明記している。特定の生活様式とは、例えば、入居施設や精神病院などのこと。施設や精神病院ではなく、地域で自立した生活を送る、施設生活から地域生活へと転換する歴史的な規定。

地域社会における生活及び地域社会への受け入れを支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス(人的支援〔personal assistance〕を含む)を障害者が利用することができること」

権利条約のポイント

統合教育 第24条

あらゆる段階において、インクルーシブ教育が基本だと言っている。さらに、「障害を理由として一般教育制度から排除されないこと」「各個人のニーズに応じて合理的な配慮を行うこと」とも明記された。日本政府は一貫して分離教育を行ってきたが、条約からみれば分離教育は条約違反で、インクルーシブ教育をしなければならない。

奈良で障害を理由に中学校が受け入れを拒否した事件が起こったが、教育委員会の言い分は設備がないから安全が保障できないということだった。これを条約の考え方に当てはめれば障害を理由に受け入れを拒否していること、車いすの生徒が学校を使えるように合理的配慮をしていないという2点が差別にあたり、条約違反になる。

なぜ差別意識は起きるのか？

障害・人種・性差・宗教・民族・社会的身分・門地・etc

- 自分(達)を守るため？
- 自分の行動をじゃまされたくないから？
- 自分が優位に立ちたいから？
- 一緒にいると違和(不快)感を覚えるから？
- 価値観、考え方、発想が予想できなく怖いから？
- 容姿の相違に生理的に関わりたくないから？
- 負担を負いたくないから？

差別とは何か？

差別はいけないと多くの人が思っている、何が差別なのか明確に答えられないのは、差別とは何かという定義が日本にはなかったから。辞書を引くと「不合理な区別」と書いてあるが何が不合理で、何が合理的なのかもわからない。

国連の障害者の権利条約では、社会モデルの考え方をとり何が差別かということも明確に書いてある。差別には3つのパターンがあると言っている。

パターン① 直接差別

障害に基づいて他人と違う取り扱いをすること。日本では差別は「不合理な区別」だと言っているが、権利条約では合理的かどうかではなく、基本的に異なる取り扱いなら差別だと言っている。

〈事例1〉

車いすの人がある駅に行ったら「忙しいから空いてるときに来て」と言われて追い返された。これは車いすだからという理由で健常者と違う取り扱いをされているので、直接差別に当たる。

パターン② 間接差別

一見中立的な基準に見えるが、結果的に障害者に不利な結果をもたらすもの。たとえば、「自力通勤が可能な者」「車を運転できるもの」などは間接的に障害者を差別している。

パターン③ 合理的配慮の欠如

実質的な平等を確保するには一定の配慮が必要で、この配慮をしないことも差別だという考え方。たとえば、エレベーターがない駅に車いすの人が行った場合、「どうぞ自由に乗ってください。でも、エレベーターはありませんよ」と言われたとき。差別的なことは言っていないが、エレベーターがないから結果的に電車に乗れない。健常者は自由に電車に乗れるのに障害者は乗れない。実質的に機会均等にするために、エレベーターの設置が不可欠。このエレベーターを設置することが合理的配慮。エレベーターを設置しない場合は、合理的配慮の欠如で差別に当たる。ただし、相手に過度の負担を与える場合はしなくてもよいとなっている。たとえば、小さなお店などの場合は、エレベーターの設置が過度の負担になって経営が立ちゆかなくなる場合など。

※合理的配慮は障害者だけの特別な権利か？

合理的配慮は障害者のための権利だと思われるかも知れないが、日本の社会のシステム（交通機関・建物など）は、これまで障害者への配慮はなく、健常者中心につくられてきたから、健常者にとっての合理的配慮は最初からされていた。合理的配慮は、健常者と障害者の人権の格差を埋めるためのものである。

※差別・虐待・ハラスメントの整理

「障害者虐待」

養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による①身体的
②放棄・放置 ③心理的 ④性的虐待 ⑤経済的虐待

「ハラスメント」

他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること

※乗車拒否もなく問題なくバスに乗ることはできたが、運転手から「次は介助者を連れてくるように」とか「空いてる時に乗ってほしい」など言われた。



差別は受けていないがハラスメントを受けている

ま と め

本来、皆自分の将来設計は自分自身で立てるもの
自らの経験を活かし知る限りの情報や社会資源を使い、時には人に相談し、
自己実現への道を自分の意思決定によりたどっていきます



自己選択・自己決定

障害があってもそれは同じことです

しかし、何らかの理由でそれができにくい障害者のために、
その人に寄り添いその人と共につくる計画書がサービス等利用計画です
したがって、計画作成にあたり、利用者への障害理解はもちろん、その人の
歴史や生活環境、さらに性格や価値観などパーソナルな側面など、

その人自身をどれだけ知ることが計画設計の鍵となります
作る側の価値観ではなく本人の視点に立つことが重要です

そこから本当のニーズが見えてきます

サービス等利用計画はその人の人生設計であるとも言えるのです
相談支援専門員に課せられる仕事の重みを念頭に研修に臨んでください

以上で終了します

ご静聴
ありがとう
ございました



4 相談支援（障害児者支援）の 基本的視点②

社会福祉法人 誠信会
小林 拓

相談支援(障害児者支援)の 基本的視点

～権利擁護と意思決定支援～

社会福祉法人 誠信会
小林 拓
(社会福祉士)

1

本科目の内容と獲得目標

1 獲得目標

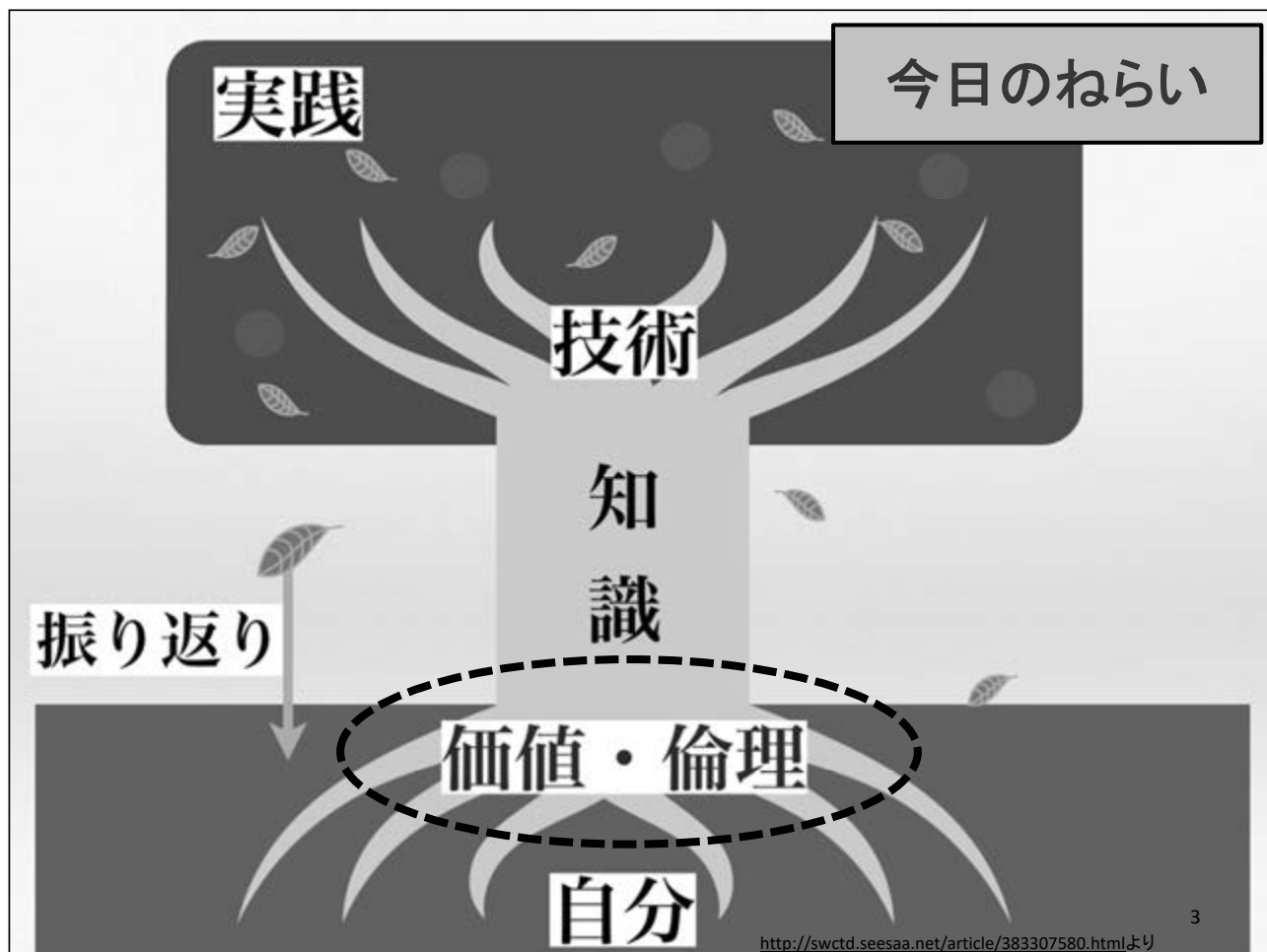
① 支援者の態度・姿勢による権利擁護実践について理解する。

② 制度による権利擁護について理解する。

2 内容

- ・権利擁護を実践する上での留意点
- ・自己選択・自己決定支援および意思決定支援について
- ・権利擁護実践するうえでの視点および援助技術
- ・障害者虐待防止法の理解と組織としての取り組み
- ・制度による権利擁護

2



生活課題を抱える人との関係性 (陥りやすいパターン)

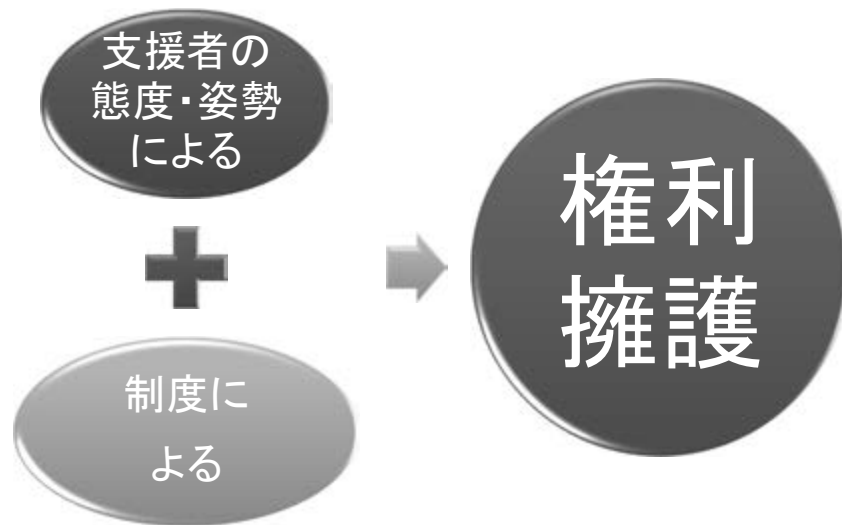
どんなに生活課題を抱えていても、その人が生活の主体者であり続けなければならない。

利用者 支援者



知らないうちに弱みに付け込み、主役は支援者になっていませんか？

権利擁護 二つの機能



権利擁護を実践するうえで、支援者の態度・姿勢による権利擁護と制度による権利擁護という2つの側面がある。支援者の態度・姿勢が欠如することで、制度を活用し権利擁護していかなければならないこともある。

権利擁護とは

- ・なぜ利用者の権利を擁護していくのか？

- ・人権と権利の整理

人権・・・

権利・・・

「～がしたい」「～行きたい」「～食べたい」

⇒1/50

その人がその人らしく生活するために欠かせないもの

権利擁護の必要性

- ・権利擁護の対極は権利侵害
- ・権利侵害のレベル(犯罪から日常的関わり)
- ・最も多い権利侵害は日常的に存在する
- ・自分の価値観を押し付ける、こちら側がコントロールできる、先回りできる
- ・権利擁護は身近な人が可能な実践、しかし身近な人が権利侵害者にたやすくなりうる

2011 静岡県社会福祉士会共通基盤研修 東洋大学 高山 直樹教授 資料より

個人として尊重されるには

- ・相手の権利を知り、認めましょう。
- ・相手の価値観を受け入れ、認めましょう。

人は皆それぞれ違う価値観を持っている。⇒

「私とあなた」のズレにどこまで寄り添えるか！！

対人援助において、いつも邪魔をするのが「わたし(支援者)の価値観」

俺ルール

私ルール

**「人がみな違っている」ことを理解しないとき、
人の存在が否定される**

トレーニング I

3つの○と一本の線を使って何か描いてください

①朝起きて一番最初にすることは？

②「幸せ！！」と思う瞬間は？

9

自己選択と自己決定の支援

○自己選択と自己決定は、生活する上で日常的に繰り返されているもの。

- ・自分の好きな服を選んで買う。
- ・自分の飲みたいジュースを選んで買う。
- ・自分に合う施設を選んでサービスを利用したい。

○日々生活する上で、当たり前(必然的な)の行為だから意識することが難しい。

○利用者が決めた自己決定を、自身の価値観で判断し制限しないこと。
ただし・・・

私達は、自己決定に至るまでの過程を支援し、利用者を主人公とした生活を送って頂く為にお手伝いをする人。

10

意思決定支援

意思とは

- ・何かをしようとする時の元となる心持ち。
- ・心の中に思い浮かべる、何かをしようという考え。思い。

11

自己決定が困難？出来ない？

判断するための社会的体験が不十分

周囲の偏見

自己決定の意思や決定の表出が抑えられている(心理的抑圧を受けている)

自己決定支援と意思決定支援 木口恵美子氏

そもそも「意思」ってなに？（簡単に） ～意思決定の場面～

・気軽に決めている場面（日常的な場面）
→何食べようかなー。どの服着ようかなー。

・やや慎重に決めている場面
→前〇〇だったし、やっぱ止めておこー。

・かなり慎重に決めている場面（特別な場面）
（ほぼ経験したことがない時）
→車かなり値段が高いけど大丈夫かなー。
→どこに住もうかなー。
→マイホーム建てようかなー。

経験値指数

多

少



暮らし、生活の中に常にあるもの

13

個々の意思
決定場面に
対する支援

意思決定を
育てる/支援
を育てる

環境の整備

豊かな経験

手順が第三者に開かれ、
帰結が公に公開される

代理代行決定

（帰結が公に利用される）

- ・日常の意思決定支援（意思疎通支援、意思形成支援、環境整備）
- ・危急時の意思決定支援/レスキューモデル
- ・困難な人の支援/コミュニケーションの工夫
- ・「意思と選好」の活用

- ・内発的動機付け/自己効力感の形成/エンパワメントモデル
- ・エクスプレス・ウィッシュ/小さくても自分自身の願い
- ・支援のチーム形成/チームも育つ/ストレングス・モデルとの関連
- ・決定支援に対する感度を高める

- ・話しやすい場所、時間、相手、方法など、わかりやすい話し方、書き方
- ・意思決定支援に関する考え方、態度やルールとの共有／保護からの踏み出し、「リスクの尊厳」
- ・研修の実施／協議の場の形成
- ・選好情報の収集・共有・蓄積・更新

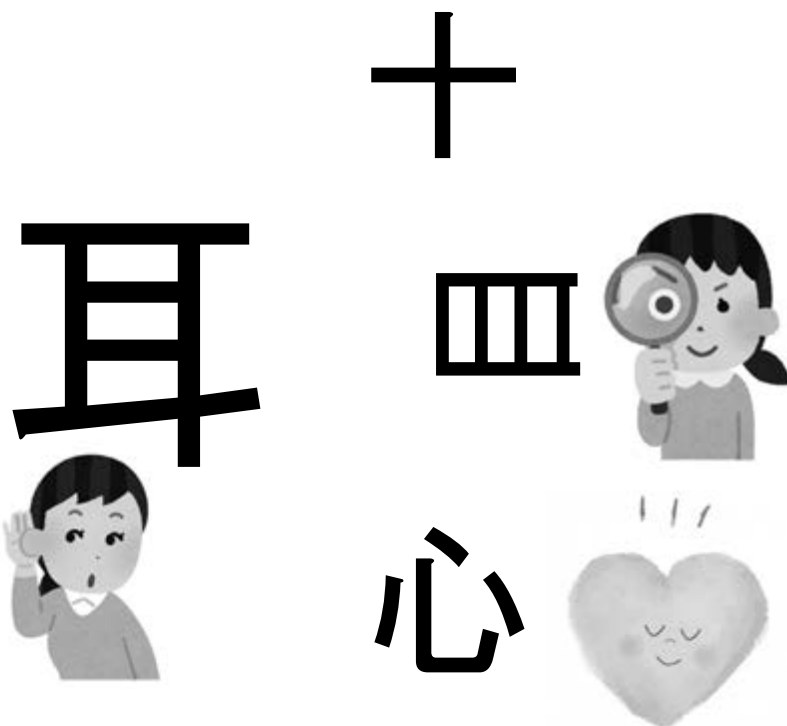
- ・多くの体験⇒選択肢を得る体験
- ・決定と表出の良い経験
- ・内発的動機付け・自己効力感への配慮

決定の実現とその支援

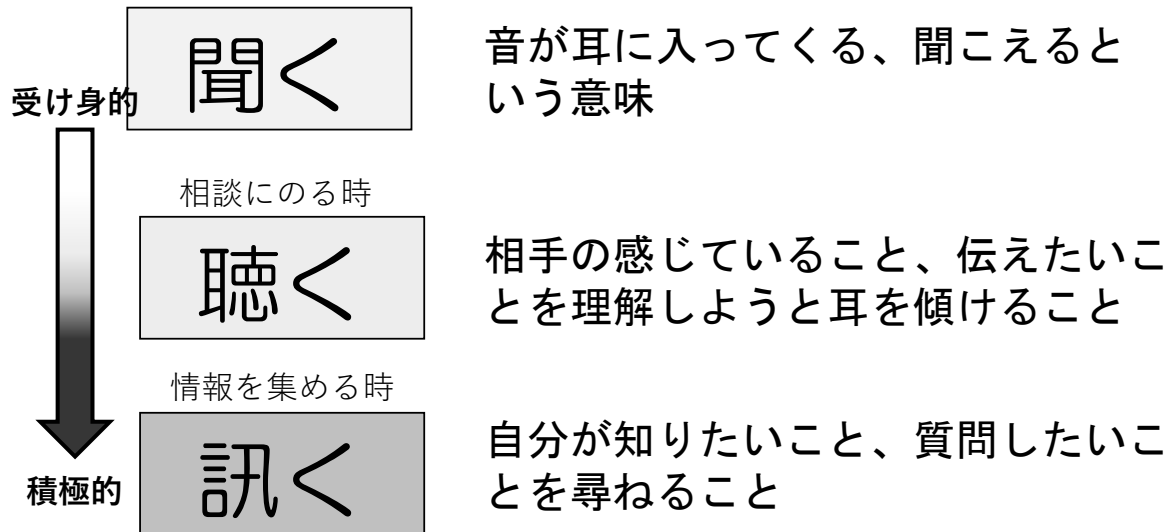
14

福祉専門職のための意思決定支援ガイドブック P10より

何から食べますか？



聞く・聴く・訊く（傾聴について）



相手の気持ちをきちんと<聞く>技術 平木典子より（小林一部追記）¹⁷

コミュニケーションについて

人間は、コミュニケーションを言語だけではなくむしろ非言語から多く吸収しコミュニケーションを成立させている。

（メラビアンの法則）

言語情報	7%	話の内容
聴覚情報	38%	口調、話すスピード
視覚情報	55%	仕草

コミュニケーションを成立させる為の 配慮

- ①安心して話のできる場を選ぶ
- ②相手にとってわかりやすいように話す
- ③相手の質問や確認を歓迎する
- ④自分が相手の話を的確に理解できているか
確認する
- ⑤自分自身のものの見方・考え方のパターン
を知る

19

視点の切り替え

(ストレングスモデル)

利用者の弱点や問題点のみに着目して支援するのではなく、利用者の長所・強さに焦点を置き評価する。

(エンパワメント)

利用者が自らの力を身につけることにより、自らに対しても、社会に対しても、問題の解決を果たしていくこと。

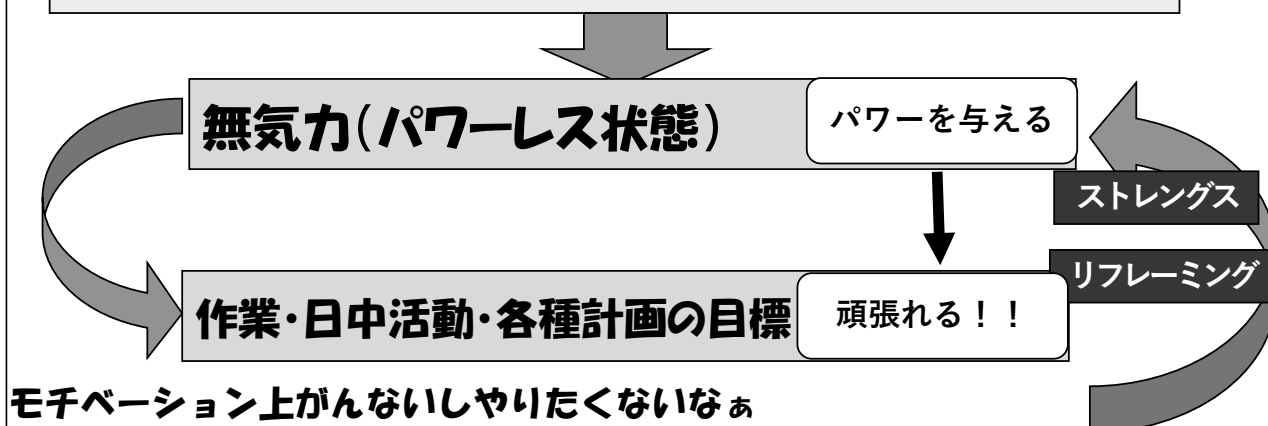
支援者は、本人が問題を認識し、主体的に行動できるよう支援していく。

20

「無気力」と「エンパワメント」について

人は、偏見や差別、権利侵害など、否定的な環境に取り巻かれたり、加齢や病気、障害を負ったりすると、自立した主体的な生活をあきらめてしまう。

叱責、侮辱、冷ややかな目、マイナスな言葉ばかり



【エンパワメントアプローチ】

利用者が自らの力を身につけることにより、自らに対しても、社会に対しても、問題の解決を果たしていくこと。

21

利用者との関係

医学モデル	社会モデル
本人の問題は、身体的・精神的な欠損が原因である。 ・機能障害の克服に力を入れる ⇒指導・訓練	本人が抱える問題は、社会・物理的な障壁の結果である。 ・社会の環境、私たちの支援・視点に問題がある。⇒利用者のせいではなく、社会・環境が理由

医学モデルの視点を持ち続けている人⇒注意が必要です。

物事が出来ないのは本人に理由がある！本人が悪い！

いづれ、パターンリズムに陥り、支配的関係になる可能性が大⇒「私の言うことが絶対」⇒「言うことを聞かないことが許せない」⇒その先は・・・

22

触れられたくない領域

- 曖昧さ、出来ない所、弱い所があって当然
- ➡それが、あなたの・私の個性
- ➡素直に、誰しものが、この部分を伝えられますか？
- ➡自分だけが固持（秘密にしたい）する領域はあるはず



曖昧さ、出来ない所を無理に支援しようとしていませんか？

白？黒？グレーがあってもいいんじゃない！

23

障害者虐待の理解

24

実際に受けた差別

- 子どもに関する町内行事などの連絡をもらえなかった。
- エレベーターと一緒に乗りたくないらしく、本人の目の前で閉められた。
- 市営バスの中で、運転手から「バカ」「アホ」と言われた。
- 小学校の時、騒ぐという理由で学習発表会も卒業式も休むように言われた。

手をつなぐ 2014.5月号より一部抜粋

25

虐待に関する法律

- 1、児童虐待防止法制定 平成12年5月
- 2、DV防止法 平成13年4月
- 3、高齢者虐待防止法 平成17年11月
- 4、障害者虐待防止法 平成24年10月施行

26

深刻な虐待事案に共通する事柄

職場内障害者虐待防止法研修用冊子より

- 利用者の死亡、骨折など取り返しのつかない被害
- 複数の職員が複数の利用者に対して長期間にわたり虐待
- 通報義務の不履行
- 設置者、管理者による組織的な虐待の隠蔽
- 事実確認調査に対する虚偽答弁
- 警察の介入による加害者の逮捕、送検
- 事業効力の一部停止等の重い行政処分
- 行政処分に基づく設置者、管理者の交代
- 検証委員会の設置による事実解明と再発防止策の徹底

障害者施設の理事長談「暴力や暴言があったことは知らなかった」
⇒虐待が事業運営にとって大きなリスクであるとの認識が希薄

- 今すぐ、施設・事業所で虐待がないか総点検すること
- 虐待が疑われる事案があったら速やかに通報すること



日々の小さな虐待行為を放置すると、徐々に虐待行為がエスカレートし、ある日取り返しのつかない大きな虐待が起きてしまう！！

27

障害者虐待防止法について (18歳以上～65歳未満)

(第2条2項) 定義「障害者虐待とは…」

- ①養護者による虐待
- ②障害福祉施設従事者(私達)による虐待
- ③使用者による虐待

- 1、身体的虐待
- 2、性的虐待
- 3、心理的虐待
- 4、介護・世話の放棄(ネグレクト)
- 5、経済的虐待

(第3条) 障害者に対する虐待の禁止
何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない

28

緊急やむを得ない場合の対応

- 以下の3つの要件を同時に満たすこと。禁止行為11項目の一時的介助と解すべき。

切迫性	利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

* 身体拘束ゼロへの手引き(厚生労働省:身体拘束ゼロ作戦推進会議)より

- ・拘束をしないで済む方法を考えていますか？
- ・マニュアルはありますか？
- ・記録はしていますか？

29

No	身体拘束の具体的禁止行為
1	徘徊しないように、車椅子や、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
2	転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
3	自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
4	点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひもで縛る。
5	点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
6	車椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字拘束体や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
7	立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
8	脱衣や、オムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
9	他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひもで縛る。
10	行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
11	自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

30

①なぜ虐待が起こるのか～利用者と職員の関係～
1、パターナリズム（父権的保護主義）

- ・支援者の言う事が絶対！！
「～してやるからこっちおいで」

2、利用者が弱い立場にたたされている

- ・虐待を疑うと虐待がエスカレートするのではという不安。また、施設をだされるのではないかと不安。

「こんな子を見てくれるだけで十分感謝してます。」
「いつも有難うございます。何も言う事はないですよ。お任せします。」

31

②なぜ虐待が起こるのか～環境面～

1、閉鎖された空間

（入所施設の場合）

- ⇒毎日、自宅に帰るわけではない。
- ⇒施設内で、本人のサービスを完結出来る場合もある。地域資源の活用が極端に少ない。

2、職員間のコミュニケーション不足

- ⇒同僚の虐待を指摘しにくい環境

32

どこでも虐待の芽は生まれる

×絶対に虐待はない～絶対にしてはいけない
～虐待は起きたら大変～起きるはずがない
⇒虐待を否定する心理の形成

○いつ虐待の芽が生まれるかわからない～
感性、謙虚さ、風通しの良い職場
⇒虐待をエスカレートさせない

出所 H24年度 静岡県障害者虐待防止・権利擁護研修
野沢 和弘氏(毎日新聞 論説委員)

33

①虐待を防止するには

○施設内(組織)で出来る具体的内容

- ・虐待対応マニュアルの整備
- ・ひやりハット報告や事故マニュアルの整備
- ・職員研修の実施
- ・権利擁護担当者を配置する
- ・事例検討会の実施
- ・管理者、サービス管理責任者によるスーパービジョン
- ・個別支援計画に沿った支援を提供すること
- ・苦情解決組織やオンブズマンを機能させる
- ・利用者自治会を機能させる
- ・施設の社会化・地域への開放(風通しの良い環境)

34

②虐待を防止するには

- 福祉専門職として、「何故？どうして？」の問いかけに応えられる力を身につけておく

「何故？」⇒「なんとなく」⇒日々の支援を振り返らない
⇒ルーチン化

「何故？」⇒「昔からこうだから」⇒利用者の今を見ていない⇒向き合えていない

- 利用者に対し支援者としてどのような存在でありたいか。理想の支援者像を思い描き、常にセルフチェック！！

35

制度としての権利擁護

制度	内容
成年後見制度	判断能力が不十分な方になり替わり、成年後見人等が身上監護や財産管理を行う。
日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用やお金の管理などに不安を感じている方 ＊ 契約がある為、契約内容を理解出来る能力を有している方。
苦情解決制度	利用者がより良いサービスを受けることが出来る為に、利用者からの苦情を受け付け解決する。
障害者虐待防止法	障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、 <u>障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み。</u> (第1条一部抜粋)
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

36

態度・姿勢としての権利擁護
私達の仕事は、人が人を支える仕事。だからこそ、
お互いが認め合わなければならない。

利用者の声にどこまで耳を傾け、声なき声を聴いていますか？

利用者の想いをどこまで感じようとしていますか？（感じる力・気づく力）

私達のベースにあるもの<<意識としての権利擁護>>

37



Finish

38

5 相談支援に必要な技術

社会福祉法人 あしたか太陽の丘

鶴田 安弘

相談支援に必要な技術

～ソーシャルワーク理論・相談援助技術の基礎～

社会福祉法人あしたか太陽の丘
障害者支援施設 富士見学園
施設長 鶴田安弘



1

講師自己紹介

富士見学園は、社会福祉法人あしたか太陽の丘が、運営をしている障害者支援施設である。

県民が広く利用できるようにと利用期限が設けられ、通過型施設として機能している。

施設入所支援	40人	
(生活介護)	34人	3年
(自立訓練)	6人	2年



2

本科目の内容と獲得目標

1 獲得目標

本人を中心とした(本人の選択・決定)支援を実施するにあたり、獲得すべき支援技術について理解する。

2 内容

ケアマネジメント概論

ケアマネジメントの構造

基礎的面接技法

コミュニケーション技法

3

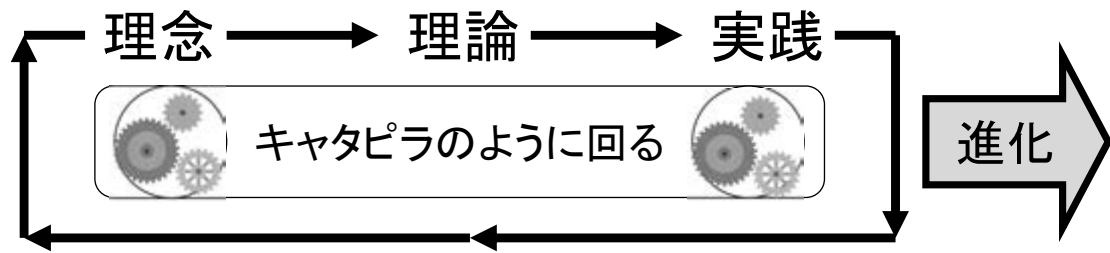
講座 1

ケアマネジメント概論

～ソーシャルワークとケアマネジメント～

4

社会福祉学の構造 実践の科学



社会の変化に合わせて、理念は変わる。その理念を基に理論・制度・実践が変わっていく。

Ex) 40年前、障害者が厳しいリハビリを行い、社会復帰するという理念は、正しかった。
「障害を克服して社会参加を」とも言った。

5

ソーシャルワークの定義

2016 IFSW(国際ソーシャルワーカー連盟)

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。

社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。

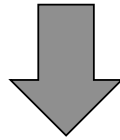
ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

6

ソーシャルワークの定義 解説

よりよい社会を作るために社会を変えていく。今ある不平等を訴えて是正する。



私たちソーシャルワーカーは、主体的に社会を変えていく役割を担う。

相談を受けた目の前の利用者の課題は、その地域そして社会共通の課題である。

7

ケアマネジメントの定義

マクスリー(Moxley,D.P) 1994年

「多様なニーズを持った人々が自分の機能を最大限発揮して健康に過ごすことを目的としてフォーマル及びインフォーマルな支援と活動のネットワークを組織し、調整し、維持することを計画する人(もしくはチーム)の活動」

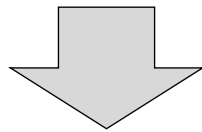
白澤政和 1996年

「対象者の社会生活上でのニーズを充足させるため適切な社会資源を結びつける手続きの総体」

8

ケアマネジメント導入の背景

平成の初期頃まで、サービスを必要とする人は、自分で知識を得て、それぞれの申請窓口に行っていた。知識の有無や行動力により受けられるサービスに差があった。また、利用者が地域で幸せに暮らすためのトータルな視点が無かった。



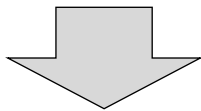
利用者の多様なニーズに応えるため、ケアパッケージとして始まった。

9

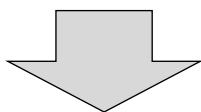
ケアマネジメントの歴史

1960年代 アメリカ「脱施設化」

入所施設や精神科病院の解体により地域移行が進んだが、適時適切なケアが提供されなかったため、ホームレス化し、やがて刑務所に行くようになった。



入所施設は、365日・24時間のケアが自己完結している。地域にも、これと同等のケアの構築が必要であった。



ケアマネジメントの芽生え

10

ケアマネジメントを理解するための例え1

家を建てるとき

ハウスメーカーや
工務店がコーディネー
ト

- ・設計図
- ・土台
- ・外壁
- ・屋根
- ・トイレ
- ・風呂
- ・キッチン
- ・畳・ふすま



- ・クロス
- ・電気
- ・ガス
- ・水道
- ・照明
- ・カーテン
- ・庭
- ・駐車場

11

ケアマネジメントを理解するための例え2

旅行するとき

旅行代理店がコー
ディネート

- ・電車
- ・飛行機
- ・ホテル
- ・フェリー
- ・レンタカー



- ・ホテル
- ・観光名所
- ・レストラン
- ・ツアーガイド
- ・お土産屋

12

用語の整理

豆知識

ソーシャルワーク

相談援助

ケアマネジメント

高齢施策

居宅介護支援

障害施策

相談支援

ケアマネジャー

高齢施策

介護支援専門員

障害施策

相談支援専門員

用語の整理

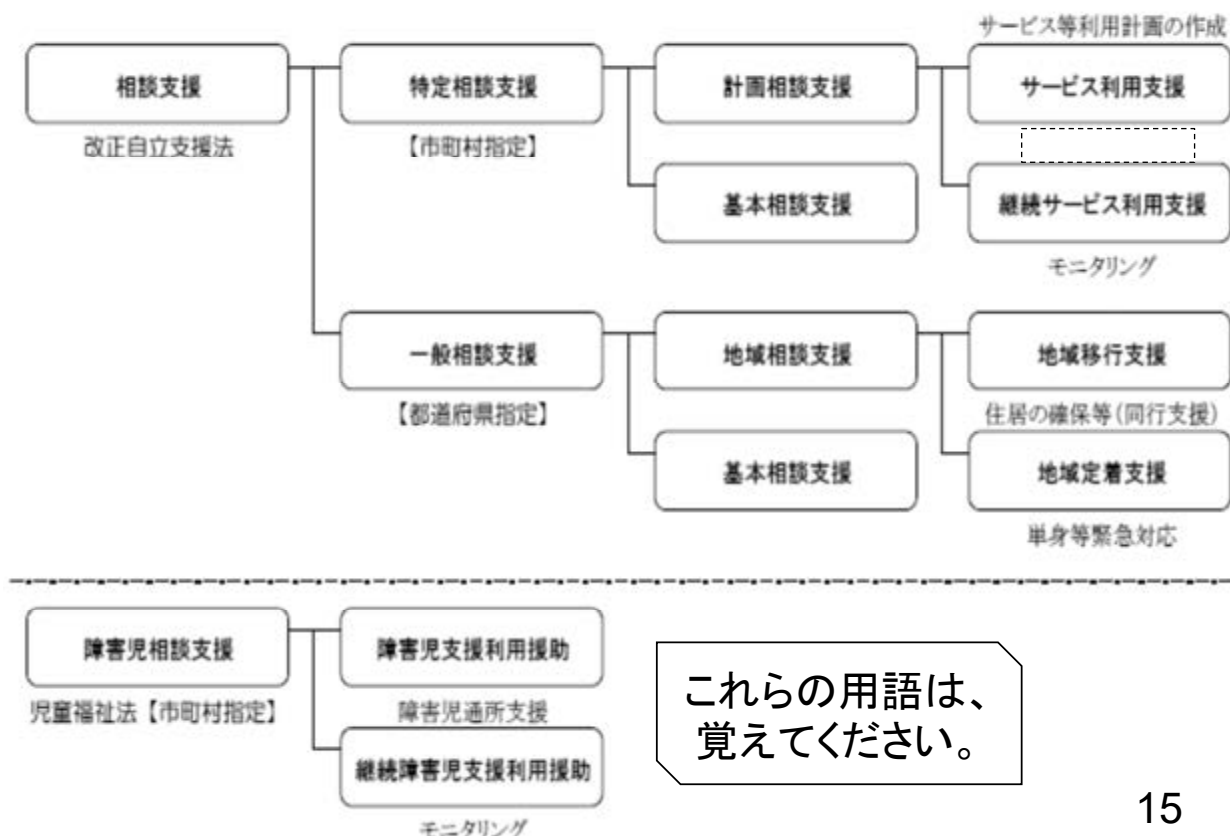
居宅介護支援

居宅介護

訪問介護

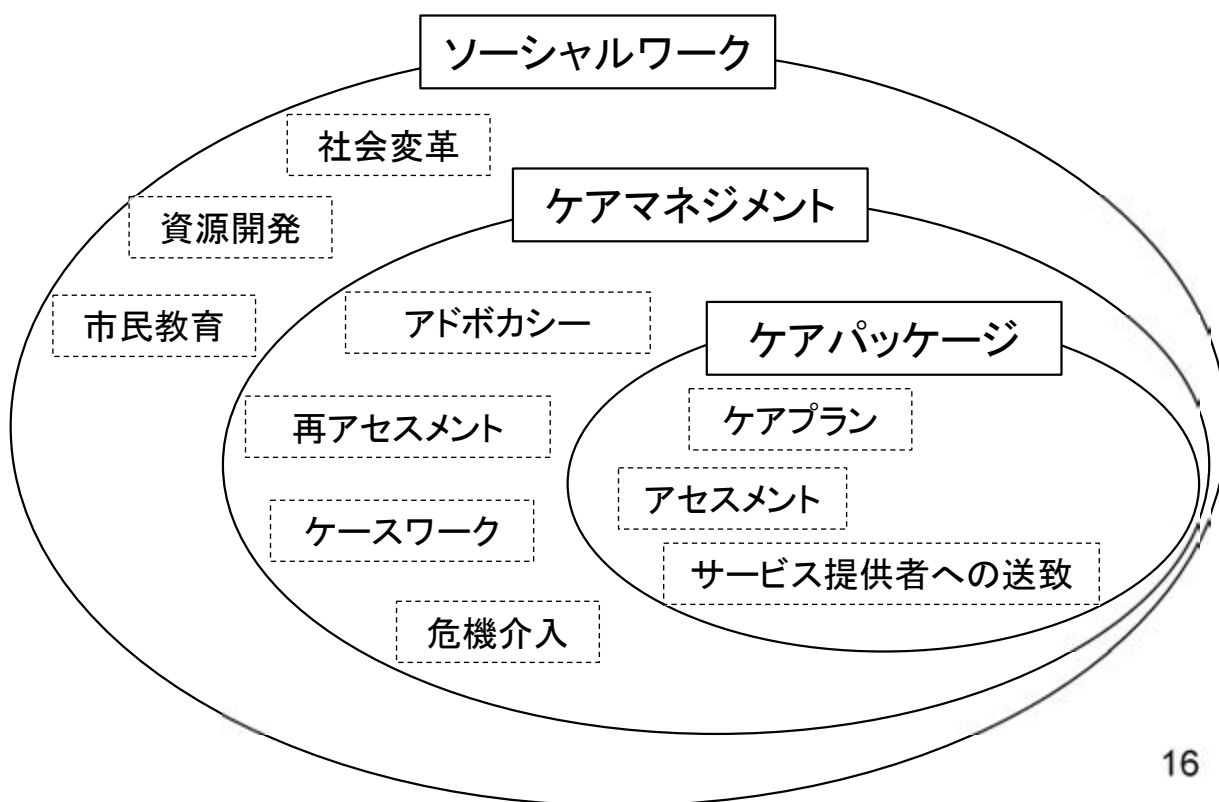
図表 1

障害者総合支援法における相談支援の体型



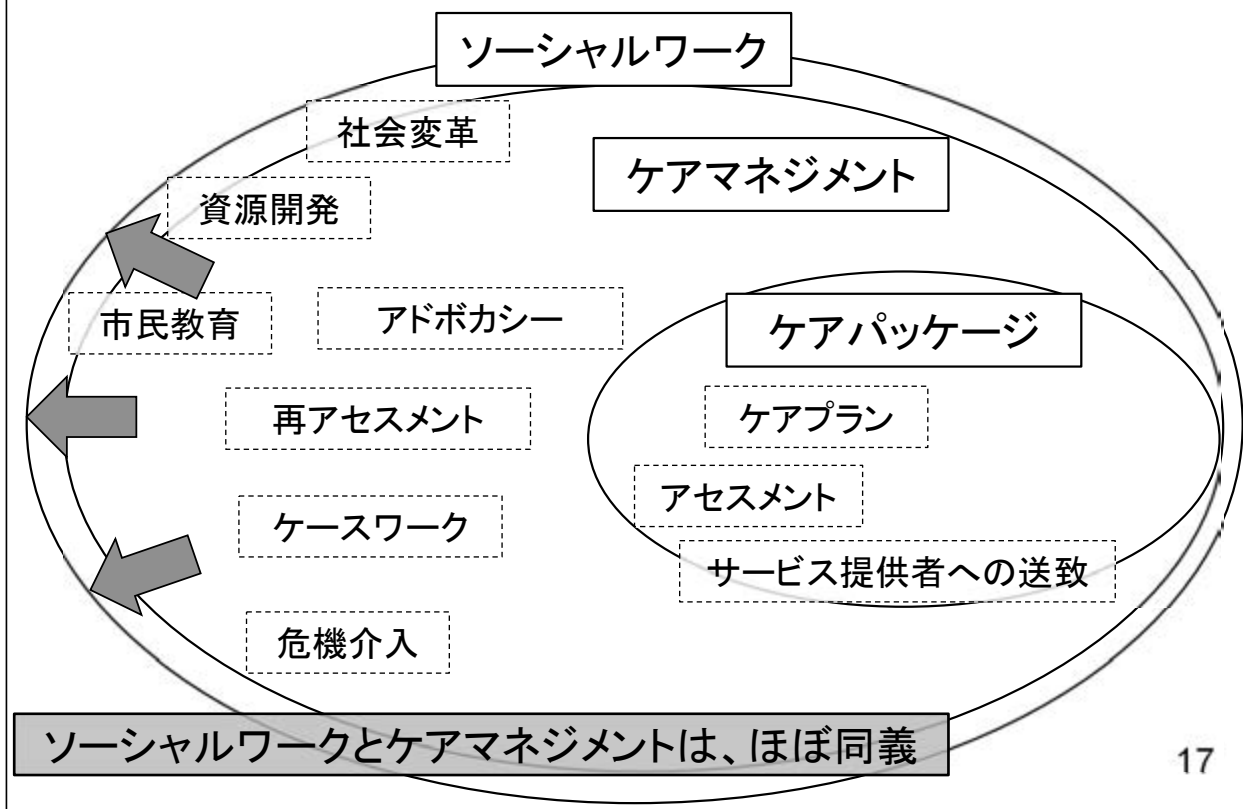
15

ソーシャルワークとケアマネジメントの関係1



16

ソーシャルワークとケアマネジメントの関係2



相談支援の基盤となる技術

1 ケースワーク

生活の中での課題(困りごと)を個別に解決する技術

2 グループワーク

グループの中での課題(困りごと)を共有し、グループの力により解決していく技術

3 コミュニティソーシャルワーク

地域の課題(困りごと)を住民自身の主体性により解決していく技術

講座 2

ケアマネジメントの構造

19

ケアマネジメントの構造（広義）

- 1 ケアマネジメントの導入
- 2 アセスメント
- 3 ニーズ整理
- 4 ケア計画の作成
- 5 ケア会議
- 6 ケア計画の実施
- 7 モニタリング、再アセスメント
- 8 ケアマネジメントの評価と終了
- 9 社会資源の活用と開発

20

1 ケアマネジメントの導入

(1) ケース発見

アウトリーチが重要！窓口で待っているのではない。
発生源でキャッチする。

- Ex)・医療機関でのキャッチ
・療育手帳申請時のキャッチ

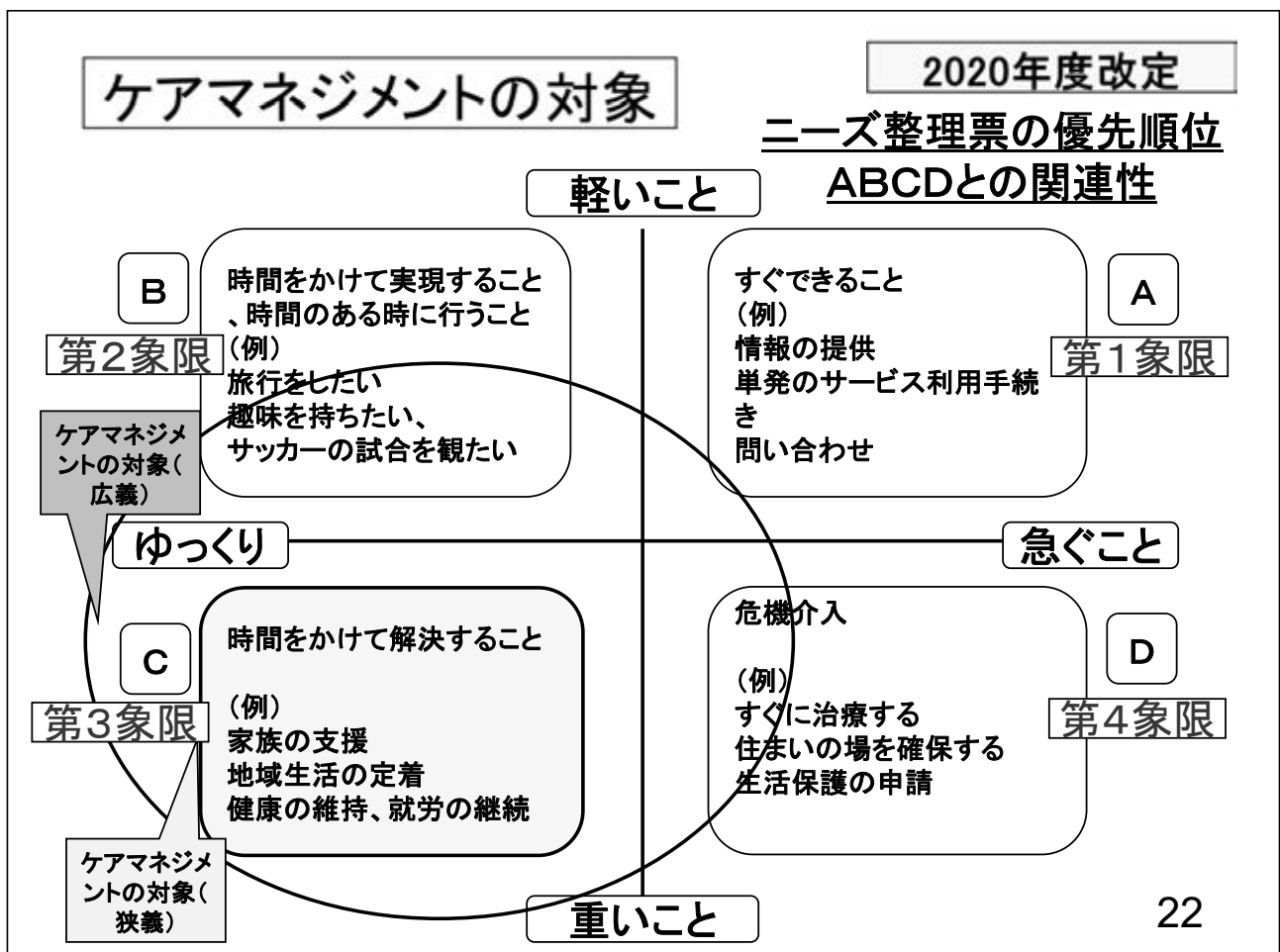
(2) 相談受付

まずは、主訴をつかむ。その後、必要な情報を聞いていく。

ただし、緊急時は直ちに介入する。

- Ex)・住む家が無い、
食べ物を買うお金が無い

21



2 アセスメント

利用者の状況把握

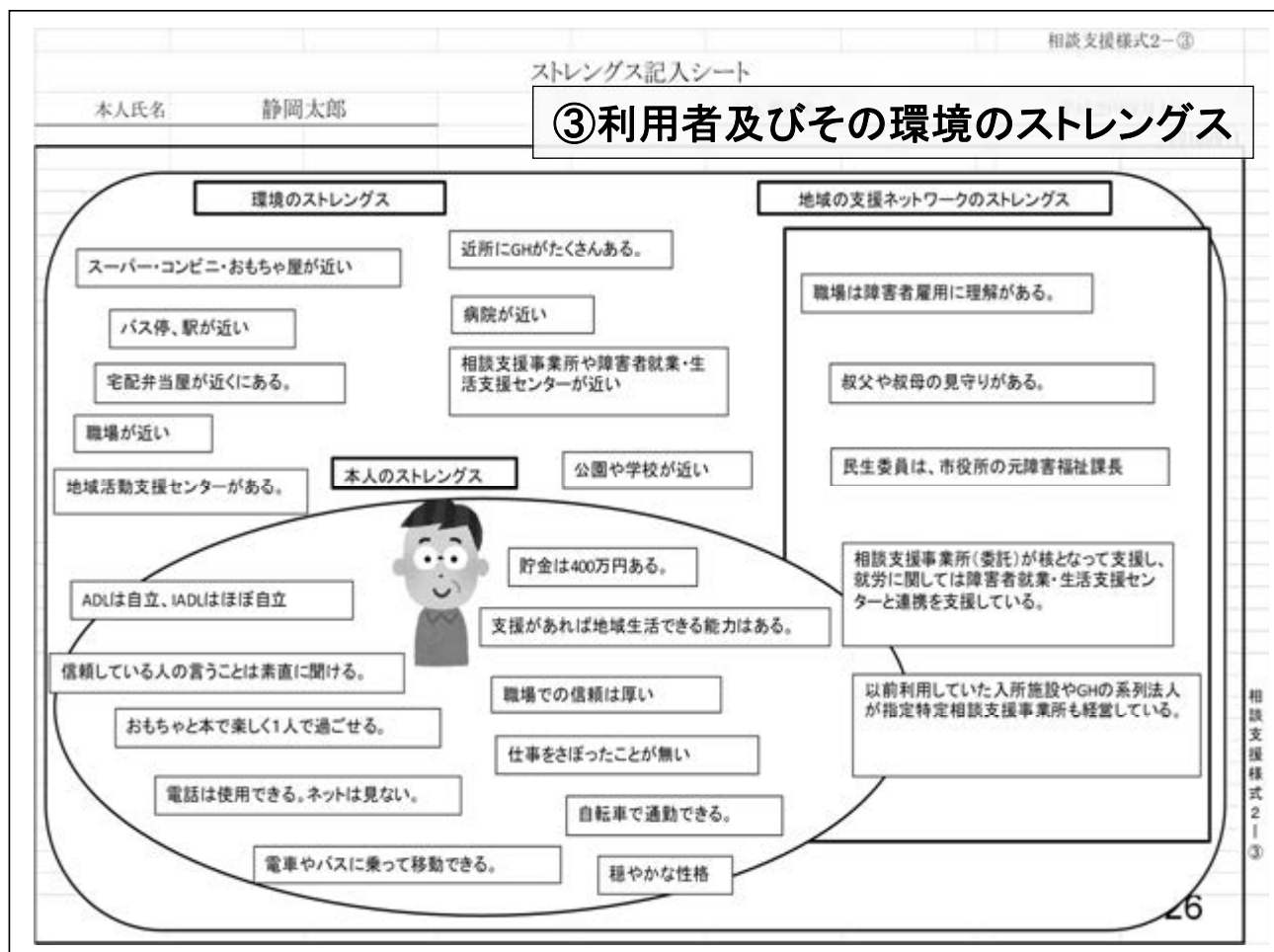
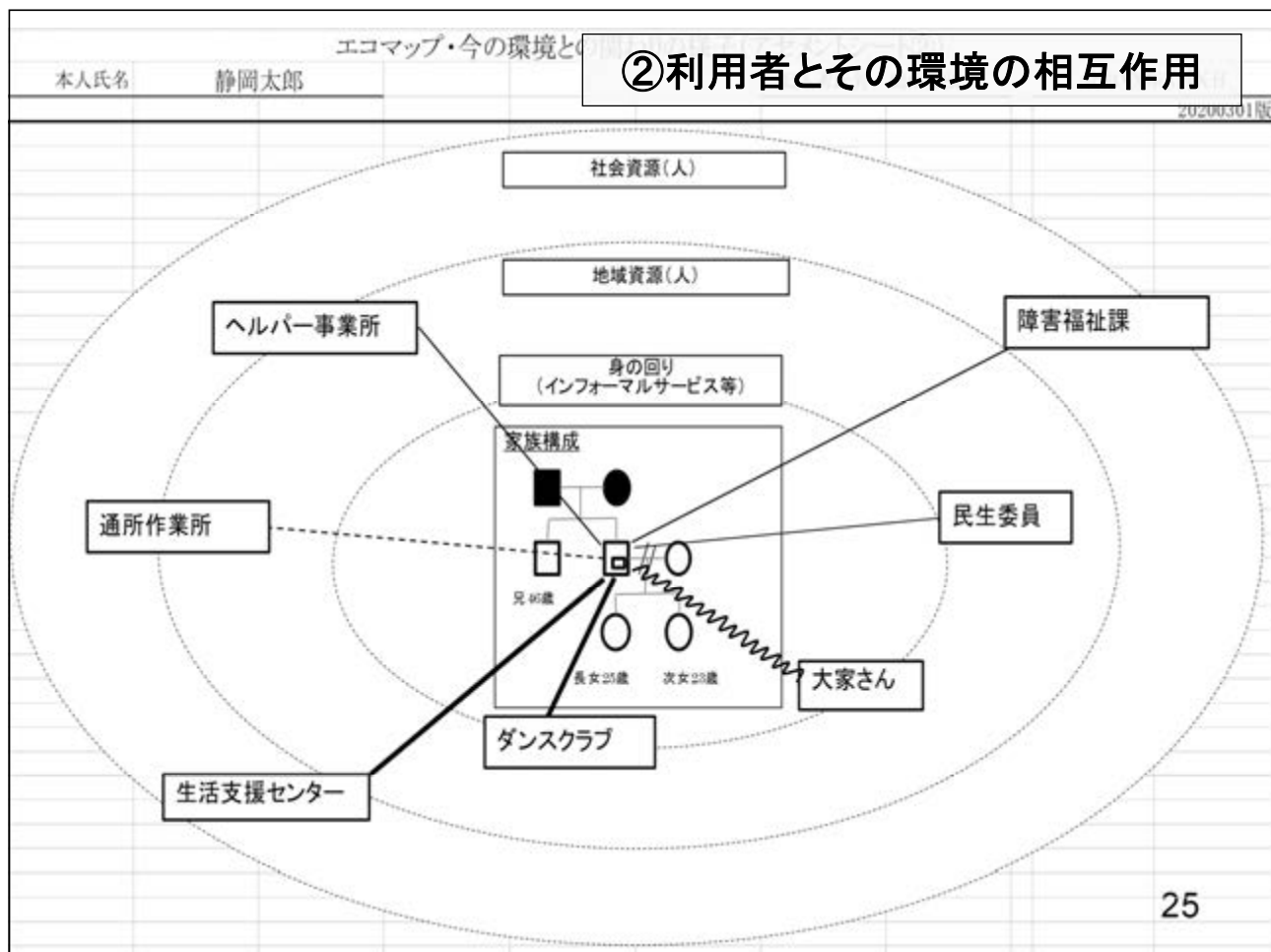
- ① 利用者の希望を確認
- ② 利用者とその環境との相互作用の確認
- ③ 利用者及び環境のストレングスの抽出
- ④ 8領域の生活の状況の把握
(利用者の希望と
現在の生活の対比)

23

「私が望む暮らし」記入シート (アセスメントシート①)	
本人氏名	作成者
今、痛切に言いたいこと・解決したいこと ひとり暮らしで突然倒れると不安なので、誰かに見守ってほしい。 ①利用者の希望	
1 身の回りのことなど (ADL・IADL) (日常生活に関する領域) 料理は、苦手なので手伝ってもらえるとうれしいです。片付けは、押し入れにおもちゃを入れておけば、なんとかなります。	2 健康及び心理のこと (健康、心理及び行動傾向に関する領域) もう突然倒れたりすることがないようになりたいです。医師の説明は分かりませんので、分かりやすく教えて欲しいです。
4 生活基盤(お金・住まいなど)のこと (生活基盤に関する領域) 突然倒れて誰も助けてくれないと困ります。また一人で生活できるか心配なので、誰かが見守ってくれると安心です。	3 社会生活上のこと (社会生活技能に関する領域) お金を持っていると全部、おもちゃに使いたくなってしまいます。誰かに預かって欲しいです。自分から心配なことを相談するのは苦手なので、時々誰かに話を聞いてもらいたいです。
6 コミュニケーションスキルのこと (コミュニケーションスキルに関する領域) 上手に受け答えできないので、助けて欲しいです。	5 家族にお願いしたいこと (家族支援に関する領域) これまで、おじさんやおばさんを頼ってきたけど、もう高齢なので、あまり迷惑を掛けたくないです。
7 余暇の充実のこと (社会参加に関する領域) 休みの日は行事に参加してみたいです。	8 こういうふうに働きたい学びたい (教育・就労に関する領域) 仕事は好きなので、すぐに仕事に戻りたいです。
こんな暮らしがしたい(100字要約) はやく前の職場に戻ってバリバリと働きたい。これまでどおりアパートでおもちゃに囲まれた生活をし、休日には、お宝鑑定団やおもちゃ屋で、ゆっくり買い物したい。しかし、また倒れると心配なので、誰かが見守ってくれるとありがたいです。	

24

様式 2
①
相談支援



④ 8領域の生活状況の把握

2 健康に関する領域															
項 目	私の援助 希望の要否			私の願い(主訴)、具体的な希望			担当者が把握した 実際の状況			今の暮らし(現状)			対応		
				A自分で出来ること B家族からの支援 C専門機関からの支援						A自分でしていること B家族からの支援 C専門機関からの支援					
服薬管理	■	要	□	不要	薬を飲み忘れないようにしたい			□	自立	■	一部介助	□	全介助	管理がうまくできていない。飲み忘れがある	◎
通院	■	要	□	不要	医師の説明が分からない			□	自立	■	一部介助	□	全介助	1人で通院している	○
日常の医療ケア	■	要	□	不要				□	自立	■	一部介助	□	全介助		
食事管理	■	要	□	不要	栄養不良で倒れたくない			□	自立	■	一部介助	□	全介助	食事代がオモチャ代になってしまっている。	◎
肥満への対応	□	要	■	不要				□	自立	■	一部介助	□	全介助		
嗜好(酒・タバコ)	□	要	■	不要				□	自立	■	一部介助	□	全介助		
病気への留意	■	要	□	不要	パニックになりたくない			□	自立	■	一部介助	□	全介助	誰も見守りがいない	○
清潔の保持	■	要	□	不要	自分で清潔にできるようにしたい			□	自立	■	一部介助	□	全介助	アパート生活では、ほとんど掃除をしていない	○

↑↑ 8領域ある「アセスメント分析票」の2の領域のみ抜粋 ↑↑

27

3 ニーズ整理

利用者の主訴・希望を利用者のニーズ(必要なこと)として、整理する過程。課題整理、課題分析ともいう。

ケアマネジメントの展開の中で、最も重要な過程である。相談支援専門員としての力量が問われ、専門職としての価値判断が必要となる。

28

ニーズ整理表					相談支援様式4 令和xx年xx月xx日	
本人氏名 静岡太郎		記入者氏名 鶴田安弘				
私の願い(主訴)	今の暮らし	ストレングス	面接者の気になること	本人のニーズ	優先順位	
1 アパートで暮らしたい	施設に適応できていない。職員に暴言・暴行を働いている。	アパート暮らししたことがある。障害に理解のある不動産屋がある。	若い頃、結婚し、企業で働いていたこともあるため、地域生活ができるのではないかな？	毎日の不安がなくアパートで暮らしたい。	A B C	1
2 部品組み立ての作業がしたい	施設で紙箱折りをしたり、共用場所の清掃をしている。	仕事は好き、特に機械の組立	軽度知的障害者の特性を理解した上で、受容的な対応ができる施設があるか？本人の希望する部品組立をしている施設があるか？	自分に合った仕事がしたい。	A B C	2
3 小遣いをもらって自由に買物したい	万引き予防のため制限されている。菓子は、職員が定期的に購入し、渡している。	買物はできる。	本人は、金銭管理ができると言っているが、これまでの生活歴から生活費の自己管理は、困難ではないか？	お金を上手に使いたい。	A B C	3
4 病気は治ったと思うから大丈夫。タバコは吸いたい。	タバコを制限され苛立っている。職員の同行により通院している。尿臭のする衣類を着続けている。	火の管理はできる。職員の同行で通院に行ける。	タバコは、医師による制限であるため、医師の了解が得られるか？喫煙をすることにより精神的安定が得られるのではないかな？引き続き通院が必要ではないかな？	健康に暮らしたい。	A B C	4
5 卓球がやりたい。	施設内の行事は、つまらないと言っている。	社交的、笑顔が素敵卓球が好き。	卓球ができるクラブなどがあるか？卓球以外で楽しめるものがあるか？	趣味を楽しみたい。	A B C	5

A「軽くてすぐできること」(情報提供等)、B余裕をもってできること、C「時間を掛けて行なうこと」(ケアマネジメントに該当)。「D」重くて急ぐこと(危機介入)……Cに優先順位を付ける

ニーズ整理表					相談支援様式4 平成27年3月1日	
本人氏名 太郎		記入者氏名 鶴田安弘				
私の願い(主訴)	今の暮らし	ストレングス	面接者の気になること	本人のニーズ	優先順位	
1 アパートで暮らしたい	施設に適応できていない。	若い頃に結婚し、工場で	若い頃、結婚し、企業で働いていたこともあるため、地域生活ができるのではないかな？	アパートで暮らしたい。	A B C	1
2 アパートでも月8万円	施設	若い頃に結婚し工場	月8万円でアパートを借り、社会保険料、	地域生活ができる生	A B C	2
3					A B C	
4					A B C	
5					A B C	
6					A B C	

例

毎日自由にどこかに遊びに行きたい

小さなアパートで大勢の家族と暮らしているが、家族の障害への理解も、自分の部屋もなくストレスが溜まっている

静かな環境なら1人で静かに過ごすことができる

本当は自分の家で家族に気兼ねなく過ごしたいのだが、家族の障害理解も得られず、家も狭いため、不本意ながら家の外に居場所を求めているのではないかな？

自分の家に自分の部屋が欲しい

主訴
ディマンズ

今の暮らし

ストレングス

気付き
分析
評価

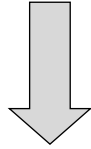
必要
ニーズ

A「軽くてすぐできること」(危機介入)、B「軽くてすぐできること」(情報提供と対応)、C「時間を掛けて行なうこと」(ケアマネジメントに該当)……Cに優先順位を付ける

「私の願い」の整理

自立支援

その人が望むその人らしい安心感のある生活の実現



- ディマન્ズ・・・欲求（主訴）
- ニーズ・・・・・・必要（解決すべき課題）

私たちが、計画作成の元とするのは、
ニーズである。

31

ニーズとディマન્ズ

Ex)ある高齢者施設で、Aさんが寮母に食事の介助をしてもらえるよう訴えている。しかし、寮母は、優しく微笑み「ご自分でたべてみましょうね。」と声かけをするのみで、同じような障害状況のBさんばかり介助している。

Ex)ある障害者施設で、Cさんが3回連続で入浴をしてくれない。支援員が声を掛けても「気にしなくて良い。大丈夫。」ととりあってくれない。



32

4 ケア計画の作成(1)

(1) 総合的援助方針の検討

利用者の将来的な目標を実現するための指針となるもの。支援にかかわる関係機関に共通認識を図るもの。

(2) 長期目標

単なる努力目標ではなく、利用者の希望する生活に近づくための目標となるもの。

(3) 短期目標

長期目標実現のための段階的で具体的なもの。当面の生活の安定に向けたもの。

33

サービス等利用計画書の上半分

(私の暮らし計画書)

相談支援様式5-①

サービス等利用計画・障害児支援利用計画案

利用者氏名(児童氏名)	静岡太郎	障害支援区分	3	相談支援事業者名	生活支援センターあしたか
障害福祉サービス受給者証番号	123456	利用者負担上限額	0円	計画作成担当者	鶴田安弘
地域相談支援受給者証番号	-	通所受給者証番号	-		
計画作成日	令和xx年x月xx日	モニタリング期間(開始年月)	毎月(令和xx年x月)	利用者同意署名欄	
利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)	●利用者：今すぐ施設を出て、アパートを借りたい。お金は自分で管理して、自由に使いたい。アパートから施設に通い、施設で働きながら、工賃をもらいたい。その工賃でコーヒー、ジュース、お菓子を買いたい。たまにはパチンコやカラオケに行き、卓球クラブなどがあれば入りたい。 ●兄：施設の人達に迷惑をかけず、言うことをきいて過ごして欲しい。緊急事態以外は、連絡をしないでほしい。				
総合的な援助の方針	太郎さんの生活に合う一人暮らしの仕方を一緒に考え、仕事や楽しみが広がり、安心して生活できるように支援します。				
長期目標	一人暮らしの生活に慣れ、趣味や仕事の活動が充実しています。				
短期目標	アパートでの生活が始まり、仕事に行きながらの生活リズムができ、福祉サービスを利用して一人暮らしができるようになっています。				

34

4 ケア計画の作成(2)

整理したニーズごとに援助目標と援助方法を記入する。

サービス内容には、特色や利用時間等を記入する。

態度としての権利擁護を貫く。傾聴＝受容

制度としての権利擁護を活用する。

35

サービス等利用計画書の下半分

優先 順位	本人のニーズ (解決すべき課題)	支援目標	達成 時期	福祉サービス等	課題解決のための 本人の役割	評価 時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)			
1	毎日の不安なくアパートで暮らしたい	不安なくアパート生活ができるようにします	3か月	居宅介護 家事援助10時間/月 掃除・調理・片付け	月曜・木曜 17:00～18:00	ヘルパーと一緒に家事を行います	1か月
2	自分に合った仕事したい	太郎さんの得意なことを活かしながら、意欲的に働けるようにします。	6か月	就労継続支援B型事業 5日/週 組立作業	月曜～金曜 9:00～16:00	自分が取り組めそうな仕事を伝え、自分で決めた通所の日は休まないように努力します。	1か月
3	お金を上手に使いたい	収入の範囲で好きな物が買えるように、します。	3か月	日常生活自立支援事業 毎週	土曜日 10:00～11:00	決めた範囲のお金で収まるような使い方を考えます。	1か月
4	健康に暮らしたい	健康を維持するための通院に行けるようにします。	6か月	居宅介護 通院等介助2時間/月	第1水曜日 9:00～11:00	支援してもらいながら、決められた日に通院します。	1か月
5	趣味を楽しみたい	楽しみ(卓球やカラオケなど)の機会を作ります。	6か月	公民館でのクラブ活動	随時	興味のあることに挑戦しながら、楽しみを増やしていきます。	1か月

36

5 ケア会議

(サービス担当者会議)

利用者の参加は必須。問題解決の主役として。

ラフプランを提示し、利用者及びサービス担当者との調整を行う。

利用者が安心できる席の配置に留意する。

利用者の自宅で実施する。(施設入所者は除く)

37

サービス担当者会議の要点

サービス担当者会議の議事録例

利用者名 山田次郎 殿

サービス利用計画作成者(担当者)氏名 鶴田安弘

開催日 R2年2月24日

開催場所 山田氏自宅

開催時間 13:00~13:30

開催回数 2

会議出席者	所属(職種)	氏名	所属(職種)	氏名	所属(職種)	氏名
	本人	山田次郎	施設サビ管	B支援員		
	あしたか相談員	鶴田安弘	市障害福祉課	C職員		
	ヘルパー事業所	Aヘルパー				
検討した項目	サービス利用計画書原案の検討 ①総合的援助の方針の合意 ②緊急連絡先の確認 ②居宅サービス計画の目標の共有と具体的内容の確認					
検討内容	①これまでのマネジメントを踏襲し、総合的援助の方針を検討。 ②緊急事態(けいれん発作・高血圧)と連絡体制を確認した。 ③生活課題、長期目標、短期目標、サービス内容、利用回数、頻度、担当者について検討。					
結論	①総合的援助の方針を合意する。 ②緊急事態には救急車を呼ぶことを優先し主治医にも連絡することとする ③生活課題、目標、内容、回数、頻度は、ご本人の要望どおりとなる。					
残された課題 (次の開催時期)	①身体機能を維持させるためにも通所リハなどを組み入れる見直しが必要になる可能性がある。②精神的不安定について、各サービス担当者が統一した対応が取れるよう対応マニュアルを相談員が作成する。					

38

6 ケア計画の実施

- ①ケア会議で調整され、利用者及びサービス担当者間で合意され確定した本計画によりサービスが実施される。
- ②しかし、何らかの不具合がある場合、直ちに修正する。
- ③サービス担当者は、サービス等利用計画書に則り「個別支援計画」を作成し、具体的なサービスを提供する。

39

7 モニタリング・再アセスメント

サービス等利用計画に基づいて利用者にサービスが適切に提供されているか確認する。

利用者の生活全般において、新たに対応すべきニーズが生じていないかを定期的に確認・見守りする。

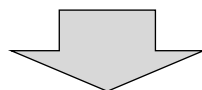
40

モニタリング報告書(継続サービス利用支援)										相談支援様式7 静岡県20200301	
利用者氏名	沼津次郎		種	障害支援区分	3		相談支援事業者名	生活支援センターあしたか			
障害福祉サービス受給者証番号	1233456		利用者負担上限額	9,300円		計画作成担当者	鶴田安弘				
地域相談支援受給者証番号			通所受給者証番号			計画作成補助者					
計画作成日	20xx/8/15		モニタリング実施日	20xx/9/15		利用者同意署名欄					
総合的な援助の方針						全体の状況					
いろいろな人に協力してもらいながら生活を安定させ、休まず仕事に通えるようになる。そして、生活の楽しみを増やしなが、安心してアパートでの一人暮らしを続けていくことを応援します。						アパートでの一人暮らしを応援するために、新たに居宅介護、日常生活自立支援事業、地域定着支援という新しいサービスを導入したが、円滑に機能している。懸案だった、食事においても、3食たべることができるようになった。					
優先順位	支援目標	達成時期	サービス提供状況 (事業者からの聞き取り)	本人の感想・満足度	支援目標の達成度 (ニーズの充足度)	今後の課題・解決方法	計画変更の必要性			その他留意事項	
							サービス 種別の変更	サービス 量の変更	訪問計画の 変更		
1	緊急時にすぐに相談や訪問し、不安を減らす	令和X年9月	特に本人からの連絡は無かった。定期訪問において、笑顔が見られた。特に不安は無い様子が伺えた。	いざという時に24時間連絡ができるので、安心できた。	本人の安心感が得られた。	引き続き見守りを行う。	有	無	有	無	
2	スムーズに職場に戻れるように調整する	令和X年9月	仕事に速やかに復帰できた。職場の人間関係も今までどおり良好であった。	仕事に復帰でき、今まで通り働けて良かった。	円滑な仕事復帰ができた。	引き続き見守りを行う。	有	無	有	無	
3	3度の食事を取れるようにする	令和X年9月	週2回のヘルパーの援助と社員食堂での提供は円滑に導入できた。	3食規則正しく食事が取れて安心できた。	3食食事が取れ規則正しい生活が実現できた。	引き続きこのサービス体制を継続する。	有	無	有	無	
4	部屋をきれいにする	令和X年9月	ヘルパーと一緒に掃除ができたが、大量にあるオモチャの整理ができない。	オモチャは、捨てないで欲しい。	オモチャの収納場所が無いので、部屋が手狭である。	オモチャの収納方法を検討する。	有	無	有	無	トランクルームを借りて対応するか検討する
5	お金を上手に使う	令和X年9月	月2回、定期的に生活諸費を届けた。	支払うべきものの毎に封筒に入れてくれて分かりやすかった。	支払がきちんとできた。	引き続き現在のサービスを継続する。	有	無	有	無	41

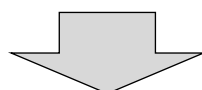
8 ケアマネジメントの評価と終了

目標の到達度の確認

サービス担当者会議での評価



新たなケア計画を必要としない。ケアマネジメントを必要としない。



ケアマネジメントの終了

講座 3

相談支援の関連技術

バイスティックの7原則
コミュニケーション技術
(聞く技術)

43

バイスティックの7原則

号	原則	内容	備考
1	個別化	利用者の困りごととはどれだけ似たようなものであっても、人それぞれの問題で「同じ問題は存在しない」という考え方	今日、目の前にいる人は、世界に一人しかいない。「十把一絡げ」からの脱却
2	意図的な感情表現(出)	利用者の感情表出の自由を認める考え方。自由に表出できるよう仕向ける関り。	否定的な感情や独善的な感情など表出してもらうことにより利用者自身の足かせを取り払う。
3	統制された情緒的関与	ワーカー自身が利用者の感情に飲み込まれないようにする考え方。	利用者の語りの先読みをせず、最後まで傾聴する。先読みすると途中で結論に結び付けようとし、利用者の感情にフタをしてしまうことになる。 44

号	原則	内容	備考
4	受容	利用者の思考・行動をどうしてそういう考え方・行動になるのか理解する考え方。	ワーカーは、直接的指示や利用者への否定をしてはいけない
5	非審判的態度	利用者の思考・行動に対してワーカーは、善悪を判じないとする考え方。良い悪いと判断しなくてもよい心持ちとなること。	ワーカーが審判的態度を挟むと、それに迎合したり、拒否が生じる。どんな話でも受け止めてもらえるという安心感を与える。
6	自己決定	あくまでも自らの行動を決定するのは利用者自身であるとする考え方	ワーカーは、命令的な指示をしてはいけない。
7	秘密保持	利用者の個人的情報は、絶対に他方にもらしてはいけないという考え方	漏れた情報が、利用者被害を及ぼす可能性がある。

45

面接技術

重要ポイント

相手の話を聞くこと

【ポイント】

話を聞くことができるために必要なことは何か？

ついつい、口を出したり、更には説得したりしていないか？

46

愛着の傷が相手の話を聞けなくする。

相手の言動が気になり、辛くなったり、相手の顔色を窺ったり、何とかしてあげなくてはと思ってしまう私。



このままでは、心が揺れ動き自尊心が保てなくなる。



自尊心を保つために、相手の話を遮り、口を出したり、説明をしたりしてしまう。



これは、愛着に傷があるからである。



では、愛着の傷は、どうしたら埋まるのか？

承認のバケツ



47

愛着の傷は、どうしたら埋まるのか？ (結 論)

心の中にある「承認のバケツ」に水を溜めることで成しうる。

水が満たされていないから、何かがあると、自信が持てず、自己肯定感が下がってしまう。

心が承認の水で満たされれば、相手の言動に振り回されることの無い心持ちとなれる。



どうしたら水を溜めることができるのか？



承認のバケツ

48

承認のバケツの水が溢れると・・

満たされていない

不平・不満
不安

自己否定
他者否定



溢れている

平安・安定
相手を尊敬・尊重

自己肯定
他者肯定

承認の水を注ぎ続け、溢れると人は相手の言動が気にならず、
すべてを受け入れられるようになる。

鴨頭嘉人:「管理者なら絶対知っておくべき指導者の心得」

49

水を溜める方法1 聞くこと

聴くことは、~~技術~~??? 第一義的には

聞くことは、相手への
心遣い、愛情である。

聞くことは、第一
義的には、技術で
はなく、愛情である。

聞くこと = 相手への承認

相手を承認することにより、自身も承認する
ことになり、心のバケツに承認の水が溜
まる。



50

【参考】 聞く技術

相手の話は、黙って最後まで聞く。遮らない。

途中で遮る＝否定

相手の話が終わってから2秒待つ
否定しないリスクヘッジの時間

否定しないのは、技術であり習慣である。

引用:「否定しない習慣」: 林健太郎

承認の水が溜まっている人は、元々最後まで聞くことができる。

溜まっていない人は、技術を使うことにより、承認の水を溜めることができる。

技術という「形」から入ることにより、脳を感化させる必要がある。

51

水を溜める方法2 話すこと

相手に対して汚いことばを使うと、それは自分に言ったのと同じ。(例えば、利用者への叱責)

脳は、汚いことばを自他の区別なく記憶してしまう。よって、いつまでも嫌な気持ちが残る。嫌な気持ちは、場を暗くし、伝染させてしまう。

「この作業ができなければ、おやつをあげないよ。」

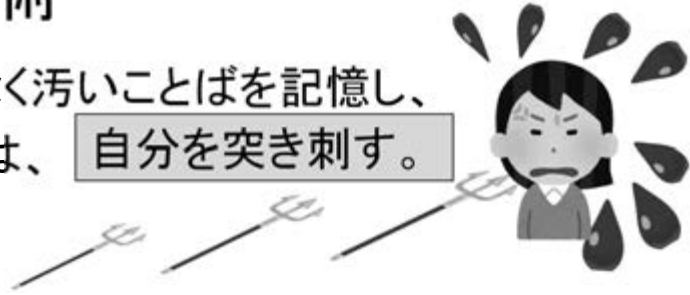
「この作業が終わったら、おやつを食べましょう。」

優しく話すことにより、脳は優しくなり、承認の水が溜まる。

52

【参考】 話す技術

脳は、自他の区別なく汚いことばを記憶し、
他人に放った否定語は、**自分を突き刺す。**



同じように他人に温かく優しい声掛けをすると、脳は、
自他の区別なく自分にも心地よさを醸し出す。

だんだんと自分を好きになり、他人
も好きになる。他人からも好かれ、相
乗効果により益々、自他の気持ちが
温かくなる。



技術という「形」か
ら入ることにより、
脳を感化させる必
要がある。

53

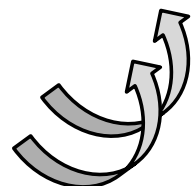
水を溜める方法3 感謝すること

相手に感謝することにより、自己肯定感が増す。

そして、自身が相手の役に立ち感謝されると更に自己肯定
感が増す。



よって、感謝されるような「役割」を担うことが必要である。
これが、日々の習慣として定着すると承認の水を溜める最大の
効果をもたらす。



54

【参考】感謝する技術

感謝を伝える方法

魔法の言葉＝ありがとう

I (アイ) メッセージで伝える

陰褒め

技術という「形」から入ることにより、脳を感化させる必要がある。

相手に感謝することと、相手から感謝されることの両方により、承認の水が溜まる。特に感謝される方は、「役割」を果たすことで得られやすい。よって、意図的に日々の「役割」を設定する必要がある。

55

聴くことの本質

人は誰しも、認められたいもの、認められる中で、気持ちが温かくなり優しくなれる。



聴くこと＝認めること＝尊重すること

＝受容

＝存在の承認

56

相手も自分も大切に

もう意固地になり、変わらないように頑張る必要はありません。

「変わるべき」と思うとつらくなるので、
「変わってもよい」と自分を許してください。



変わらないよう頑張る姿勢は、自分を許さず自分を大切にしていないことになります。

自分で自分を大切にすることにより、他人も大切にできるようになります。

57

聴く技術

1 笑顔

相手を受け入れるサイン。

自然と周りに人が近寄ってくる。周りも自分も幸せになる。自分が自分を認めているから相手も認められる。だから自然と笑顔が出る。



58

聴く技術

2 無表情

「ぶっきらぼうだ。」「いつも機嫌が悪そう。」と思われる。

周りの人が近寄りがたくなり、損な人生を送ることになる。自分が自分を嫌いだから相手も好きになれない。だから自然に笑顔は出ない。への字口は大損。

- ・プライドの高さ
- ・自分を強く見せたい
- ・不平や不満などの感情を口で表現する癖がついている
- ・上唇を舌に巻き込む癖がある
- ・口周りの筋肉が固くなっている



59

聴く技術

3 共感

相手が共感して欲しいポイントを受け止める。

妻「今日は、朝から娘の忘れ物を学校へ届けて、そして先生に娘さんは、そそっかしいですねと皮肉を言われたのよ。更にゴミ捨てに行ったら、近所のおばあさんが、この地域の人しか捨てないでって言うのよ。私は、この地域の人なのに！もう朝は忙しいのに！……」

妻は、朝の大変さを聞いてもらい共感して欲しいだけ。

夫「今日の朝は、大変だったね。対応してくれてありがとう。」

60

聴く技術

4 目線を合わせる

アイコンタクトが無いと聞いてもらっている気がしない。パソコンを打っているときなどは、必ず手を止める。

5 うなづく

目線を合わせて、適宜うなづけば更に聴いてもらえている感が増し、好感さえ持たれる。

6 ほめられたら素直に喜ぶ

謙虚に「そなんことないです」は、否定につながる。「ありがとうございます。」の後、「課長のご指導のおかげです。」とほめ返すと更によい。

61

おわりに

相談を受けた際、こころの痛みを受容し、なんとか解決に繋ぐようにしたい。

今ある障害福祉サービスだけをパッケージすれば良いのではないと思う。

利用者の希望を叶えるとき、知識・技術・ネットワークが必要であるが、それ以前に利用者に安心感を与えるられる存在であることが大切であると思う。

62

6 障害者総合支援法及び 児童福祉法の理念・現状と サービス提供プロセス及び その他関連する法律等

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課

障害者総合支援法及び児童福祉法等の理念・現状と サービス提供プロセス及びその関連する法律等

このテキストは「令和6年度相談支援従事者指導者養成研修会」（厚生労働省・国立障害者リハビリテーションセンター）等の配付資料の一部を抜粋及び改変したものです



静岡県健康福祉部
障害者支援局障害者政策課



1

目 次

I	静岡県における障害のある人の状況等	4
II	障害福祉施策の変遷	9
III	障害者総合支援法等の概要	20
1	目的及び基本理念等	
2	障害福祉サービス等の概要	
3	自立支援給付	
4	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容	
5	苦情解決制度	
6	介護給付費等に係る処分に関する都道府県の不服審査	
7	自立支援協議会	
8	地域生活支援拠点等の整備	
IV	障害者支援における権利擁護（障害者差別解消法・条例）	80

2

本講義の獲得目標

- ◆障害者総合支援法等の目的、基本理念や障害福祉サービス等の基本的な内容を理解する。
- ◆障害者支援における権利擁護として障害者差別解消条例等について理解する。

3

I 静岡県における障害のある人の状況等

4

静岡県内の障害のある方の状況（R6.3.31現在）

構成比

区分	R5.3.31 (A)		R6.3.31 (B)		人数増減 (B-A)	参考	
	人数	構成比	人数	構成比		H26.3.31 人数 (C)	増減率(B /C)
身体	118,294	54.1	117,350	53.0	△944	126,803	92.5
知的	38,900	17.8	40,057	18.1	1,157	28,324	141.4
精神	61,507	28.1	64,116	28.9	2,609	42,633	150.4
計	218,701	100	221,523	100	2,822	197,760	112.0

221,523人÷3,553,214人≒6.2%（R6.4.1時点静岡県推計人口）
→ 県民100人に対して約6人が障害のある方である

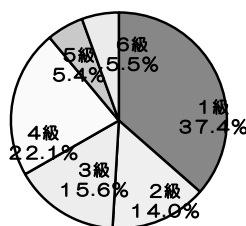
5

② 身体障害のある人の状況

◎等級別身体障害者数（令和6年3月31日現在）

（単位：人・％）

区分	重 度		中 度		軽 度		計	うち
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		65歳以上
視覚障害	2,472	2,684	423	558	1,138	296	7,571	5,447
聴覚障害	467	2,086	1,162	2,556	38	3,322	9,631	7,216
音声・言語	84	75	971	450	-	-	1,580	1,153
肢体不自由	12,759	11,174	8,866	13,681	5,169	2,859	54,508	37,181
内部障害	28,116	415	6,881	8,648	-	-	44,060	34,420
計	43,898	16,434	18,303	25,893	6,345	6,477	117,350	85,417
構成比	37.4%	14.0%	15.6%	22.1%	5.4%	5.5%	100.0%	72.8%



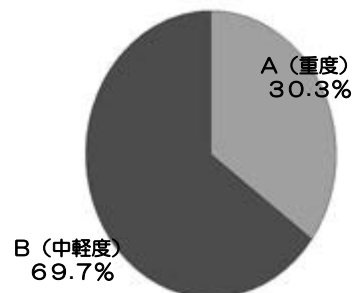
6

③ 知的障害のある人の状況

◎障害の程度別知的障害者数（令和6年3月31日現在）

（単位：人・％）

区 分	A（重度）	B（中軽度）	計
18歳未満	2,406	8,966	11,372
18歳以上	9,750	18,935	28,685
計	12,156	27,901	40,057
構成比	30.3	69.7	100



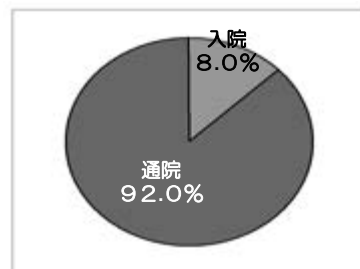
7

④ 精神障害のある人の状況

◎精神障害者入院通院患者数（令和6年3月31日現在）

（単位：人・％）

区 分	入院	通院	計
患者数	5,123	58,993	64,116
構成比	8.0	92.0	100.0



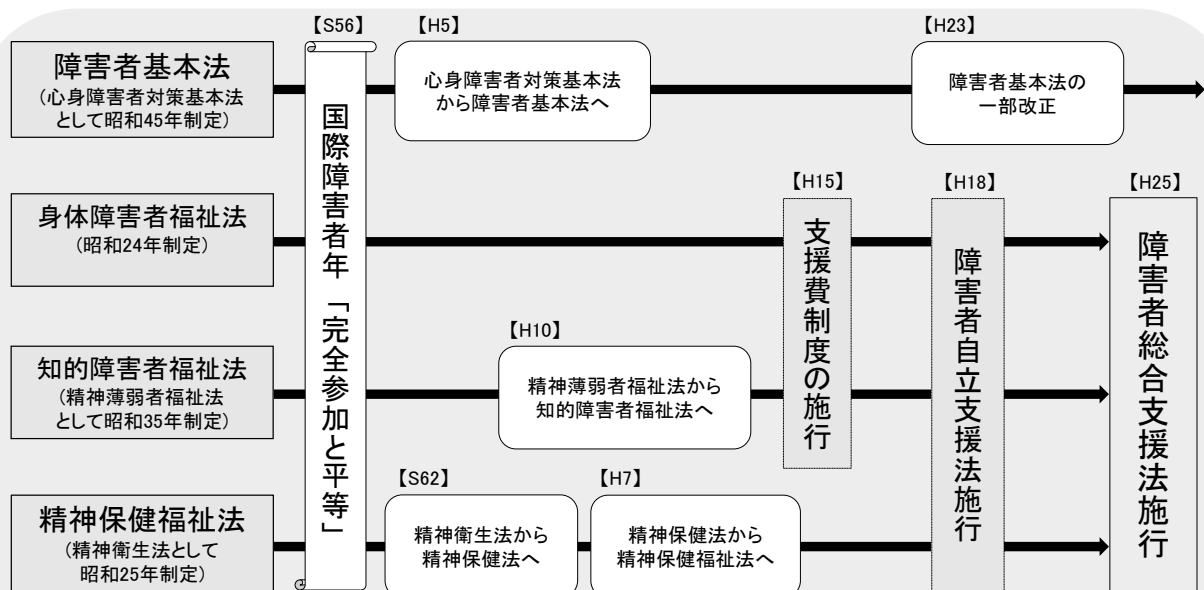
※精神障害者保健福祉手帳所持者数 32,354人（令和6年3月31日現在）

8

Ⅱ 障害福祉施策の変遷

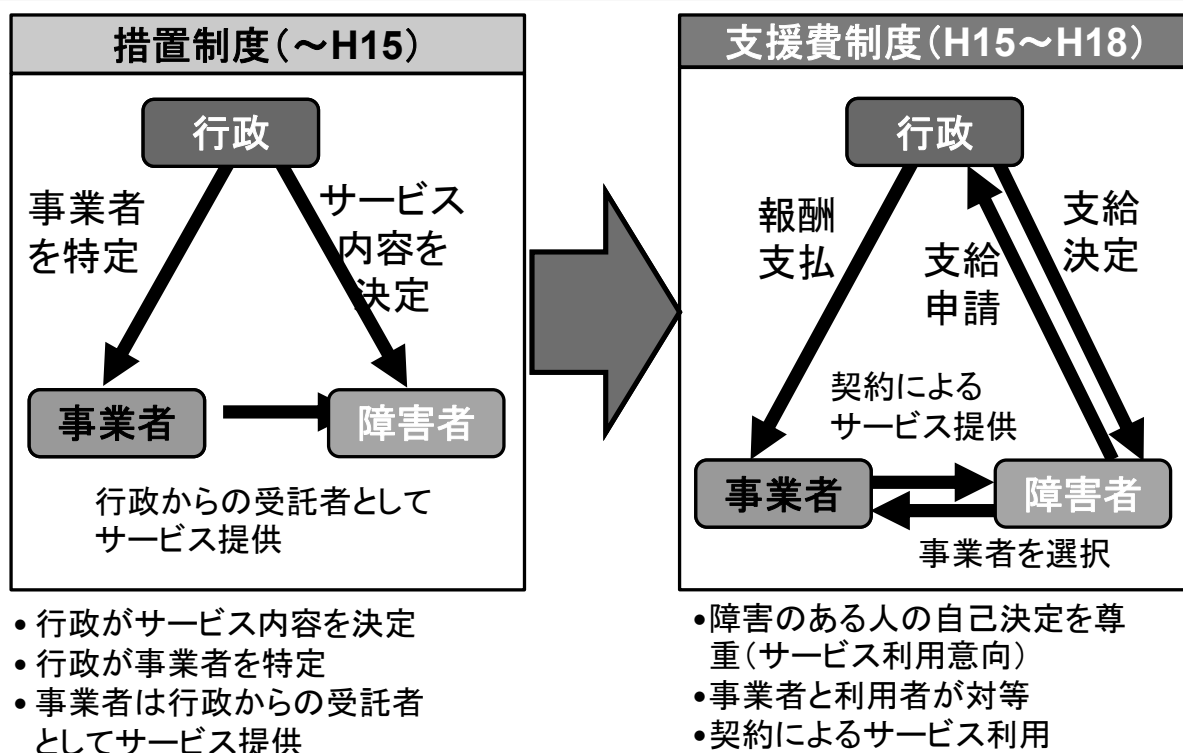
9

障害福祉施策の変遷



10

措置制度から支援費制度へ



11

支援費制度における課題

- 身体、知的、精神という障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、使いづらい仕組みとなっていた。また、精神障害者は支援費制度の対象外であった。
- 地方自治体によっては、サービスの提供体制が不十分であり、必要とする人々すべてにサービスが行き届いていなかった。
- 働きたいと考えている障害者に対して、就労の場を確保する支援が十分でなかった。
- 支給決定のプロセスが不透明であり、全国共通の判断基準に基づいたサービス利用手続きが規定されていなかった(サービスの必要度を測る「ものさし」がなかったために、地域によって、個々人によってサービスの内容・量が大きく乖離)。

障害者自立支援法の施行(H18)

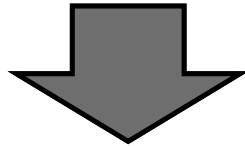
12

「障害者自立支援法」のポイント

●ポイント①:障害者施策を3障害一元化

＜制定前＞

- ・3障害ばらばらの制度体系(精神障害は支援費制度の対象外)
- ・実施主体が都道府県、市町村に二分化



- 3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に。
- 市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ。

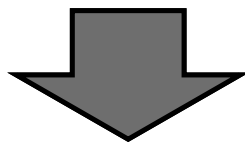
13

「障害者自立支援法」のポイント

●ポイント②:支給決定の透明化、明確化

＜制定前＞

- ・全国共通の利用ルール(支援の必要度を判定する客観的基準)がない
- ・支給決定のプロセスが不透明



- 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を導入。
- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化。

14

「障害者自立支援法」のポイント

●ポイント③:利用者本位のサービス体系に再編

＜制定前＞

- ・障害種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とが乖離



- 33種類に分かれた施設体系を再編し、日中活動支援と夜間の居住支援を分離。
あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設。
- 規制緩和を進め既存の社会資源を活用。

●ポイント④:就労支援の抜本的強化

＜制定前＞

- ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所
- ・就労を理由とする施設退所者はわずか1%



- 新たな就労支援事業を創設。
- 雇用施策との連携を強化。

15

「障害者自立支援法」のポイント

●ポイント⑤:安定的な財源の確保

＜制定前＞

- ・新規利用者は急増する見込み
- ・不確実な国の費用負担の仕組み



- 国の費用負担の責任を強化（費用の1／2を負担）。
- 利用者分応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに。

16

障害者自立支援法から障害者総合支援法へ

- 改正障害者基本法を踏まえ、法の目的規定を改正し、基本理念を創設することにより、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とした。【平成25年4月1日施行】

目的の改正

- 「自立」の代わりに、新たに、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記。
- 障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業による支援を明記。

基本理念の創設

23年7月に成立した改正障害者基本法で、目的や基本原則として盛り込まれた、

- ① 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念
- ② 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現
- ③ 可能な限りその身近な場所において必要な（中略）支援を受けられること
- ④ 社会参加の機会の確保
- ⑤ どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ⑥ 社会的障壁の除去

といった重要な考え方を新法の理念としても規定することとしたもの。

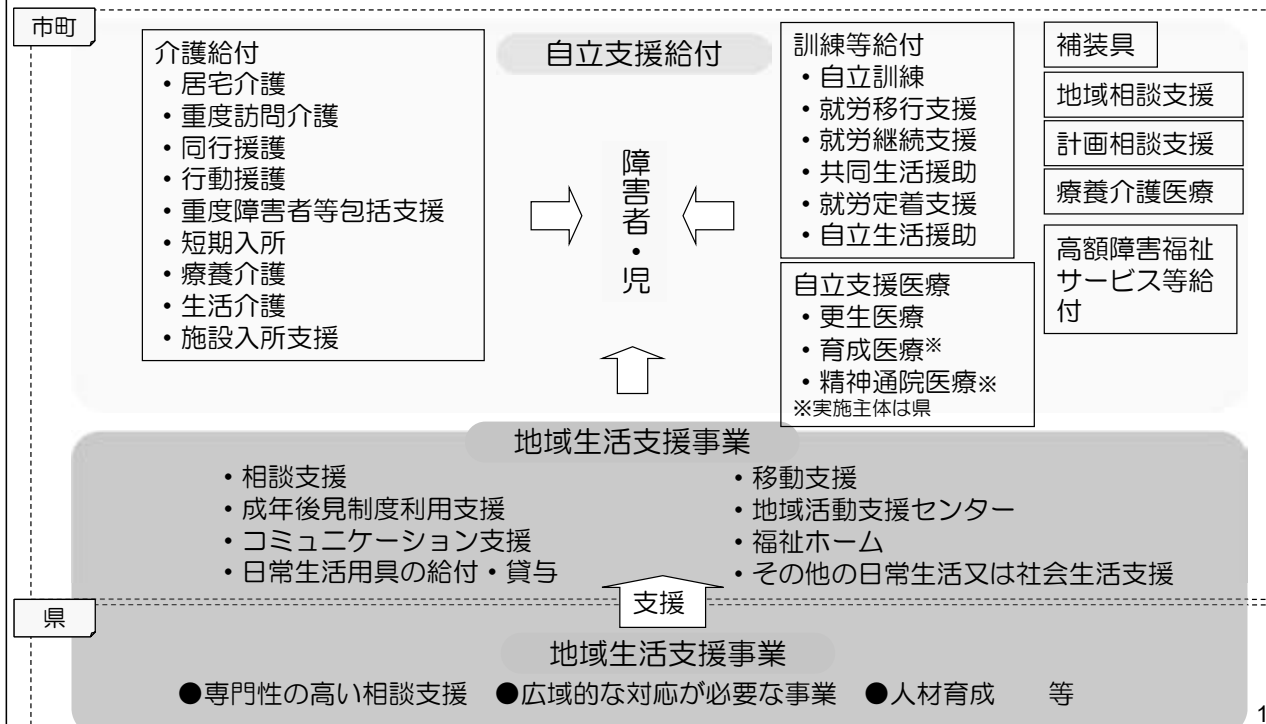
「障害者自立支援法」
↓
「障害者総合支援法（※）」

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

17

自立支援システムの体系

自立支援システムは『①自立支援給付』+『②地域生活支援事業』



18

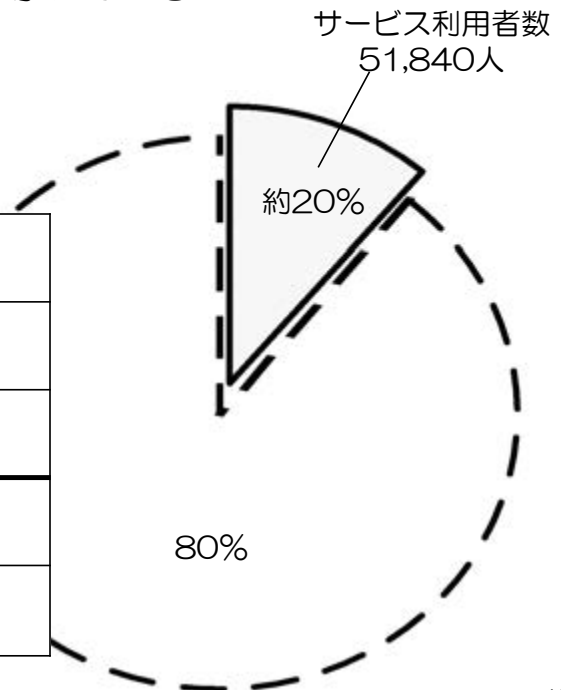
障害福祉サービス等の利用状況

どのくらいの障害児者がサービスを利用しているか...

⇒ 約20%（約5人に1人）

サービス利用者数（人）

	R5. 3(B)	R6. 3(B)	増減 (B-A)
障害者	34,084	35,544	1,460
障害児	14,634	16,296	1,662
合計	48,718	51,840	3,122
県内の 障害者計	218,701	221,523	2,822



19

Ⅲ 障害者総合支援法等の概要

20

1 目的及び基本理念等

21

障害者の権利に関する条約（国際連合）

第一条（目的）

この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

障害者基本法

第一条（目的）

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第四条（差別の禁止）

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

22

障害者総合支援法

障害者総合支援法の目指すもの（目的規定）

- ・ 個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことを支援する
- ・ 障害者や障害児の福祉の増進とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる「地域社会づくり」を進める

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的にを行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

23

（基本理念）

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他の一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

24

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の概要

（令和4年12月10日成立、同月16日公布）

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を図る地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協働による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小児慢性DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権促進への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正以降に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所轄の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び2の一部は令和5年10月1日）

1

児童福祉法

（児童の福祉を保障するための原理）

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

（児童育成の責任）

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

②児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

（原理の尊重）

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を図る。

改正の概要

- 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充**【児童福祉法、母子保健法】
 - ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機能の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
 - ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用助費・措置を実施する。
 - ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。
- 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上**【児童福祉法】
 - ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
 - ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。
- 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化**【児童福祉法】
 - ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
 - ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。
- 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備**【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利保護に向けた必要な環境整備を行う。
- 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入**【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。
- 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上**【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。
※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。
 ※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）**【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

27

発達障害者支援法

（目的）

第一条 この法律は、**発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく発達障害者の支援の行うことが特に重要であることに鑑み、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。**

28

(基本理念)

第二条の二 発達障害者の支援は、全ての発達障害者が社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、行われなければならない。

2 発達障害者の支援は、社会的障壁の除去に資することを旨として、行われなければならない。

3 発達障害者の支援は、個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない。

発達障害児者の概要

● 発達障害の定義

発達障害者支援法(平成17年施行)では、「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」(第2条第1項)と定義している。

● 発達障害の特徴

(参考：厚生労働省「発達障害の理解のために」(平成20年1月1日))

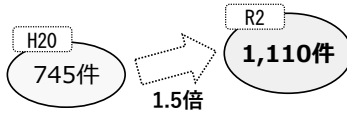
区 分		特 徴
広 汎 性 発 達 障 害 (≡ 自 閉 症 スペクトラム)	自 閉 症	・言葉の発達の遅れ ・コミュニケーションの障害 ・対人関係・社会性の障害 ・パターン化した行動、こだわり ※知的な遅れを伴うこともある
	アスペルガー症 候群	・基本的に、言葉の発達の遅れはない ・その他の特徴は自閉症とほぼ同じ
学 習 障 害 (LD)		・「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、 全体的な知的発達に比べて極端に苦手
注 意 欠 陥 多 動 性 障 害 (ADHD)		・不注意(集中できない) ・多動・多弁(じっとしてられない) ・衝動的に行動する(考えるよりも先に動く)

発達障害のある方への支援体制の強化

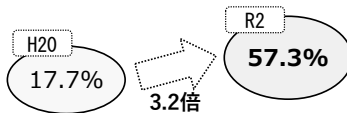
課題

1 相談件数の増加、相談の多様化

- ① 相談件数に応じた相談体制の充実が必要



- ② 就労支援など成人期からの相談が急増し、多様な相談への対応強化が必要



2 市町、地域において支援体制にばらつきがあり、市町等における支援体制の強化が必要

- ① 身近な地域で質の高い療育支援や地域支援を行う機関の確保が必要
② 発達障害に対応可能な医療機関の地域偏在（東部地域は依然不足）

対応

1 身近な地域で専門的な支援が受けられる体制を整備

- ① 発達障害者支援センターを2か所体制とし民間法人を活用
② 発達障害者支援コーディネーターの配置により地域支援体制を整備（地域における対応能力の向上、広域的な連携）

2 ライフステージを通じた支援体制の確立

- ① 医療・福祉・教育など関係分野の専門人材の養成を通じて早期発見・早期療育の充実
② 地域療育拠点である児童発達支援センターの設置促進
③ 医療・福祉・教育・就労等関係機関と連携しライフステージに応じた継続的な支援

31

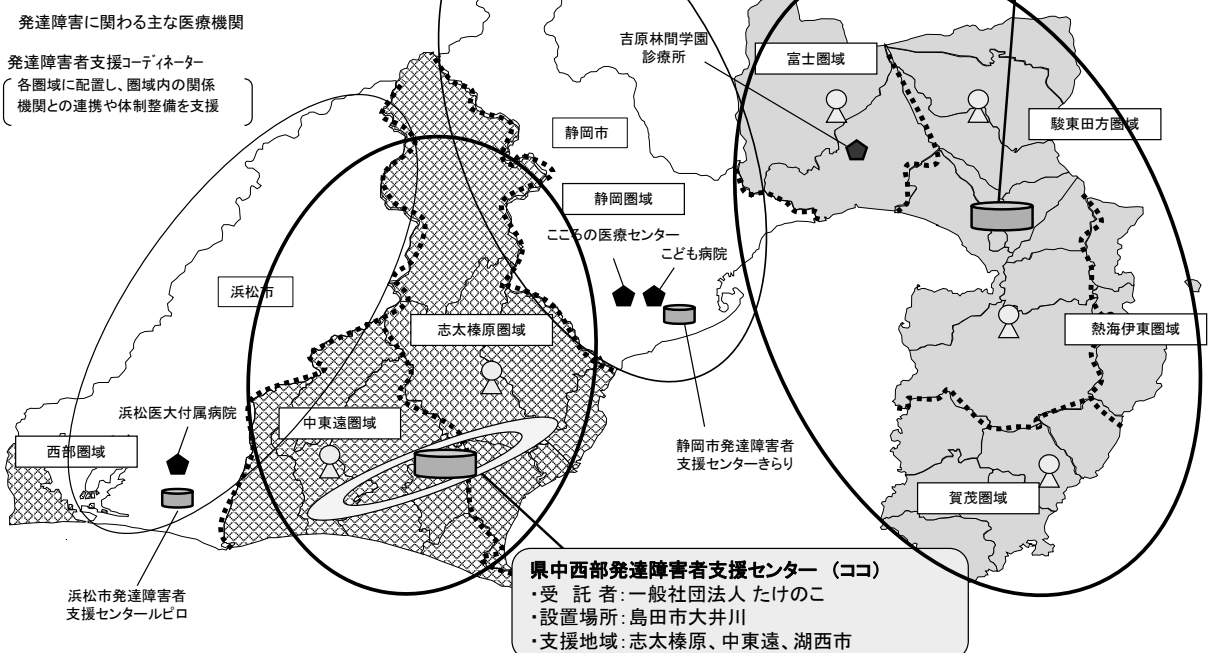
静岡県の発達障害者支援体制図（令和2年4月～）

各地域の人口（R4.4.1推計）	
東部（富士以東）	1,153,856人
中西部（藤枝以西）	964,133人

※静岡市（684,940人）、浜松市（783,564人）を除く。

● 発達障害に関わる主な医療機関

○ 発達障害者支援コーディネーター
各圏域に配置し、圏域内の関係機関との連携や体制整備を支援



32

障害者・障害児の定義(第四条第1項第2項)

<法の対象となる「障害者」>

- ①身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ②知的障害者福祉法にいう知的障害者
- ③精神障害者福祉法第5条に規定する精神障害者
(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含む)
- ④治療法が確定していない疾病その他の厚生労働大臣が定める特殊の疾病により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者

なお、これらに該当する18歳未満の者は「障害児」として区分される。

④は、難病患者等が該当し、平成25年度から障害福祉サービスの対象となった。

<障害児の範囲>

法の対象となる「障害児」は、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。その範囲は、18歳未満の者であって上記の①～④と同様。

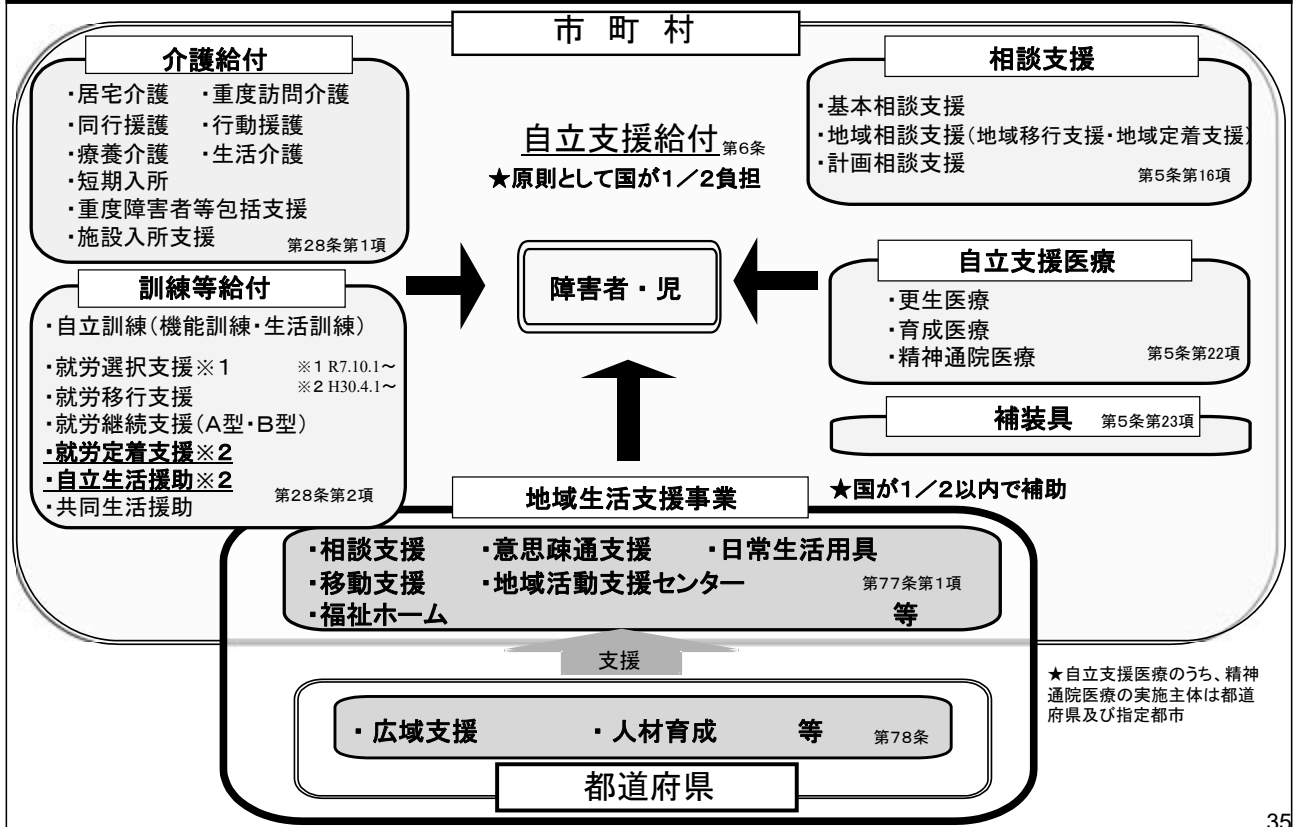
33

2 障害福祉サービス等の概要

34

障害者総合支援法の給付・事業

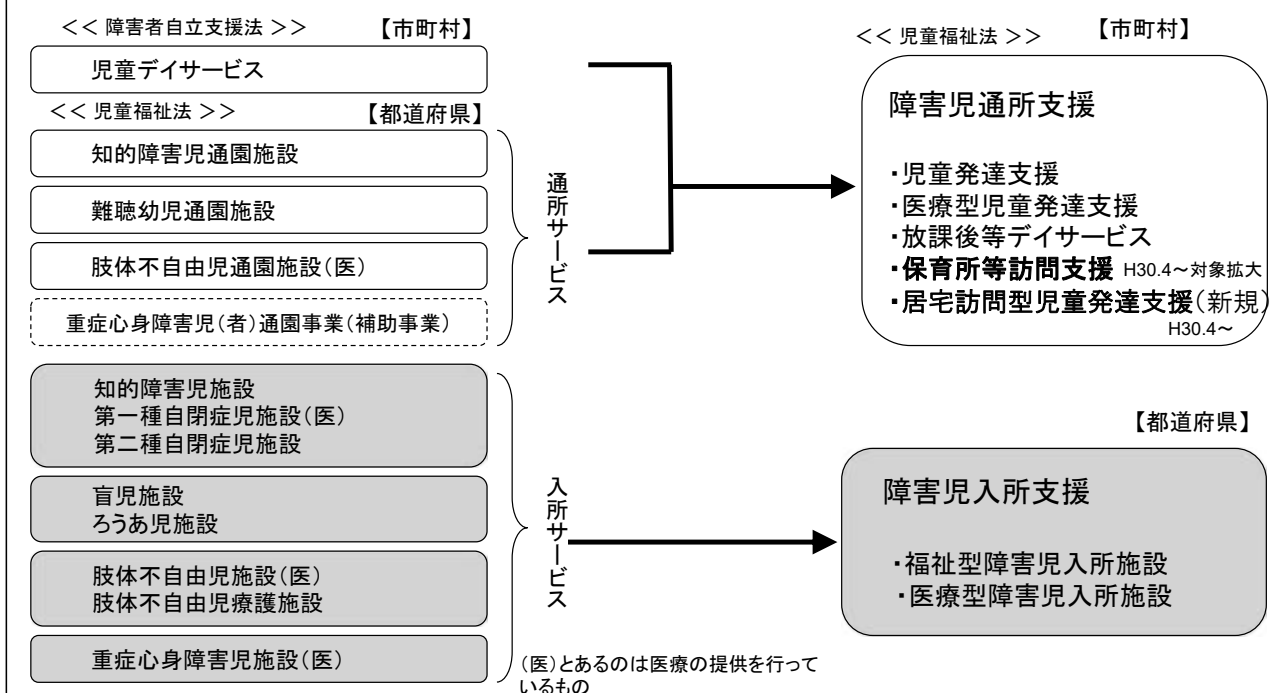
国資料一部改変



35

平成24年度の児童福祉法改正による障害児施設・事業の一元化

○ 障害児支援の強化を図るため、従来の障害種別で分かれていた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。



36

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

サービス内容			利用者数	施設・事業所数
訪問系	介護給付	居宅介護	207,088	22,337
		重度訪問介護	13,125	7,631
		同行援護	26,898	5,737
		行動援護	15,342	2,222
		重度障害者等包括支援	44	11
日中活動系	施設系	短期入所	59,522	6,199
		療養介護	21,072	260
		生活介護	303,058	12,804
居住支援系	訓練等給付	施設入所支援	123,245	2,546
		自立生活援助	1,198	279
		共同生活援助	187,497	13,577
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	2,212	188
		自立訓練（生活訓練）	14,818	1,347
		就労移行支援	36,275	2,899
		就労継続支援（A型）	90,106	4,634
		就労継続支援（B型）	352,862	17,295
		就労定着支援	17,364	1,640

（注）1. 表中の「○」は「障害者」、「●」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。2. 利用者数及び施設・事業所数は、令和6年3月サービス提供分（国保連データ）

37

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

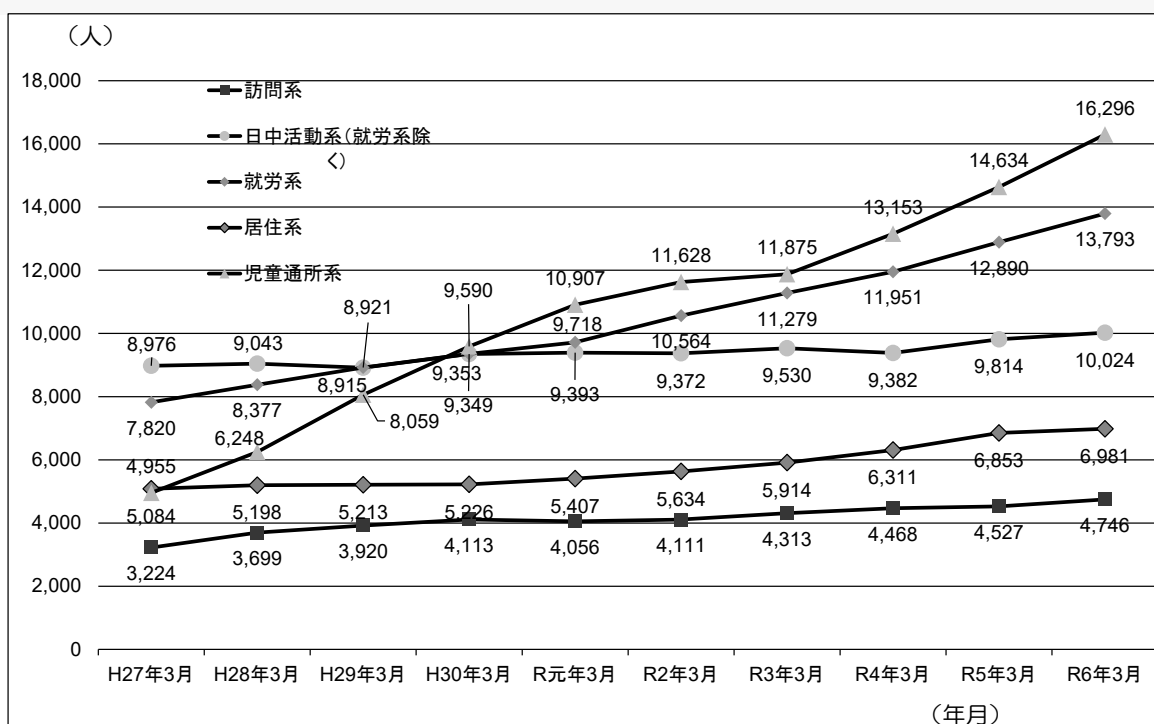
サービス内容			利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援 センター	195,814	12,785
		児童発達支援 センター以外		
		放課後等デイサービス	345,741	21,411
		居宅訪問型児童発達支援	385	138
		保育所等訪問支援	20,700	1,886
訪問系	障害児入所系	福祉型障害児入所施設	1,299	184
		医療型障害児入所施設	1,762	197
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援	262,298	10,325
		障害児相談支援	108,123	6,780
		地域移行支援	670	358
		地域定着支援	4,415	550

※ 障害児支援は、個別に利用の要否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない）※ 相談支援は、支援区分によらず利用の要否を判断（支援区分を利用要件としない）

（注）1. 表中の「○」は「障害者」、「●」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。2. 利用者数及び施設・事業所数は、令和6年3月サービス提供分（国保連データ）

38

サービス利用者数の推移（静岡県）



39

就労選択支援の法令事項

法の象文

※ 第13項を新設

第五条 (略)

13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして①主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の②主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の③主務省令で定める便宜を供与することをいう。

※施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

公布済みのもの

<障害者総合支援法施行規則> ※令和6年1月25日公布

①主務省令で定める者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

②主務省令で定める事項

- 障害の種類及び程度/就労に関する意向/就労に関する経験/就労するために必要な配慮及び支援/就労するための適切な作業の環境/その他適切な選択のために必要な事項

③主務省令で定める便宜

- 障害福祉サービス事業を行う者その他の関係者との適切な支援の提供のために必要な連絡調整 等

④その他

- 支給決定の有効期間：1か月又は2か月のうち市町村が定める期間 等

<基準省令> ※令和6年1月25日公布

○人員基準

- 就労選択支援員は、常勤換算方法で利用者の数を15で除した数以上
- 就労選択支援員は指定就労選択支援の提供に当たる者として「厚生労働大臣が定めるもの」とする 等

○運営基準

- 実施主体は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの等とする
- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供しよう努めることとする 等

<報酬告示> ※令和6年3月15日公布

就労選択支援サービス費：1,210単位/日、特定事業所集中減算：200単位/日 等

今後公布予定のもの

<政令> ※令和6年度中に公布予定
施行期日：令和7年10月1日

<告示> ※令和6年度中に公布予定
基準省令において、就労選択支援員の要件を「厚生労働大臣が定めるもの」と規定しており、当該要件を規定する（就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする等。詳細後述）

40

就労選択支援の目的について

現状・課題

- 就労系障害福祉サービスの利用を希望する障害者の就労能力や適性を客観的に評価し、それを本人の就労に関する選択や具体的な支援内容に活用する手法等が確立されていないため、障害者の就労能力や一般就労の可能性について、障害者本人や障害者を支援する者が十分に把握できておらず、適切なサービス等に繋がられていない。
- 一旦、就労継続支援A型・B型の利用が始まると、固定されてしまいやすい。
- 本人の立場に立ち、次のステップを促す支援者がいるかどうかで、職業生活、人生が大きく左右される。

就労選択支援の目的について

【目的】

働く力と意欲のある障害者に対して、障害者本人が自分の働き方を考えることをサポート（考える機会の提供含む）するとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供する。

【具体的な内容】

- 作業場面等を活用した状況把握を行い、本人の強みや特性、本人が望む方向に進む上で課題となること等について、本人と協同して整理する。
- 利用者本人と協同して、自分に合った働き方を実現したり、働く上での課題改善等に向けて、どんな方法で、何に取り組むのか、どこで取り組むかについて、利用者本人の自己理解を促すことを支援する。
- アセスメント結果は、本人や家族、関係者等と共有し、その後の就労支援等に活用できるようにする。
- ※ その過程の結果として、就労系障害福祉サービスの活用を含めた進路について本人が選び、決定していくことを支援する。そのため、就労選択支援は就労の可否を判断したり、どの就労系障害福祉サービスを利用するかを振り分けを行うものではない。
- 本人の選択肢の幅を広げ、本人の的確な選択につながるよう、支援の実施前後において、本人に対して、地域における雇用事例や就労支援に係る社会資源等に関する情報提供、助言・指導等を行う。
- 就労選択支援利用後の就労支援等において、アセスメント結果が効果的に活用されるよう、就労選択支援事業所は計画相談支援事業所や市町村、ハローワーク等の雇用支援機関との連携、連絡調整を行う。

41

就労選択支援の目的について

就労選択支援の目的について（続き）

【期待される効果】

- 専門的な研修を修了した就労支援の経験・知識を有する人材の配置により、就労に関するアセスメントに関し、専門的な支援を受けることが可能となる。
- 本人の就労能力や適性、ニーズや強み、本人が力を発揮しやすい環境要因、職業上の課題、就労に当たっての支援や配慮事項等を本人と協同して整理することで、本人の自己理解を促進することが可能となる。
- 本人と協同して整理した内容や地域の企業等の情報を基に、関係機関と連携することにより、本人にとって、より適切な進路を選択することが可能となる。また、就労継続支援A型・B型利用開始後も、本人の希望に応じて就労選択支援を受けることができ、就労ニーズや能力等の変化に応じた選択が可能となる。

42

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定
(一部改定)

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。(令和7年10月1日施行)

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- ※ 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 1,210単位/日
 - 特定事業所集中減額 200単位/日
- 正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減額する。

支給決定期間

- 原則1か月 1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う。

基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理(アセスメント)を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。



43

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施②

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定
(一部改定)

実施主体

- 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、障害者能力開発助成金による障害者能力開発訓練事業を行う機関等

- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めることとする。

従事者の人員配置・要件

- 就労選択支援員 15:1以上
- ・ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
- ※ 経過措置として、令和9年度末までは、基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
- ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや障害者の就労支援分野の勤務実績(注)が通算5年以上あることを要件とする。
- ※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、令和9年度末までは、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
- ・ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。

(注)「障害者の就労支援分野の勤務実績」は、直接処遇職員として、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターにおいて支援を行った実績とする。(令和9年度末までに基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修を修了していることを以て就労選択支援員として勤務した実績を含む。)



特別支援学校等における取扱い

- より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

44

3 自立支援給付

45

介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付の支給決定プロセスについて

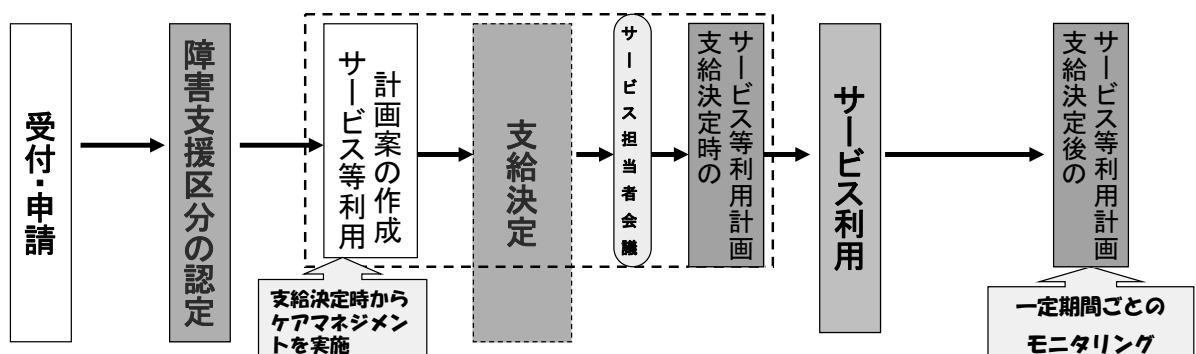
市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合（申請・支給決定の変更）には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画書の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。

* 上記の計画書に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画書（セルフプラン）を提出可。

支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）について、計画相談支援給付費を支給する。

障害児についても、児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画（障害者のサービス等利用計画に相当）を作成する。

* 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。（障害児に係る計画は、同一事業者が一体的（通所・居宅）に作成）

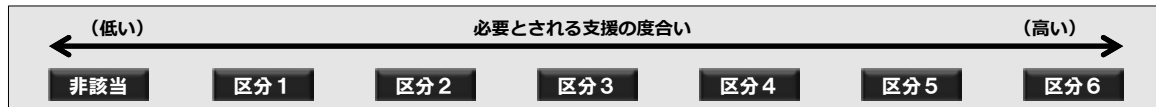


46

障害者総合支援法における「障害支援区分」の概要

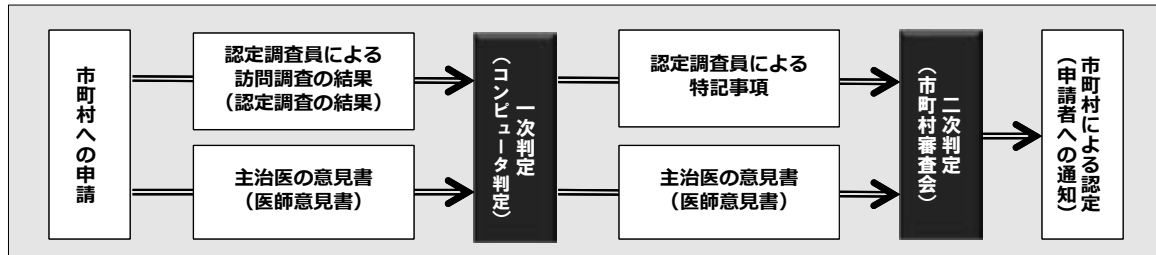
① 障害支援区分の定義（法第4条第4項）

○ 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。



② 障害支援区分の認定手続き

○ 市町村は、障害者等から介護給付費等の支給に係る申請を受理した場合、以下の手続きによる「障害支援区分の認定」を行う。



③ 市町村審査会による二次判定結果（平成27年10月～平成28年9月）

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
71件	6,163件	46,914件	53,224件	46,478件	37,538件	59,479件	249,867件
0.0%	2.5%	18.8%	21.3%	18.6%	15.0%	23.8%	100.0%

47

障害支援区分の認定調査項目（80項目）

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

1-1 寝返り	1-2 起き上がり	1-3 座位保持	1-4 移乗
1-5 立ち上がり	1-6 両足での立位保持	1-7 片足での立位保持	1-8 歩行
1-9 移動	1-10 衣服の着脱	1-11 じょくそう	1-12 えん下

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-1 食事	2-2 口腔清潔	2-3 入浴	2-4 排尿
2-5 排便	2-6 健康・栄養管理	2-7 薬の管理	2-8 金銭の管理
2-9 電話等の利用	2-10 日常の意思決定	2-11 危険の認識	2-12 調理
2-13 掃除	2-14 洗濯	2-15 買い物	2-16 交通手段の利用

3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）

3-1 視力	3-2 聴力	3-3 コミュニケーション	3-4 説明の理解
3-5 読み書き	3-6 感覚過敏・感覚鈍麻	-	-

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-1 被害的・拒否的	4-2 作話	4-3 感情が不安定	4-4 昼夜逆転	4-5 暴言暴行
4-6 同じ話をする	4-7 大声・奇声を出す	4-8 支援の拒否	4-9 徘徊	4-10 落ち着きがない
4-11 外出して戻れない	4-12 1人で出たがる	4-13 収集癖	4-14 物や衣類を壊す	4-15 不潔行為
4-16 異食行動	4-17 ひどい物忘れ	4-18 こだわり	4-19 多動・行動停止	4-20 不安定な行動
4-21 自らを傷つける行為	4-22 他人を傷つける行為	4-23 不適切な行為	4-24 突発的な行動	4-25 過食・反すう等
4-26 そう鬱状態	4-27 反復的行動	4-28 対人面の不安緊張	4-29 意欲が乏しい	4-30 話がまとまらない
4-31 集中力が続かない	4-32 自己の過大評価	4-33 集団への不適応	4-34 多飲水・過飲水	-

5. 特別な医療に関連する項目（12項目）

5-1 点滴の管理	5-2 中心静脈栄養	5-3 透析	5-4 ストーマの処置
5-5 酸素療法	5-6 レスピレーター	5-7 気管切開の処置	5-8 疼痛の看護
5-9 経管栄養	5-10 モニター測定	5-11 じょくそうの処置	5-12 カテーテル

48

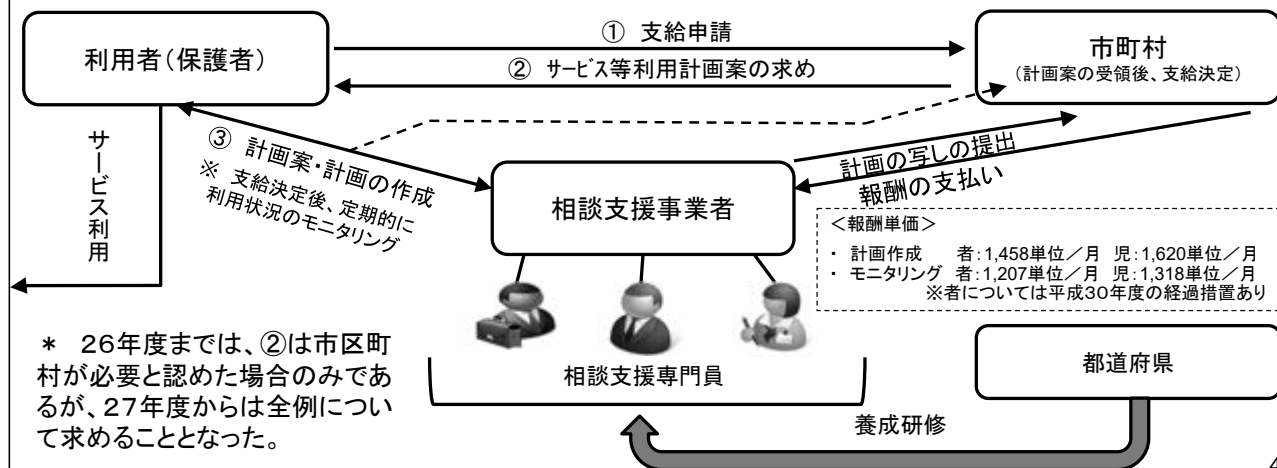
計画相談支援・障害児相談支援のしくみ

○ 障害者総合支援法に基づくサービスの利用に当たっては、相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画」が必要。（※児童福祉法に基づく障害児支援については、「障害児支援利用計画」）

※ 平成22年12月成立の「つなぎ法」による関係法令改正の施行（平成24年4月）により、平成27年3月までは経過措置として、市町村が必要と認めた場合に計画を作成することとされていたが、平成27年4月より、全例について計画が必要となった。

※ 各事業所で計画を作成する相談支援専門員には、高い能力が求められるため、一定の実務経験に加えて都道府県が主催する研修の修了を義務づけている。

（利用プロセスのイメージ）



49

利用者負担について

<障害者の場合>

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯 ^(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円 ^(注2) 未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム・ケアホーム利用者を除く。 ^(注3)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注1) 3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

(注2) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

(注3) 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム、ケアホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合は「一般2」。

<世帯の範囲>

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

<障害児の場合>

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円 ^(注) 未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合 4,600円 入所施設利用の場合 9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注) 収入が概ね890万円以下の世帯が対象。

50

利用者負担に関する配慮措置

	入所施設 利用者 (20歳以上)	グループホーム・ ケアホーム利用者	通所施設(事業) 利用者	ホームヘルプ 利用者	入所施設 利用者 (20歳未満)	医療型施設 利用者 (入所)
自己負担	利用者負担の負担上限月額設定(所得段階別)					
	高額障害福祉サービス等給付費(世帯での所得団塊別負担上限)					医療型個別減免 (医療、食事療養 費と合わせ、上限 額を設定)
			事業主の負担によ る就労継続A型事 業(雇用型)の減 免措置			
	生活保護への移行防止(負担上限額を下げる)					
	食費・光熱水費	補足給付 (食費・光熱水費を 減免)	食費については実 費負担ですが、通 所施設(事業)を利用 した場合には、食 費の人件費支給に よる軽減措置が受 けられます。	食費の人件費支 給による軽減措置		補足給付 (食費・光熱水費を 減免)
		補足給付 (家賃負担を軽減)				

51

自立支援医療制度の概要

根拠法及び概要

根 拠 法 : 障害者総合支援法
概 要 : 障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療(保険診療に限る。)について、当該医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度
 ※ 所得に応じ1月あたりの自己負担上限額を設定(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)
 ※ 保険優先のため、通常、医療保険の自己負担分(3割)と上記の自己負担上限額の差額分を自立支援医療費により支給
実 施 主 体 : 【更生医療・育成医療】市町村 【精神通院医療】都道府県・指定都市
負 担 割 合 : 【更生医療・育成医療】国 1/2、都道府県1/4、市町村1/4 【精神通院医療】国1/2、都道府県・指定都市1/2
支給決定件数 : 【更生医療】251,789件 【育成医療】32,100件 【精神通院医療】1,817,829件 ※平成27年度

対 象 者

更 生 医 療 : 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)
育 成 医 療 : 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児のうち、障害に係る医療を行わないときは将来において身体障害者福祉法別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、手術等により確実な治療の効果が期待できる者(18歳未満)
精神通院医療 : 精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

対象となる医療の例

(更生医療・育成医療)

肢体不自由…関節拘縮→人工関節置換術
 視覚障害…白内障→水晶体摘出術
 聴覚障害…高度難聴→人工内耳埋込術
 内臓障害…心臓機能障害→ペースメーカー埋込手術
 腎臓機能障害→腎移植、人工透析
 肝臓機能障害→肝移植
 <先天性内臓障害> 鎖肛→人工肛門の造設 ※育成医療のみ

(精神通院医療)

精神科専門療法
 訪問看護

52

自立支援医療の患者負担の基本的な枠組み

- ① 患者の負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1月当たりの負担上限額を設定。(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)
 ② 費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない(重度かつ継続)者、育成医療の中間所得層については、更に軽減措置を実施。

【自己負担上限月額】

所得区分(医療保険の世帯単位)		更生医療・ 精神通院医療	育成医療	重度かつ継続
一定所得以上	市町村民税 235,000円以上(年収約833万円以上)	対 象 外	対 象 外	20,000円
中間所得2	市町村民税 33,000円以上235,000円未満(年収:約400～833万円未満)	総医療費の1割 又は高額療養費 (医療保険)の 自己負担限度額	10,000円	10,000円
中間所得1	市町村民税 33,000円未満(年収約290～400万円未満)		5,000円	5,000円
低所得2	市町村民税非課税(低所得1を除く)	5,000円		
低所得1	市町村民税非課税(本人又は障害児の保護者の年収80万円以下)	2,500円		
生活保護	生活保護世帯	0円		

* 年収については、夫婦+障害者である子の3人世帯の粗い試算

【月額医療費の負担イメージ】 * 医療保険加入者(生活保護世帯を除く)

医療保険(7割)	自立支援医療費 (月額医療費－医療保険－患者負担)	患者負担 (1割又は負担上限額)
----------	------------------------------	---------------------

「重度かつ継続」の範囲

- 疾病、症状等から対象となる者
 - 【更生・育成】腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓の機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の者
 - 【精神通院】①統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)の者
 - ②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
- 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 - 【更生・育成・精神通院】医療保険の多数回該当の者

負担上限月額の経過的特例措置 ※上記の太枠部分

育成医療の中間所得1、2及び「重度かつ継続」の一定所得以上の負担上限月額については、平成30年3月31日までの経過的特例措置

53

補装具費支給制度の概要

1. 制度の概要

障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における効率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具(別紙「補装具種目一覧」を参照)について、同一の月に購入又は修理に要した費用の額(基準額)を合計した額から、当該補装具費支給対象者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十を超えるときは、基準額に百分の十を乗じた額)を控除して得た額(補装具費)を支給する。

※政令で定める額…市町村民税世帯非課税者以外の者：37,200円、市町村民税世帯非課税者：0円

2. 対象者

補装具を必要とする障害者、障害児、難病患者等

※ 難病患者等については、特殊の疾病告示に定める疾病に限る

3. 実施主体

市町村

4. 申請方法等

障害者(障害児の場合は扶養義務者)が市町村長に申請し、身体障害者更生相談所等の判定又は意見に基づく市町村長の決定により、補装具費の支給を受ける。

54

5. 費用負担

(1)公費負担

補装具の購入又は修理に要した費用の額（基準額）から利用者負担額（原則1割）を除いた額を補装具費とし、この補装具費について以下の割合により負担。

負担割合（国：50/100、都道府県：25/100、市町村：25/100）

(2)利用者負担

所得に応じ、以下の負担上限月額を設定。

〈所得区分及び負担上限月額〉

生活保護	生活保護世帯に属する者	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

- ただし、障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合（本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合）には補装具費の支給対象外とする。
- 生活保護への移行防止措置あり

参 考

1. 補装具の種目

〔身体障害者・身体障害児共通〕

義肢 装具 座位保持装置 盲人安全つえ 義眼眼鏡 補聴器 車椅子 電動車椅子 歩行器
歩行補助つえ（T字状・棒状のものを除く） 重度障害者用意思伝達装置

〔身体障害児のみ〕

座位保持椅子 起立保持具 頭部保持具 排便補助具

2. 創設年度 平成18年10月施行

※ 障害者自立支援法施行に伴い、身体障害者福祉法及び児童福祉法に基づく補装具給付制度を一元化し、補装具費支給制度としたもの。

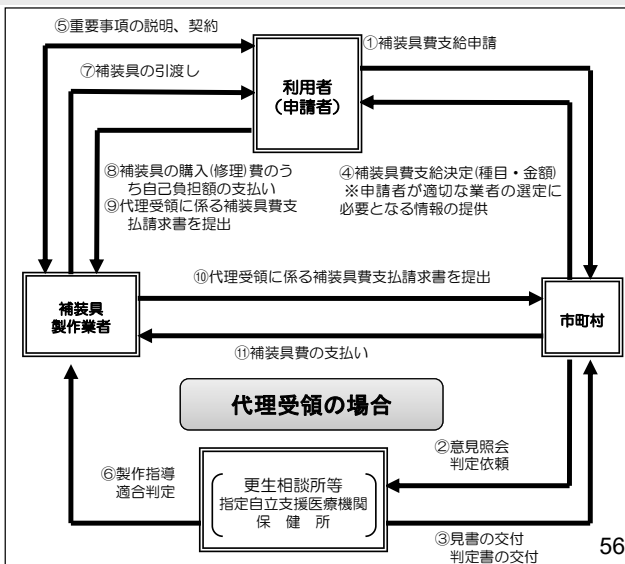
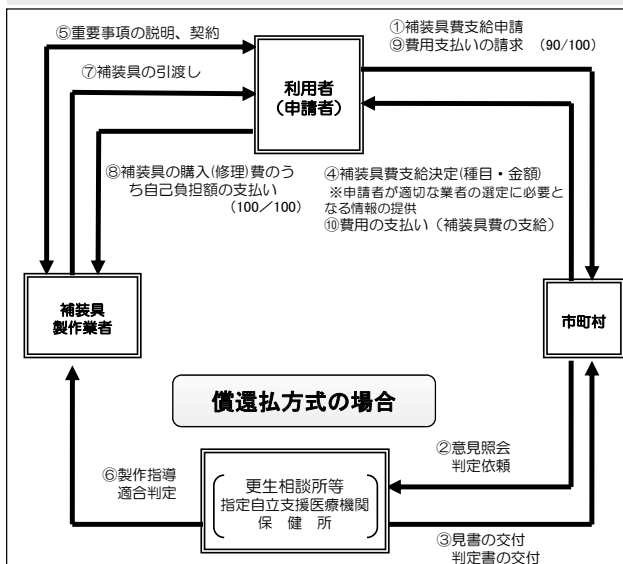
〔身体障害者福祉法〕 昭和25年度 〔児童福祉法〕 昭和26年度

- ・ 支給根拠 障害者総合支援法 第76条第1項
- ・ 国の負担根拠 障害者総合支援法 第95条第1項第2号

55

補装具費の支給の仕組み

- 補装具の購入（修理）を希望する者は、市町村に補装具費支給の申請を行う。
- 申請を受けた市町村は、更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であると認めるときは、補装具費の支給の決定を行う。
- 補装具費の支給の決定を受けた障害者等は、事業者との契約により、当該事業者から補装具の購入（修理）のサービス提供を受ける。
- 障害者等が事業者から補装具の購入（修理）のサービスを受けた時は、（償還方式の場合）
- ・ 事業者に対し、補装具の購入（修理）に要した費用を支払うとともに、
 - ・ 市町村に対し、補装具の購入（修理）に通常要する費用（補装具費＝基準額－利用者負担額）に相当する額を請求する。
- （代理受領の場合）
- ・ 障害者等は、事業者に対し、補装具の購入（修理）に要した費用のうち利用者負担額を支払うとともに、
 - ・ 事業者は、市町村に対し、補装具の購入（修理）に通常要する費用から利用者負担額を差し引いた額を請求する。
- 市町村は、事業者から補装具費の請求があった時は、補装具費の支給を行う。



56

4 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定 における主な改正内容

57

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- ・ 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ
＜無機能配分ルールの統一、月額賃金改善に関する要件の見直し 等＞
 - ・ 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
＜地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月＞
 - ・ 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
＜基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
 - ・ 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）
＜障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）【新設】10単位/月 等＞
 - ・ 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）
＜虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等＞
 - ・ 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し
＜栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長＞
 - ・ 物価高騰を踏まえた施設における補正給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し
＜基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円＞
 - ・ 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）
＜管理者の業務範囲の見直し、テレワークの取組の明確化、申請書類の標準化 等＞
- #### 2 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）
- ・ 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価
＜特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加＞
 - ・ 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加
＜入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6 ⇒ 区分4以上＞
 - ・ 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
＜居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等＞

3 日中活動系サービス（生活介護・短期入所）

- ・ 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入
＜生活介護の基本報酬の見直し、なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける＞
- ・ 医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所）
＜人員配置体制加算（Ⅰ）利用定員20人以下 321単位/日、嚥下吸引等実施加算【新設】30単位/日 等＞
- ・ 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価
＜緊急短期入所受入加算（Ⅰ）180単位 ⇒ 270単位 等＞
- ・ 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受け入れを促進
＜医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等＞

4 施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）

- ・ 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価
＜意向確認に関する施設未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】60単位/日等＞
- ・ 施設における10人規模の利用定員の設定
＜基本報酬で対応、生活介護も同様の対応＞
- ・ 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設
＜地域移行支援体制加算【新設】＞
- ・ グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価
＜自立生活支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
- ・ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し
＜グループホームの基本報酬の見直し＞
- ・ グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ
＜運営基準に規定、ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化＞

58

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

5 訓練系サービス

（自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練））

- ・社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価
＜個別計画訓練支援加算（Ⅰ）【新設】47単位/日 等＞

- ・ピアサポートの専門性の評価

＜ピアサポート実施加算【新設】100単位/月＞

6 就労系サービス

（就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援・就労選択支援）

- ・就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し
＜利用定員規模 20人以上⇒ 10人以上＞
- ・就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し
＜就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し＞
- ・就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し
＜就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6：1」の報酬体系の創設【新設】、目標工賃達成加算【新設】10単位/日 等＞
- ・就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し
＜就労定着支援の基本報酬の見直し＞
- ・就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定
＜就労選択支援サービス費【新設】1210単位/日＞

7 相談系サービス（計画相談支援・障害児相談支援）

- ・支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実
＜計画相談支援の基本報酬の見直し＞
- ・地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価
＜主任相談支援専門員配置加算 100単位/月
⇒ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）（Ⅱ） 300単位/月・100単位/月＞
- ・相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充
＜医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月 ⇒ 150～300単位/月 等＞

8 障害児支援

（児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）

- ・児童発達支援センター等における中核機能を評価
＜中核機能強化加算【新設】22単位～155単位/日
中核機能強化事業所加算【新設】75単位～187単位/日＞
- ・児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進
＜総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定 等＞
- ・児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入
＜児童・放デイの基本報酬の見直し＞
- ・支援ニーズの高い児への支援の評価を充実
＜入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位、強度行動障害児支援加算 155単位/日 ⇒ 200又は250単位/日 等＞
- ・家族支援の評価を充実
＜事業所内相談支援加算 80単位/月1回 ⇒ 家族支援加算 80単位/月4回（わが家）60単位、延長支援加算の見直し 等＞
- ・インクルージョン推進の取組への評価を充実（保育所等訪問支援の充実 等）
＜訪問支援員特別加算 679単位/日 ⇒ 700又は850単位/日＞
- ・障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実
＜小規模ケア・ケア加算 240単位/日 ⇒ 106～320単位/日
975分型 +308単位/日 ⇒ +378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定 等＞

5 苦情解決制度

苦情解決事業

平成12年の社会福祉事業法改正により、福祉サービスは、これまでの行政による措置制度から、利用者が自らの意思でサービスを選択し、事業者と対等な立場で契約を結ぶことにより利用する制度へ変更されることとなった。

福祉サービスにおいて、苦情を適切に解決することは、利用者にとっては、福祉サービスに対する満足度を高めることや早急な虐待防止対策が講ぜられること等の効果が期待でき、事業者にとっては、利用者ニーズの把握や提供サービスの妥当性の検証が可能となる。

福祉サービスに関する苦情は、本来、当事者である利用者と事業者との間で自主的に解決されるべきものである。しかしながら、苦情を密室化せず、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、事業者段階及び都道府県段階それぞれに苦情解決の仕組みを整備することとした。

それぞれの苦情解決の仕組みは下記の通りである。

ア 事業者段階の仕組み

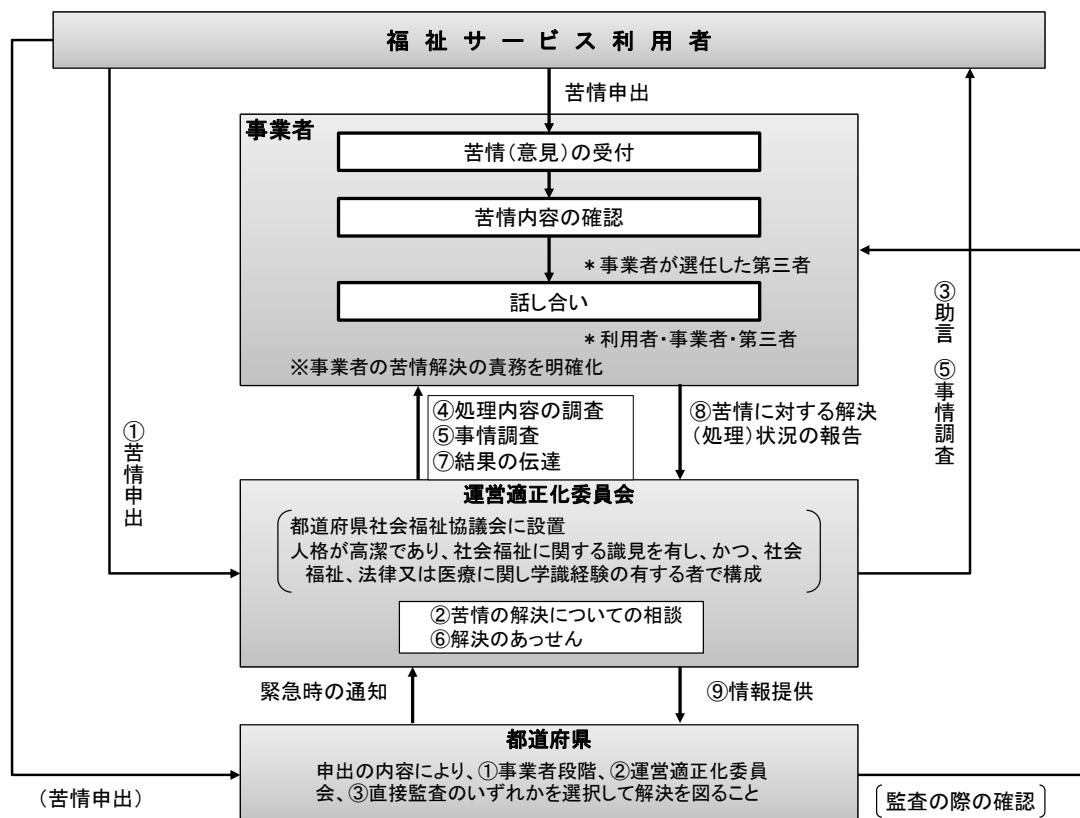
社会福祉法第82条において、すべての社会福祉事業の経営者についての苦情解決の責務を明確化するとともに第三者委員の設置など苦情解決の仕組みを設けることとしている。

イ 都道府県段階の仕組み

社会福祉法第83条の規定により、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、公正・中立な第三者機関として「運営適正化委員会」を設置している。

61

福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの概要図



62

6 介護給付費等に係る処分に関する 都道府県の不服審査

63

介護給付費等に係る処分に関する都道府県の不服審査

目的

障害者総合支援法では、障害者（児）の障害福祉サービスの利用が適正に確保されるよう、障害者又は障害児の保護者（以下「障害者等」という。）が市町村の行った介護給付費等に係る処分に不服がある場合は、その請求により都道府県が客観的な立場から当該処分の適否について迅速に審査を行うこととしている。（法第九七条第一項）

審査の実施主体

都道府県知事

審査体制

都道府県知事は、条例で定めるところにより、審査請求の事件を取り扱わせるため、障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を置くことができる。（法第九十八条第一項）

審査請求の対象となる処分

市町村が行う障害福祉サービスの個別給付に係る処分が審査請求の対象となる。（法第97条第1項）

※具体的には事項に掲げるものが対象となる。

64

(1) 障害支援区分に関する処分

障害程度区分の認定は、それ自体独立した行政処分であり、支給決定の勘案事項の一つとして介護給付費等に係る処分に当たるので、都道府県知事への審査請求の対象となる。

- ・ 障害支援区分の認定(法第二条第1項)
- ・ 障害支援区分の再認定(法第二十四条第4項)

(2) 支給決定又は地域相談支援給付決定に係る処分

介護給付費等の支給決定に係る処分には、支給決定(支給量等の決定)に関する処分と支払決定(サービス利用後の具体的な請求に対する支出決定)に関する処分のいずれもが含まれる。

◆ 支給要否決定に関する処分

- ・ 介護給付費等の支給要否決定
- ・ 地域相談支援給付費との給付要否決定

◆ 支給決定(支給量等の決定)に関する処分

- ・ 支給決定(障害福祉サービスの種類、支給量、有効期間の決定)
- ・ 支給決定の変更の決定
- ・ 支給決定の取り消しの決定
- ・ 地域相談支援給付決定(地域相談支援の種類、地域相談支援給付量、有効期間の設定)
- ・ 地域相談支援給付決定の取り消し決定

◆ 支給決定に関する処分

- ・ 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費

(3) 利用者負担に係る処分

利用者負担は、給付と表裏の関係にあることから、利用者負担に係る決定は、「介護給付費等に係る処分」として審査請求の対象となる。

- ・ 利用者負担の月額上限に関する決定
- ・ 利用者負担の災害減免等の決定
- ・ 高額障害福祉サービス費の給付決定
- ・ 補足給付の決定(特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費)

65

7 自立支援協議会

66

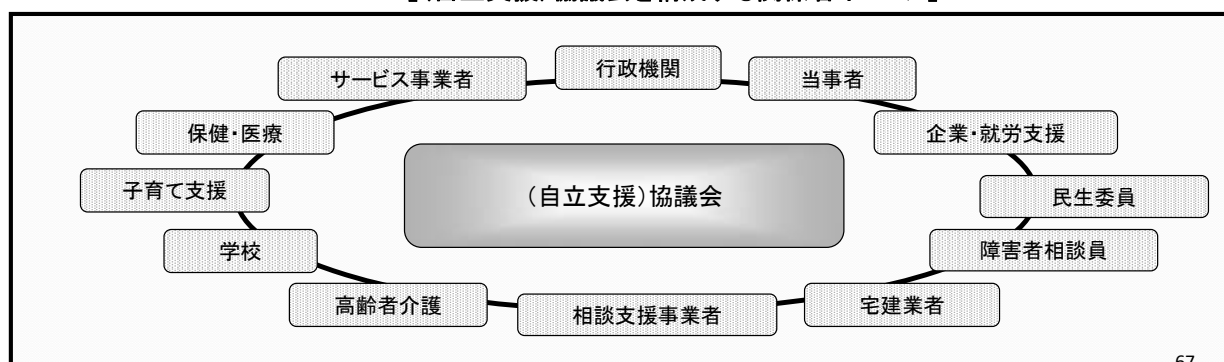
(自立支援)協議会の法的位置づけ

(協議会の設置)

法第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連携をはかることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について、情報を共有し、関係期間等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

【(自立支援)協議会を構成する関係者イメージ】



67

市町村(自立支援)協議会の機能

情報機能	・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	・ 地域の関係機関によるネットワーク構築 ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	・ 地域の社会資源の開発、改善
教育機能	・ 構成員の資質向上の場としての活用
権利擁護機能	・ 権利擁護に関する取り組みを展開する
評価機能	・ 中立公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者、基幹相談支援センター等の運営評価 ・ 指定特定相談支援事業、重度包括支援事業等の評価 ・ 都道府県相談支援体制整備事業の活用

出典：自立支援協議会の運営マニュアル（財団法人日本障害者リハビリテーション協会（平成20年3月発行）

68

静岡県内における自立支援協議会（令和6年4月現在）

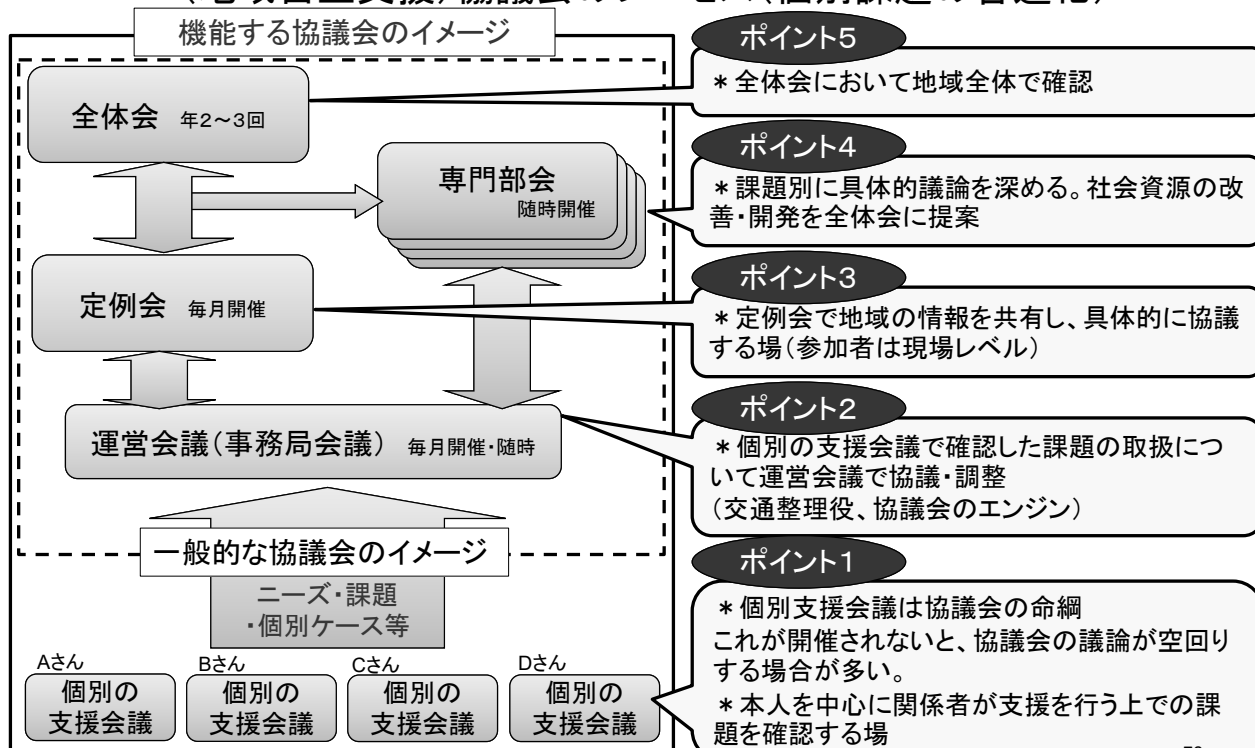
- 県全体 静岡県自立支援協議会（静岡県障害者施策推進協議会）
- 圏域 各障害保健福祉圏域に設置（圏域自立支援協議会）※主に県が設置
- 市町 24地域（23市12町）で設置（地域自立支援協議会）※市町が設置

圏域	市町	圏域	市町
西部	浜松市	駿東田方	沼津市
	湖西市		御殿場市・小山町
中東遠	磐田市・袋井市		伊豆市
	掛川市・御前崎市・菊川市・森町		三島市
志太榛原	島田市		裾野市
	牧之原市		伊豆の国市
	焼津市		函南町
	藤枝市		清水町
	川根本町		長泉町
	吉田町	熱海伊東	熱海市・伊東市
静岡	静岡市	賀茂	下田市・東伊豆町・河津町・
富士	富士市		南伊豆町・松崎町・西伊豆町
	富士宮市		

69

各会議の標準的なシステムとポイント

（地域自立支援）協議会のプロセス（個別課題の普遍化）



70

出典：自立支援協議会の運営マニュアル（財団法人日本障害者リハビリテーション協会（平成20年3月発行）一部改変

(参考)各会議の機能と参加メンバー例

会議	機能	参加メンバー例
個別の支援会議 (サービス担当者会議)	地域の障害のある当事者が直面している生活課題を解決するために実施。当事者の生活課題についての共有、解決策の検討、支援の調整や役割分担等を行う。	当事者(本人、家族)、相談支援事業者、市町村担当者、児童相談所、サービス提供事業者、教育機関、訪問看護事業者、主治医、民生委員・児童委員 etc
運営会議	協議会を円滑に運営していくための協議を行う。個別の支援会議から見える地域課題整理、定例会の議題調整、専門部会の進捗管理等を行う。	事務局(基幹相談支援センター)、市町村担当者、委託相談支援事業者、部会代表 etc
定例会	相談支援事業者による相談支援活動、専門部会等で集約された地域の福祉・保健・医療等に関わる諸課題を、事業所・関係機関で共有する。課題について意見交換を行い、再び専門部会等での詳細な協議を支援する。	協議会事務局、市町村担当者、当事者代表、サービス提供事業者、教育関係機関、医療関係機関、ハローワーク、市町村社会福祉協議会、民生・児童委員代表 etc →主に現場を統括する者
専門部会 (プロジェクト会議)	地域課題の整理および解決策の検討を定期的な協議で行ったり、緊急性の高い課題の解決のために期間を定めて集中的に協議を行う場合もある。	協議メンバーは同事業種でメンバーを組織、あるいは協議会内外から適当な人材を選出
全体会議	年に1回、地域の障害福祉関係機関、周辺機関に声を掛けて集まっていたり、自立支援協議会の活動報告を行う。 協議内容についてコンセンサスを図る。	協議会事務局、市町村担当者、当事者代表、サービス提供事業者、教育関係機関、医療関係機関、ハローワーク、市町村社会福祉協議会、民生・児童委員代表 etc →主に施設・機関を統括する者 (市民)

71

(参考)専門部会(プロジェクト会議)の例

障害別	身体障害者部会、知的障害者部会、精神障害者部会、発達障害者部会、障害児部会
課題別	地域移行支援部会、権利擁護部会、就労支援部会、進路部会
事業種別	居宅介護事業所、日中支援事業所、就労支援事業所、障害者支援施設、短期入所部会

72

(参考) 静岡県自立支援協議会の専門部会

就労部会、地域移行部会、重心部会、 人材養成部会、学齢部会、発達部会

●人材養成部会（委員数14人）

（所掌事項）

- ・ 静岡県相談支援体制の枠組みに関すること
- ・ 障害者支援従事者の人材養成に関すること
- ・ 相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修の企画に関すること等

【取組】 静岡県障害福祉人材育成ビジョン

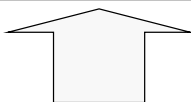
- ・ ソーシャルワーカーとして「障害者ケアマネジメント」を実行できる人物像や、その育成を図るための研修内容や体制構築等に関する提言をとりまとめたもの。
- ・ 本県においては、当該ビジョンに基づく人材養成を図っていく。
- ・ 令和2年5月に2020年改訂版を公表

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/shuroshien/1040127/1003001/1023657.html>

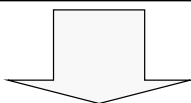
73

市町村（自立支援）協議会は地域づくりの中核

- ・ 自己完結に陥らない（ネットワークで取り組む基盤をつくる）
- ・ 他人事にとらえない（地域の課題を的確に把握する）
- ・ 出来ることから進める（成功体験を積み重ねる）
- ・ 取り組みの成果を確認する（相互に評価する）



市町村（自立支援）協議会は地域が協働する場



地域で障害者を支える

74

都道府県(自立支援)協議会

①法的根拠

(障害者総合支援法施行規則)

第六五の一五 法第七十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事業は、(略)、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置、(略)その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であって広域的な対応が必要なものとする。

②役割

- ・ 都道府県内の圏域毎の相談支援体制の状況を把握・評価し整備方策を助言
- ・ 相談支援従事者の研修のあり方を協議
- ・ 専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及
- ・ その他(都道府県障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議、権利擁護の普及に関すること等)

③構成メンバー等

相談支援従事者、専門相談機関、更生相談所、児童相談所、教育委員会、学識経験者、市町村(協議会)代表、当事者・家族会代表、その他都道府県関係行政機関 等

75

(自立支援)協議会と障害福祉計画

(市町村障害福祉計画)

法第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

8 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

(都道府県障害福祉計画)

法第八十九条 都道府県は基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他のこの法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

6 都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

76

8 地域生活支援拠点等の整備

77

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、そのための相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

- 市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- 都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実にに向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

本人・家族等の支援のネットワーク(イメージ)

市町村(整備・設置主体) *複数の市町村で共同設置可

地域生活における安心の確保

障害者

日常的な生活支援
・相談支援事業者
・サービス事業者
等

○ 地域生活支援拠点等

(地域生活の緊急時対応や地域移行を
推進する機能を地域で整備)

拠点コーディネーター

緊急時に備えた相談・緊急時の対応

地域移行の推進(体験の機会・場の確保等)

地域生活への移行・継続の支援

地域移行に関する支援
・医療機関からの地域移行
・入所施設からの地域移行
・親元からの自立
等

78

3 地域生活支援拠点等が担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（以下単に「緊急事態」という。）や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものである。

具体的には、法第77条第3項各号に掲げる事業を適切に実施するため、以下の（１）から（４）までの機能について、地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなる（共同生活援助事業所や障害者支援施設等に付加する「多機能拠点」を整備することも可能）。

（１）相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

（２）緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

（３）体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）

（４）専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

79

Ⅳ 障害者支援における権利擁護 （障害者差別解消法・条例）

80

■ 障害者差別解消法関係の経緯

平成16年	6月 4日	障害者基本法改正（議員立法） ※ 施策の基本的理念として差別の禁止を規定
平成18年	12月 13日	第61回国連総会において障害者権利条約を採択
平成19年	9月 28日	日本による障害者権利条約への署名
平成23年	8月 5日	障害者基本法改正 ※障害者権利条約の考え方を踏まえ、合理的配慮の概念を規定
平成25年	6月 26日	障害者差別解消法 公布・一部施行
平成26年	1月 20日	障害者の権利に関する条約締結
平成27年	2月 24日	障害者差別解消法「基本方針」閣議決定
平成28年	4月 1日	障害者差別解消法施行
令和 3年	6月 4日	改正障害者差別解消法 公布
令和 6年	4月 1日	改正障害者差別解消法 施行

81

我が国は「障害者の権利に関する条約」を批准しました！

障害者権利条約とは？

- 「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

例えば ◆障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定※を含む。）を禁止

→ ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進
◆条約の実施を監視する枠組みを設置、等

※過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等（例：スロープの設置）を行わないことを指します。



条約成立まで一締結に向けて我が国ではどのような取組が行われたの？



2006年12月 国連総会で条約が採択されました。

2007年 9月 我が国が条約に署名しました。

2008年 5月 条約が発効しました。

条約締結に先立ち、障害当事者の意見も踏まえながら、国内法令の整備を推進してきました。

2011年 8月 障害者基本法が改正されました。

2012年 6月 障害者総合支援法が成立しました。

2013年 6月 障害者差別解消法が成立し、障害者雇用促進法が改正されました。

これらの法整備をうけて、国会において議論され、2013年11月19日の衆議院本会議、12月4日の参議院本会議において全会一致で締結が承認されました。

2014年3月現在（我が国を含め）

142か国・1地域機関が締結済みです。

2014年1月20日に我が国は「障害者権利条約」の締約国になりました。
また、2月19日に、我が国について障害者権利条約が発効しました。

条約を締結するとどうなるの？

- 我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されます。

（障害者の身体的自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利が促進されます。）

（我が国による条約の実施を、国内において監視する枠組み（障害者政策委員会）や、国連の障害者権利委員会への報告を通じて、継続的に説明していきます。また、障害者権利委員会委員への立候補について検討していきます。）

- 人権尊重についての国際協力が一層推進されます。



2014年3月 外務省人権人道課（お問い合わせは03-5501-8240まで）

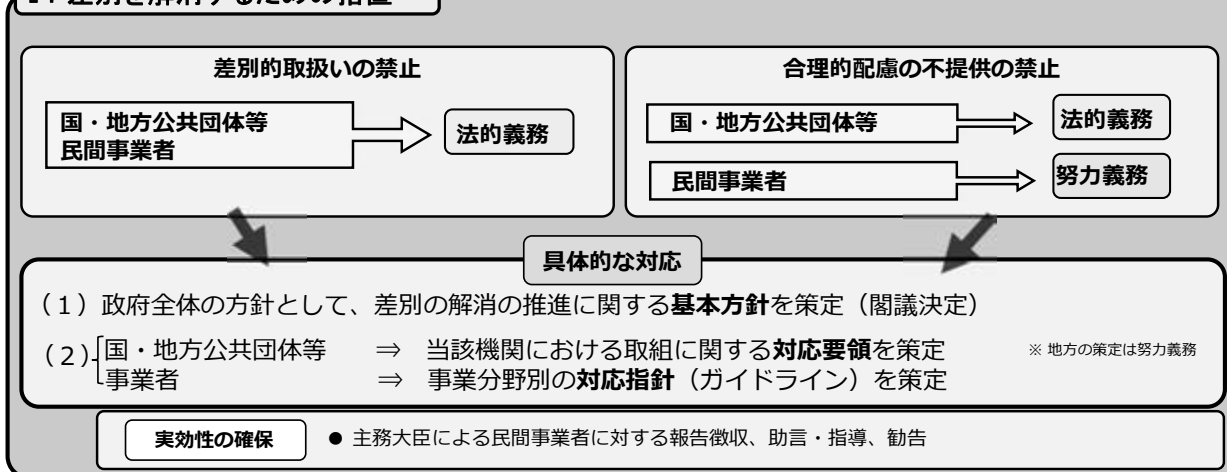
82

82

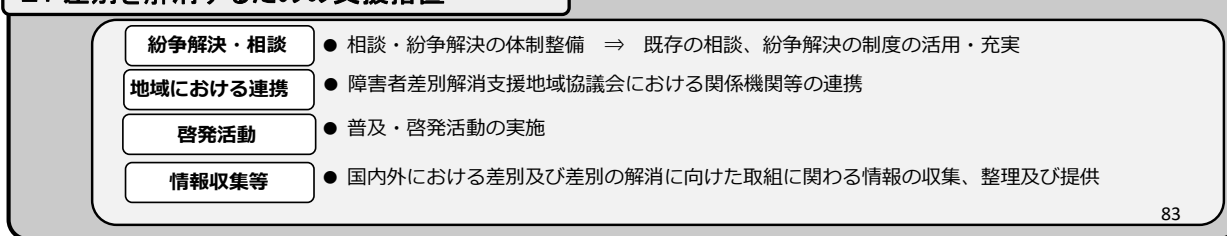
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法＜平成25年法律第65号＞）の概要

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

I. 差別を解消するための措置



II. 差別を解消するための支援措置



「障害者差別解消法」のポイント

令和3年5月の法改正により、民間事業者に対しても「合理的配慮の提供」が義務化された。（令和6年4月1日施行）

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
	・障害者であることのみを理由に、正当な理由なく、障害者に対する商品やサービスの提供を拒否する。	・障害のある方の求めに応じて、文書を読み上げたり、筆談を行う。
国の行政機関 地方公共団体	禁止	義務
民間事業者	禁止	努力義務 ➡ 義務

法改正を受けて、本県の条例（静岡県障害者差別解消条例）も改正

主な 改正内容

- 民間事業所における合理的配慮の提供を義務化
- 相談の解決を図ることができるよう人材の育成・確保を新たに明記
- 差別解消の取組に関する情報収集、整理及び提供について新たに明記

84

静岡県障害者差別解消条例の概要

- 平成29年4月1日施行
→令和6年4月1日改正条例施行
- 障害者権利条約、障害者差別解消法の趣旨を具体化

- (特徴)
- ・複合的差別への配慮
 - ・相談体制の構築、助言・あっせん、勧告・公表などの具体的な差別事案解決の仕組みを盛り込んで実効性を持たせる
 - ・顕著な功績があった差別解消の取組を知事が表彰
 - ・県民一体となって差別解消を推進する県民会議を開催

前文

- ・地域で支え合いながら共に暮らしていける社会こそ、私たちが目指す目標。
- ・しかしながら、障害を理由とする差別を受けたり、社会的障壁によって、暮らしにくさを感じている実態がある。
- ・全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくりを目指すことを決意する。

総則

目的

- ・県の責務、県民等の役割を明らかにする。
- ・相談体制確保等施策の基本となる事項を定める。
- 障害を理由とする差別の解消を推進

定義

- ・障害者、社会的障壁、障害を理由とする差別、不当な差別的取扱い、合理的な配慮を定義。

基本理念

- ・基本的人権の享有
- ・活動に参加する機会の確保
- ・生活の選択の機会の確保
- ・複合的差別への配慮
- ・理解の促進

県の責務等

- ・県の責務
- ・県民、事業者及び関係団体の役割
- ・県と市又は町との連携
- ・県の財政上の措置

障害を理由とする差別の禁止

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
県	禁止	義務
事業者	禁止	努力義務 → 義務

85

県の取組1 「ヘルプマーク」普及

- ・義足又は人工関節を使用している人、内部障害又は難病の人、妊娠初期の人など、援助又は配慮を必要としていることが外見からは分からない人々がいる。そうした人々が身に着け、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマーク。

- ・市町、保健所等で配布中
(平成30年2月～)
- ・周知のためのフォーラム開催
(令和3年11月、4年2月、11月、5年1月、11月、6年11月)



ヘルプマーク

86

県の取組2

動画「心のバリアフリー」作成

障害当事者団体や民間事業者の協力を得て、合理的配慮の提供方法等を、具体的事例をもとに紹介した動画を作成

ナビゲーター：織田友理子（車いすウォーカー代表）
全長約21分

- ① 障害者差別解消法について
- ② 世の中に存在する「バリア」とは？
- ③ 合理的配慮の事例紹介

視覚障害編／聴覚障害編／肢体不自由障害編／内部障害編／自閉症スペクトラムなどの発達障害編／障害のある人が働くための支援の取組について

- ④ ナビゲーター織田友理子が語る「心のバリアフリー」とは」

静岡県障害者政策課ホームページ及び
YouTubeで公開中
<https://youtu.be/DsHTWEtdz0s>

ここから 心のバリアフリー

障害者差別解消法がめざす
共生社会の実現

「こんなときはどうすればよいの？」
それぞれの障害特性にあわせた「合理的配慮」や「サポート」について、
具体的な事例により分かりやすく映像でご紹介します。
障害のある人もない人も、お互いが歩み寄り、声をかけあうことで、
世の中のバリアを解消していく「心のバリアフリー」を推進し、
誰もが暮らしやすい共生社会を、一緒に作っていきましょう。

車椅子の人が
困って足ので
取ってあげた

点字メニューが
なかったのを
読み上げた

荷物を貸して
車椅子で乗り
回すのを助けた

ぜひご覧下さい！
Web動画
公開中！

「障害者差別解消法」という法律をご存知ですか？
この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを
認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

「不当な差別的取扱い」の禁止

DVD もご利用できます！
研修等での活用をご希望の方は
お問い合わせください！
<https://youtu.be/DsHTWEtdz0s>

「合理的配慮」の提供

ナビゲーター：織田友理子
（車いすウォーカー代表）
誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指して、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

静岡県は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定し、「合理的配慮の提供」を推進しています。

静岡県 障害者政策課 87

県の取組3

動画「心と社会のバリアフリー」作成

新しい生活様式における 障害のある方への配慮とは？

心と社会のバリアフリー

最初から再生

1 「障害者差別解消法」について

2 「障害者差別解消法」改正のポイント

3 障害の社会モデルと心のバリアフリー

4 障害特性ごとの困難事例と合理的配慮

5 視覚障害

6 聴覚障害

7 肢体不自由障害

8 自閉症スペクトラムなどの発達障害

9 啓発マーク

10 心と社会のバリアフリー実現のために
ダイジェスト版

静岡県

ナビゲーター：寺田ユースケ（動画クリエイター（車いす使用者）） 全長約19分

- ① 障害者差別解消法について
- ② 障害者差別解消法の改正のポイント
- ③ 障害の社会モデルと心のバリアフリー
- ④ ナビゲーター寺田ユースケが語る「心と社会のバリアフリーの実現のために」

静岡県障害福祉課ホームページ及びYouTubeで公開中
<https://www.youtube.com/watch?v=oMT77Alj17U>

7 障害者総合支援法及び 児童福祉法における 相談支援（サービス提供） の基本 I

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課

障害者総合支援法・児童福祉法における 相談支援（サービス提供）の基本

このテキストは「令和6年度相談支援従事者指導者養成研修会」（厚生労働省・国立障害者リハビリテーションセンター）の配付資料の一部を抜粋及び改変したものです



静岡県健康福祉部
障害者支援局障害者政策課



1

本講義の獲得目標

- 障害福祉サービス等の提供における相談支援専門員とサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の役割と両者の関係性について理解する。
- サービス提供において利用者の権利擁護と虐待防止を図るために相談支援専門員とサービス管理責任者等が果たすべき役割を理解する。

2

目 次

I 相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1 障害者総合支援法における相談支援事業	
2 計画相談支援及び障害児相談支援	
3 地域相談支援	
4 相談支援専門員	
II 障害福祉サービス等の提供・・・・・・・・	2 1
1 指定障害福祉サービス等の指定手続き、人員及び運営に関する基準等	
2 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者	
3 相談支援専門員とサービス管理責任者等の関係	
III 障害者虐待の現状と虐待防止における 相談支援専門員・サービス管理責任者等の役割・・・・・・・・	3 3

3

I 相談支援事業

4

1 障害者総合支援法における相談支援事業

5

障害者への相談支援事業の経緯

平成2年～8年 身体・知的・精神各相談支援関連事業開始

- ◆ 身体障害者：市町村障害者生活支援事業（平成8年）
- ◆ 知的障害者：障害児（者）地域療育等拠点施設事業（平成2年）
→障害児（者）地域療育等支援事業（平成8年）
- ◆ 精神障害者：精神障害者地域生活支援事業（平成8年）

平成15年 障害者支援費支給制度開始

- ◆ 措置から契約へ
- #### 相談支援事業一般財源化
- ◆ 国の補助事業から市町村事業へ

平成18年 障害者自立支援法施行

- ◆ 障害者相談支援事業開始（相談支援事業が法律に明記）
 - 相談支援専門員の創設
 - サービス利用計画作成費の創設

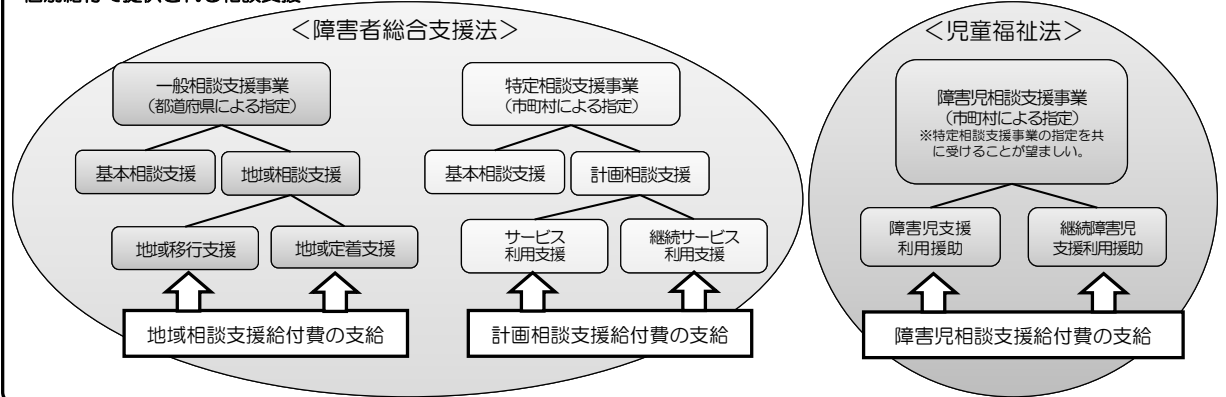
平成24年 障害者自立支援法改正

- ◆ 相談支援体系の見直し
 - 特定相談支援
 - 一般相談支援
 - 障害児相談支援 の創設

6

障害者総合支援法における相談支援事業の体系

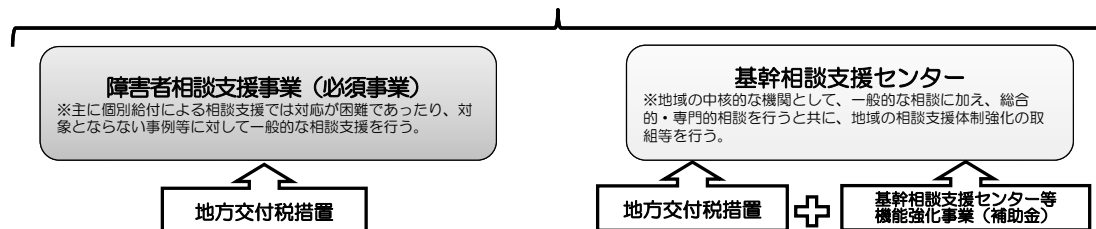
個別給付で提供される相談支援



地域生活支援事業により実施される相談支援

実施主体は市町村

※ 適切な一般相談支援事業者又は特定相談支援事業者へ委託可能



7

給付対象である相談支援の種類 (障害者総合支援法第5条)

相談支援は次の3種類

- 基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援

基本相談支援とは

- 地域の障害者等（障害者・障害児）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び障害福祉サービス事業所等との連絡調整等を実施

地域相談支援は次の2種類

- 地域移行支援（障害者支援施設に入所・精神科病院に入院している障害者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を実施）
- 地域定着支援（居宅において単身等で生活する障害者について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等における相談等を実施）

計画相談支援は次の2種類（障害児相談支援についても同様）

- サービス利用支援（サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に障害福祉サービス等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画を作成）
- 継続サービス利用支援（一定期間ごとにサービス等の利用状況を検証の上サービス等利用計画の見直しを行い、関係者との連絡調整や、利用サービスの追加・変更等について申請の勧奨を行う等）

相談支援事業の種類

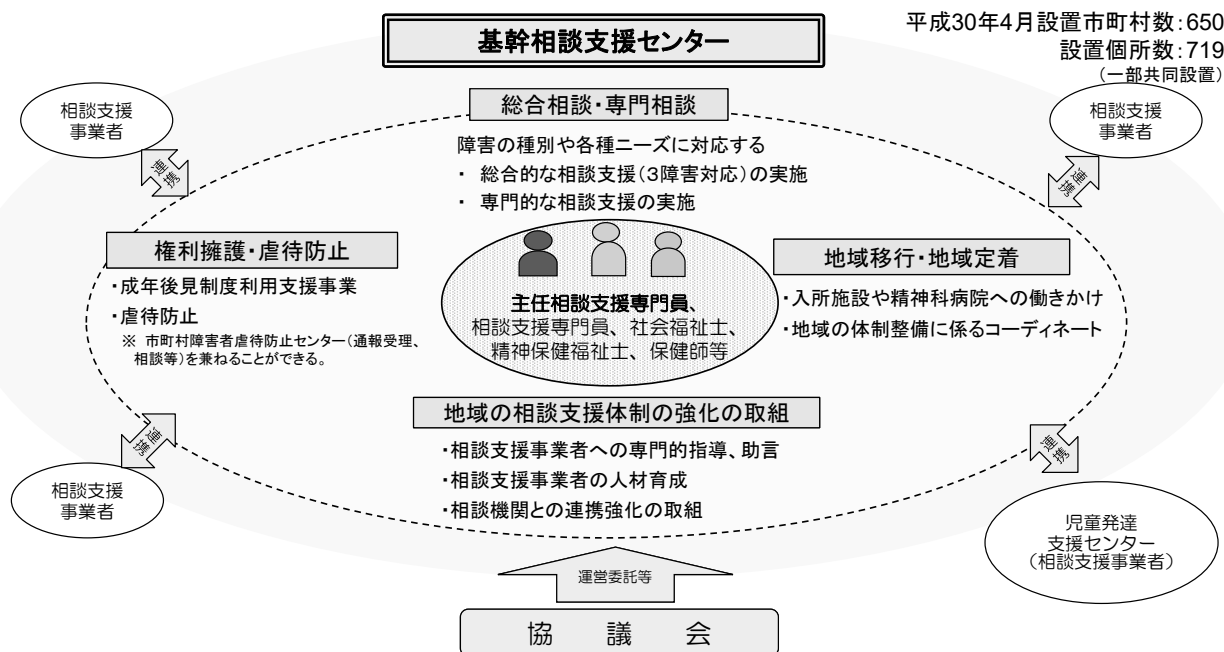
- 特定相談支援事業・・・基本相談支援及び計画相談支援を実施
- 一般相談支援事業・・・基本相談支援及び地域相談支援を実施

8

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



9

重層的な相談支援体制

<第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

<第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

<第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
- サービス利用支援
- 継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

10

2 計画相談支援及び障害児相談支援

11

指定計画相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の対象者等について

1. 対象者

○ 障害者総合支援法の計画相談支援の対象者

- ・ 障害福祉サービスを申請した障害者又は障害児
- ・ 地域相談支援を申請した障害者

※介護保険制度のサービスを利用する場合については、障害福祉サービス固有の行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、自立生活援助、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援等の場合で、市町村が必要と認めるとき求めるものとする。

○ 児童福祉法の障害児相談支援の対象者

- ・ 障害児通所支援を申請した障害児

2. サービス内容

平成一七・一一・七法律一二三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下法） 第五条第二〇・二一項

○ 支給決定時（サービス利用支援・障害児支援利用援助）

- ・ 支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案を作成。
- ・ 支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、サービス等利用計画・障害児支援計画の作成。

○ 支給決定後（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）

- ・ 利用者本人等の心身の状況、置かれている環境、援助の方針や解決すべき課題、目標や達成時期等並びに厚生労働省令で定める期間を勘案して市町村が決定した期間毎に、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う（モニタリング）。
- ・ サービス事業者等との連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨。

12

3. 継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助のモニタリング期間

平成一八年・二・二八厚労令一九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（以下規則） 第六条の一六

1) 基本的な考え方

- ・対象者の状況に応じて柔軟に設定すべきものであることから、市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定める仕組みとする。
- ・一定の目安として、国において対象者ごとの標準期間を示す。
- ・平成30年4月よりケアマネジメント充実の必要性の観点から、一部モニタリング標準期間を改定する。
- ・特定相談支援事業所等の体制整備の観点から、モニタリング標準期間の改定は経過措置として段階的に適用する。

2) モニタリング期間の設定（省令事項：則第6条の16）

市町村が、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（計画作成担当）の提案を踏まえて、利用者本人等の心身の状況、置かれている環境、援助の方針や解決すべき課題、目標や達成時期等並びに以下の省令で定める期間を勘案して市町村が必要と認める期間とする。

＜省令で定める期間＞

- (1) 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しい変更があった者 → 利用開始から3ヶ月間、毎月
- (2) 在宅の障害福祉サービス利用者（障害児通所支援を含む）又は地域定着支援利用者 ※①を除く → 毎月
- ① 以下の者
- イ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
- ロ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
- ハ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者（重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。）
- ② 以下の者 → 3ヶ月ごとに1回
- ・ 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者
- ・ 介護保険サービスを利用していない65歳以上の者
- ③ ①、②以外の者 → 6ヶ月ごとに1回
- (3) 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援 → 6ヶ月ごとに1回
- (4) 地域移行支援、地域定着支援を利用する者 → 6ヶ月ごとに1回

13

指定計画相談支援事業の指定手続き、人員及び運営に関する基準等について

＜指定特定相談支援事業者の指定＞

平成一七・一一・七法律一三三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第五十一条の二〇の第一項
平成一八・二・二六厚労令一九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 第三十四条の五九の第二項
昭和二二・一一・二法律一四六 児童福祉法 第二十四条の二八の第一項
昭和二三・三・三一厚令一一 児童福祉法施行規則 第二十五条の二六の六の第一項

- 「総合的に相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者」が、事業所の所在地を管轄する市町村長に申請し、当該市町村長が指定。
(事業所の所在地以外の市町村の障害者（児）への計画相談支援、障害児相談支援も実施可。)
- 「総合的に相談支援を行う者」の基準については、以下を満たす事業者とする。
- ① **三障害対応可**（事業の主たる対象とする障害の種類を定めている場合でも、他の事業所との連携により対応可能な場合や、身近な地域に指定特定・障害児相談支援事業所がないときを含む。）
- ② 協議会に定期的に参加するなど**医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保**していること
- ③ **計画的に研修や事例検討を行う体制**を整えていること

（その他）平成二四・二・二〇 障害封建福祉主幹課長会議資料

- 障害児に対しての相談支援事業を実施する場合には、指定特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の**両方の指定を受けることが基本**。
- 市町村直営の場合には、支給決定を行う組織とは独立した体制が確保されている場合に限り、指定。

14

＜基本指針＞ 平成二四・三・一三厚生労働省令二八 指定計画相談支援の事業の人員および運営に関する基準（以下基準）第二条

1. 指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者（以下利用者等）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならない。
2. 指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
3. 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
4. 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。
5. 指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者の他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。
6. 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

15

「セルフプラン」を受け付けるに当たっての留意事項(ポイント)

* 「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」(平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡)より抜粋

＜基本的考え方＞

○「セルフプラン」自体は、障害者本人(又は保護者)のエンパワメントの観点からは望ましいもの。一方、市区町村が計画相談支援等の体制整備に十分に力を入れないまま安易に「セルフプラン」の提出を誘導しているとの指摘もある。一定の原則が必要。

＜留意事項(ポイント)＞

○「セルフプラン」を・・・

- ① 「申請者が希望する場合」: 申請者の自由な意思決定が担保されていることが前提
- ② 「身近な地域に指定特定相談支援事業者等がない場合」: 市区町村(都道府県)が必要な事業者の誘致に向けた努力を行ってもなお体制が確保されない場合が前提
→ 各市区町村は、平成27年度に向けた体制整備を各市区町村・都道府県が進めている中で、体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者を「セルフプラン」に誘導することは厳に慎むべき。

○上記(②)の場合には、市区町村は・・・

- ・ 日頃から、相談支援事業者等の充足に向けた支援を図るべき。
- ・ 管内の障害福祉サービス事業所の状況に関する情報提供や記載方法に関する説明や相談等十分な支援を行うとともに、モニタリングに代わるものとして、市区町村が本人の状況を定期的に把握すべき。
- ・ 支給決定の更新時には、相談支援事業者等がサービス等利用計画を作成すべき。

16

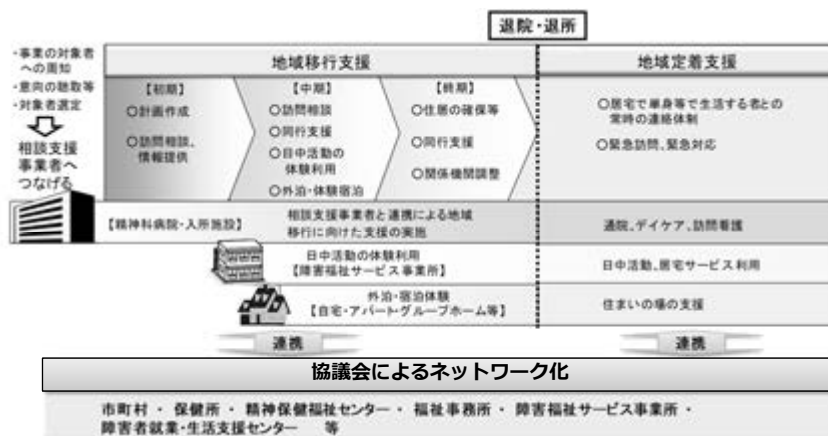
3 地域相談支援

17

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の概要

地域移行支援・・・障害者支援施設、精神科病院、救護施設・更生施設、矯正施設等に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。
地域定着支援・・・居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)



	地域移行支援	地域定着支援
事業所数	323事業所	525事業所
利用者数	596人	3,018人

国保連平成29年12月実績

報酬単価

【地域移行支援】	
・地域移行支援サービス費(Ⅰ)	3,044単位/月
〃(Ⅱ)	2,336単位/月
・初回加算 (利用を開始した月に加算)	500単位/月
・集中支援加算 (月6日以上面接・同行による支援を行った場合に加算)	500単位/月
・退院・退所月加算 (退院・退所月に加算)	2,700単位/月
・障害福祉サービス事業の体験利用加算 (障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に加算)	
開始日～5日目	500単位/日
6日目～15日目	250単位/日
・体験宿泊加算(Ⅰ)	300単位/日
〃(Ⅱ)	700単位/日
(一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合)	
・特別地域加算 (中山間地域等に居住している者に対して支援した場合)	+15/100
【地域定着支援】	
・地域定着支援サービス費	
体制確保費	304単位/月
緊急時支援費(Ⅰ)	709単位/日
〃(Ⅱ)	94単位/日
・特別地域加算	+15/100

18

4 相談支援専門員

19

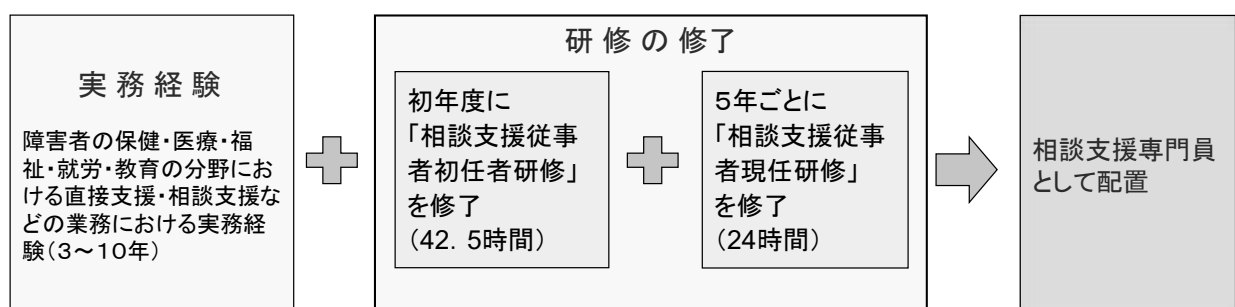
指定相談支援事業所と相談支援専門員

- 指定相談支援事業所ごとに管理者及び相談支援専門員等を配置。
- 指定相談支援事業所に配置された相談支援専門員等が、
 - ・ 利用者の意向を踏まえたサービス等利用計画の作成
 - ・ 地域移行・地域定着に向けた支援
 - ・ 市町村の委託による障害者（児）の各種の相談支援を実施。

※ 指定特定・指定障害児相談支援事業所数 11,846箇所（令和5年4月1日現在）

※ 上記事業所に配置されている相談支援専門員数 27,028人（令和5年4月1日現在）

【相談支援専門員の要件】



20

Ⅱ 障害福祉サービス等の提供

21

1 指定障害福祉サービス等の指定手続き、 人員及び運営に関する基準等

22

指定障害福祉サービス等の指定手続き、人員及び運営に関する基準等について

＜指定障害福祉サービス等の指定＞

平成一七・一一・七法律一二三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第三六条
 平成一八・二・二六厚労令一九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 第三四条の七～九
 昭和二二・一一・二法律一四六 児童福祉法 第二四条の九、第三四条の三
 昭和二三・三・三一厚令一 児童福祉法施行規則 第一八条二七～三〇

- 障害福祉サービス事業等を行う者が、事業所の所在地を管轄する都道府県、指定市、中核市に申請し、都道府県知事、市長が指定。

※以下、指定障害福祉サービスの事業等の人員及び運営に関する基準において、各サービスごとに規定されている項目について、指定療養介護を例として抜粋示す。

＜基本指針＞ 平成二四・三・一三厚生労働省令二八 指定障害福祉サービスの事業等の人員および運営に関する基準（以下基準）四九条

- 療養介護に係る指定障害福祉サービスの事業は利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

＜人員に関する基準＞

（従業者の員数）基準第五〇条

- 従業者及びその員数は以下の通り。
 - ① 医師：健康保険法第六五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上。
 - ② 看護職員：療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上。
 - ③ 生活支援員：療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上。ただし、当該必要数を超えて配置されている看護職員の員数を生活支援員の員数に含めることが出来る。また、**生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。**
 - ④ サービス管理責任者：療養介護事業所ごとに、利用者の数の区分に応じた員数を配置する。また、**サービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。**
 - イ 利用者の数が60以下：1以上
 - ロ 利用者の数が61以上：1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増す毎に1を加えて得た数以上

23

（管理者）基準第五一条

- 管理者：指定療養介護事業所ごとに専従の管理者を置く。ただし、管理上支障がない場合は、事業所内の他の職務、他事業所の職務を兼ねることができる。

＜運営に関する基準＞

（契約支給量の報告等）基準五三条

- 利用者の入所又は退所に際しては、入退所の年月日等必要な事項を受給者証に記載しなければならない。
- 利用者と契約をしたとき、もしくは受給者証に変更があったときは受給者証記載事項等必要な事項を市町村に遅滞なく報告しなければならない。

（サービスの提供の記録）基準五三条の二

- 指定療養介護（以下「支援」という。）を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。
- 記録に際して、利用者から支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

基準五四～五六条略

（利用者負担額の受領）（利用者負担額に係る管理）（介護給付費の額に係る通知等）

（指定療養介護の取扱い方針）基準五七条

- 療養介護事業者は、**療養介護計画（個別支援計画）に基づき**、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
- 従業者は、支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項（療養介護計画の目標、内容、行事、日課等）について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 療養介護事業者は、提供する支援の質の評価（第三者評価を含む）を行い、常にその改善を図らなければならない。

24

（療養介護計画の作成等） 基準第五八条

- ① 管理者は、サービス管理責任者に支援に係る個別支援計画（以下「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。
- ② 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活前案の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- ③ アセスメントに当たっては利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- ④ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、支援の目標及びその達成時期、支援を提供する上での留意事項等を記載した計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該事業所が提供する支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との業務も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- ⑤ 療養介護計画の作成に係る会議を開催し、療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- ⑥ 療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- ⑦ 療養介護計画を作成した際には、利用者に交付しなければならない。
- ⑧ 療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（継続的なアセスメントを含む。以下「アセスメント」という）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。
- ⑨ モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、以下のことを行わなければならない。
 - ・ 定期的に利用者に面接すること。
 - ・ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- ⑩ ②から⑦については、療養介護計画の変更についても準用する。

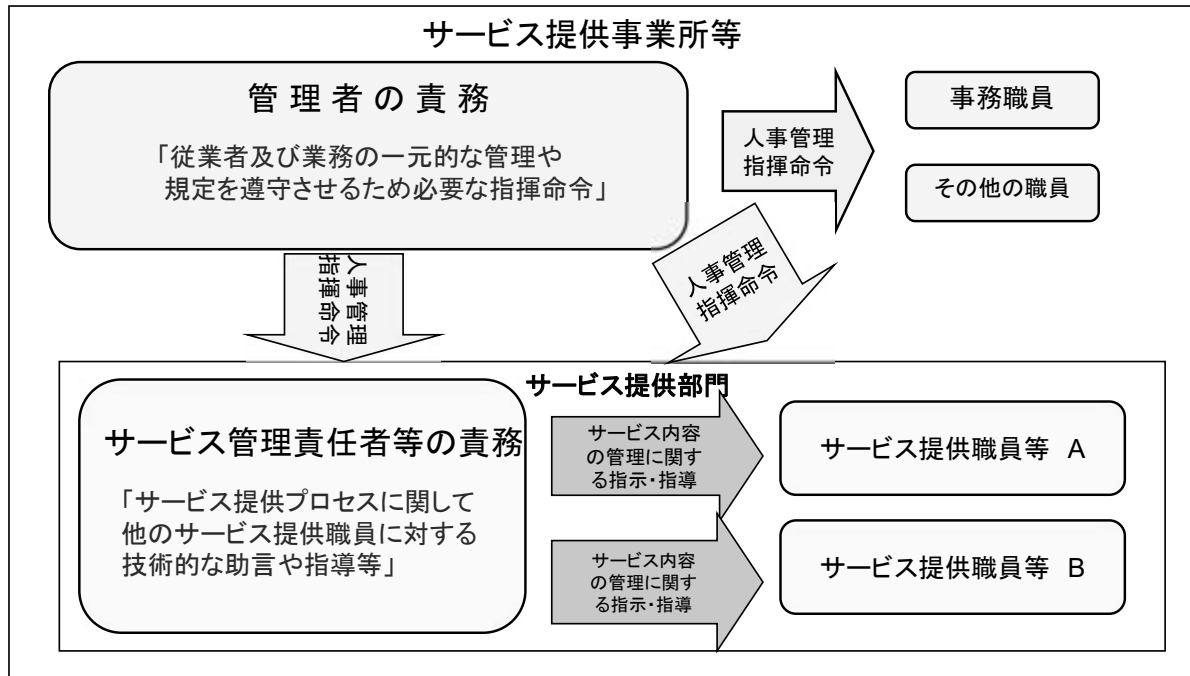
25

2 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者

26

サービス管理責任者等の役割

「管理者」と「サービス管理責任者」及び「児童発達支援管理責任者」の関係イメージ



27

「管理者」と「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者」の比較 ①

管理者

- ①指定要件: 専従
- ②対象者像: 施設長(管理職)を想定
- ③要件:
・社会福祉主事の資格を有するか又は社会福祉事業に2年以上従事した経験のある者、又は社会福祉施設長資格認定講習会を修了した者(最低基準)
- ④根拠: 社会福祉法66条
- ⑤責務: 「従業者及び業務の一元的な管理や規定を遵守させるために必要な指揮命令」

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

- ①指定要件: 専従で常勤
※児童発達支援センターについては「専任かつ常勤」、保育所等訪問支援については「常勤」の規定なし。
- ②対象者像: サービス提供部門の管理職又は指導的立場の職員を想定
- ③要件:
・実務経験(3～8年)
・サービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修修了
・相談支援従事者研修(講義部分)受講
- ④根拠: 総合支援法42条、児童福祉法第21条の5の17、第24条の11
- ⑤責務: 「個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員への技術指導と助言等」

28

「管理者」と「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者」の比較 ②

管理者の業務内容例

1. 利用者・市町村への契約支給量報告等
2. 利用者負担額の受領及び管理
3. 介護給付費の額に係る通知等
4. 提供するサービスの質の評価と改善
5. 利用者・家族に対する相談及び援助
6. 利用者の日常生活上の適切な支援
7. 利用者家族との連携
8. 緊急時の対応、非常災害対策等
9. 従業者及び業務の一元的管理
10. 従業者に対する指揮命令
11. 運営規程の制定
12. 従業者の勤務体制の確保等
13. 利用定員の遵守
14. 衛生管理等
15. 利用者の身体拘束等の禁止
16. 地域との連携等
17. 記録の整備

サービス管理責任者等の業務内容例

1. 個別支援計画の作成に関する業務
 - ①利用者に対する面接等によるアセスメント及び支援内容の検討
 - ②個別支援計画の原案作成
 - ③個別支援計画作成に係る会議の運営
 - ④利用者・家族に対する個別支援計画案の説明と同意
 - ⑤利用者に対する個別支援計画の交付
 - ⑥個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）による見直しと計画の変更
 - a. 定期的な利用者への面接
 - b. 定期的なモニタリング結果の記録
2. 当該サービス提供事業所以外における利用状況の把握
3. 自立した日常生活が可能と認められる利用者に対する必要な支援の提供
4. サービス提供者（職員・従業者）への指導・助言

29

3 相談支援専門員とサービス管理責任者等の関係

30

サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

指定特定相談支援事業者 (計画作成担当)

アセスメント

- ・障害者の心身の状況
- ・その置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・現に受けているサービス
- ・サービス利用の意向
- ・支援する上で解決すべき課題
- ・その他

サービス等利用計画

- ・生活に対する意向
- ・総合的な援助の方針
- ・解決すべき課題
- ・サービスの目的(長期・短期)
- ・その達成時期
- ・サービスの種類・内容・量
- ・サービス提供の留意事項

障害福祉サービスに加え、保健医療サービス、その他の福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置づけるよう努める。

複数サービスに共通の支援目標、複数サービスの役割分担、利用者の環境調整等、総合的な支援計画を作る。

サービス事業者

サービス事業者

アセスメント

- ・置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・利用者の希望する生活
- ・課題
- ・その他

個別支援計画

サービス等利用計画を受けて、自らの障害福祉サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するよう努める。

31

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)及び障害児相談支援事業者と障害福祉サービス事業者の関係

相談支援事業者

アセスメント

二次アセスメント
資源アセスメント

サービス等利用計画案等

支給決定(市町村)

サービス担当者会議

サービス等利用計画等

利用契約(利用開始)

アセスメント

個別支援計画の原案

支援会議

個別支援計画

個別支援計画の実施 (サービスの提供)

モニタリング

継続サービス利用支援等 (モニタリング)

サービス担当者会議

サービス等利用計画等の変更

個別支援計画の変更

サービス事業者

必要に応じて、医療の必要性や職業能力の程度などについて、外部の専門機関等に状況照会。

※点線枠部分は、必要により実施

32

Ⅲ 障害者虐待の現状と虐待防止における 相談支援専門員・サービス管理責任者等の役割

33

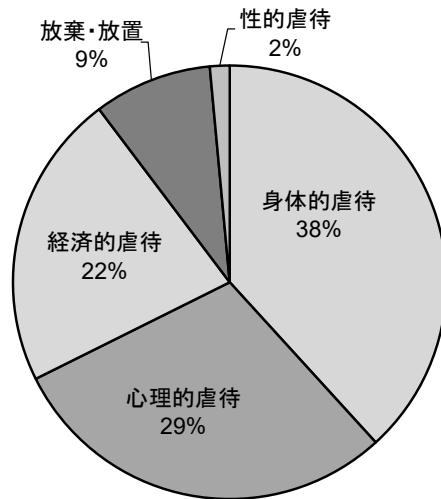
県内障害者虐待の状況

年度	養護者による障害者虐待		障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待		使用者による障害者虐待	
	相談通報件数		相談通報件数		相談通報件数	
		うち虐待と判断された件数		うち虐待と判断された件数		うち虐待と判断された件数
平成27年度	79件	32件	27件	9件	10件	内訳の公表なし
平成28年度	91件	29件	44件	12件	10件	内訳の公表なし
平成29年度	93件	34件	39件	13件	11件	内訳の公表なし
平成30年度	107件	54件	46件	11件	9件	内訳の公表なし
令和元年度	129件	55件	59件	8件	12件	内訳の公表なし
令和2年度	99件	33件	60件	13件	12件	内訳の公表なし
令和3年度	115件	51件	58件	23件	13件	内訳の公表なし
令和4年度	106件	49件	75件	28件	21件	内訳の公表なし
令和5年度 (速報値)	113件	43件	99件	30件	18件	内訳の公表なし

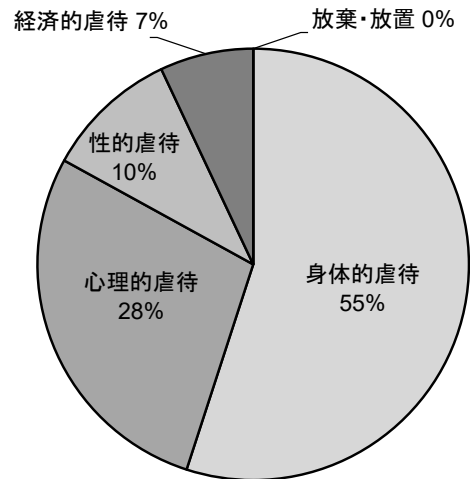
34

県内虐待行為の類型

＜養護者虐待＞



＜施設従事者虐待＞



35

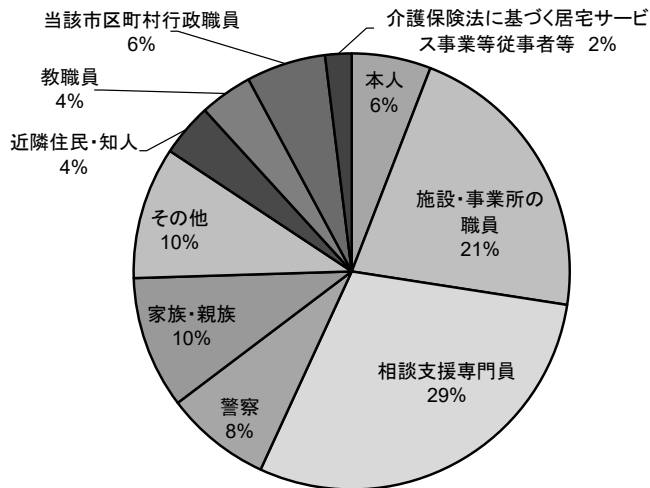
県内施設従事者虐待の事例（令和4年度）

No.	施設種別	虐待の類型	概要
1	障害者支援施設	身体	・利用者を平手打ちする ・利用者の腹部を叩く 等
		心理	・利用者を大声で叱責する
		性的	・利用者の股間を触る
2	協同生活援助	身体	・利用者を羽交い締めにする ・利用者を平手打ちする 等
		心理	・利用者に暴言を吐く ・利用者を強い口調で叱責する 等
		経済	・運営規程に定める費用以上の徴収 等
3	生活介護	身体	・利用者を平手打ちする ・利用者の頭部を叩く 等

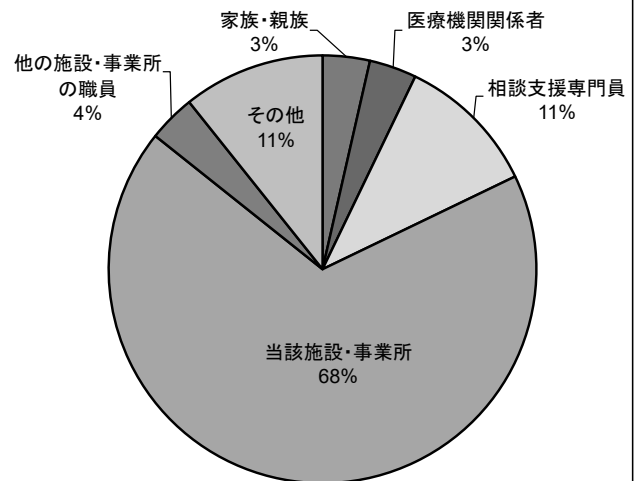
36

県内障害者虐待の通報状況(令和4年度)

養護者虐待



施設従事者虐待



37

障害者虐待の通報義務

障害者虐待の早期発見と通報義務・通報者の保護について

第六条 第二項 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。



(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

- 第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

38

障害者虐待防止にかかる運営基準の変更①

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

【現 行】

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

【見直し後】

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ③委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

39

障害者虐待防止にかかる運営基準の変更②

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。

※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

40

静岡県における虐待防止に向けた取組について

項目	内容
静岡県障害者虐待防止支援センター	・使用者による虐待の通報、届出の受理 ・市町の連絡調整、情報提供・虐待を受けた障害者に関する問題、養護者への支援に関する相談及び相談機関の紹介、助言等 ・虐待を受けた障害者及び養護者に対する支援のための情報提供、助言、連絡調整等 ・虐待防止・養護者支援に関する情報収集、分析、提供 等 ※ 障害者虐待防止法第36条に基づき設置
障害者虐待防止・権利擁護研修	(対象者) 障害者福祉施設等の従事者、管理者等 (参加人数) 約540名 (内 容) 障害者虐待防止の基礎、虐待事案が発した場合の具体的対応(講義・演習)ほか (開催時期) 令和6年1月～2月 (開催場所) オンデマンド、参集

41

障害者虐待防止法第六条(障害者虐待の早期発見等)

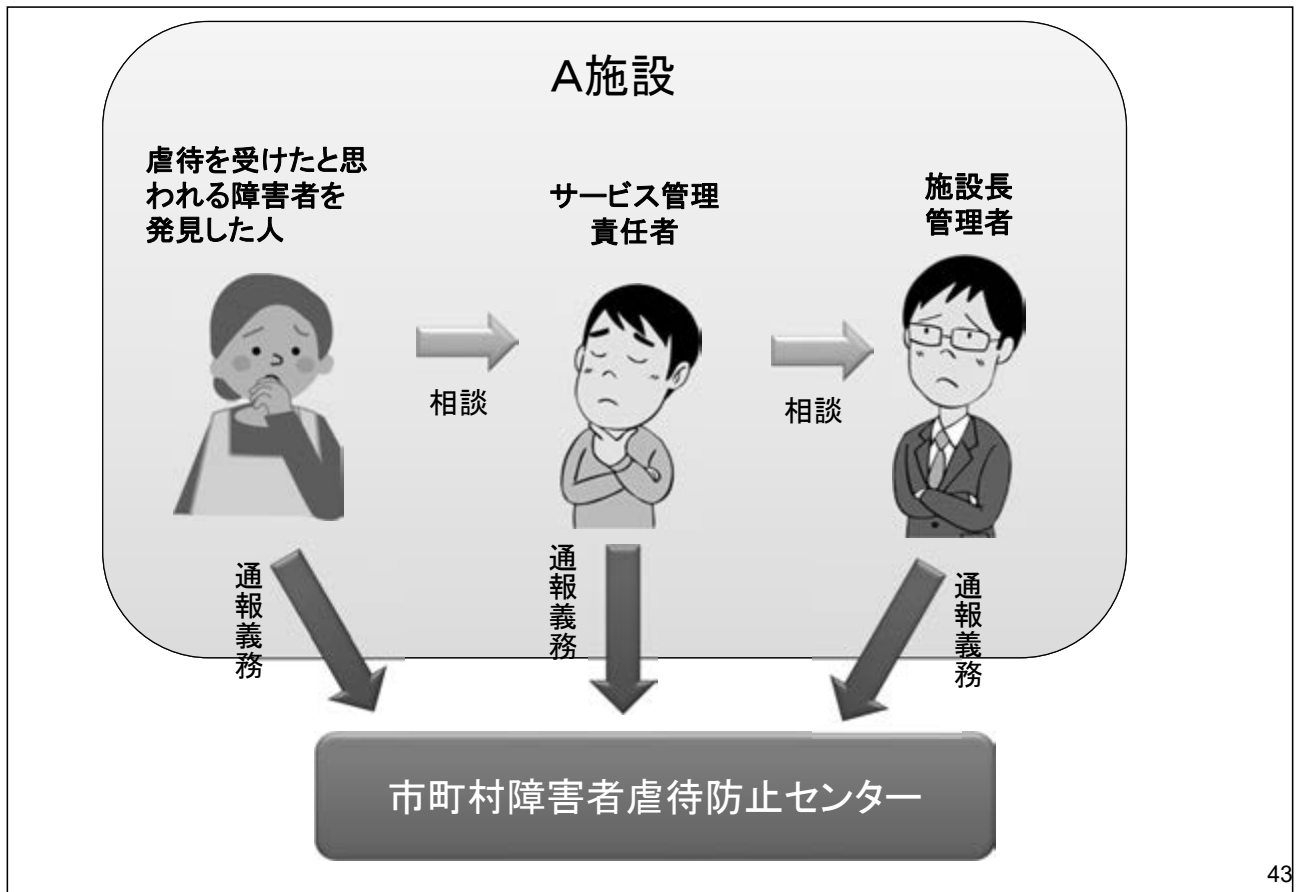
第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所管する部局その他関係者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに**障害者福祉施設従事者等**、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するように努めなければならない。

法上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	・ 障害者支援施設 ・ のぞみの園	
障害福祉サービス事業等	・ 障害福祉サービス事業 ・ <u>一般相談支援事業及び特定相談支援事業</u> ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センター経営する事業 ・ 福祉ホームを経営する事業 ・ <u>障害児相談支援事業</u> ・ 障害児通所支援事業	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

42



43

施設等の虐待事例の報道から考える

入所者殴り骨折 施設は虐待を事故として処理

県警は、身体障害者支援施設に入所中の男性(76)を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士の容疑者(29)を逮捕した。

男性は骨折など複数のけがを繰り返しており、県警は日常的に虐待があった可能性もあるとみて慎重に調べている。

県警によると、約1カ月前に関係者からの相談で発覚同施設を家宅搜索した。

同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく「事故」として処理していた。

福祉施設で暴行死 施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童らの福祉施設で、入所者の少年(19)が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司のセンター長に「不適切な支援(対応)はなかった」と虚偽の報告をしていたことが分かった。

県は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討などを求める改善勧告を出した。

県はこれまでに、同園の元職員5人が死亡した少年を含む入所者10人を日常的に暴行していたことを確認。別の職員も入所者に暴行した疑いも浮上した。

(※最終的に、10年間で15人の職員が23人の入所者に虐待していたことが判明)

44

深刻な虐待事案に共通する事柄

- 利用者の死亡、骨折など取り返しのつかない被害
- 複数の職員が複数の利用者に対して長期間にわたり虐待
- 通報義務の不履行
- 設置者、管理者による組織的な虐待の隠ぺい
- 事実確認調査に対する虚偽答弁
- 警察の介入による加害者の逮捕、送検
- 事業効力の一部停止等の重い行政処分
- 行政処分に基づく設置者、管理者の交代
- 検証委員会の設置による事実解明と再発防止策の徹底



障害者施設の理事長談「暴力や暴言があったことは知らなかった。」

⇒ 虐待が事業運営にとって大きなリスクであるとの認識が希薄



- 今すぐ、施設・事業所で虐待がないか総点検すること
- 虐待が疑われる事案があったら速やかに通報すること

45

虐待による死亡事例が起きた施設の第三者検証委員会最終報告書 (26年8月:抜粋)

「施設においては、職員に対し虐待防止・権利擁護に関する研修を実施するとともに、虐待防止委員会を設置するなど、形の上では虐待防止体制を整備していた。しかし、虐待が疑われる場合、市町村等への通報が求められているにもかかわらず、それを前提とした虐待防止体制が作られていなかった。また、一部の職員は障害特性や行動障害のみならず、権利擁護についての理解が不足していた。幹部職員も、虐待防止に向け具体的な対策を採ろうとする意識が欠けていた。」

「幹部は支援現場にほとんど足を運ばず、職員との意思疎通や業務実態の把握も不十分であった。」「一部幹部は虐待や疑義について『なるべく相談・報告しないようにしよう』という雰囲気蔓延させるなど、虐待防止体制が機能不全に陥ったと考えられる。一連の虐待問題に係る幹部の責任は重大である。」

「上司に相談しにくい雰囲気、また『相談しても無駄』という諦めがあった」「職員個人が支援現場における課題や悩みを抱え込まず、施設(寮)内で、あるいは施設(寮)を超えて、相談・協力し合える職場環境が築かれていなかったと言える。」



組織的な虐待防止の取組が不可欠

46

虐待をされたら、どうする？

1. 「いやだ」「やめて」と言う

虐待をされたら、
まずは「いやだ」「やめて」と
言ってください。
がまんしないでいいのです。



あなたは自分の人が
虐待されているなら、
すぐに 身近な人に
教えてください。

2. 役所に連絡する

役所には 誰かといっしょに 行ったり、
代わりに連絡してもらっても かまいません。
どうしてもいいか わからないときは、
身近な人に 相談しましょう。

ここに 連絡してください

あなたが連絡したことは 秘密にされます。



電話やメール、
ファクス、手紙で
連絡することも
できます。

3. 連絡した後はどうなる？

誰がどのような虐待をしたのか、
役所の職員が 確認します。
虐待した人や
虐待が起きた施設・会社などは
注意されます。



虐待をした人が
警察に
逮捕されることも
あります。

このパンフレットは、平成27年度厚生労働省の虐待防止対策推進事業により、都道府県に導入された虐待防止対策の普及啓発資料です。

家族や周囲の職員、
会社の人など、
あなたのことを
守ってくれるはずの人が、
ひどいことを してきたら、
それは 虐待かもしれません。

虐待されていませんか？ 見たことありませんか？



「いやだ」「やめてほしいな」と
言うことをされたら
「やめて」と 言ってください。

あなたのことを
虐待から 守るための
決まり(法律)も あります。
その法律を、
障害者虐待防止法と います。



わかりやすい版

虐待されたら “やめて”と言おう

障害者虐待防止法は あなたを守ります

(法律の正式な名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます)

これは、虐待です。



どなられる。
罵口や
ひどいことを
言われる

心理的虐待

【このほかにも】
他の人の前でばかにされる
仲間はずれにされる
「おやつ抜き」などの罰がある
など



自分のお金を
とられる。
渡してもらえない

経済的虐待

【このほかにも】
給料から知らないお金が引かれている
自分の携帯電話を他人が使っている
自分の通帳を見せしてもらえない
など



とても熱いものを
食べさせられる。
飲まされる

身体的虐待



たたかれる。
なぐられる。
けられる

身体的虐待

【このほかにも】
手や足をしばられる
苦しい姿勢をさせられる
タバコの火などを押しつけられる
など



部屋から
出してもらえない

身体的虐待



おしりや
むねを
さわられる

性的虐待

【このほかにも】
体をさわられる
裸の写真やアダルトビデオなどを見せられる
無理やり キスやセックスをさせられる
など



裸の写真が
とられる

性的虐待



お風呂に
入らせて
もらえない

ネグレクト

【このほかにも】
手伝ってほしいのに無視される
トイレに行かせてもらえない
病気になるのに病院に連れてってもらえない
など



ごはんを
食べさせて
もらえない

ネグレクト

「ネグレクト」とは、ほったらかしにされるという虐待です。

8 相談支援における 家族支援と地域資源の 活用への視点

一般社団法人 たけのこ

櫻井 郁也

講義 6

相談支援における 家族支援と地域資源の活用への視点

静岡県中西部発達障害者支援センターCOCO 櫻井郁也
一般社団法人たけのこ

1

本科目の内容と獲得目標①

【獲得目標(標準カリキュラム)】

- ① 各相談支援事業の役割と機能を理解し、相互が連携することにより地域において効果的な相談支援体制が構築されることを理解する
- ② 相談支援において地域資源を把握しネットワークを構築することの重要性について理解する
- ③ (自立支援)協議会の目的、仕組み、機能について理解する

【内容(標準カリキュラム)】

- ① 指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、地域生活支援事業による相談支援事業(障害者相談支援事業、基幹相談支援センター、専門性の高い相談支援事業等)の各役割と機能、相互の連携並びに重層的な体制を構築することの重要性について
- ② 重層的相談支援体制に障害当事者の相談支援専門員が所属する相談支援事業所についての必要性を理解し、当事者視点について学ぶことと、体制づくりについて
- ③ 相談支援(ケアマネジメント)を実施するに当たって、サービス提供事業者等の地域資源を適切に調整するためには、それらについての情報を把握しネットワークを構築しておくことの重要性について

2

本科目の内容と獲得目標②

【内容(標準カリキュラム)】

- ④ 障害児者とその家族が陥りやすい関係性をライフステージごとに理解し、それぞれのステージにおいて必要となる家族支援とその重要性について
- ⑤ 障害児に関わる教育分野における関係する事業(特別支援教育コーディネーター、校内委員会等)とそれらの事業との連携について
- ⑥ 個別の相談支援活動から見出される課題を地域課題として共有し、解決に向け官民による協働が行われる協議会の目的、仕組み、機能について講義を行う。また、各都道府県内における協議会を活用した地域課題の解決事例について
- ⑦ 障害当事者等により組織される団体等との連携を図ることの必要性について

3

このセッションの流れ

- ① 導入
 - ・ 本科目の獲得目標と内容、実施上の留意点
- ② 本論
 - 1. 地域の相談支援体制の理解
 - 2. 相談支援が地域資源を知り、連携する
 - 3. 相談支援が地域の課題を把握する
 - 4. 地域課題の共有と課題解決
～(自立支援)協議会の役割と活用
 - 5. ライフステージと家族支援
- ③ まとめ

4

1. 地域の相談支援体制の理解

5

相談とひとくちに言っても・・・

- 福祉サービスを利用する相談
 - 子育てに関する相談・就学に関する相談・発達に関する相談
 - 心のケアに関する相談
 - 就職に関する相談、働き方に関する相談
 - 余暇や社会参加に関する相談
 - ひとり暮らしに関する相談・出産に関する相談
 - 親の介護に関する相談
 - 経済的な相談
- and more・・・

全ての相談に応じられます？？？

6

相談支援事業の経緯

平成2年～8年 身体・知的・精神各相談支援関連事業開始

- ◆ 身体障害者：市町村障害者生活支援事業（平成8年）
- ◆ 知的障害者：障害児（者）地域療育等拠点施設事業（平成2年）
→障害児（者）地域療育等支援事業（平成8年）
- ◆ 精神障害者：精神障害者地域生活支援事業（平成8年）

平成15年 障害者支援費支給制度開始

- ◆ 措置から契約へ
- 相談支援事業一般財源化
- ◆ 国の補助事業から市町村事業へ

平成18年 障害者自立支援法施行

- ◆ 障害者相談支援事業開始（相談支援事業が法律に明記）
 - 相談支援専門員の創設
 - サービス利用計画作成費の創設

平成24年 障害者自立支援法改正

- ◆ 相談支援体系の見直し
 - 特定相談支援
 - 一般相談支援
 - 障害児相談支援 の創設

7

全ての利用者について計画相談支援等が行われることを原則とした趣旨

【経過】

これまで、障害者ケアマネジメントの必要性や相談支援の体制等に重要性に関しては、「障害者ケアガイドライン」報告書（平成14年3月31日）（障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会）により提言され、その後、* 社会保障審議会障害者部会報告書（平成20年12月26日）においても大きく取り上げられてきた。

【趣旨】 *記載事項を整理すると、次のとおりである

H26.2.27事務連絡（抜粋）

（1）障害児者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かく継続的な支援が必要であり、そのためには定期的なケアマネジメントを行う体制が求められること

（2）障害児者にとって、専門的な知見を持った担当者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することが、選択肢の拡大につながることに

（3）可能な限り中立的な者が、専門的な観点から一貫してケアマネジメントを行うことにより、市区町村の支給決定の裏付け又は個別のサービス・支援の内容の評価を第三者的な観点から行うことが可能となること



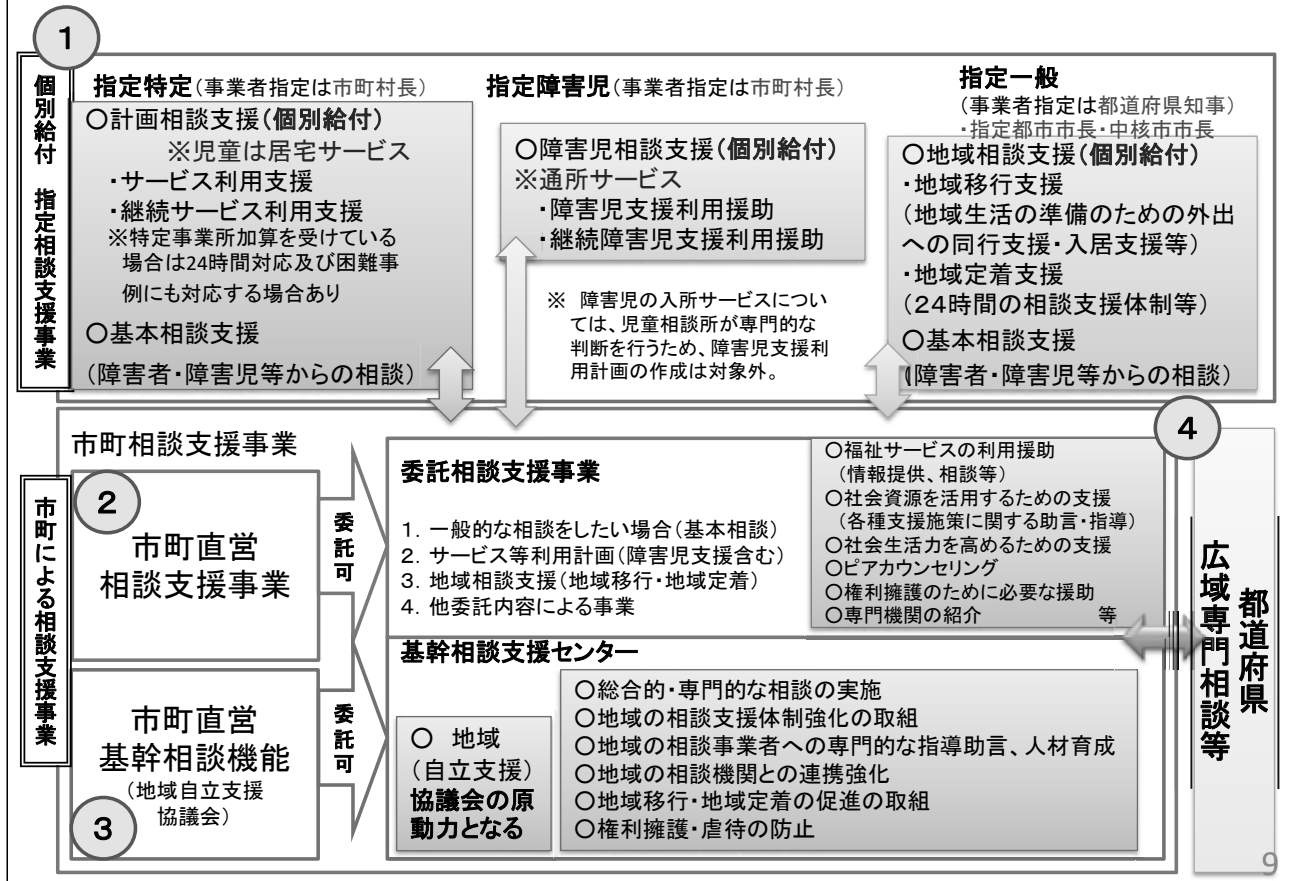
サービス等利用計画はツール

【目指すもの】

○各市区町村（わがまち）に住んでいる障害福祉サービス等を利用するすべてのひとに対して、時には近くで深く寄り添い、時には遠くから見守ることのできる「相談支援専門員」という専門職が身近にいる体制を整えること。
○そして、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指すこと。

8

現行の相談支援体制と役割・機能



相談支援事業（制度）の概要

1. 指定相談支援事業

① 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業（市町村指定）

障害福祉サービス等を申請した障害者（児）について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う、計画相談支援による個別給付による相談支援事業

② 指定一般相談支援事業（都道府県指定）

地域相談支援といわれ、障害者支援施設、精神科病院、救護施設・更生施設、矯正施設等に入所又は入院している障害者の地域移行支援等の地域移行支援と、居宅で単身等で生活する障害者であって、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者について、常時の連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の個別給付による相談支援事業

2. 障害者相談支援事業（市町村地域生活支援事業の必須事業）

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行う、いわゆる基本相談の事業。事業者等への委託が可能であり、その割合が9割を超えるため、「委託相談」と呼ばれる。交付税が財源

3. 基幹相談支援センター（市町村地域生活支援事業。一部は機能強化事業として補助）

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務や専門相談、権利擁護・虐待防止・成年後見制度利用支援事業、地域移行・地域定着とその体制整備、それらをつかさどる地域の相談支援体制整備として、地域の相談支援専門員への助言・育成・連携強化等に取り組む事業。交付税が財源だが、一部を機能強化事業として補助。

4. 広域専門相談（都道府県地域生活支援事業等様々な事業で展開）

障害特性等に基づく専門的相談（発達・難病・高次脳・視覚・聴覚・就労・触法・刑余者など）の広域的専門相談【発達障害者支援センター/就業・生活支援センター/高次脳機能障害普及啓発事業等】

重層的な相談支援体制

＜第3層＞

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

＜第2層＞

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

＜第1層＞

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

11

静岡県内の相談支援事業所等の状況 (H31.4現在)

	基幹相談支援センター	相談支援事業所数	委託相談受託者数	特定相談事業所数	指定障害児相談事業所数	指定一般相談事業所数	相談支援専門員数
静岡市	委託	34	9	33	24	9	72
浜松市	委託	38	14	38	26	25	111
沼津市		9	5	9	5	4	26
熱海市		2	1	1	1	2	3
三島市	直営	6	5	6	3	3	13
富士宮市		8	2	6	3		17
伊東市		3	1	3	1		7
島田市		4	1	4	3	1	15
富士市	直営	16	3	14	7	5	33
磐田市	直営	11	2	11	11	2	28
焼津市		6	3	6	6		9
掛川市		4		4	2		9
藤枝市		8	2	8	5	3	24
御殿場市		9	3	8	4		13
袋井市		5	3	5	5	1	14
下田市		2	1	2	1		3
裾野市		2	2	2	2	2	5
湖西市		3		3	1		3
伊豆市		2	1	2	1		5
御前崎市		2	1	1	2		3
菊川市		6	3	6	3		22
伊豆の国市		6	6	6	3		13
牧之原市		4	2	3	1	4	15
東伊豆町		1				1	
河津町		1					
南伊豆町		2	1	2	1	2	2
松崎町		1	1	1	1		3
西伊豆町		1					
函南町	委託	2	2	2	1		7
清水町	直営	2	1	2	1		4
長泉町		3	2	2	3		8
小山町		3	1	2	1		3
吉田町							
川根本町							
森町		2	1	2	1		12
合計	7(20%)	208	79	194	129	64	494

あらゆる相談を「つなげる」「つながる」

- ・市の母子保健担当から、精神疾患の母と発達障害の疑いのある子どもに関する連絡を受けました
- ・障害福祉サービス事業所を利用している自閉症者の母から、突然パニックが起きてSOSの連絡を受けました
- ・精神科病院のワーカーから、患者の地域移行に関する連絡を受けました
- ・こども病院から医療的ケアを要する子どもの退院に向けた連絡を受けました

あなたは。

どこにアクセスして解決の糸口を見出しますか？

13

「こども病院から医療的ケアを要する子どもの退院に向けた連絡を受けました」

考えること。(例えば)

- ・子ども自身の地域移行支援を具体的にどうするか
 昼間の療育支援は？医療行為の実施者やその方法は？
- ・受け入れていく家族への支援をだれがどうするか
- ・受け止める兄弟への支援はだれがどうするか

様々な調整とチーム支援を、誰と相談して具体的に進めていきます？

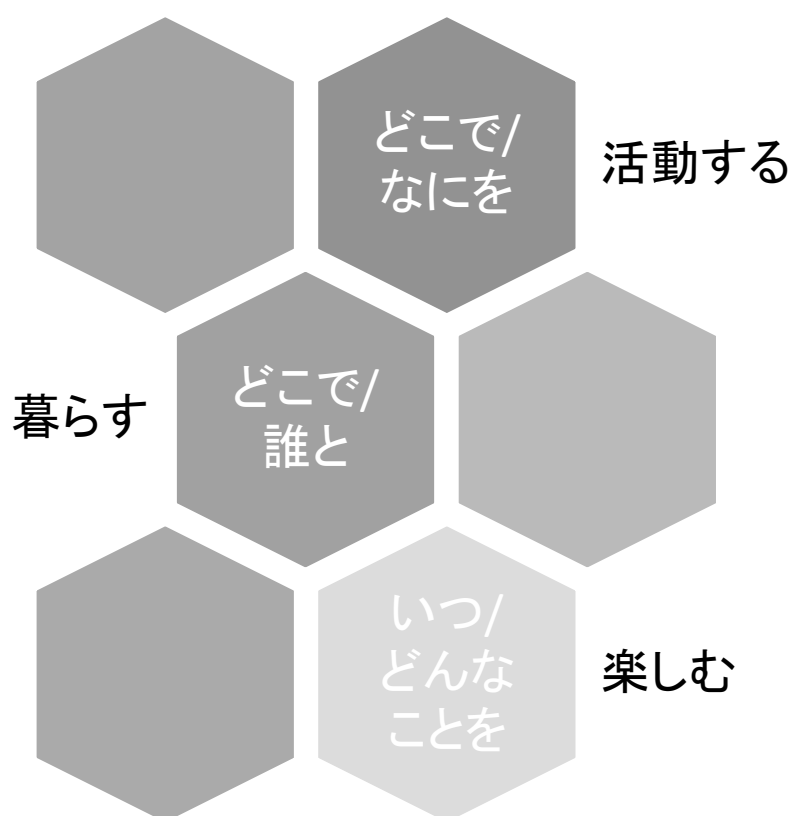
地域の相談支援体制を知り、そこへアクセスできる関係を作っていくことが重要

14

2. 相談支援が 地域資源を知り・つながる

15

社会資源を「知る」



16

地域で暮らすみんなの“暮らしづらさ”を面で支える

障害のある人が普通に暮らせる地域づくり

(目指す方向)

重度の障害者でも地域での暮らしを選択できる基盤づくり

- ・安心して暮らせる住まいの場の確保
- ・日常生活を支える相談支援体制の整備
- ・関係者の連携によるネットワークの構築



相談支援専門員の役割

第2条(基本方針)

- ・ 利用者の心身の状況、環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない
- ・ 市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定特定相談支援の事業の設備及び運営に関する基準

(平成24年厚生労働省令第28号)

サービス管理責任者の役割

第14条(障害福祉サービス事業者等との連携等)

市町、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない

第17条(計画の作成等)

計画作成に際し、他サービスとの連携も含め位置付けるようつとめる

第18条(サービス管理責任者の責務)

利用状況の把握、自立した日常生活を営む利用者への必要な支援

第19条(相談及び援助)

利用者の心身の状況、環境等の把握と、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない

第31条(地域との連携等)

地域住民、活動等との連携及び協力等の地域との交流

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)

19

「管理者」と「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者」の比較

管理者の業務内容例

1. 利用者・市町村への契約支給量報告等
2. 利用者負担額の受領及び管理
3. 介護給付費の額に係る通知等
4. 提供するサービスの質の評価と改善
5. 利用者・家族に対する相談及び援助
6. 利用者の日常生活上の適切な支援
7. 利用者家族との連携
8. 緊急時の対応、非常災害対策等
9. 従業者及び業務の一元的管理
10. 従業者に対する指揮命令
11. 運営規程の制定
12. 従業者の勤務体制の確保等
13. 利用定員の遵守
14. 衛生管理等
15. 利用者の身体拘束等の禁止
16. 地域との連携等
17. 記録の整備

サービス管理責任者等の業務内容例

1. 個別支援計画の作成に関する業務
 - ①利用者に対する面接等によるアセスメント及び支援内容の検討
 - ②個別支援計画の原案作成
 - ③個別支援計画作成に係る会議の運営
 - ④利用者・家族に対する個別支援計画案の説明と同意
 - ⑤利用者に対する個別支援計画の交付
 - ⑥個別支援計画の実施状況の把握(モニタリング)による見直しと計画の変更
 - a. 定期的な利用者への面接
 - b. 定期的なモニタリング結果の記録
2. 当該サービス提供事業所以外における利用状況の把握
3. 自立した日常生活が可能と認められる利用者に対する必要な支援の提供
4. サービス提供者(職員・従業者)への指導・助言

20

サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

指定特定相談支援事業者
(計画作成担当)

アセスメント

- ・障害者の心身の状況
- ・その置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・現に受けているサービス
- ・サービス利用の意向
- ・支援する上で解決すべき課題
- ・その他

サービス等利用計画

- ・生活に対する意向
- ・総合的な援助の方針
- ・解決すべき課題
- ・サービスの目的(長期・短期)
- ・その達成時期
- ・サービスの種類・内容・量
- ・サービス提供の留意事項

障害福祉サービスに加え、保健医療サービス、その他の福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置づけるよう努める。

複数サービスに共通の支援目標、複数サービスの役割分担、利用者の環境調整等、総合的な支援計画を作る。

サービス事業者

サービス事業者

アセスメント

- ・置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・利用者の希望する生活
- ・課題
- ・その他

個別支援計画

サービス等利用計画を受けて、自らの障害福祉サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するよう努める。

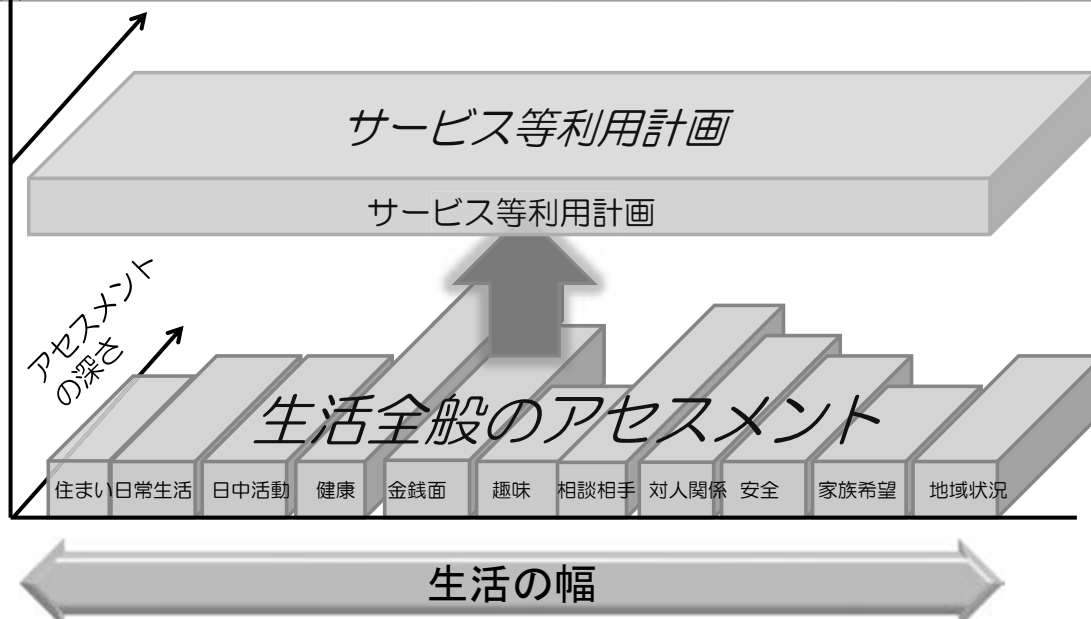
21

相談とサビ管の「つなげる」「つながる」

【サービス等利用計画】

生活全般をアセスメントし、本人の願いを中心に、生活や支援の全体像を示したもの

(相談支援専門員によるサービスを繋ぐ支援)



出典 岡部正文

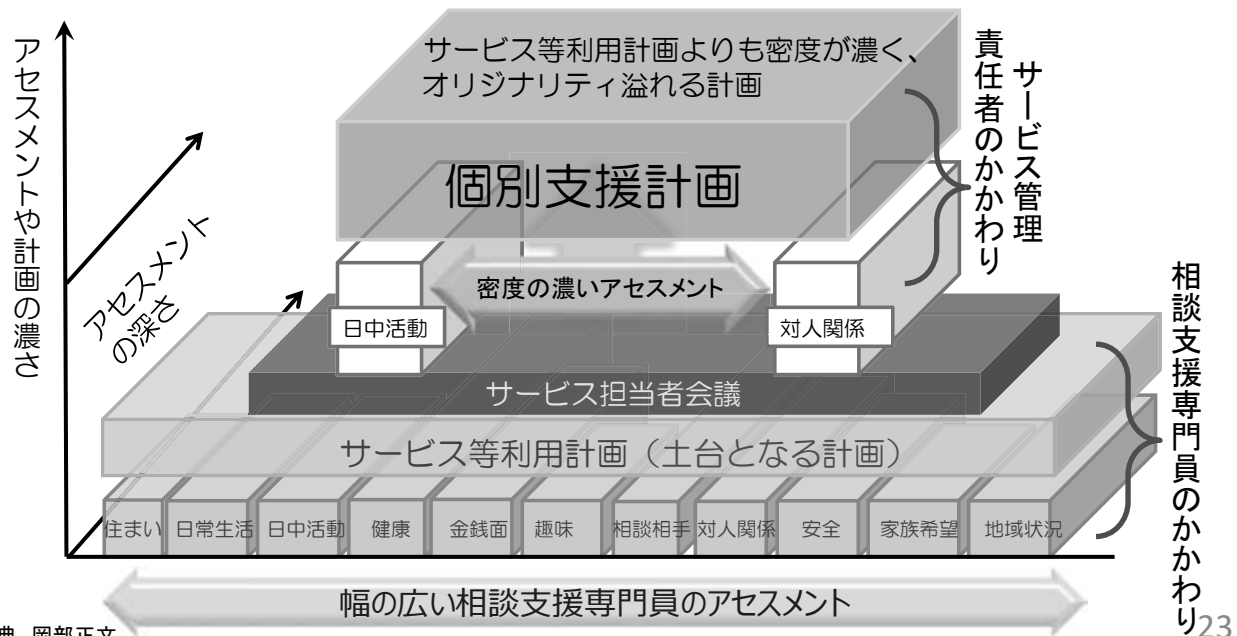
22

相談とサビ管の「つなげる」「つながる」

【個別支援計画】

必要なアセスメントをさらに深め、本人の願いをかなえるために、より具体的な支援内容を盛り込んだもの

(サービス管理責任者等による深める支援)



3. 相談支援が 地域の課題を把握する

個別ケースの“暮らしづらさ”を“地域の課題”として

生活課題がある

生活ニーズがある



制度やサービスで対応

25

もう少し具体的に

特別支援学校に通う小学4年生男児のケース

○知的障害(療育手帳A)、自閉症

両親(共働き)、祖父母、保育園年長男児の6人家族

○福祉サービス等の利用

放課後等デイサービス(週5日:2事業所)

ショートステイ(1泊2日/月)

医療機関(児童精神科)1/月通院、抗精神薬服薬

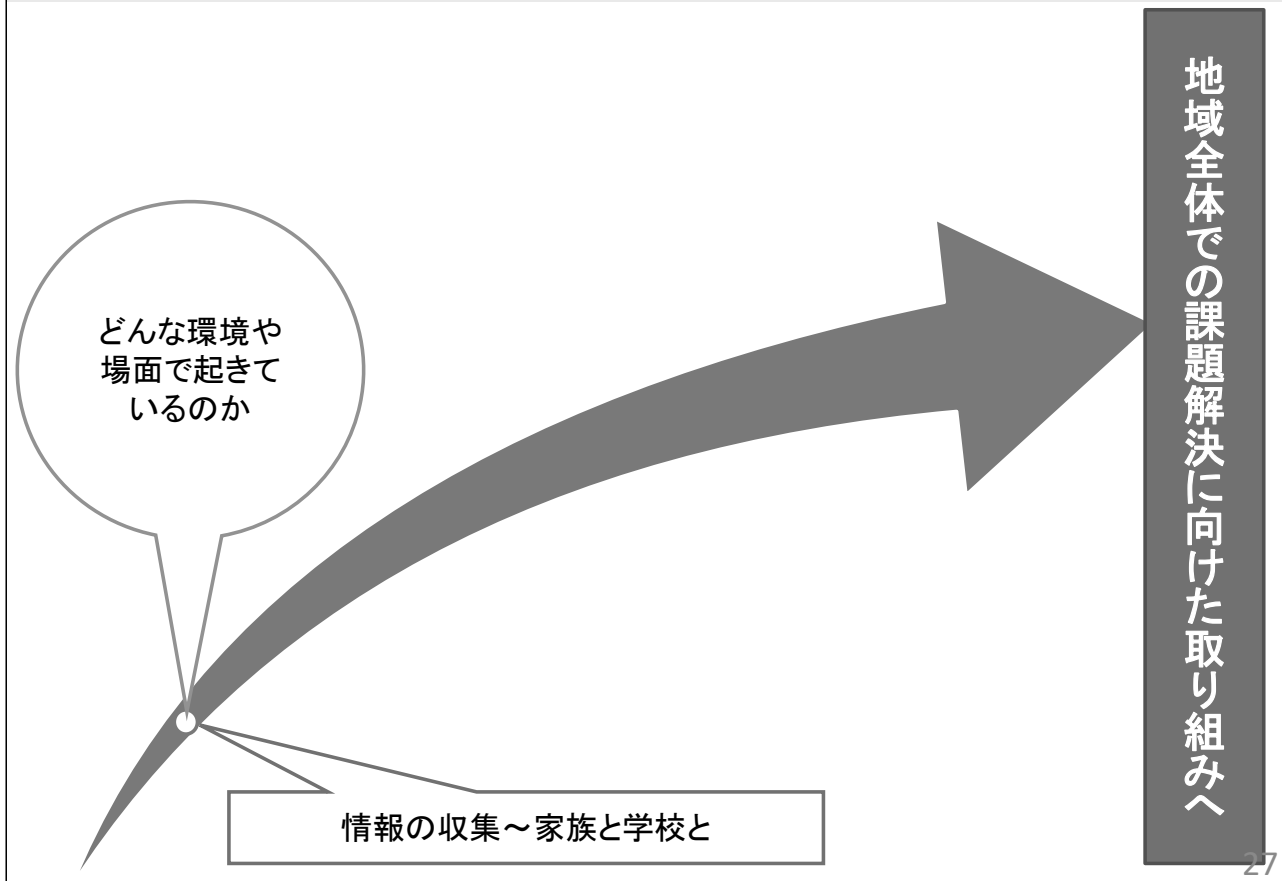
家族からの相談

放デイ利用後に毎日家庭でパニックに

学校では落ち着いているらしい

26

本人支援から地域の課題につなげていく



4. 地域の課題の共有と課題解決 (自立支援) 協議会の役割と活用

地域の課題を検討し、解決につなげる場

第八十九条の三(協議会の設置)

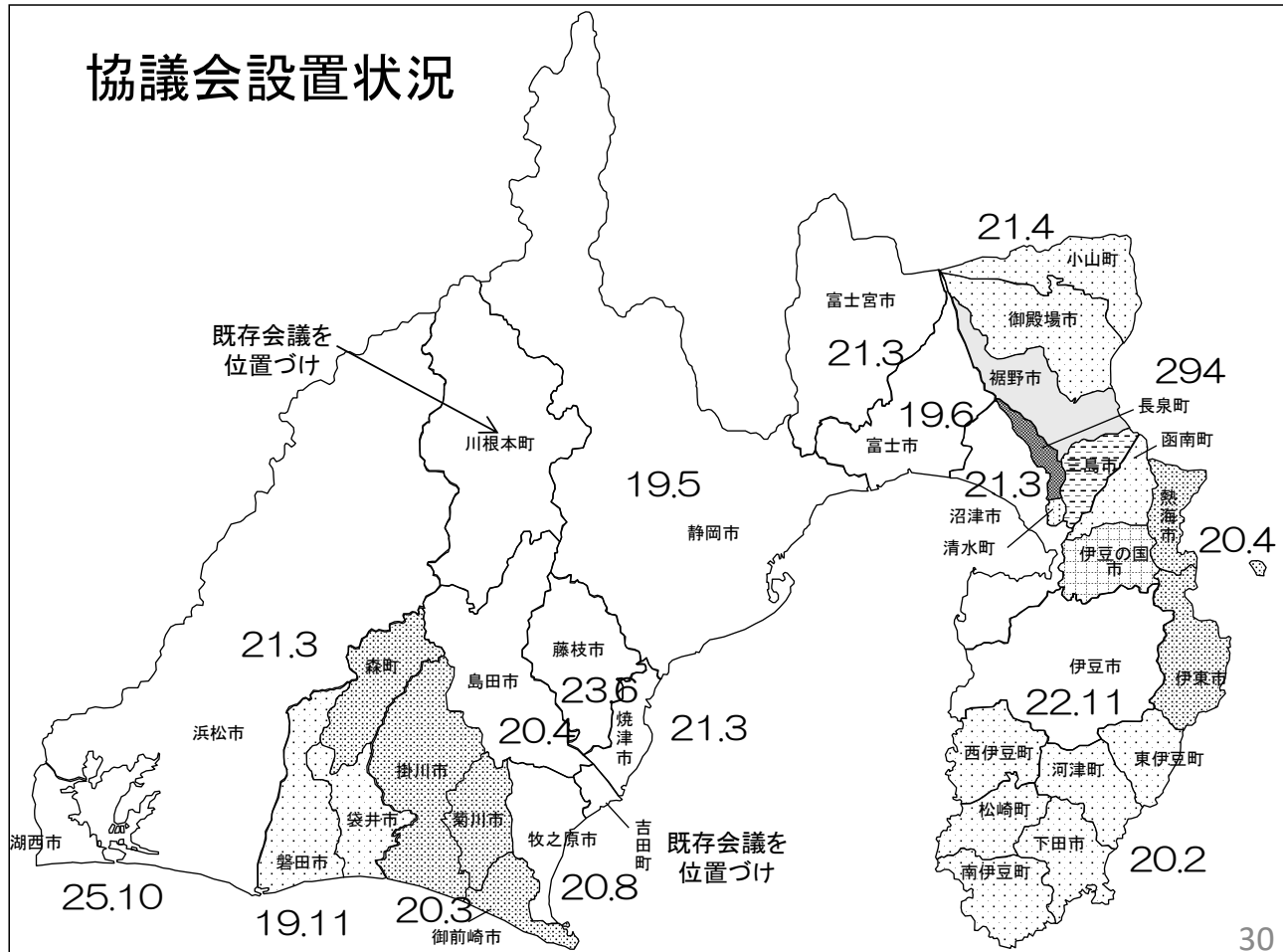
地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、**地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(平成17年厚生労働省令第123号)

29

協議会設置状況



30

ある協議会の組織



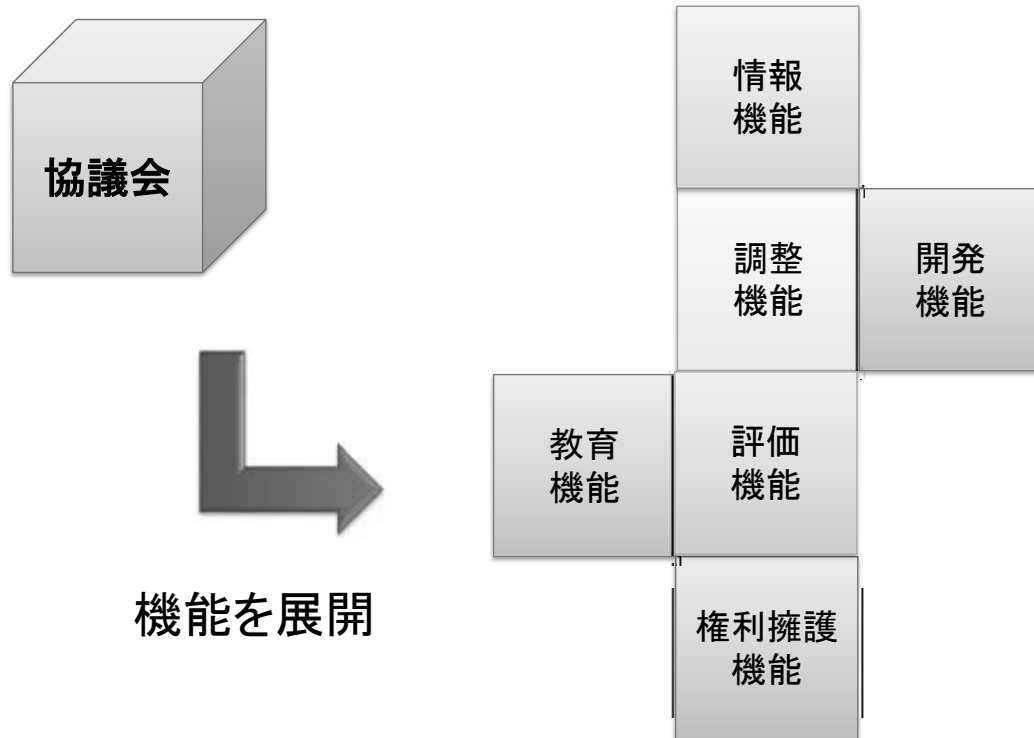
31

協議会の一般的な6つの機能



32

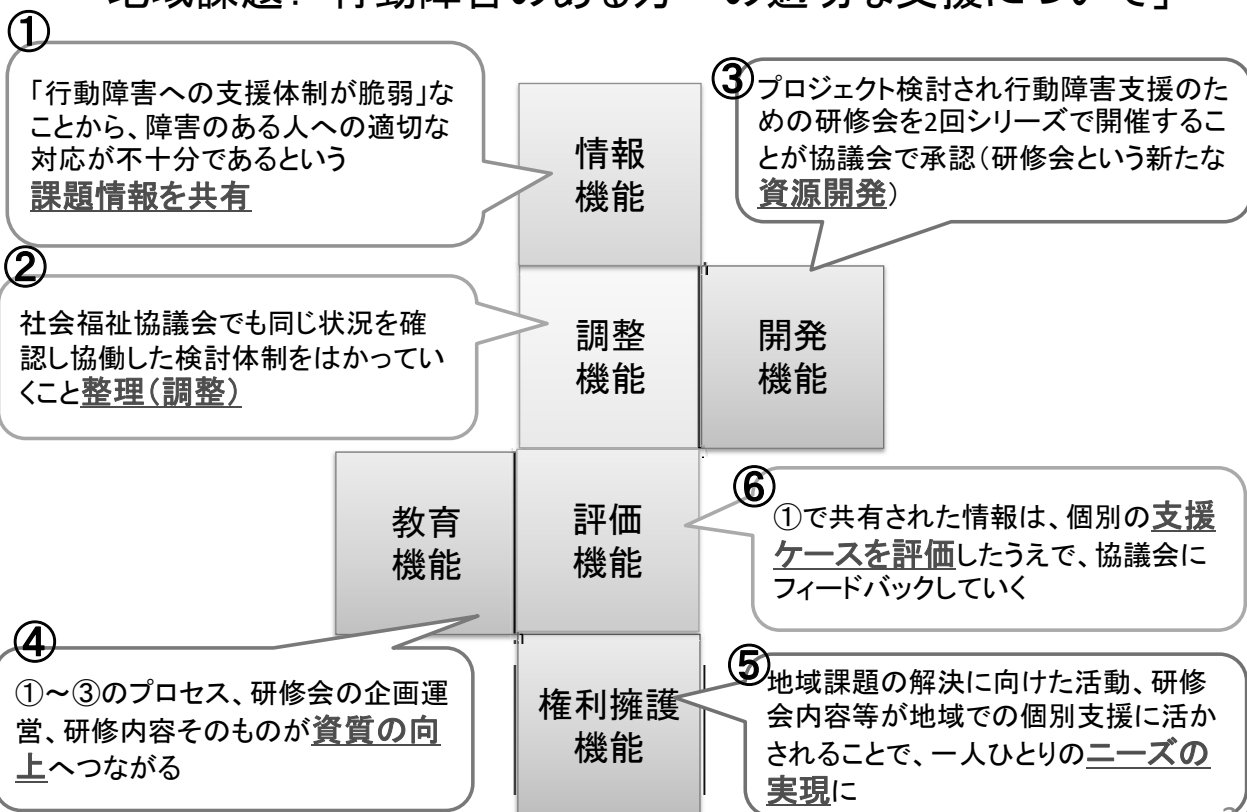
「協議会」と「6つの機能」をサイコロに置き換えると



33

協議会における課題解決例

地域課題:「行動障害のある方への適切な支援について」



34

協議会の機能をあらためて整理すると

情報機能

・本人と自分たちが 住むまちのことを知る

調整機能

・本人と自分たちが住みやすいまちを考える

開発機能

・本人と自分たちが住みやすいまちをつくる

教育機能

・自分たちが 高め合いながらまちをつくる

権利擁護機能

・誰もが 夢や希望をもてるまちをつくる

評価機能

・常によりよくと 想像しつづける

35

先ほどの特別支援学校に通う小学4年生男児のケースで

地域で過ごす本人像と支援の共通した言語を

誰が語っても一貫した本人像

→家族や機関による連携

どんな理解やアプローチがあれば、地域の共生者として協働できるか

医療や地域の理解→地域への理解啓発

チームによる取り組みが、普遍的なものになっていくと。
同じ生きにくさをもった人が、これから、より暮らしやすい
地域になっていく。

36

教育－福祉の連携について

児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について(概要)

(平成24年4月18日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課連名通知)

◆ 趣旨

学校と障害児通所支援を提供する事業所や障害児入所施設、居宅サービスを提供する事業所(以下「障害児通所支援事業所等」という。)が緊密な連携を図るとともに、学校等で作成する個別の教育支援計画及び個別の指導計画(以下「個別の教育支援計画等」という。)と障害児相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画及び障害児通所支援事業所等で作成する個別支援計画(以下「障害児支援利用計画等」という。)が、個人情報に留意しつつ連携していくことが望ましい。

◆ 留意事項

1 相談支援

障害児支援利用計画等の作成を担当する相談支援事業所と個別の教育支援計画等の作成を担当する学校等が密接に連絡調整を行い、就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービス利用への移行が円滑に進むよう、保護者の了解を得つつ、特段の配慮をお願いする。

2 障害児支援の強化

(1) 保育所等訪問支援の創設

このサービスが効果的に行われるためには、保育所等訪問支援の訪問先施設の理解と協力が不可欠であり、該当する障害児の状況の把握や支援方法等について、訪問先施設と保育所等訪問支援事業所、保護者との間で情報共有するとともに、十分調整した上で、必要な対応がなされるよう配慮をお願いする。

(2) 個別支援計画の作成

障害児通所支援事業所等の児童発達支援管理責任者と教員等が連携し、障害児通所支援等における個別支援計画と学校における個別の教育支援計画等との連携を保護者の了解を得つつ確保し、相乗的な効果が得られるよう、必要な配慮をお願いする。

37

事務連絡

平成25年10月18日

各〔都道府県
指定都市
児童相談所設置市〕

障害児支援担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室障害児支援係

障害児に対する支援に係る教育機関との連携について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

10月4日付で各都道府県・指定都市教育委員会委員長、都道府県知事等宛てに、文部科学省初等中等教育局長通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」が通知されております。

また、同省のホームページでは「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」が公表されております。これらの資料は、主に障害児の就学手続等について記載されておりますが、福祉などとの連携について、その重要性に触れられている部分も多く記載されております。

つきましては、貴都道府県市の障害児支援担当課におかれましても、これらの内容についてご了解いただき、教育部局と連携をしながら障害児支援の施策をさらに進めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、各都道府県におかれましては、貴管内市町村の障害児支援担当課にも周知いただきますようご配慮願います。

<参考:教育支援資料掲載ページ(文部科学省)>

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm

添付資料(以下略)

38

教育－福祉の連携について

●特別支援教育コーディネーター【特別支援学校】

- ・校内の関係者と福祉・医療機関等との連携調整
 - ・地域における特別支援教育の核として関係機関との連絡調整
- 小中高等学校に対する特別支援教育に関するセンター的機能

●特別支援教育コーディネーター【小・中学校】

- ・校内の関係者や関係機関、特別支援学校との連絡・調整
- ・保護者や関係機関に対する学校の窓口

校長が指名し校務として明確に位置付けることにより、学校内の教職員全体の特別支援教育に対する理解のもと、校内の協力体制の構築と関係機関との連携協力体制の整備を図る

39

協議会のキーワード

「連携」「地域」「交流」「社会資源の改善・開発」・・・
相談支援専門員も。サービス管理責任者も。

障害のある人が暮らす地域で、
ともに暮らす生活者・・・一市民

支援者として、生きづらさや暮らしづらさを分かち合っ
て、誰もが普通に暮らせる地域を考える

40

協働 (collaboration) とは？

「一緒に (co) 働く (labor)」だけでなく、
「共通の目標の実現」のために、
「責任と役割を共有・分担」し、
「ともに汗をかき、成果を共有する」こと。

- ニーズと目標が共有できているか？
自分のウォンツを相手に押し付けていないか？
- 責任と役割は共有・分担しているか？
- 「効果」や「成果」は当事者にもたらされるか？

41

協働すること (= 協議会) のメリット

- 特定のヒトの職人技で奇跡的な解決をするのではなく、一定の支援者が普遍的に解決できるための手法が共有できる。
- その手法が蓄積され、今後、類似のケースが生じた際に、予防的な対応ができる。
- 解決困難な課題に対し、個々人のイノベーションが発揮され、地域全体が底上げされる。
- 課題に対する共通言語が生まれ、政策につながる根拠となる。

42

協議会における協働のゴール

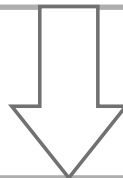
- タスク・ゴール
 - 課題の解決・・・具体的な地域課題の協働的解決
- プロセス・ゴール
 - 個人又はチームとして、課題解決過程を習得するという学習的ゴール
- リレーションシップ・ゴール
 - メンバー及びチームがどれだけ関係を広げられたかというゴール

43

あらためて協議会は

- 障害のある人も。
- 障害のある人の家族も。
- 障害のある人と暮らす支援者（地域）も。

どんな“まち”にするかをデザインする場



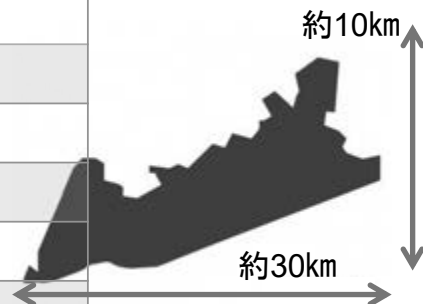
本人と支援者が市民を巻き込んで一緒に展開する企て

44

わが街の実態を知る

• わが街をつかむ 例えば

人口		61, 783人
面積		191. 12km ²
手帳保持者	身体	2, 094人
	知的	395人
	精神	241人
自立支援医療受給者数		544人
障害福祉サービス受給者		338人
歳出予算		290億5, 000万円
障害関連予算(医療費除)		9億3, 384万円



- 産業構造は？
- 事業所の数は？

自分の地域は
診えていますか？

45

5. ライフステージと家族支援

46

家族の想い

病院でおめでたの太鼓判を押してもらった瞬間、目の前がパーッと開けて、すべての色、色彩が鮮やかさを増した。

これが私が産んだ子なの？自分の力で息も吸えずに呼吸一つできないで。ああ目を覆いたくなる。この場から一刻も早く逃げ出したい。〇〇の前から消え去ってしまいたい。

来る日も来る日も、施設と病院と自宅の往復を繰り返し、会話をする相手はいつも先生か看護師さん。「がんばりましょうね」を合言葉に、泣き叫び、嫌がって拒否している〇〇をひたすら押さえつけては訓練。呼吸が苦しくなれば吸引、体調を崩せば点滴、〇〇はこれで幸せなのかしら。いったい、私は何のために、何を手に入れたくて来る日も来る日も頑張っているのだろうか？

今の思いを共有できる誰かと、もっと話がしてみたい。同じ思いで生きているより多くの人たちと出会いたいという気持ちが、私の中にもつのっていた。

社会の中のバリアをひとつずつうち崩すには、私たちがまず、自分たちの中に潜む心のバリアをとっばらわなくては、何も始まらないのかもしれない。

石井めぐみ著「笑ってよ、 ゆっぴい」(石井, 1997)

47

本人の想い

母の涙を流す姿を見ました。それは小学生の家庭訪問の時、上級生にもなって泣きわめいたり、授業中歩き回る私を担当の先生は、「異常」だと思い、その行動は母親の教育に問題があると言ったのです。

母は先生に涙を見せながらも何度も謝りました。私の母は十九歳で私を産み、二十一歳で二人の子を持つシングルマザーになりました。母は、私たちを養うために朝から夜遅くまで働き、私たちが悪いことをすれば厳しく叱り、良いことをすれば、これ以上ない程ほめてくれます。

そんな母の教育のどこに問題があるのでしょうか。そうです。私の“異常”には他の原因がありました。答えがでたのは数年後の中学三年の時でした。

私はアスペルガー症候群という障害だと知りました。今まで何ともなかったのに、いきなり発達障害と言われてパニック状態になりました。思春期の私にとって大きな壁でした。

そんな時、あの日の母を思い出しました。私の障害で涙を流し、苦しんでいる人がいることに気づいて私は変わろうと思いました。

私のアスペルガー症候群の中で一番問題となっている溢れ出してしまう感受性にこう言ってくれました。「これはあなたの一番大切な宝物だ。素敵なものだ。」と。

内閣府“心の輪を広げる体験作文”から抜粋

48

きょうだいの想い

私には広汎性発達障害の弟がいる(以下H。)私が小学二年生のときに生まれた子で、「H君、成長遅くない？」と友人に言われたときも、ずっと「普通の子」と思っていた。なので母から、弟の障がいのことを伝えられたとき、心底驚いたし、また「普通」じゃなかったことにショックを受けた。

けれど当時小学生だった私は、「弟君のお世話、偉いねえ」という周りの評価に誇りを感じていた。その枕詞に「障がい者の」がつくことが明らかだったからだ。周りの大人が私とHの関係をもてはやし、いつのまにか私も「障がい者の」Hがいることを美談にしていた。Hの幼い愛らしさ、そして周りの大人のその評価があったから、私は今までHを世話していたのだ。私は、今回の経験でそれがいかに考えなしであったかを痛感できた。

今年の夏休みの数日間、障がいを持った子どものお世話をする施設にボランティアに行った。以前からHも通っていた施設だったので、どのようなものか興味があったし、なによりHの過ごし方が気になっていた。

私は困惑した。Hの態度が家にいるとき以上に荒かったからだ。迷惑をかけることは最初からわかっていたが、現場にいと耐えられないものがあった。「他人」に害を加える弟を「可愛くない」「恥ずかしい」と思う自分がいたのだ。そのHの気を必死に逸らそうとしている支援員さんを間近で見て、申し訳ない気持ちでいっぱいになった。

子ども達を家に送るとき、Hがまた癇癪を起こした。車の中で暴れて泣き叫び、他人に迷惑をかける弟に私は不甲斐なさを感じて、「本当にごめんなさい。」とHを抑えながら、運転をしていた支援員さんに言った。

「いいんですよ。」と普段と変わらない声でおっしゃったので、気を遣ってくれているのだらうと思い、私は一層惨めに感じた。そのとき彼女は付け加えた。「まだ『大きい赤ちゃん』って言えるもんね。」

彼女はベテランの支援員さんだった。沢山の障がい者をみてきて、沢山の障がい者を導いている人が、そう言った。私のそのときの衝撃なんてお構いなしに、Hは叫び続け、私にしがみ付いていた。

挨拶をして家に帰り着いた途端、涙がとめどなく溢れた。

内閣府“心の輪を広げる体験作文” から抜粋 49

障害の受容のこと

- 障害受容を段階としてとらえない
- 慢性的な悲哀やジレンマは異常な反応ではなく、通常の反応である
- 親の内面には障害を肯定する気持ちと、障害を否定する気持ちの両方の感情が常に存在する
- 表面的にはふたつの感情が交互に現れ、いわば落胆と適応の時期を繰り返すように見える
- ゴールとしての最終段階があるわけではなく、全てが適応の過程である

適
応
の
経
過

受 容

中田(1995)



□ 障害の肯定(適応)

■ 障害の否定(落胆)

親が受け止めていくもの

- ◆障害に対する疑問や不安
- ◆障害の診断と説明
- ◆障害の内容の理解
- ◆子どもの現状への理解
- ◆子どもの人生の受け入れ

我が子の受容

- ◆親の思い(あるべき人生)
- ◆親自身の生活
- ◆親の加齢と健康の問題

親自身の人生の受容

家族の課題の受容

- ◆きょうだい児との関係
- ◆課題
- ◆家族間の理解
- ◆経済問題

社会の受容

- ◆教育の保障
- ◆学齢終了後の社会性の保障(社会参加等)
- ◆地域社会の理解と協力(支援)
- ◆子どもと家族の当たり前の生活
- ◆社会福祉の支援が整備されるための親の行動や活動(仲間づくりとエンパワメント)

佐藤孝子2007

51

家族が歩む(であろう)ライフステージを想定する

〈トピックの例〉

～7

～15

～18

～30 (歳)

目まぐるしさ～10歳の節目～思春期～子どもから大人へ～権利擁護～

～7歳頃

- 会ったこともない専門家や経験したことのない機関に行く
- 専門家と接するのは母親が主のため、他の家族との温度差やバランスに・・・
- ライフイベントもこの時期に重なることがあり、いろんな決定が迫られる
- 学校(が決まって)に入ってようやくひと段落

10歳前後

- 安定した日中の通い先で心理的にも余裕が
- 一番身近な専門家「学校の先生」+それ以外の支援者との出会いと相性
- 家族が我が子の得意・苦手・生活習慣がわかってくる
- 家族が我が子を伝えられる力

52

家族が歩む(であろう)ライフステージを想定していく

〈トピックの例〉

15歳前後

- 思春期の訪れ・第2次性徴期の時期
- 親子の関係や家族の役割が変化
- きょうだいや本人の将来イメージにどう向き合っていくか

18歳～

- より社会化された活動との調整
～地域資源の活用方法/収入と消費の方法/生きがいなど
- 本人に寄り添ってくれる理解者(支援者)とのマッチング
- 養育者から最良の代理人へ

30歳～

- 家族のライフスタイルの変化への対応
～子育てヒストリーのエンディングに向けて
- 権利擁護のバトンを誰にどうやって渡していくか

53

児童期の福祉サービスによる家族支援

児童期は(特に)

“福祉サービス”ではなく

“福祉サービスを活用した発達支援”

ちなみに、学校は教育

子ども自身が、その子らしく、将来、ゆたかに
人生を歩むための支えとして福祉サービスが存在する

54

支援者として子どもの人生の先に何をイメージするか

- 18歳で卒業し、65歳まで労働を伴う、社会ライフを過ごすとしたら・・・50年近い本人が
いつだって楽しみ輝いている人生を、いかにサポートするか
- 自分が選んで決めた活動をして。自分が決めた場所で暮らして。自分が好きな趣味や余暇を楽しんで。
- できればやりたくないこともちょっと頑張る。
- それを自分で全部できないときは、誰かに助けてもらっている

そのために。

今、必要な支援(≡サービス)を活用していくことが大切

55

支援(≡サービス)は適切な時期に適切な量が大事

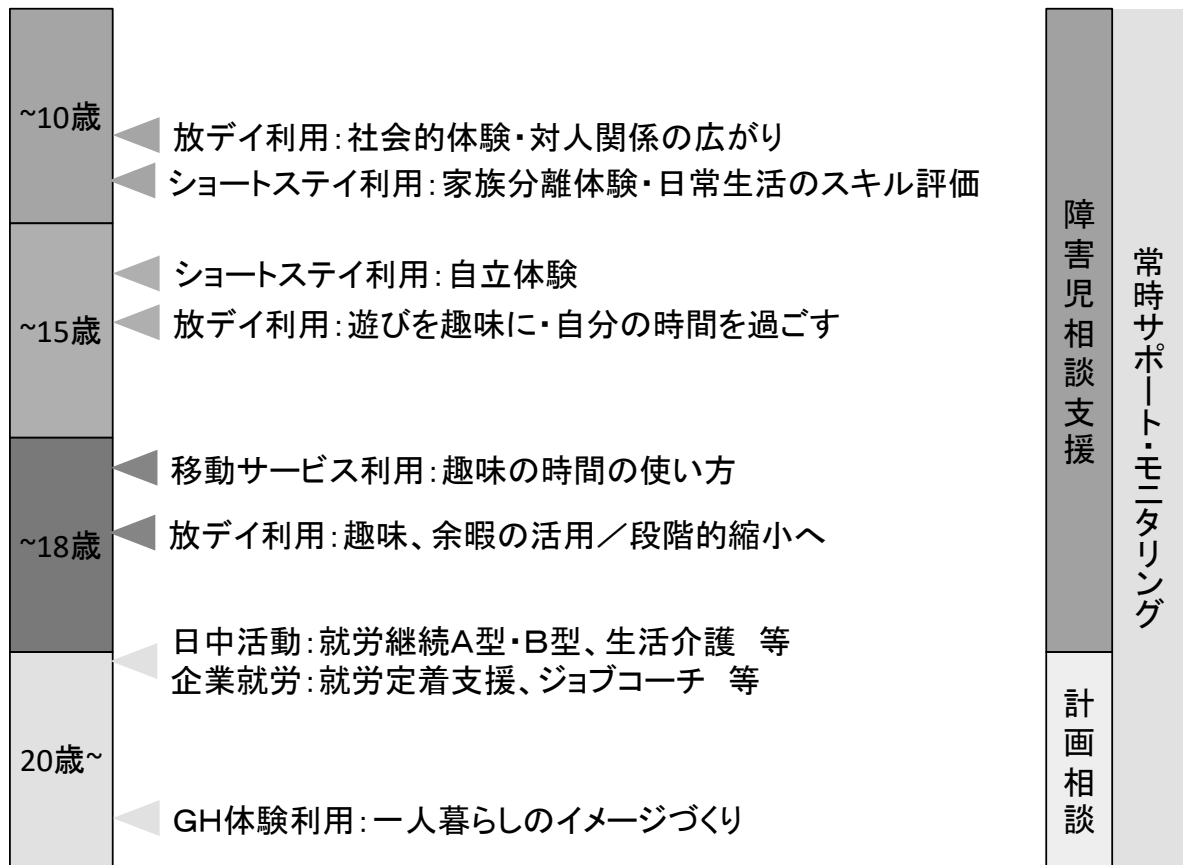
- 必要以上のサービスは本人の自立を妨げる
 - 依存、指示待ち
 - 情報過多
- 支援の提供時期を誤ると危うい
 - ✳ 永遠の拒否
 - ✳ 失敗経験の蓄積
 - ✳ 理想は成功75～85%、失敗15～20%
- 全く利用しないよりは利用したほうがいい
 - ＝経験したことのないことはできない(身に付かない)
 - ✳ 多様な他者との出会い
 - ✳ したことのないことへのチャレンジ～経験値を高める

誰がどうやって

適切な時期に適切なサービスの提供を組み立てていく？

56

サービスの活用と人生設計の一例



57

様々な家族の想い

世の中の障害には見える障害ばかりがあるわけではない。そう。世の中には見えない障害がある。具体的に言うと見た目はふつうなのだが、話すと意味が分からない。みたいなのが多い。この障害を高次脳機能障害と言う。この障害を人ごととは、思ってはならない。私は少し前まで人ごとと思っていた。でも実際、去年の十一月私の父がくも膜下出血で倒れた。

私達の生活は一変した。(中略)父は奇跡的に今年の七月二十日に家へ帰って来る事が出来た。本当に嬉しかった。しかし、本当につらいのはここからだ。

病院で、「高次脳機能障害は残りますよ。」と、先生に言われた。私はそんな障害ぐらい全然平気だと思っていた。が、甘かった。父は食べた物、テレビの内容などほんの少し前のことを忘れていた。まあ、これぐらいは覚悟していた。ひどいのは、夜だった。考えてみてほしい。トイレをしたことを忘れていたら。そう・・・夜に三十分～一時間おきに起きてトイレに行くのだ。ねれるわけがない。私は、あと少し、少しだけきおくが長ければ・・・と思いなやんだ。でも、それが障害なんだ。と思った。そして、それを全て受け入れることを覚悟した。

私の母も仕事をしていたが、父の介護があるので仕事をやめた。父はもちろん仕事をやめることになった。でも、父は四十二歳というまだ若い年だった。この先二人分の高校受験などがまちかまえている。本当に、私は自分の生きたい道を生きていけるのか。そんな状況なのである。(中略)

私の父を見た時、「ふつうじゃん。障害者なの？」と、誰でも言うと思う。実を言うと、話をしていなければ私も昔の父と変わらないと思う。だが・・・それがこの障害の怖さである。目に見えないからだ。障害のこと、現在の状況全てを理解してほしいとは言わない。たぶん、体験しないと分からないからだ。でも、見えない障害がある。という事と、人ごとではないという事を、頭の片すみに置いておいてほしい。また、大人の方が読んでいただけませんかと思うが、ぜひさっきの働ける場所をつくってほしいと思う。 内閣府「心の輪を広げる体験作文」から抜粋

中途障害者への理解と支援

立場	一家を支える父
	家事を一手に引き受けている母
	輝く未来に向かう若者
原因	突然の病気、事故など
障害	高次脳機能障害・精神障害・身体障害・視覚障害など
受容心理	受容の心理過程は同様も、揺り戻しも激しい ～これまでの日常が日常でなくなる
留意点など	社会復帰への希望と介護(リハビリ) →障害を受け止めながら現実とも向き合う 経済生活も含めた新たな家族スタイルを再構築する

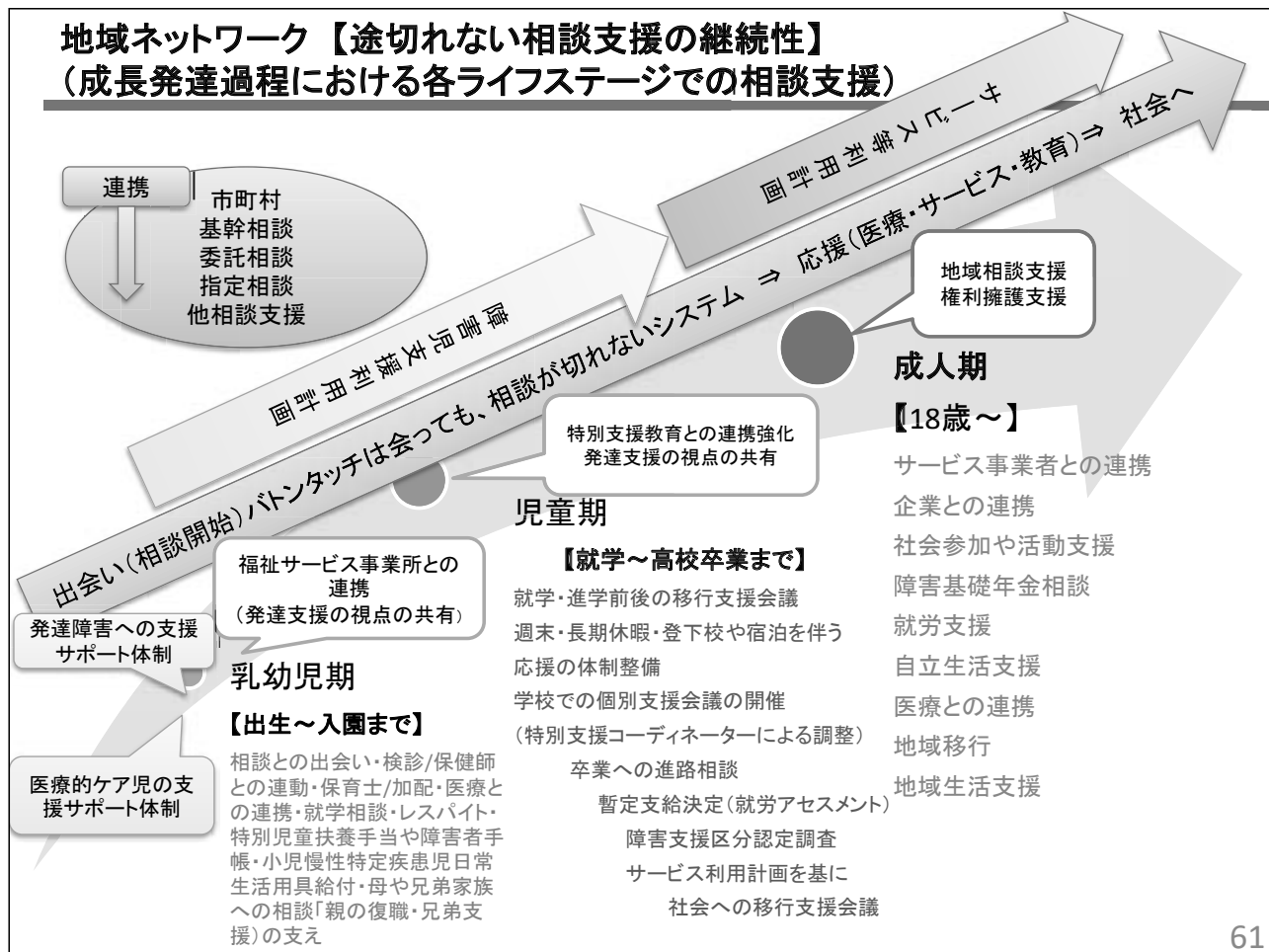
59

家族支援のプロセス

- 1 家族内の理解・方針共有化作業
主たる養育者(母親)を孤立させない支え、父親・祖父母への対応
- 2 親子の日々を楽しめる環境づくり
初期段階では生活(食事・睡眠・入浴など)を優先しながら
【しんどい】→【しんどくない】→【楽しい】への移行支援
- 3 少しずつの成功体験
支援者からの助言ややり方指南で「役に立つぞ」という体験づくり
- 4 学び育つ自立した家族
情報を仕入れる 相談先をつくる 自作工夫してみる

60

地域ネットワーク【途切れない相談支援の継続性】 (成長発達過程における各ライフステージでの相談支援)



61

まとめ (この科目のポイント)

講義の振り返りと再確認

- ① 様々な相談機関の役割と機能と連携の重要性と、障害当事者の視点を学ぶ体制について
- ② 相談支援(ケアマネジメント)を実施するに当たって、地域資源の情報把握とネットワークの構築について
- ③ ライフステージごとの家族支援と教育分野連携の重要性について
- ④ 個別課題を地域課題として共有し、解決に向け行われる協議会の目的、仕組み、機能と地域課題解決事例の報告

成長過程における各ライフステージに寄り添いながら、将来像を支援関係チームで共有し、継続性をもって応援し続けることが重要である。

具体的な個別支援からみえた課題を地域課題としてとらえ、協議会というステージを活用し、実践していくことが求められる。

62

9 相談支援における ケアマネジメントの 手法とプロセス

社会福祉法人 こころ

菅原 小夜子

相談支援における ケアマネジメントの手法とプロセス

社会福祉法人こころ

理事長 菅原小夜子

(主任相談支援専門員／精神保健福祉士・社会福祉士)

本科目の内容と獲得目標

【獲得目標（標準カリキュラム）】

- ① 本人を中心とした（本人の選択・決定を促す）ケアマネジメントのプロセスと必要な技術の全体像について理解する。

【内容（標準カリキュラム）】

- ① 本人を中心としたケアマネジメント（ストレングスモデル）の目的、意思決定に配慮した一連のプロセスについて、具体的な計画相談支援等の事例を用いて講義を行う。
- ② 意思疎通に困難を有する障害児者（知的障害児者や自閉スペクトラム症者等）の場合のアセスメントとニーズ把握の基本的な注意点と技術を理解する。
- ③ 相談支援専門員（委託と特定）とサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者との具体的な連携のあり方について理解し、個別支援計画等は、サービス等利用計画等に記載された総合的な支援の方針やニーズ、目標等に基づき作成され、適切なサービス提供のためには両計画の連動が重要であることを理解する。
- ④ ケアマネジメントにおける社会資源の活用、多職種連携、チームアプローチ、不足している社会資源の創設の重要性について留意する。

【Ⅰ】これまでの復習

- ① 相談支援の目的
- ② 相談支援の基本的視点
- ③ ケアマネジメントプロセス

まず最初に確認します！ 「ケアマネジメント」とは何か

「ケアマネジメント」

健康な社会生活の回復・継続・向上を目的として、その人のニーズを明確にし、そのニーズを満たす多様なフォーマル・インフォーマルサービスおよび複数の社会資源を結びつけ、継続的に調整を行い、資源提供がニーズを満たすためによりよくなるようにモニタリングを続け、より有効なサービス提供に努力し続けるソーシャルサポートネットワークにおける包括的サービス提供の一方法である。

（門屋充郎氏）

- ・ 課題志向的に福祉サービスの利用調整だけを行うのではない
- ・ 相談支援専門員（従事者）が身につける技法の一つである
- ・ 現在はソーシャルワークを展開する技法の主をなしている

【復習】 ①相談支援の目的

① 本人のその人らしい地域での暮らしを目指す

- 1) 障害者の地域生活支援の展開
- 2) 障害者の自立と尊厳の確保、社会参加
- 3) 意思決定への支援・権利擁護、
エンパワメント、リカバリー

個別の
相談

② 障害のあるなしにかかわらず、誰もが住みたい
ところで暮らすことのできる社会

地域
づくり

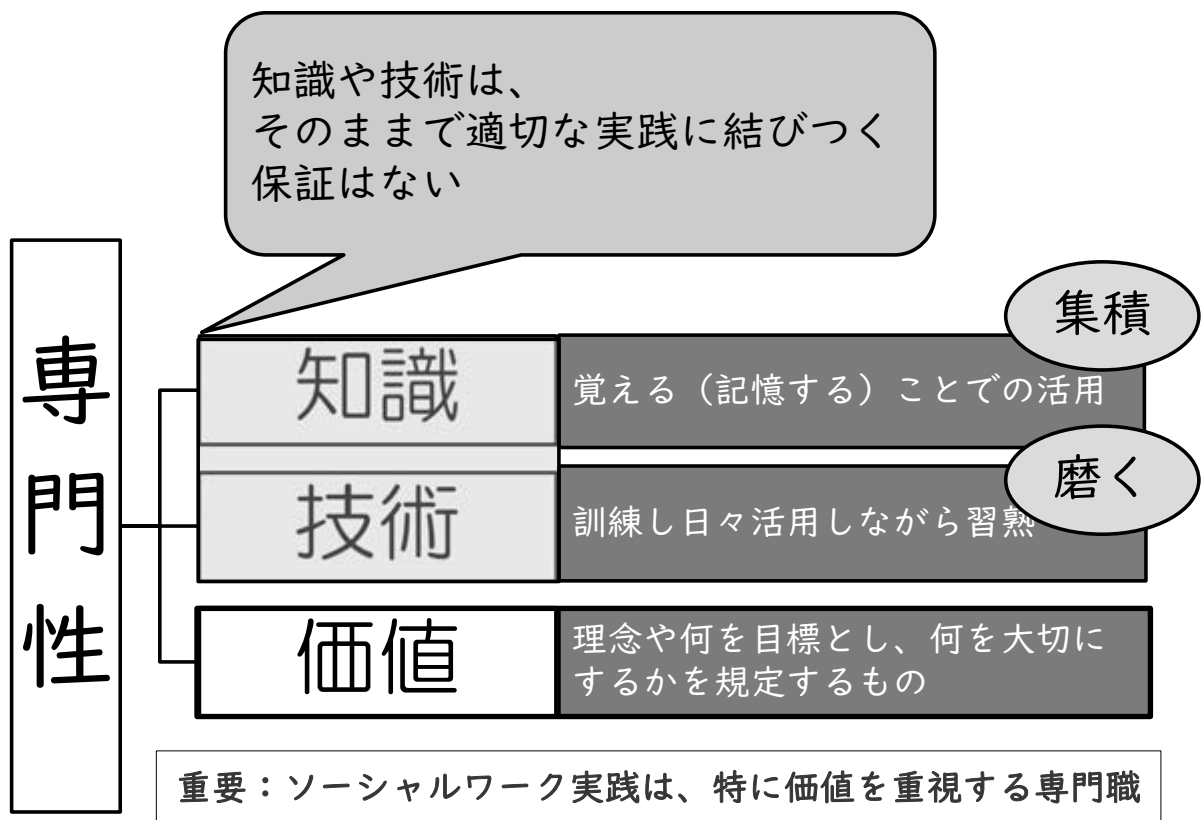


地域を基盤とするソーシャルワーク

○静岡県人材育成ビジョンより抜粋

障害福祉従事者は、利用者の想いに添った個別支援（ケースワーク）を行うとともに、協議会活動等を活用しながらネットワーク構築による地域力の向上や社会資源の開発にも取り組むこと（ソーシャルワーク）ができる人材

専門性：「価値」を基盤とした
「知識」「技術」の向上が求められる

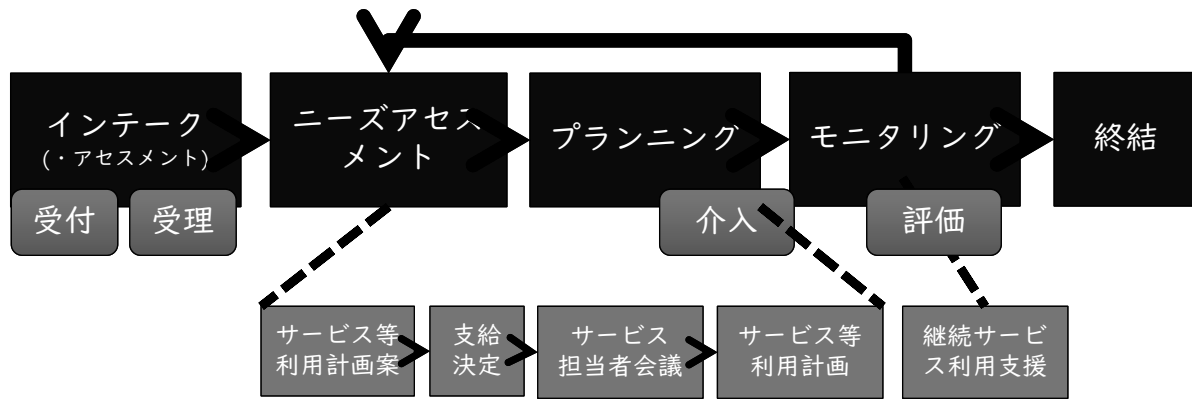


【復習】 相談支援の基本的視点

- ①共生社会の実現（ソーシャルインクルージョン）
- ②自立と社会参加
- ③当事者主体（本人中心支援）、
意思形成及び表明、実現の支援（意思決定支援）
- ④地域における生活の個別支援
- ⑤エンパワメント
- ⑥セルフケアマネジメント
- ⑦リカバリー
- ⑧スティグマ

【復習】 ケアマネジメントプロセス

支援過程の可視化



(サービス等利用計画作成の流れ)

【2】 ケアマネジメントの展開と プロセス毎の概要と留意点

僕の応援チームができるまで ～本人中心の支援であるために～



作成：れおーねの会（榛南榛北相談支援連絡会）

れおーねの会（榛南榛北相談支援連絡会）とは？

- 榛南榛北地区の相談支援事業を受託している相談支援事業所が定期的に集まり、『相談支援のあるべき姿』について協議している。

→ ケアマネジメントプロセスの理解の
促進のためのツールとして、
「紙芝居風PPT」作成

- 平成26年4月4日（獅子の日）発足



れおーねの会マスコットキャラクター 『れおーねくん』

れおーねの会が大切にしたい視点

- ・ 本人中心
- ・ ケアマネジメント
- ・ 連携
- ・ 言葉の意味の共有
- ・ インフォーマル資源の活用・開発
- ・ サービス等利用計画の「等」
- ・ ストレngthス
- ・ チーム支援
- ・ 役割の明確化

登場人物



牧原太郎



父



【精神科クリニック】

吉田先生



【委託相談】

佐藤さん



【計画相談】

鈴木さん



【社会福祉課】



【地域活動支援センター】



【就労継続支援B型事業所】

渡辺さん



【居宅介護事業所】

はじめまして、牧原太郎（40歳）です

父（70歳）と二人暮らしです。

母は高2の時に病気で亡くなりました。

統合失調症という病気があり、
精神保健福祉手帳（2級）を
持っています。

障害基礎年金（2級）も
受給しています。



これまでの僕の暮らしを紹介します

高校卒業後、工場に就職しました。

仕事でミスをする事が多くて、
職場の人によく怒られました。
いじめも受けました。

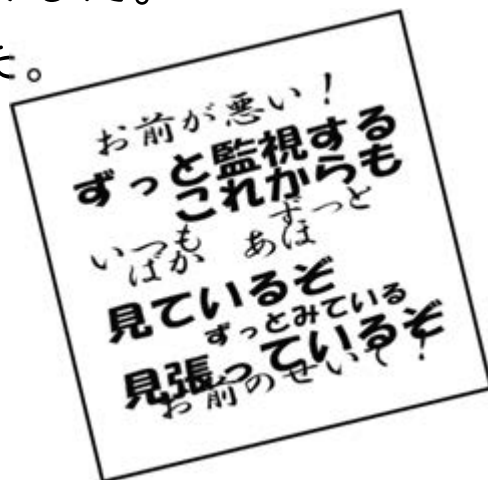
つらくて仕事に行くことが
できなくなりました。

他の仕事もいくつかしましたが、
長く続きませんでした。



20歳で仕事を辞めてから、家にいました

外に出るのが怖くなりました。
父は「気のせいだ」と言いますが、
テレビで僕の悪口を言われたり、
電波で攻撃されるようになりました。
怖くて眠れない日が続きました。



23歳で初めて精神科を受診しました

父に説得され、精神科クリニックを受診しました。
薬を飲むと、いろいろ聴こえていた声はほとんど
気にならなくなって、夜もだいぶ眠れるようになり
ましたが、体がだるくなってしまいました。
まだ電波でやられる時があります。



何もやる気が起きないよお…

ある日、お父さんから言われました

いつまでも家に居ないで
いいかげん働いてくれ！

…う～ん。わかったよ。



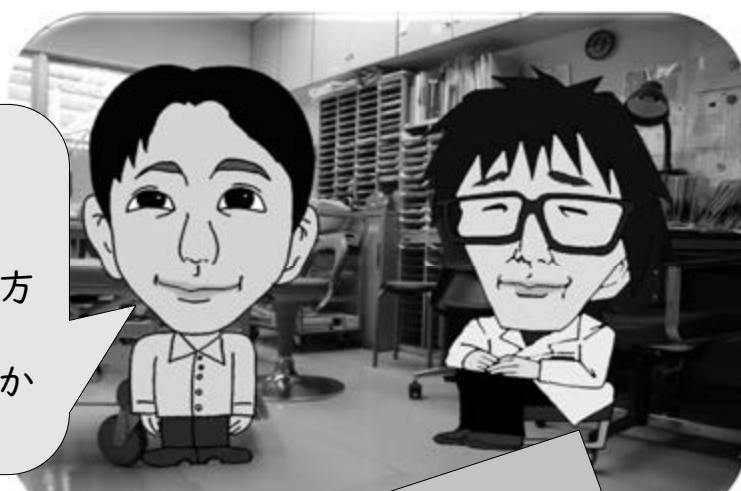
クリニックの
吉田先生に
相談してみるか。
おれも今度は
ついて行くから。



いいよ…。
自分で話すよ。

精神科クリニックの吉田先生に 相談してみました

お父さんは『働け』と
言うけど…。
僕は無理だと思う。
働くのはもう少し先の方
が…。
それに、いじめられたか
ら…



病気はもう大分安定していると思うよ。
仕事のことやこれからの生活のことを市役所の
福祉課に相談してみたらどうですか？

福祉課に行きました

福祉課の人から、これまでの生活や今の気持ちを聞かれました。

父さんから『働け』と言われるけど、僕はまだ働けないと思うし…。困っています。

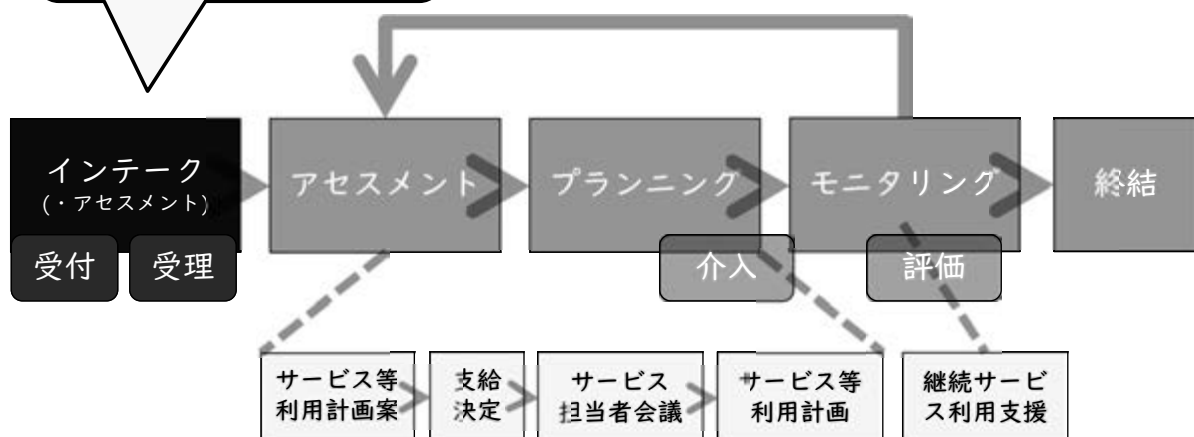
これからの生活について相談できる人がいた方がいいですね。
相談支援事業所を紹介するので、連絡をして下さい。

わかりました。

では、こちらからも連絡しますね。

Ⅰ．関係性の構築とインテーク（・アセスメント）

委託相談として



1. 関係性の構築とインタビュー（・アセスメント）

※スライドの時点では市役所から電話依頼

本人からも面接依頼の電話有

① 受理の判断をしたいが、判断材料が不足

⇒本人との対話がない・情報不足

② まずは本人と会う（話を聴き、主訴を把握）

- ・直接本人像や本人の意向を確認
- ・対面での関係が基本

1. 関係性の構築とインタビュー（・アセスメント）

●情報の収集と分析

現段階では情報が不足、どのような情報が必要か

- ・相談員自身の印象（主観的）
 - ・本人・家族・環境の状況（いわゆる「客観的事実」）
 - ・本人／家族の心理（障害受容含め）
 - ・本人のゴール（目標）
- など

・「面接は『おしゃべり（会話）』ではない。」

- ・（支援者が）意図を持って
 - ・場面を構成し、
 - ・話を聴き（傾聴）、
 - ・話（や課題）を整理し、
 - ・一緒に向かうゴール（課題）を共有する。

トレーニングや
準備が必要

相談支援事業所【委託相談】に行ってみました

こんにちは。はじめまして。
相談支援専門員の佐藤です。

お父さんに『働きなさい』と
言われて困っています。



お願いします。

困ってるんですね…それは辛いですね。
これからのことを一緒に考えてみませんか？
まずは牧原さんのことを教えてください。

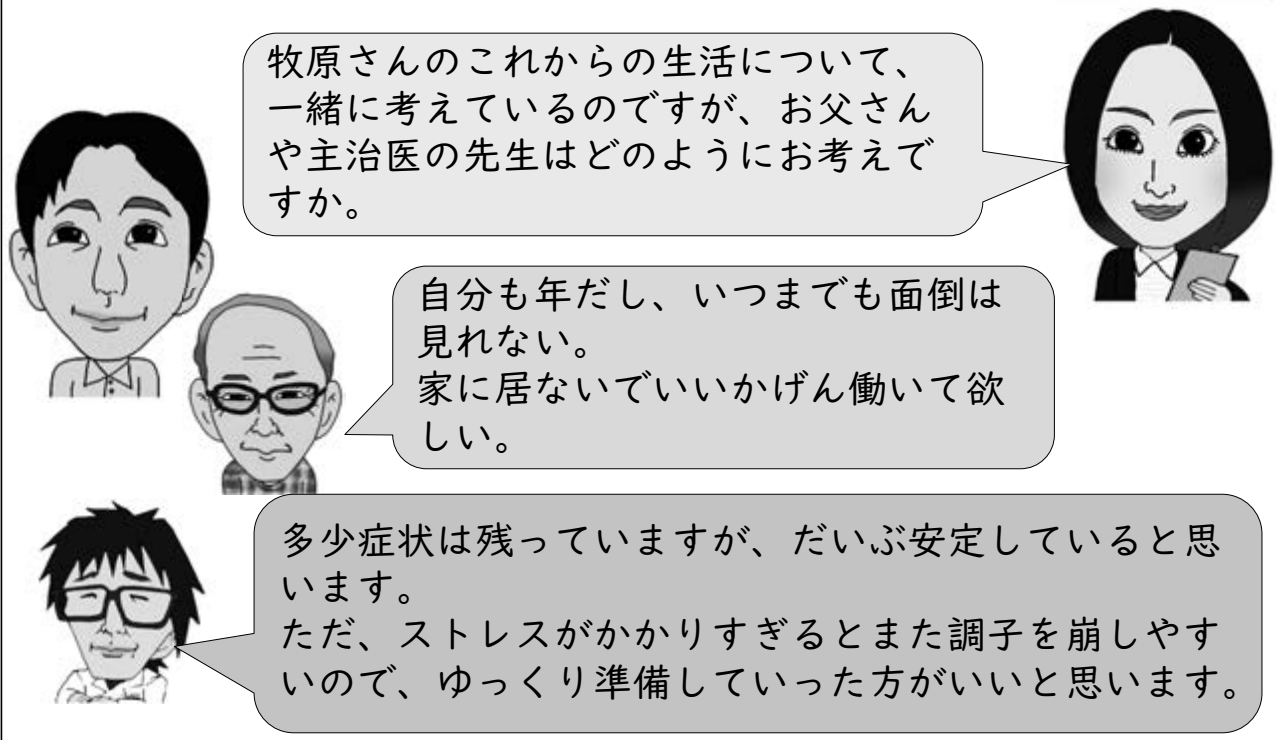
佐藤さんといろいろな話をしました

趣味や楽しみ、将来の夢や困っている
こと等、なんでもいいので話してもら
えますか？



いつかは働いた方がいいと思うけど、今は
電波が気になるし、つらい思いをしたから
無理だと思う。
歌を唄うことやゲームが好きです。
カラオケに行きたいけれど、
一緒に行く友達が今はいません。
前は友達と行ってたけど…。

佐藤さんは、お父さんや主治医の意見も聞いてくれました



1. 関係性の構築とインテーク（・アセスメント）

留意点のまとめ（1）

- ① 主訴の把握
- ② 相談の経緯、支援経路、課題感の主体
- ③ スクリーニング
 - ・ 受理判断
 - ・ 緊急性の判断
 - ・ 支援方法
- ④ 事業説明 ※対等性と利用契約
- ⑤ 個人情報保護 ※守秘義務とプライバシー尊重
- ⑥ 初期段階における関係性構築

記録 ① 事実(本人の言葉・事実)
② 自身の所見
③ 今後（の見通し）

トレーニング
が必要

1. 関係性の構築とインテーク（・アセスメント）

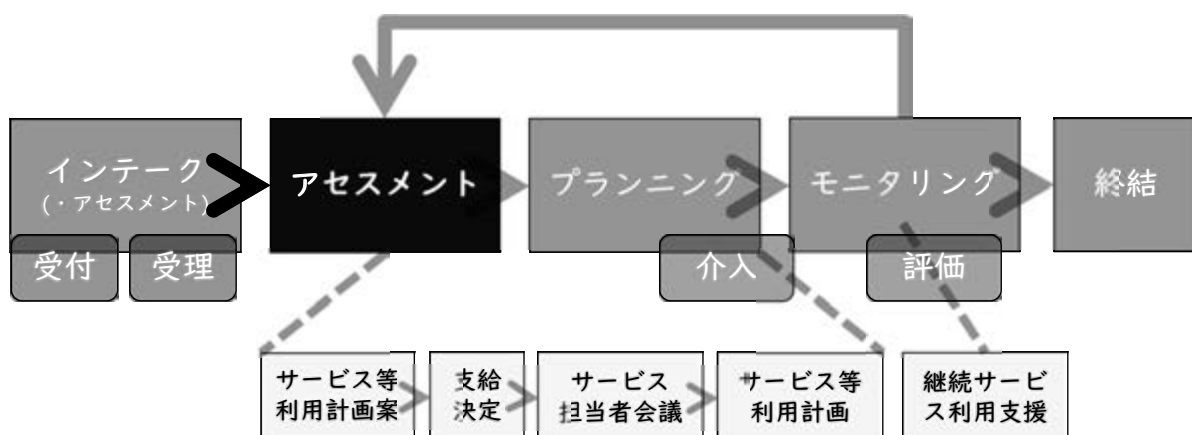
留意点のまとめ（2）

- ・ 前提となるのは良い関係性
= エンゲージメント(強い信頼関係)、
ラポールの構築



- ① 価値： 共感的理解、生活者視点による本人理解
※具体的に態度や言動にあらわれる。
- ② 技術： 面接技術

2. アセスメント 情報の収集と分析



アセスメントとは その1

【定義】

本人の夢・希望の実現や課題の解決に向け、
必要な情報(根拠)を収集し、整理・分析する

情報を集めるだけじゃないんだ！

どんな情報をとればいいのか？

情報の分析?????

【具体的には】

- 例
- ・ 本人の人となり（ヒトとナリ）
 - ・ 本人の夢・希望、解決したいこと
 - ・ それに向けて必要な状況把握
(本人や環境に関する多角的・総合的な情報)
 - ・ 支援者自身の考え、本人像の解釈、支援の方向性
 - ・ そのための手立て

アセスメントとは その2

(1) 情報の収集

「なんでそんなこときくの？」に答えられる質問ですか？

本人のゴール・解決したい課題に向け必要な情報を得る。

(2) ニーズ整理

ヒトの頭の中では、これらが同時並行的に情報処理(認知・判断)されているよ！

- ・ 援助者（自分）の判断の根拠を可視化、言語化する。
- ・ 本人の意思、客観的状况、支援者や周囲の判断を分けて整理する。 『基本原則: 本人の言葉や意思・選好からはじまる。』

◎前提となる、相談支援の目的と基本的視点は不変

アセスメント票は…

整理・分析の補助をするための可視化ツール

偏ったみかたにならないように「鳥の目」の効果票の網羅がアセスメントではない！
ツールは多種多様です。道具選びと使いこなし！

インテーク

情報の収集

ニーズ整理

情報の整理・分析

広義のアセスメント

★インタビュー・アセスメントの留意点

【情報の収集の留意点】面接技術が大きく影響すると心得る！

- ① 表出された言葉や意思、選好の意味や背景を探る問いを多様に用意する。
- ② 多様な手段や情報源を活用する。
 - ・面接（言語・非言語）
 - ・経験の共有（見学、同行、体験等）
 - ・周囲からの情報収集など

→ 本人の言葉の背景・真意を理解する。

→ その前提となる本人像を多角的に捉える。

【確認】

情報保障や意思疎通に支援が必要な利用者がいることに留意する。

ライフヒストリーのみではなく ライフストーリーに耳を傾ける

ストレングス志向

いつ入院したかだけではなく、入院してどんな思いだったか？

<これまでの人生>

これまでの対処や
自分なりのがんばり



<今>

今の苦労や困り感
暮らしぶり



<これから>

夢や希望

<u>基本情報</u>	<u>本人の雰囲気</u>	<u>家族構成</u>
<u>生活リズム・サイクル</u>	<u>エコマップ</u>	
<u>成育歴・暮らしの歴史</u>		

<u>本人の希望・願い</u>	<u>お金・住まいのこと</u>
<u>本人のチカラ・身のまわりのこと</u>	<u>趣味・嗜好・余暇のこと</u>
	<u>健康・医療のこと</u>

相談を始めて、1年が経ちました

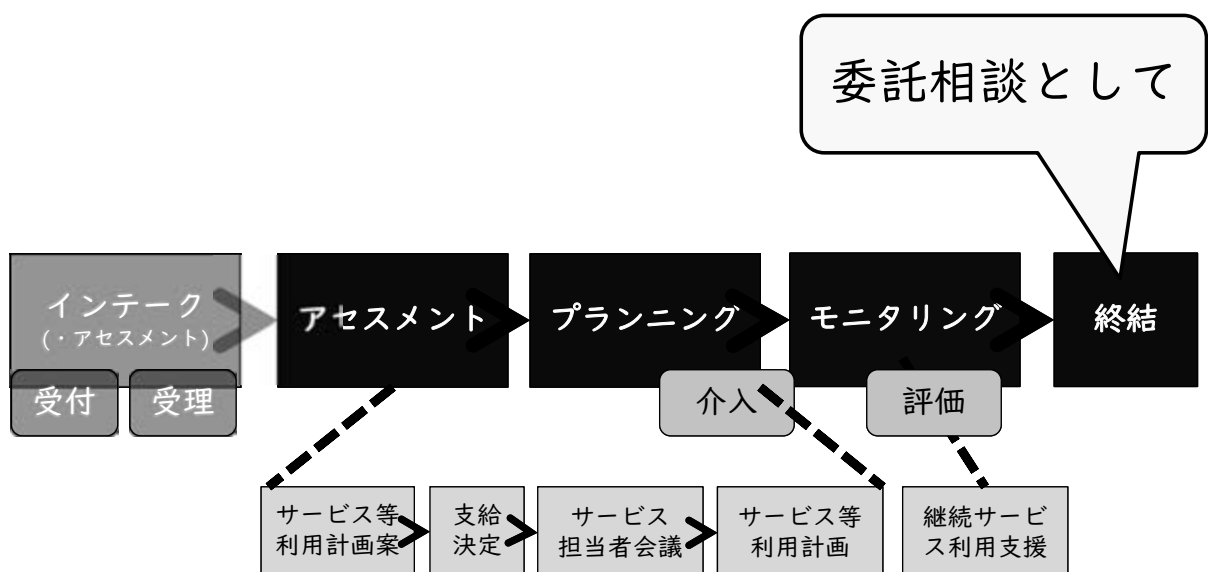
調子も安定して、地域活動支援センター（地活）に行っています。
そろそろ仕事にも行ってみたいなあって思っています。
いろんな仲間に会って、これからのことを考えました。
でも、普通の会社で働くには、体力にも自信がないし、
また怒られるかもしれないし、不安です。



働くための準備をする場所がありますよ。
一緒に見学に行ってみませんか？

どんな所だろう。
行ってみようかなあ…

3. プランニング・終結

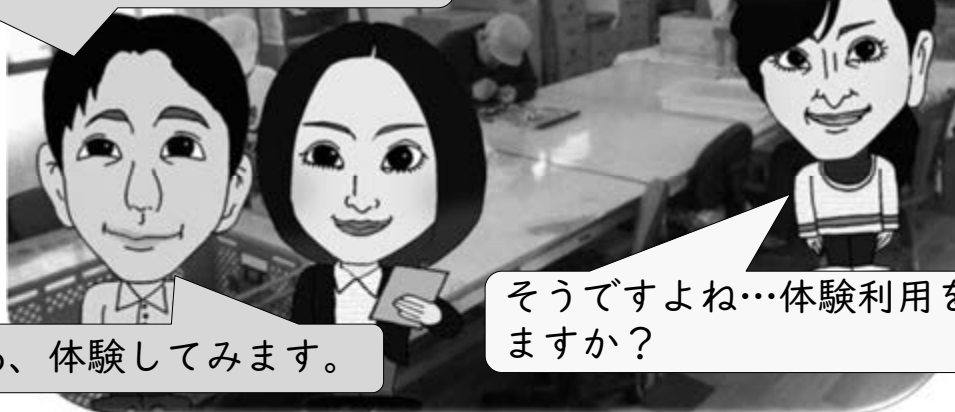


就労継続支援B型事業所を いくつか見学に行きました



こんにちは。就労継続支援B型事業所の
サービス管理責任者の渡辺です。
作業や一日の流れを説明しますね。

お願いします。
でも、通えるか不安だなあ。



じゃあ、体験してみます。

そうですね…体験利用をしてみ
ますか？

B型事業所の体験利用が終わり、 渡辺さんと佐藤さんと話をしました



なんとか休まずにできたので、
これからも通いたいです。
でも、毎日続けられるか心配です。

それなら
できそうかな。



目標を決めて、牧原さんの
ペースに合った通える方法
を一緒に考えましょう。

手続きがあるので、
福祉課に行きましょう。

福祉課へ申請に行きました

働く練習ができる場所に
通いたいです。



工場で働いた経験が
あります。



わかりました。
では、申請書にご記入ください。今まで
働いた経験はありますか？

就労継続支援B型利用にあたり、就労経
験の有無をお聞きします。

就労経験が無い方は、就労移行支援事業
所等でアセスメントを行います。
これを【直B利用に係るアセスメント】
と言います。

福祉課で説明を聞きました

障害福祉サービスを利用する時には、
“サービス等利用計画” が必要になります。
相談支援事業所【計画相談】と一緒に作ります。
この事業所一覧表の中から選んでください。

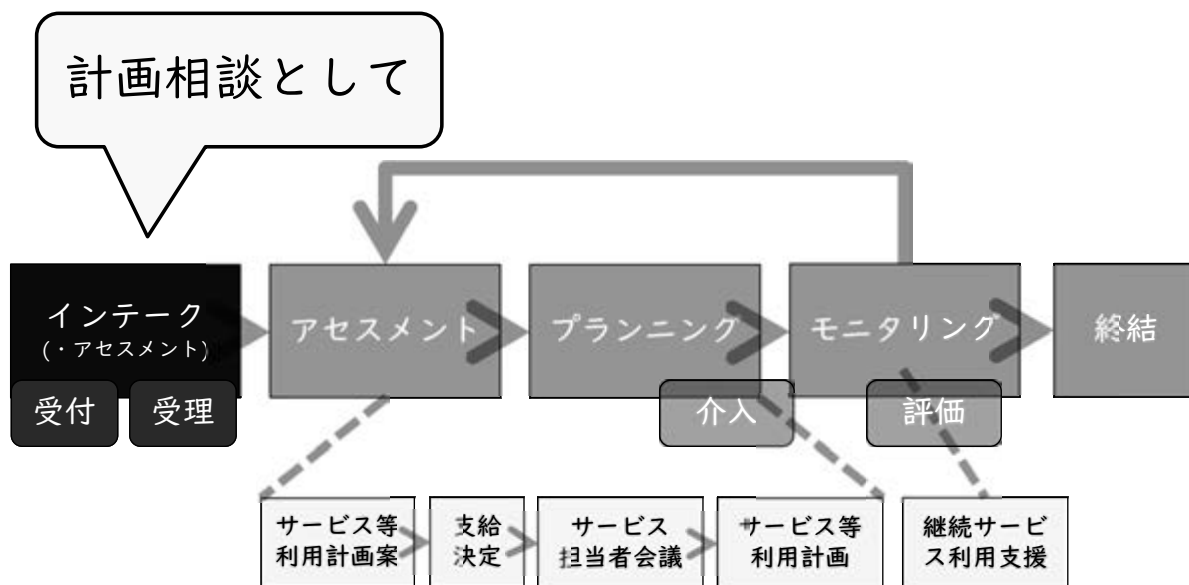
計画相談の紹介方法は住まいの市町により異なります



これからは、サービスを利用を
含めて、牧原さんの生活全体を
一緒に考えてくれる相談支援専
門員さんにお願いすることにな
ります。引継ぎをさせていただきますね。



1. 関係性の構築とインテーク・アセスメント



相談支援事業所【計画相談】を選び、 契約をしました

はじめまして、佐藤さんから引き継がせてもらいます相談支援専門員の鈴木です。
サービスを利用する時に必要なサービス等利用計画を一緒に立てていきたいと思います。
今までの佐藤さんと同じように、牧原さんのこれからの生活を一緒に考えていくことは変わりないので安心してください。
これからよろしくお願いします。

よろしくお願いします。

----- 契約 -----

鈴木さんに心配事や将来について話しました

主治医やB型事業所の渡辺さんにも話を聞きますね。

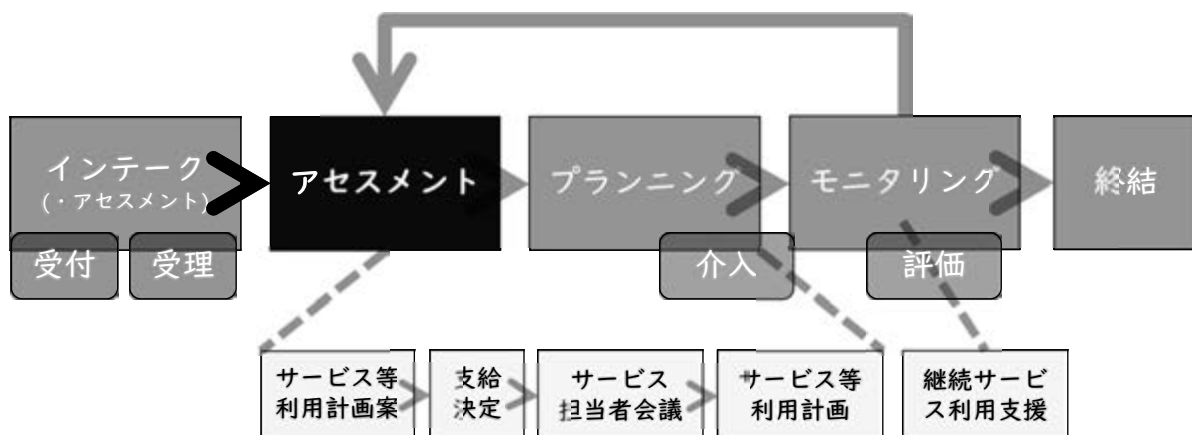
どんな生活がしたいですか？

太郎の将来が心配だ。

週3日くらい働きたいです。
電波の被害がなく、
落ち着いて暮らしたいです。
今の家で生活をしながら、
時々友達と一緒にカラオケに行きたいです。
新しいゲームが欲しいな。

そうですね、そんな希望をお話ししてくれてましたね。

2. アセスメント 情報の収集と分析



例 静岡版アセスメント分析票（主訴と現状）

2 健康に関する領域		私の願い(主訴)、具体的な希望	担当者が把握した 実際の状況	今の暮らし(現状)	対応
項目	私の援助 希望の要否	A自分で出来ること B家族からの支援 C専門機関からの支援		A自分でしていること B家族からの支援 C専門機関からの支援	
服薬管理	☒ 要 ☐ 不要	管理して欲しい。	☐ 自立 ☒ 一部介助 ☐ 全介助	看護師が管理している。	◎
通院	☒ 要 ☐ 不要	自分でも行けるが、連れて行って欲しい。	☐ 自立 ☒ 一部介助 ☐ 全介助	看護師が連れて行っている。	◎
日常の医療ケア	☐ 要 ☒ 不要	病気は治ったと思うから大丈夫。	☐ 自立 ☒ 一部介助 ☐ 全介助	看護師が見守っている。	○
食事管理	☐ 要 ☒ 不要		☒ 自立 ☐ 一部介助 ☐ 全介助		
肥満への対応	☐ 要 ☒ 不要		☒ 自立 ☐ 一部介助 ☐ 全介助		
嗜好(酒・タバコ)	☐ 要 ☒ 不要	酒は飲まなくタバコは吸いたい。	☐ 自立 ☒ 一部介助 ☐ 全介助	タバコを吸っている。	◎
病気への留意	☐ 要 ☒ 不要	病気は治ったと思うから大丈夫。	☐ 自立 ☒ 一部介助 ☐ 全介助	経過観察。	◎
清潔の保持	☐ 要 ☒ 不要		☐ 自立 ☒ 一部介助 ☐ 全介助	尿臭がする服を着替えている。	◎
体力	☐ 要 ☒ 不要		☐ 自立 ☒ 一部介助 ☐ 全介助	経過観察。	◎

2-② 心理及び行動傾向に関する領域		私の願い(主訴)、具体的な希望	担当者が把握した 実際の状況	今の暮らし(現状)	対応
項目	私の援助 希望の要否	A自分で出来ること B家族からの支援 C専門機関からの支援		A自分でしていること B家族からの支援 C専門機関からの支援	
障害の受容	☐ 要 ☒ 不要		☒ 自立 ☐ 一部介助 ☐ 全介助		
精神的安定	☒ 要 ☐ 不要	介護老人ホームをやめたい。	☐ 自立 ☒ 一部介助 ☐ 全介助	不満で不適応状態。	◎
こだわり・多動・ヘンツ	☒ 要 ☐ 不要	タバコを吸いたい、買物に行きたい。	☐ 自立 ☒ 一部介助 ☐ 全介助	嘘言。	◎
自傷・他害	☒ 要 ☐ 不要	職員が言うことを聞いてくれない。	☐ 自立 ☒ 一部介助 ☐ 全介助	嘘言。	◎
睡眠・食事・排泄等の不適応	☐ 要 ☒ 不要		☐ 自立 ☒ 一部介助 ☐ 全介助		○
集団への適応	☐ 要 ☒ 不要		☐ 自立 ☒ 一部介助 ☐ 全介助		

3 社会生活技能に関する領域		私の願い(主訴)、具体的な希望	担当者が把握した 実際の状況	今の暮らし(現状)	対応
項目	私の援助 希望の要否	A自分で出来ること B家族からの支援 C専門機関からの支援		A自分でしていること B家族からの支援 C専門機関からの支援	
対人関係					
(相談相手)	☒ 要 ☐ 不要	自分のことを分かってくれたい。	☐ 多い ☒ 少ない ☐ ない	対応する職員がいない。	◎
(友達・近所付き合い)	☐ 要 ☒ 不要		☐ 多い ☒ 少ない ☐ ない		
(困った時に尋ねる)	☐ 要 ☒ 不要		☒ できる ☐ 一部介助 ☐ できない		

主訴
デマンド

ズレ

今の暮らし

何らかの
かかわりが
必要になる
だろう？

例 静岡版ニーズ整理表

本人氏名 静岡 太郎		ニーズ整理表		本人のニーズ		優先順位
私の願い(主訴)	今の暮らし	ストレングス	面接者の気になること	本人のニーズ	A B C	
1 アパートで暮らしたい。	施設に適應できていない。職員に暴言・暴行を働いている。	若い頃に結婚し工場で働き地域生活の経験あり	若い頃、結婚し、企業で働いていたこともあるため、地域生活ができるのではないかな？	アパートで暮らしたい。	A B C	1
2 アパートでも月8万円の年金でやれる。	施設利用料は年金で賄えている。	若い頃に結婚し工場で働き地域生活の経験あり	月8万円のアパートを借り、社会保険料、医療費なども負担して生活が成り立つかな？	アパートで暮らしたい。生活費を確保したい。	A B C	2
3					A B C	
4					A B C	
5					A B C	
6					A B C	
7					A B C	

ズレを「できていないこと」「課題」とみるのではなく、その状況の中にあるその人の強みや可能性を見出す

A「重くて急ぐこと」(危機介入)、B「軽くてすぐできること」(情報提供と対応)、C「時間を掛けて行なうこと」(ケアマネジメントに該当)……Cに優先順位を付ける

ニーズ整理の留意点

① 「見立て」ができるようになろう 支援者自身が

- a.どのような情報を得て
- b.どのような解釈をし
- c.どのような方針をたてるか

普段自分のアタマの中で、同時並行処理していることを…
可視化し、整理する

② アタマの中を整理できるようになろう

- ・ 事実 本人の意思、客観的事実
- ・ 自分の考え 自分の解釈
 自分の支援方針

③ 「手だて（プランニング）」は一旦置いておこう 本人の言葉・本人の（深めた）理解から始める 対応から入らない

本人のニーズはどこ？

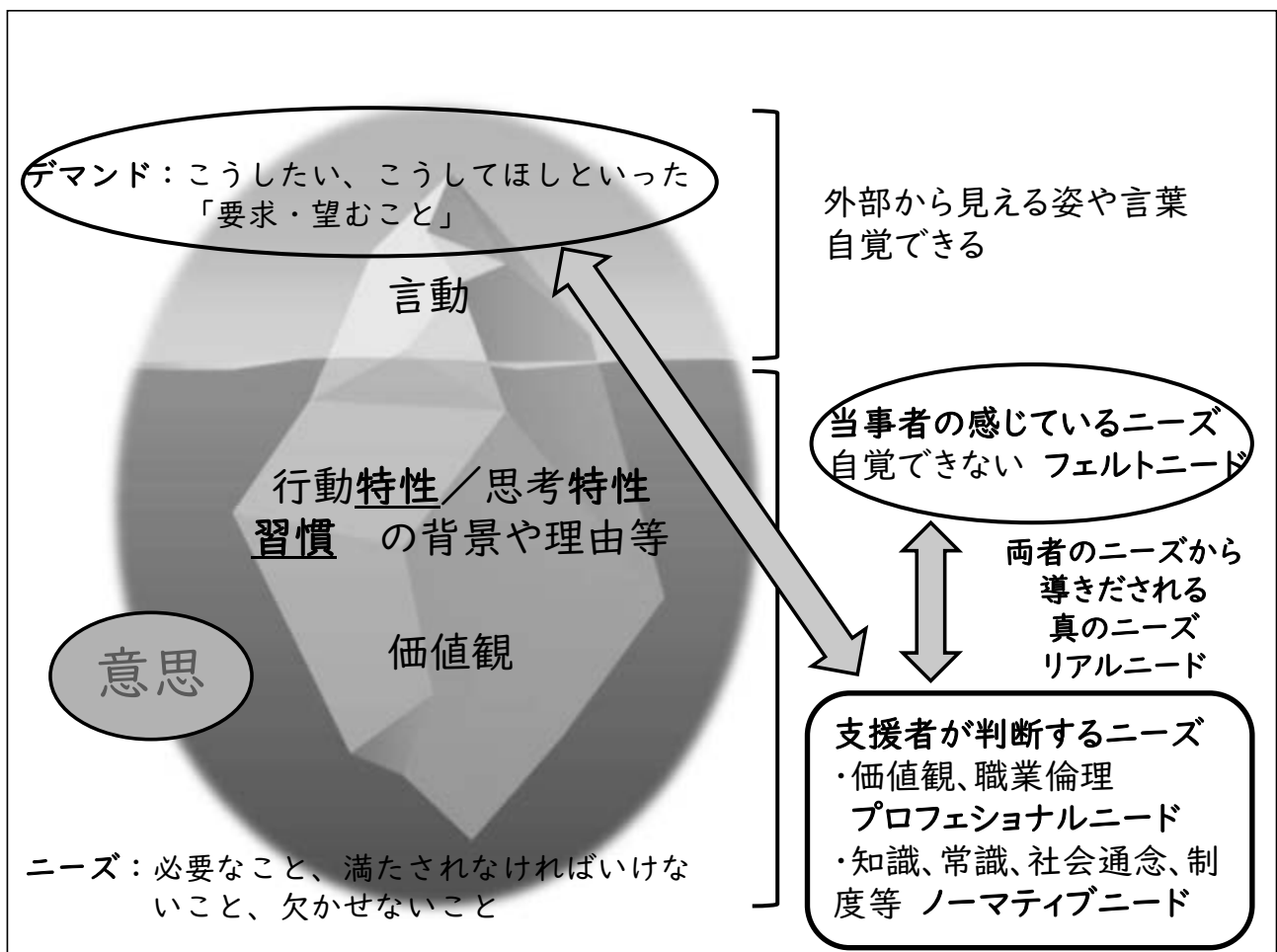
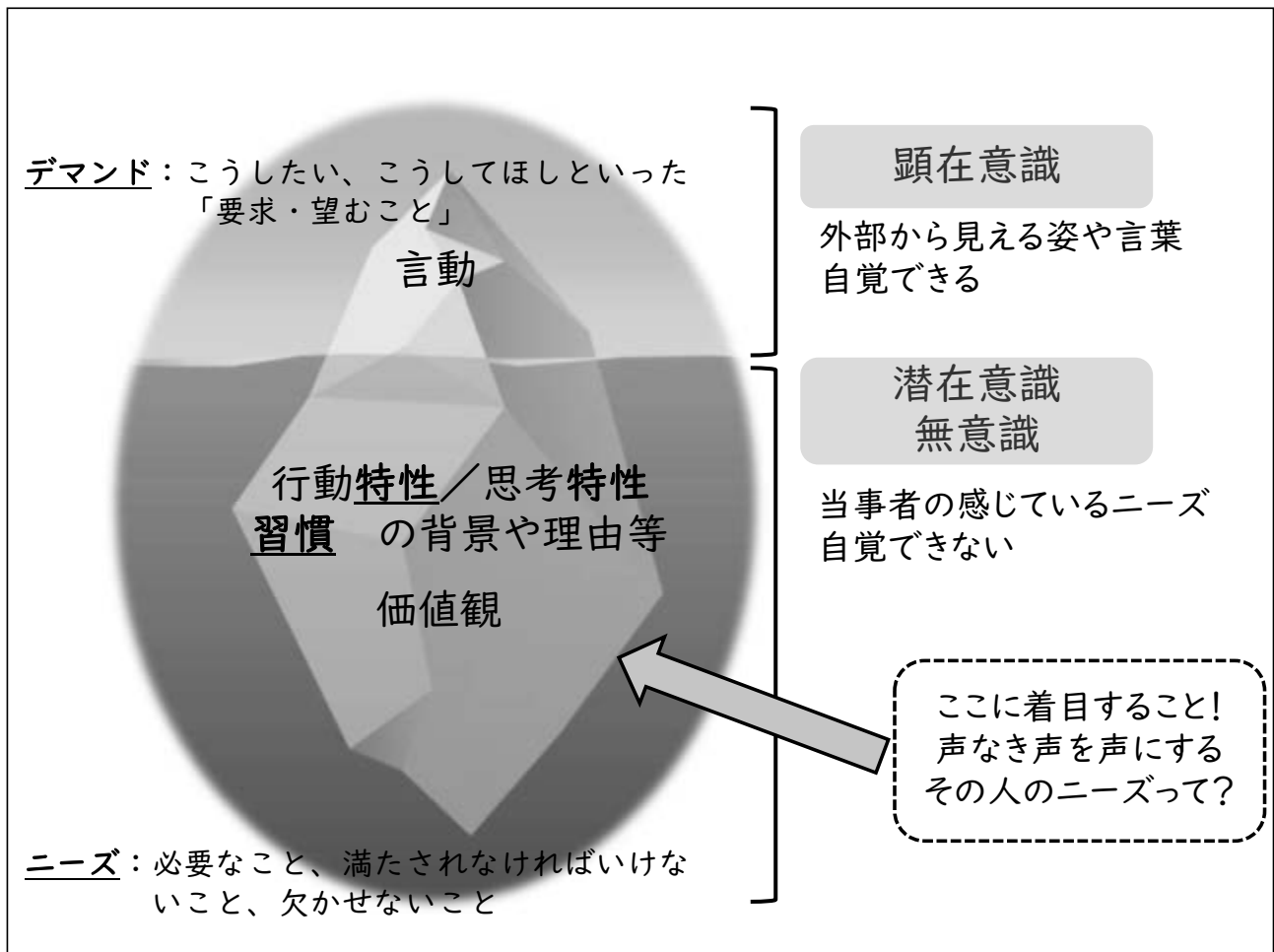
「人間の意識の95%が潜在化にある」

ーバード大学ザルトマン教授

氷山に例えてみると…

氷山は海に氷が集まって山のようにになっているものですが、一見ただのちょこっとした山に見えます。しかし、海の下には表面よりももっと大きな山ができています。

95%は水面下に隠れてしまって、すぐには見えてきません。



「その人が考える最善」と「ある専門性（権威・権力）を背景にした人が考えるその人にとっての最善との深刻な葛藤・対立

→ここにこそ、支援の本質＝「かわりあう（聴き、受け止め、自己決定のプロセスをとるにあゆみ、それを尊重し、実現に向けて協働する）」の意味がある

静岡県相談支援従事者専門コース別研修 吉川公章氏資料より

鈴木さんと自分の想いや希望を あらためて整理しました

デマンド

- ①お父さんから、『働きなさい』と言われるけど、僕は今は働きたくない
- ②いじめられたからもう人とかかわりたくない
- ③電波が気になる

ニーズ

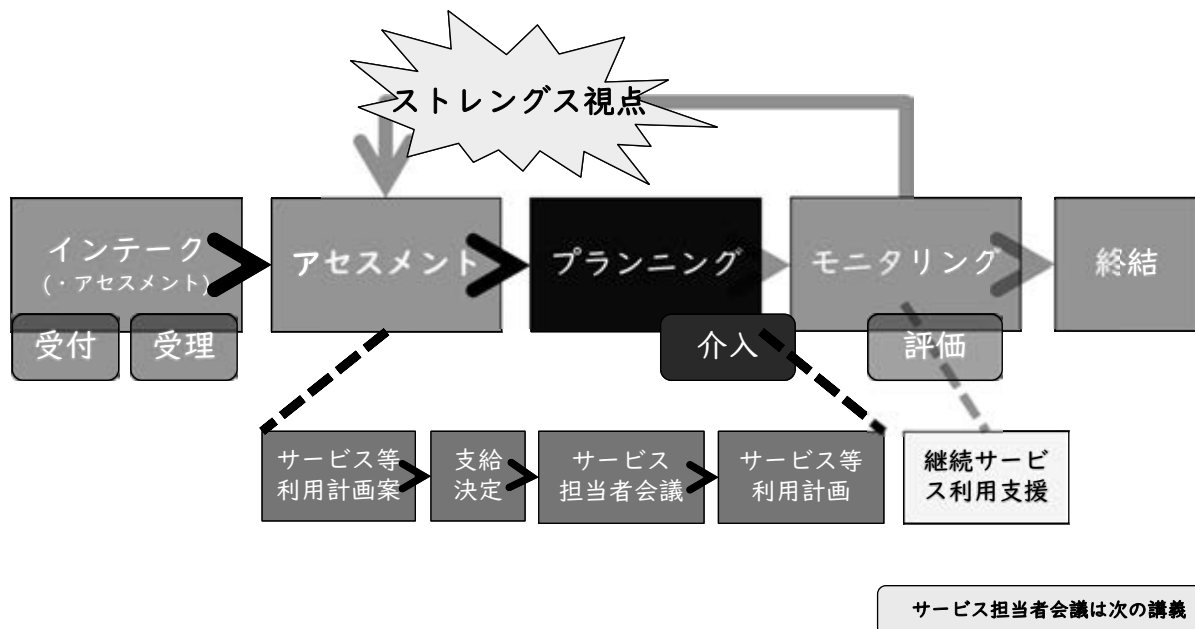
- ①働く自信はないけど、自分に合う仕事を見つけない
- ②友達と一緒に趣味を楽しみながら、生活を豊かにしたい
- ②困った時には相談したい
- ③症状で生活が楽しくならないようになりたい

最初、太郎さんはお父さんから、『働きなさい』と言われて困っていました。

太郎さんの希望や困りことを一緒に考えるにあたり、すぐに福祉サービスを紹介するのではなく、あらためて太郎さんの想いを聴き、ニーズとデマンドを整理してみました



3. プランニング



サービス等利用計画案が出来ました

サービス等利用計画案					
利用者氏名	牧原 太郎	障害程度区分	区分●	相談支援事業所名	生活支援センター●●●
相談支援サービス開始確認番号	*****	利用者属性上級課	20府	計画作成担当者	鈴木 白百合
地域活動支援センター番号					
計画作成日	平成**年**月**日	モニタリング開始(開始年月)	1ヶ月	利用者同意署名欄	牧原 太郎
利用者の生活に対する希望する総合的な目標	僕の希望が書いてあるなあ。 僕の役割もあるんですね。 あっ！地域活動支援センターの カラオケクラブのことも入っているんだ。 仕事に通うことだけじゃないんだね。				
優先順位	1. 地域活動支援センター●●●で考えて、整理してから確認すること心かける。				
目標達成	必要時、随時更新を行う 生活支援センター●●●				



牧原さんの夢を実現させていくためには、働く以外のことも大切ですからね。



サービス等利用計画の作成に当たって 『サービス等利用計画作成サポートブック』から

【必要性】(p.5-p.6)

- ① ニーズに基づいた本人中心の支援を受けられる。
- ② チームによる質の高いサービスが提供できる。
- ③ サービス提供(支給決定)の根拠となる。
- ④ 地域全体のサービス充実の契機となる。

【備えるべき特徴】(p.7-p.8)

- ① 自立支援計画であること。
- ② 総合支援計画であること。
- ③ 将来計画であること。
- ④ ライフステージを通した一環した支援計画であること。
- ⑤ 不足したサービス、資源を考える契機であること
- ⑥ ネットワークによる協働であること。

【ポイント】(p.9-p.10)

- ① エンパワメントの視点が入っているか。
- ② アドボカシーの視点が入っているか。
- ③ トータルな生活を支援する計画になっているか。
- ④ 連携、チームでの計画になっているか。
- ⑤ サービス等調整会議(サービス担当者会議)が開催されているか。
- ⑥ ニーズに基づいた計画になっているか。
- ⑦ 中立公平な計画になっているか。
- ⑧ 生活の質を向上させる計画になっているか。

サービス等利用計画案作成上の留意点

『サービス等利用計画作成サポートブック』(p.20-p.23)

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案				一部抜粋
計画案作成日	モニタリング頻度(開始年別)	利用意向同意書名称		
利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)	○ 利用者が希望する生活の全体像を記載する(「こんなふうに住みたい」「こんなことをやってみたい」等)。 ○ 利用者の困り感を利用者と共に共有した上で、できるだけ利用者の言葉や表現を使い、前向きな表現で記載する。 ○ 抽象的な表現は避ける。(例「安定した生活がしたい。」) ○ 家族の意向を記載する場合、利用者の意向と明確に区別し誰の意向が明示する。内容的に家族の意向に偏らないように記載し、特に利用者と家族の意向が異なる場合には留意する。 ○ 利用者・家族が希望する生活を具体的にイメージしたことを確認した上で記載する。			
総合的な援助の方針	○ アセスメントにより抽出された課題をふまえ、上記の意向を相談支援専門員の立場から捉えなおしたもので、計画作成の指針となるものである。 ○ 支援にかかわる関係機関に共通の最終的に到達すべき方向性や状況として記載する。 ○ 利用者や家族が持っている力、強み、できること、エンパワメントを意識し、一方的に援助して終わるのではなく、援助することで強みやできることが増える方針を記載する。 ○ 表現が抽象的でなく、サービス提供事業所が個別支援計画の方向性やサービス内容を定める際にも参考にしやすいように記載する。			
長期目標	○ 総合的な援助の方針をふまえた長期目標を記載する。 ○ 短期目標を一つずつ解決した積み上げの結果として実現できる目標を記載する。 ○ 単なる努力目標でなく、利用者が希望する生活に近づくための目標を記載する。 ○ アセスメント結果や利用者の意向からみて妥当な(高すぎない、低すぎない)目標を記載する。 ○ 利用者、家族にわかりやすい(抽象的でない、曖昧でない)目標を記載する。 ○ 支援者側の目標を設定したり、サービス内容を目標に設定しない。 ○ 半年から一年をめどに記載する。			
短期目標	○ 総合的な援助の方針をふまえた短期目標を記載する。 ○ 長期目標実現のための段階的で具体的な目標を記載する。 ○ 利用者、家族が見ても具体的に何をやるかわかり、目標達成したかどうか判断できる目標、できるだけ実現可能な目標を設定する。 ○ 当面の生活の安定に向けて、利用者ニーズに即し、具体的支援の内容が明確になる目標を設定する。 ○ サービス提供事業所が作成する個別支援計画を立てる際の指標となることを意識して記載する。 ○ 支援者側の目標を設定しない。 ○ モニタリング頻度も視野に入れ、直近から3ヶ月までをめどに記載する。			

サービス等利用計画案作成上の留意点

『サービス等利用計画作成サポートブック』(p.20-p.23)一部改変

優先順位	解決すべき課題 (本人のニーズ)	支援目標	達成 時期	福祉サービス等 種類・内容・量(頻度・時間)	課題解決のための 本人の役割	評価 時期	その他留意事項
1							

優先順位	○ 緊急である課題、利用者の動機づけとなる課題、すぐに効果が見込まれる課題、悪循環を作り出す原因となっている課題 - 医師等の専門職からの課題等を関連づけ、まず取り組むべき事項から優先順位をつける。 ○ 利用者、家族が優先的に解決したいと思う課題や取り組みたいと思う意欲的な課題から優先するなど、利用者、家族の意向を十分汲み取って記載する。
解決すべき課題 (本人のニーズ)	○ 「利用者及びその家族の生活に対する意向」「総合的な援助の方針」と連動して記載する。 ○ 生活する上でサービス利用の必要性がない課題(ニーズ)についても網羅し、単にサービスを利用するためではなく、利用者が希望する生活を実現するための課題を記載する。 ○ 利用者が理解しやすいように難しい専門用語は避ける。 ○ 漠然としたまとめかたではなく、利用者の言葉や表現を適宜引用しながら意欲を高め、利用者が自分のニーズとして捉えられるように記載する。 ○ 課題(ニーズ)の中にサービスの種類は記載しない。 ○ 目先の取り組み内容にならないように留意する。(個別支援計画で深めるニーズとの区別)
支援目標	○ 「解決すべき課題(本人のニーズ)」を相談支援専門員の立場から捉えなおしたもので、支援にかかわる側からの目標として記載する。 ○ 短期目標からさらに細分化した具体的な支援目標を記載する。
達成時期	○ 段階的に達成できる達成時期を記載する。
福祉サービス等	○ 利用するサービスの内容を単に記載するのではなく、具体的な支援のポイント等も記載する。 ○ 公的支援(障害福祉サービス、介護保険等)とその他の支援(インフォーマルサービス)を必要に応じて盛り込む。 ○ インフォーマルサービスが含まれていない場合、直ちに不適切ということではないが、含まれていない理由や、支援の導入を検討することが重要である。 ○ 支援にあたっては、福祉サービス等を導入するとともに、本人のできていること、強みを活かした計画作成を心がける。 ○ 特定のサービスによる偏りがないように作成する。 ○ すべてのサービス種類・内容が同時並行で導入されるとは限らないので、導入順序についても計画性をもつ。

サービス等利用計画案作成上の留意点

『サービス等利用計画作成サポートブック』(p.20-p.23)

優先順位	解決すべき課題 (本人のニーズ)	支援目標	達成 時期	福祉サービス等 種類・内容・量(頻度・時間)	課題解決のための 本人の役割	評価 時期	その他留意事項
1							

課題解決のための 本人の役割	○ 利用者が取り組むべきことをできるだけ具体的に記載する。 ○ 利用者が理解しやすいように難しい専門用語を避ける。 ○ 利用者の言葉や表現を適宜引用しながら意欲を高め、利用者が自分のこととして主体的に取り組もうと思えるように記載する。 ○ 実効性を適切にアセスメントして、利用者に無理な負担がかからないように留意する。
評価時期	○ 設定した支援の達成時期をふまえ、適切な評価時期を設定する。 ○ サービス導入後の変化についてあらかじめ見通しをもち、適切な評価時期を設定する。 ○ サービスが効果的に機能しているかについて初期段階での確認が大切であるため、サービス導入直後のモニタリングは特に留意が必要である。 ○ 過剰なサービスにより利用者のエンパワメントが妨げられないよう、適切な時期に必要な再評価が必要である。
その他 留意事項	○ 項目で記載しきれない具体的な取り組み等について記載する。 ○ 関係機関の役割分担等、サービス提供にあたっての留意事項を記載する。 ○ スケジュールや見通しに対して、対応方法の一貫性が必要な利用者に対しては、家族、事業所間での密な連携が必要であるため、必要に応じて、支援方法を統一するためのサービス等調整会議の開催が求められる。

【サービス等利用計画案全般】

- 支給決定に直結する項目であるため、解決すべき課題(本人のニーズ)に対応する公的支援、その他の支援を網羅して検討する。
- 支援を受けながらも利用者が役割を持つこと、エンパワメント支援を意識して記載する。
- サービス提供事業所が作成する個別支援計画を立てる際の基礎情報となることを意識して記載する。
- 関係機関が役割分担を明確にし、利用者の希望や支援の必要性を理解して支援できるよう、計画作成時にはできる限り利用者も含めたサービス等調整会議を開催する。
- 単に利用者や家族の要望だけに合わせて計画作成するのではなく、相談支援専門員が専門職として利用者の希望する生活を実現するために必要なことは何かを考えて記載する。

サービス等利用計画作成上の留意点

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案【週間計画表】

月 火 水 木 金 土 日 祝 主な日常生活上の活動

6:00
8:00
10:00
12:00
14:00
16:00
18:00
20:00
22:00
0:00
2:00
4:00

【週間計画表】

- 現時点での一週間の生活実態の全体を把握できるように、できるだけ具体的に記入する。
- 公的支援(障害福祉サービス、介護保険等)とその他の支援(インフォーマルサービス)の違いがわかるように記載する。
- 起床から就寝までの一日の生活の流れについて、支援を受けている時間だけでなく、自分で過ごす時間(活動内容)、家族や近隣、ボランティア等が支援している時間(誰が、何を支援しているか)もできるだけ切れ目なく記載する。
- 個々の内容について、誰が(家族など)支援しているか記載する。
- 夜間・土日は家族がいるからといってサービスが必要ないとは限らない。家族の介護状況等も記載する。

【主な日常生活上の活動】

- 週間計画を作成するにあたり重要になる日常生活上の行動や特記事項で、週間計画表に記載しきれなかった情報を記載する。
- 一日の生活の中で習慣化していることがあれば記載する。
- 家族や近隣、ボランティア等のかかわりや不在の時間帯等について記載する。
- 利用者が自ら選んで実施しているプライベートな活動であって、週間計画表に記載されていない日々の生活、余暇活動や趣味等について記載する。
- 利用者の強みやできること、楽しみ、生活の豊かさに着目して記載する。

【週単位以外のサービス】

- 隔週・不定期に利用しているサービスについて記載する。
- 医療機関等への受診状況などもここに記載する。
- 週間計画表に記載されていない継続的な支援、サービスについて記載する。
- 利用者の状態や環境が変化することによって一時的に必要なサービスについて記載する。
- 利用者が自ら選んで実施している「主な日常生活上の活動と異なり、相談支援専門員や市町村行政担当者、サービス提供事業所等が手配しているものを記載する。

ニーズ整理票「今回大づかみに捉えた本人像」から導かれる

サービス提供によって実現する生活の実現

- サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービスを提供することによって利用者はどのような生活を目指すのか、中立公平な視点で、相談支援専門員の専門職としての総合的判断を記載する。
- 計画作成の必要性、サービス提供の根拠が客観的にわかるよう、明快かつ簡潔に記載する。
- 利用者・家族・関係機関等からの情報にはないが相談支援専門員として気になる点、注目すべき点、必要と考える事項等について記載する。

サービス等利用計画案を
福祉課に提出しました

これが僕の計画案です。

福祉課

計画案を参考にして
支給決定します。

障害福祉サービス受給者証交付

【本人】
続けてここに通いたいなあ。

続けてここに通いたいなあ。

早く働いてほしい。

計画案を作りました。
このメンバーが牧原さんの
応援チームです。

事業所では個別支援計画を立てます。

働くことについて一緒に考え
ましょう。

これからは鈴木さん
(計画)が主に太郎さん
にかかわります。

手続きで分からないことがあれば、お知らせください。説明をしますね。

通院と服薬は続けましょう。
調子が悪くなったらすぐに
来てください。

クラブにも参加して、自分なりに過ごしていますね。

サービス等利用計画案

サービス等利用計画案

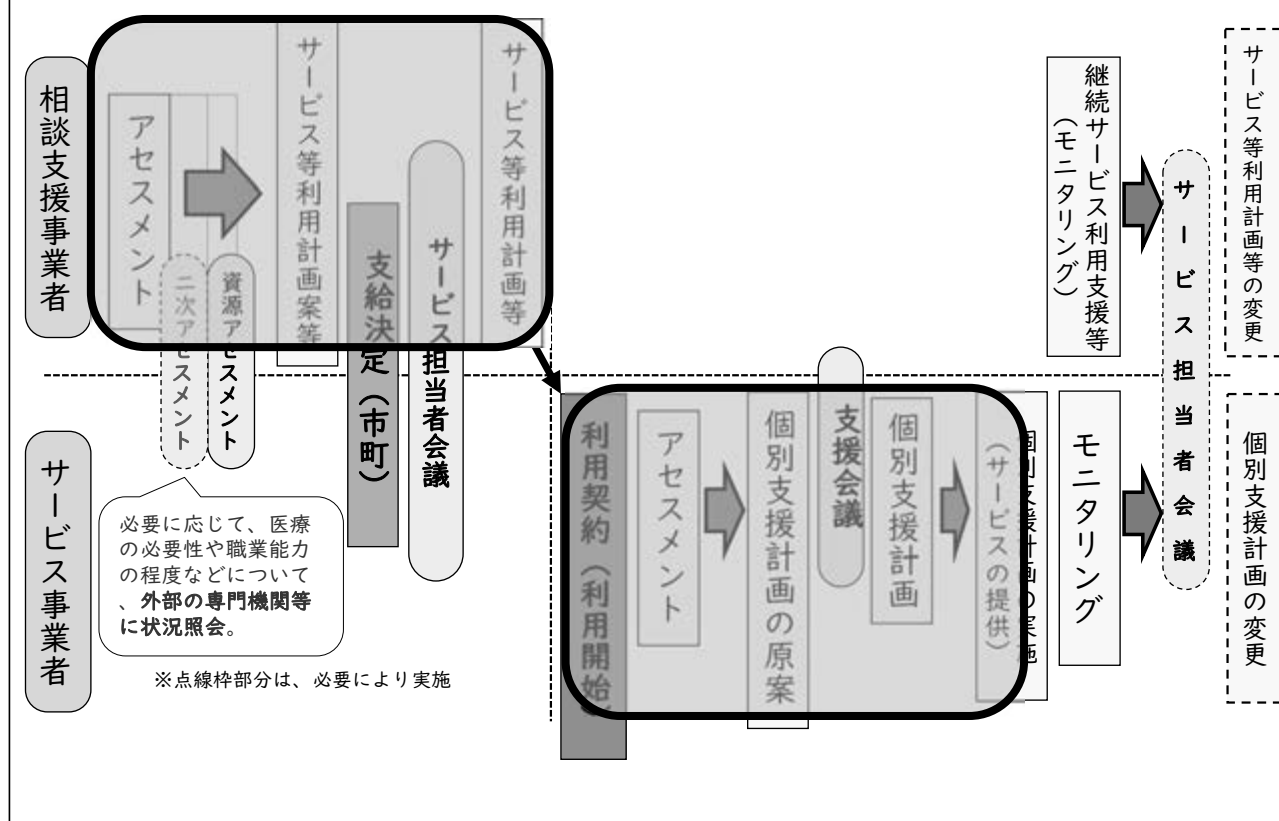
計画作成日	平成24年12月20日	サービス提供開始年月	2011年	計画作成部署名	技術 太郎
利用者とサービスの関係性	本人、●●●事業所に通う計画。仕事をしたい。				
利用希望及びその実現の 推進に対する意向 （希望する理由）					
計画の目的					
達成目標					
その他					

手続きっていろいろあるなあ。
これからB型事業所へ通えるぞ！
でも、ちょっと不安だけど…

手続きっていろいろあるなあ。
これからB型事業所へ通えるぞ！
でも、ちょっと不安だけど…

計画を福祉課へ提出しましょう。

相談支援事業所とサービス提供事業所の計画の流れ



B型事業所と契約し、目標を話し合いました

事業所では個別支援計画を作ります。
得意なことや頑張りたいこと、
目標を決めて、働き方を一緒に考えま
しょう。

お願いします。
太郎、頑張れよ。

週3日くらい来れたら良いな。
ゲームが好きでパソコンが少しできます。
周りの人と上手くやっていきたいです。



渡辺さんと一緒に 個別支援計画を作りました

個別支援計画表

就労継続支援B型事業所

牧原 太郎 様

(支援対象期間) ****

(利用開始日) 2014/年/月

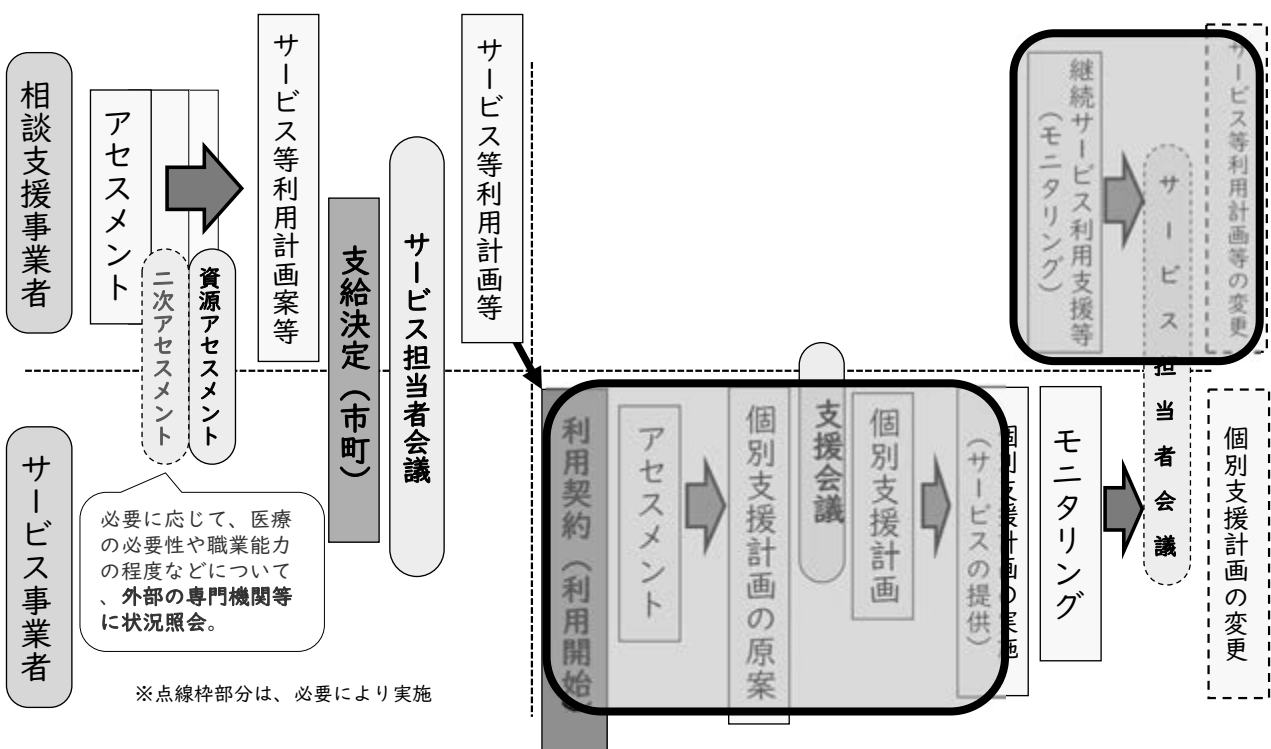
サービス
管理責任者 渡辺 X

事業所での目標やこれから僕が取り組んでいくことが細かく載ってる！

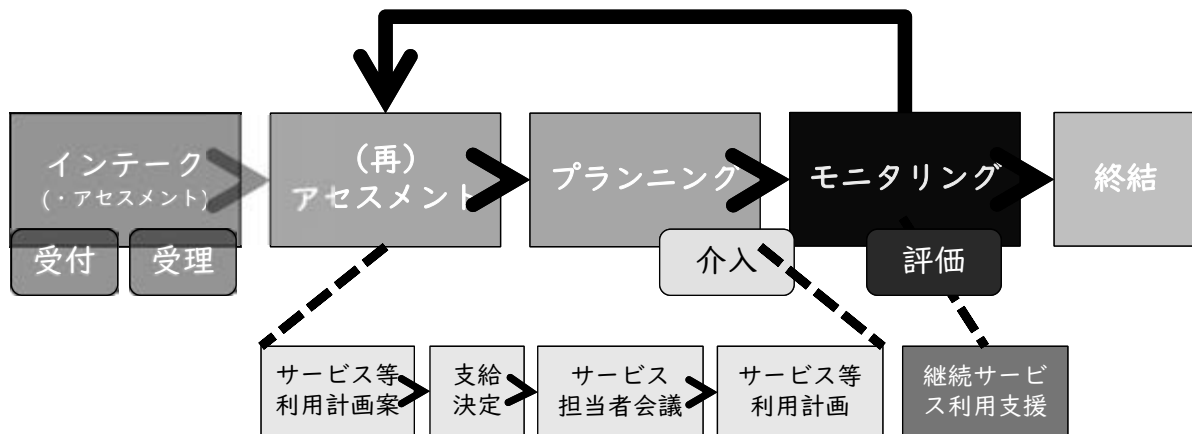
わたしの課題・目標	現状(本人の思い)	わたしが取り組むこと	支援内容	一緒に 行う人	支援頻度・ 達成期日	備考等
仕事を覚え、自分に合った働き方を見つめたい	仕事ができるか不安。朝も起きられないかわからない。遅刻しそう。一日は無理。少しずつやっていきたい	①夜は早く寝て、朝は7時に起きる ②仕事はひとつずつ覚える	毎日の会話の中で、頑張っていることをきき、頑張りを認めていく	スタッフ	6か月	
コミュニケーションスキルを学び、作業所で仲間を作りたい	人前で話すことが苦手。仕事をするうえで、必要なコミュニケーションを身に付けたい。仲間もほしい。	①人数が少ない日は、朝のミーティングで、発言してみる。 ②休憩時間に誰かと話してみる	慣れるまで、隣にすわり、必要に応じて声をかける	スタッフ	6か月	

サービス等利用計画の中の「働きたい」をもとに個別支援計画を立てました。
牧原さんの応援チームにも伝えましょう。

相談支援事業所とサービス提供事業所の計画の流れ



4. モニタリングと評価



モニタリング

【モニタリングの視点】

① プランの進捗状況や適切性

- ・ サービス等は適切に／計画通り提供されているか。
- ・ ゴールは達成されているか／ゴールに向けて進んでいるか。
(ニーズは充足されているか。)

② 本人による評価

- ・ 満足度はどうか。
- ・ 思いやゴールに変化はあるか。

③ 周囲による評価

→ プランに変更・修正の必要はあるか？

(アセスメントはどう変わったか？：次スライド)

本人を「査定」するわけではない！ あくまでもプランやアセスメントの評価

モニタリング

【モニタリングの留意点】

① 再アセスメント・評価の視点

- ・状況確認(情報更新) - 見立て直し
- ・アセスメントの更新・深化。

② 変更は前提

- ・経験等により本人は変わる。

③ チームによる評価

- ・多様な視点(多角的・総合的)
- ・連携の一助(情報と方向性の共有)
- ・そのためのサービス担当者会議等の活用

計画相談におけるモニタリング

- ・原則、期間を定めて一定間隔で実施する
- ・期間を定めて支給決定される。

*計画案を勧告して…となっているが、標準期間により決定される圧倒的現実

- ・必要に応じて、モニタリング月以外でも可能

ケアマネジメントにおけるモニタリング

- ・必要に応じて適宜、様々な方法でなされる。

B型事業所に通いはじめて、1ヶ月後

今日はモニタリングのためご自宅に寄らせていただきました。
この1ヶ月いかがでしたか？ 体調は？
お父さんとの生活で変わったことはありますか？ 仕事はどうですか？
サービス管理責任者の渡邊さんや主治医の先生にも太郎さんの様子をお聞きますね。



お父さんが前みたいにいるさくないです。調子は普通です。
作業は面白いです。
話し相手もできました。
ちょっと慣れたかな。



気にかけてくれると安心するな

B型事業所に通いはじめて、2ヶ月後



サビ管の渡邊さんから
連絡がありました。

牧原さんが連絡なく休んでいます。
お父さんは、『昼夜逆転して困っている』と
のことなので、様子を見に行ってきます。
また、様子は報告します！



顔色が良くないみたいだけど、どうしましたか？



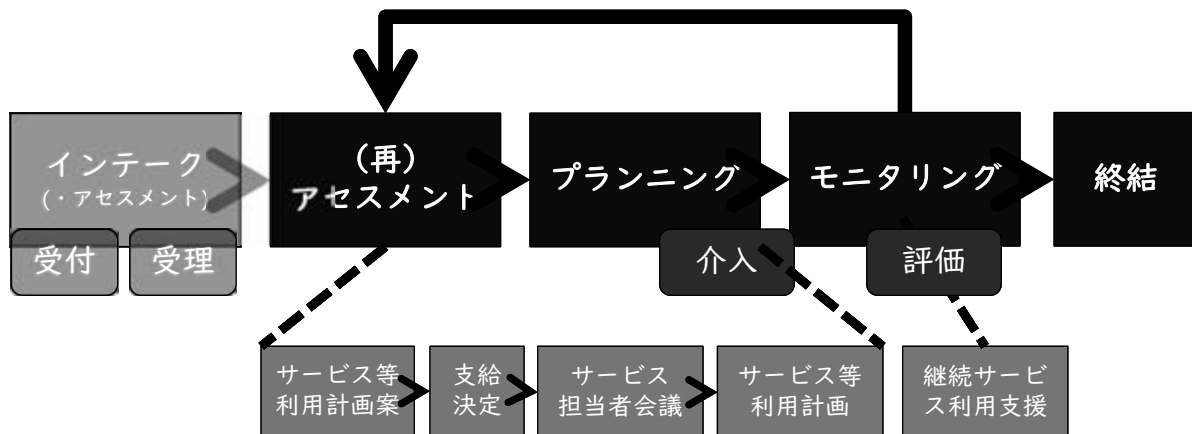
ゲームが楽しくてやめられないです。
一晩中やってて、朝、起きられません…。



ゲーム好きだものねえ。
夜通しは大変な気がするよ。
昼間は事業所に来るとうれ
しいんだけど…
みんなが待ってるし…

ゲームの方が楽しいけど…。
みんなが待ってるなら行こうかな。

5. モニタリングと評価・終結



B型事業所へ通いはじめて、6ヶ月後…

サビ管の渡邊さんに連絡をしてみると、
渡邊さんがとても不安げな声で…



しばらくは休まず楽しそうに通っていたけど、ここ4日間連絡なく休んでいます。
電話しても出ないので、訪問して様子を確認した方がいいかしら…。



私も心配なので、一緒に訪問させてください。

連絡がとれず、
心配でした。
どうしましたか？



渡邊さんから休んでいると
聞いて、私も心配になって
一緒に来させてもらいました

お父さんが脳梗塞で入院して、長くかかる
みたいですよ。家に戻ってこれるか？
叔母さんが時々、来てくれるけど、先の
ことを考えると不安です。
電波攻撃も出てきて、調子が悪いです。
作業所はちょっとお…無理かも…



鈴木さんが僕の応援チームを 集めてくれました

お父さんが急に入院になって、あれではとても
通所どころではないですね。
これからの生活や今の生活について不安だら
けで、調子を崩してしまってるし…
これからの生活が心配です。



現在の状況とこれからを考える
ために、ケア会議をしましょう。

新しいサービスの利用も含め、
計画の見直しが必要になりそう
ですね。

ケア会議で今の困りごとについて チームで話し合いました



困っていることを
もう一度教えてもらえませんか？

今まで家事は、
お父さんと分担して
やってきました。
一人では初めてです。
不安で、眠れず、
電波で攻撃されます。
先生にも言ってませ
ん。



それは大変でしたね。
牧原さんの家事を助けてく
れる人が必要ですね。
ヘルパーさんと一緒に家事
を行うことも出来ますよ。

家事を一緒にやる人が
いれば、出来るかも。

ヘルパーさんを利用してみようかな



家事援助というサービスですね。
障害支援区分の認定が必要なので、認定調査をします。
申請をお願いします。
1ヶ月かかりますが、早めに利用できるように
対応しますね。
サービスが増えるので、新しいサービス等利用計画を
提出してください。



新しいサービス等利用計画案を一緒に
作りましょう。
電波のことは、一緒に主治医の先生へ
相談してみませんか？



これでまた事業所へ通えるといいですね。
みんなが待ってます。

新しいサービス等利用計画を立てました

サービス等利用計画 案

家事援助を追加しました。
これからヘルパーさんと一緒に
家事をやっていきましょう。

なんとかなりそうだな。
事業所へまた行ってみよう。



居宅介護事業所と契約をしました

一緒にご飯を作ったり、
掃除の仕方を覚えたりしたいです。
洗濯はできます。

契約

少しずつ家事を覚えていけるといいですね。
わからないことがあれば相談してください。

また様子を見に来ます。
無理しすぎないようにね。



ヘルパーさんが来てくれるようになって…

一緒に家事ができるので、安心です。

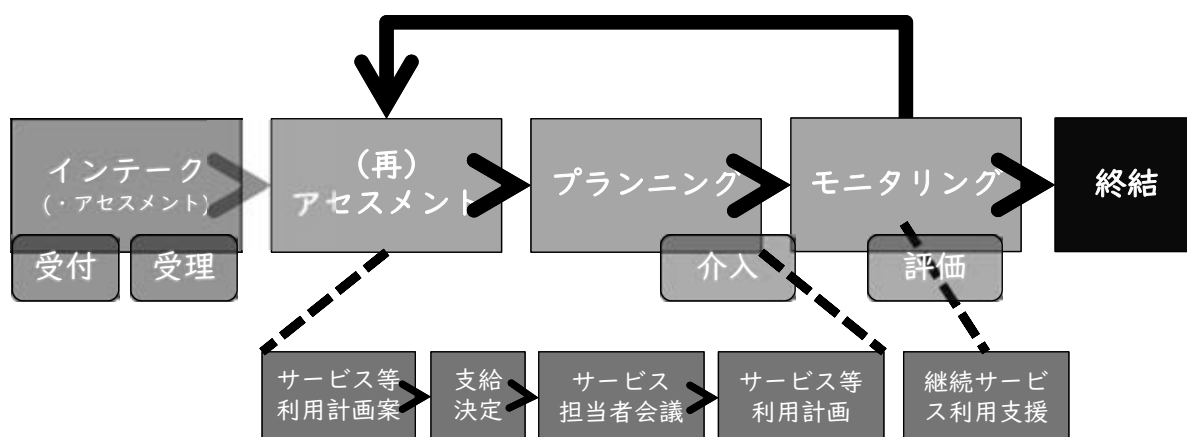
B型事業所にも休まず行けるようになりました。

僕のためにパソコンを使った仕事を作ってくれたのでやりがいがあります。

地活の仲間とカラオケを楽しんでいます。



5. モニタリングと評価・終結



これからの僕の暮らし

B型での仕事は自信がついてきました。
新しいことに挑戦できるかも。
そろそろ就職も考えたいな。



一人暮らしが始まったので、
いろいろ自分でやってかないと…
同じ一人暮らしをしている仲間と、い
ろんな悩みを言いあえると、もっと楽
になるかも…ちょっと寂しいし…

僕の応援チームを紹介します

【委託相談】

漠然とした僕の不安を定期的に面接をし、少しずつ
希望や心配事の整理を一緒にしました。
地域活動支援センターを紹介してくれました。
就B事業所に通うことになってからは、計画相談の
鈴木さんにバトンタッチをしてくれました。これか
ら、相談できます。



【計画相談】

僕の希望や目標を基に、サービスの利用も含めた、
これからの生活についての計画を一緒に立てました。
僕が困ってないか、時々様子を見に来てくれました。
福祉サービスの利用を含めた僕の生活全体を、一緒に
考えくれました。僕の応援チームを作ってくれた人で
す。

僕の応援チームを紹介します

【就労継続支援B型事業所】

今の僕の働く場所です。仲間もいます。
働くために必要なことを一緒に考えてくれます。
続けて通えるように電話や訪問もしてくれます。



【居宅介護事業所】

苦手な家事を手伝ってくれます。
僕ができるところは、自分でがんばっています。

【地域活動支援センター】

自分のペースで通うことができ、徐々に外出する
ことに慣れていきました。
カラオケをしたり、仲間と話したり、自分なりの
時間の使い方ができる僕の居場所のひとつです。



僕の応援チームを紹介します



【医療機関（精神科クリニック）】

時々飛んでくる電波を軽くしてくれる薬を出してくれ
ます。
病気についての相談をしています。
仕事や生活のことも話しています。
時々、応援チームと連絡を取ってくれています。

【福祉課】

委託相談と計画相談を紹介してくれました。
サービスの利用に必要な手続きをしました。
丁寧にわかりやすく説明をしてくれました。
他にも障害者手帳や自立支援医療の手続きをする
ところです。



終結

【ケアマネジメントにおける終結】

- ① ニーズとして設定したゴールが達成された場合
- ② 本人が希望しなくなった場合
- ③ 機関としての役割を終えた場合
(役割／転居・死亡等)

→ ・ 終了
・ つないで終了

計画相談の場合は制度上、障害福祉サービス（児童福祉法のサービス）利用が終了した場合に終了になります。サービスを利用することだけを目的としたチームでいいのでしょうか？濃淡を意識したチームの再編を！！

紡がれた関係性は大切に…

応援チームができて…

これからも
いろいろなことがあるだろうけど、
ひとりじゃないから、
なんとか乗り越えられる気がしてきたよ！

僕の話はこれで
終わります！



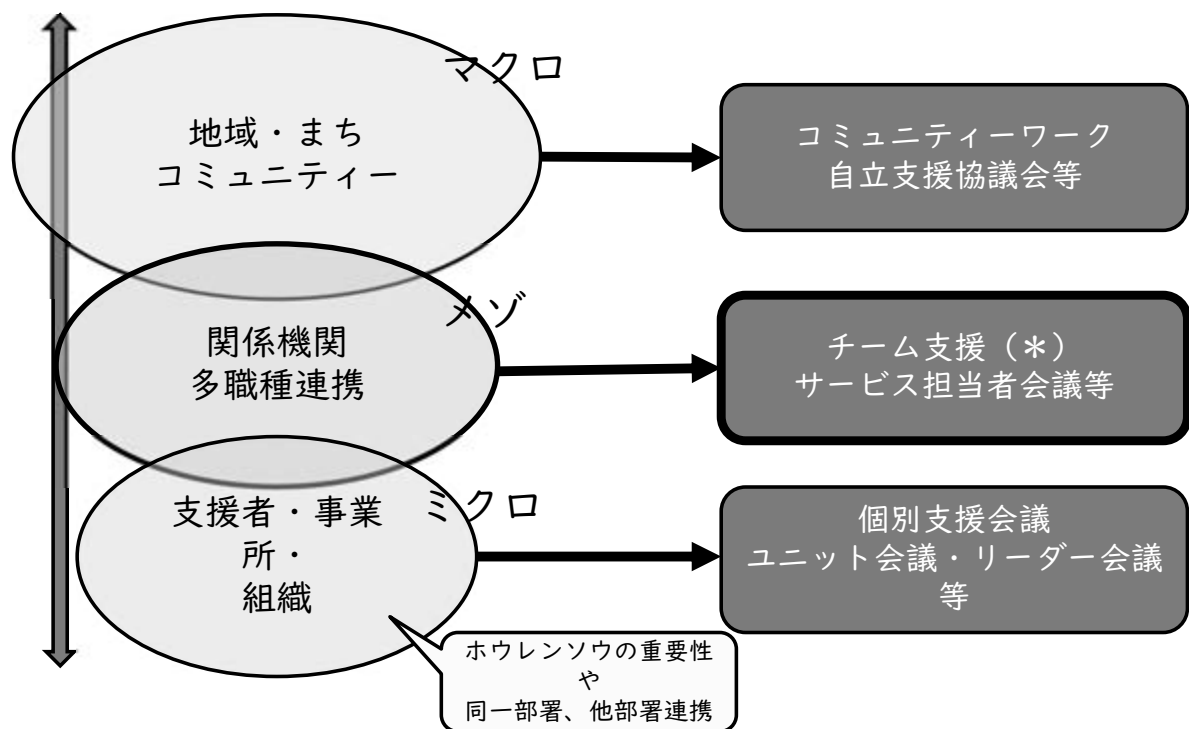
【３】 多職種連携とチーム支援

- ①多職種連携やチーム支援とは何か？
- ②多職種連携とチーム支援の重要性（必要性）
- ③相談支援とサビ管等及びその他の連携
- ④そのために必要なこと（留意点）

それぞれの持つ意味（簡略） （相談支援を軸として）

- ①「チーム」とは
ある目的を達成するために編成された集団のこと。
（チームとはある特定の目的のために多様な人材が集まり協働を通じて相乗効果を生み出す少人数の集合体）
- ②「チーム支援」とは
目標や方針を共有し、目的達成のためお互いを活かしながら協力すること
- ③「連携」とは
多職種、複数の関係者が共有する目標の達成を目指すプロセス（つながり）のこと

多職種連携やチーム支援の範囲（段階）



多職種連携・チーム支援の重要性の5つの認識

多様な「ニーズ」や「社会情勢」の変化に対応するため

多元性

1人の相談や一つの機関でできることには限りがある

限界性

連携やチームでの対応により、できることやアイデアが広がる

可能性

得手・不得手、過不足を相互にカバーし補完し合える

補完性

自分や事業所、連携各機関の実践力や質の向上につながる

付加性

多職種連携・チーム支援の効果

- ◆ 多面的・総合的な視点でのアセスメント・目標設定等ができる。
- ◆ 継続的で一貫的なサービス提供が可能である。
- ◆ 同一の内容・水準・対応等のサービス提供が可能である。
- ◆ 多職種間での幅広い知識、技術、経験の共有とサービス提供が可能である。
- ◆ 記録やアセスメントの共通・共有により共通言語によるカンファレンス（会議）や事務作業の効率化が図れる。
- ◆ 様々な機会を通じて、メンバーの知識・技術等の向上につながる。

参考；福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程テキスト初任者編

多職種連携・チーム支援の実践

- ◆ 相互の良いところを出し合い最善の支援を実施する
- ◆ 抱え込みや過剰な支援がないかなど相互にチェックが行える体制作り
- ◆ 相互の文化や価値観の違いを認めながらも、本人中心支援に向けたチームアプローチの必要性を理解する
- ◆ 連携（チームアプローチ）の5つの認識を共有する

相談支援とサビ管等及びその他の連携

- (1) サービス等利用計画と個別支援計画は連動している
- (2) 各種関係機関やサービス事業所の内容や特徴を理解する
- (3) 相談支援専門員は組織や機関のキーパーソンを把握する
- (4) フォーマル・インフォーマルな社会資源を把握し連携がとれる
- (5) サービス担当者会議等の情報共有・合意形成の場を企画運営できる

ご清聴ありがとうございました

3日目以降の演習の中で

この学びを具体化させてください

10 障害者総合支援法及び 児童福祉法における 相談支援（サービス提供）の 基本Ⅱ

一般社団法人 たけのこ

富永 直樹

障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援（サービス提供）の基本Ⅱ

一般社団法人たけのこ
焼津市基幹相談支援センターCOCO 富永直樹

本科目の概要と獲得目標

【概要】

この2日間で学んだ以下の内容について、振り返りとまとめの時間とする。

- ☑相談支援における「価値」
- ☑相談支援専門員またはサービス管理責任者等の役割

【獲得目標】

- ・相談支援の役割・ミッション、および基本的な視点を再認する。
- ・上記内容と相談支援専門員またはサービス管理責任者等の役割を結び付け、今後さらに学ぶべきことをイメージする。

本科目の流れ

1. はじめに

「障がい」と「自立」の捉え方の共通認識をもちます。

2. 2日間の研修の振り返り・まとめ

相談支援における「価値」を振り返ります。

⇒「価値」・・・相談支援の役割、基本的な視点

※「理論」「知識」については、各自でテキストを再読し、振り返ってください。

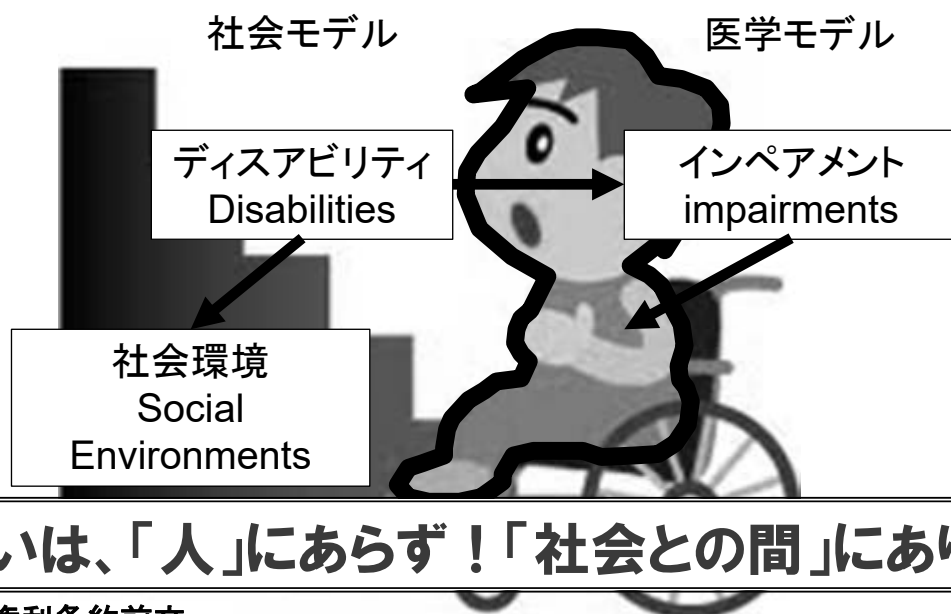
⇒「理論」・・・ケアマネジメント、面接技術 等

⇒「知識」・・・障害保健福祉施策の歴史 等

1. はじめに

（「障がい」とは、「自立」とは…）

1. はじめに(「障がい」とは)



障がいは、「人」にあらず！「社会との間」にあり！

障害者権利条約前文

「障害(disability)が機能障害(impairment)のある人と態度及び環境に関する障壁との相互作用であって、機能障害のある人が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものから生ずることを認め…」

令和元年度相談支援従事者指導者養成研修会 引用

1. はじめに(「障がい」とは)

「障がい」とは…

本人（病気や障がいそのもの：医学モデル）ではなく、社会（文化・建物・差別・配慮不足）と本人の間にあるもの：社会モデルと捉える

本人だけでなく、周囲の人々や社会環境に働きかけ、“生きづらさ”を打破していく
⇒ 「エンパワメントの視点」

令和元年度相談支援従事者指導者養成研修会 修正

1. はじめに(「自立」とは)

「自立」の反対語は？

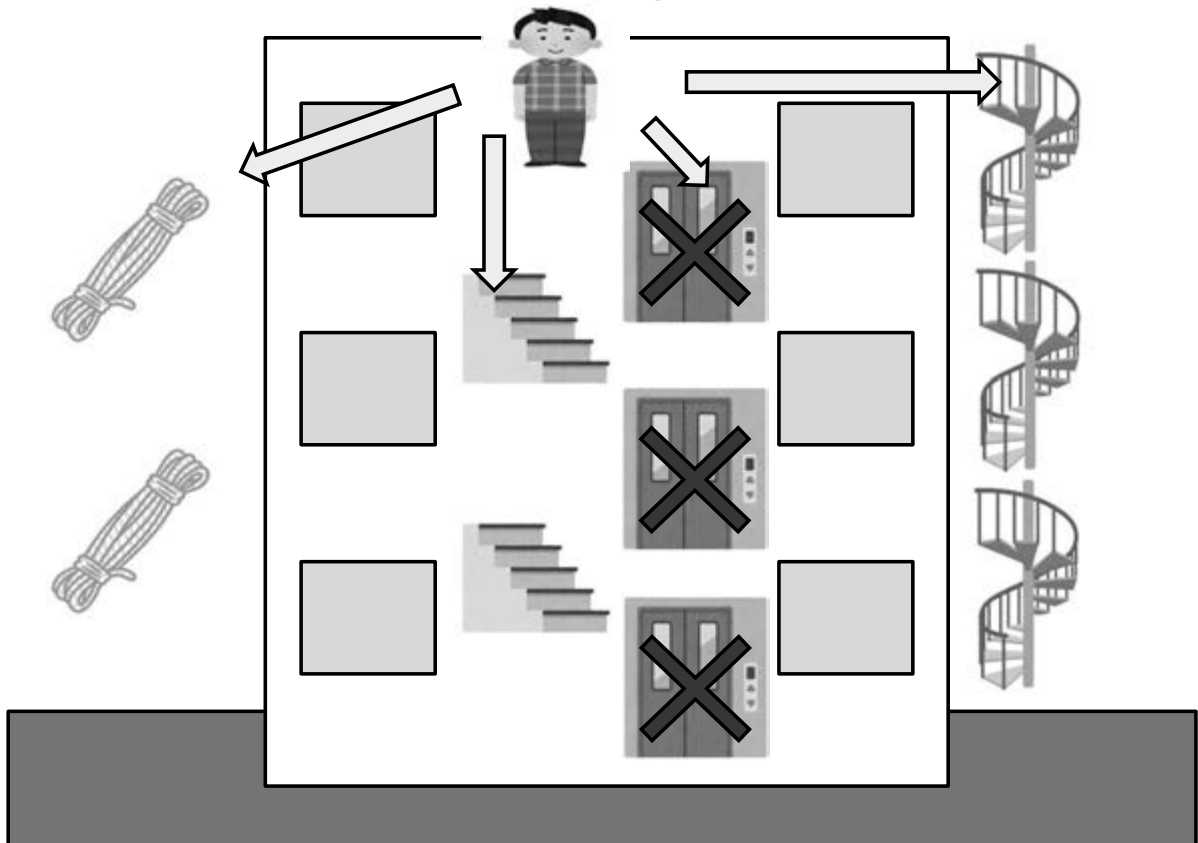
⇒ 「自立」 = 「independence(インディペンデンス)」

⇒ in(非) + dependence(依存)

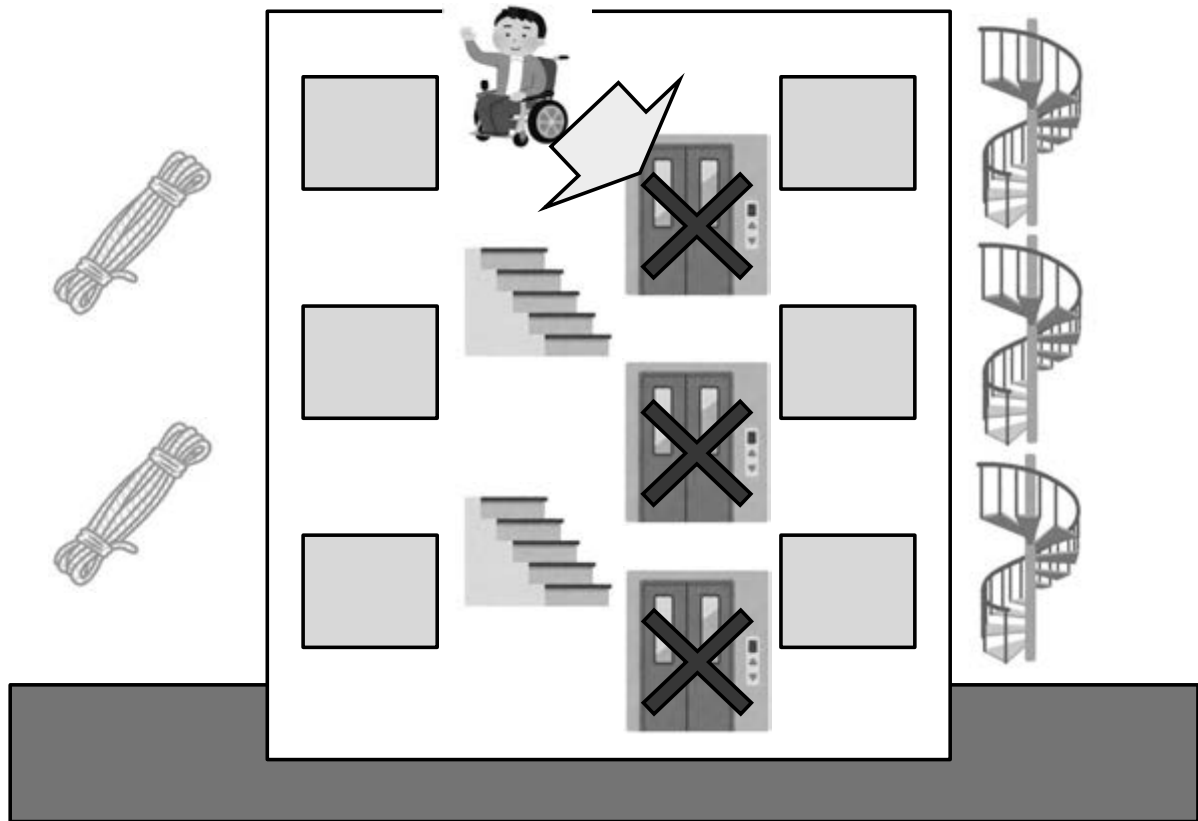
= 「依存」??

7

4つのものに依存できる



依存度が増す
(エレベーターにしか依存できない)



1. はじめに(「自立」とは)

「じりつ」には、2つの意味がある！！

◆「自立」

ある方面（仕事・経済・身体等）において、他からの力を借りずに、自らの力だけでやっていくこと

◆「自律」

他人の考えに支配されることなく、自分のものさしで自分の行動を決定すること

1. はじめに(「自立」とは)

「自立」の考え方の変化

1960年代初めまでの「自立」の考え方は…

- 身辺的自立、経済的自立をもって「自立」だとみられてきた。
- リハビリテーションのような訓練を求められるようになり、専門家が障がいのある人を指導することが当たり前に思われていた。
- 身の回りのことが自分でできない障がいのある人は、他者から世話を受ける選択肢しかなかった。(他者の顔色をうかがう生活)



アメリカの自立生活運動の有名な言葉〔E.ロバーツの思想〕

「他人の助けを借りて15分で衣服を着、仕事に出かけられる障がい者は、自分で衣類を着るのに2時間かかるために家にいるほかない 障がい者よりも自立している」

「ADLの自立」から、「QOLの充実を自立」と考えようになった

1. はじめに(「自立」とは)

「じいつ」とは…

依存先がたくさんある(増やす)なかで、自分を人生の主人公と捉えるとともに、自分の暮らしをマネジメント(選択・決定)していくこと

※できる・できないという枠にとらわれずに「生きる」(何をしたいか)
※得意なことは伸ばす、苦手なことは支援を得ながら「生きる」

その人が望む、その人らしい、安心感(生きがい)のある生活の実現

⇒ 「自立」から「自律」へ！！

2. 2日間の研修の振り返り・まとめ

2. 2日間の研修の振り返り・まとめ(相談支援の役割)

障がいのある人が、
その人らしく、地域で暮らせるように…

地域を基盤とした「ソーシャルワーク」

個別の支援

地域づくり

- 相談支援専門員は、「ソーシャルワークの担い手」として期待
- ソーシャルワーク専門職の定義に、「一人ひとりの幸福のために、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する」とある
- 対人援助を通して、「環境への様々な働きかけを行い、ご利用者の社会生活を充実させていく」
- 相談支援専門員は、ご利用者の人生を主導するものではなく、ご利用者に寄り添うものである

2. 2日間の研修の振り返り・まとめ(目的、基本的な視点)

【相談支援の目的】

何のために相談援助するのか？

- ・一人ひとりの幸福（福祉）が実現される社会をともに目指す
 - ・ご利用者のエンパワメントと権利擁護の達成を目的とした活動
- ※パワレスの状況にある障がい者に焦点を当てて、そこに向き合い、ともに考え、権利侵害の状況から抜け出すことを支援する

【基本的な視点】

何を心がければいいか？

- ①共生社会の実現 ②自立と社会参加
- ③当事者主体、意思形成及び表明の支援
- ④地域における生活の個別支援 ⑤エンパワメント
- ⑥セルフケアマネジメント ⑦リカバリー ⑧スティグマ

※以下、初任者研修で最低限獲得しておきたい視点を紹介する

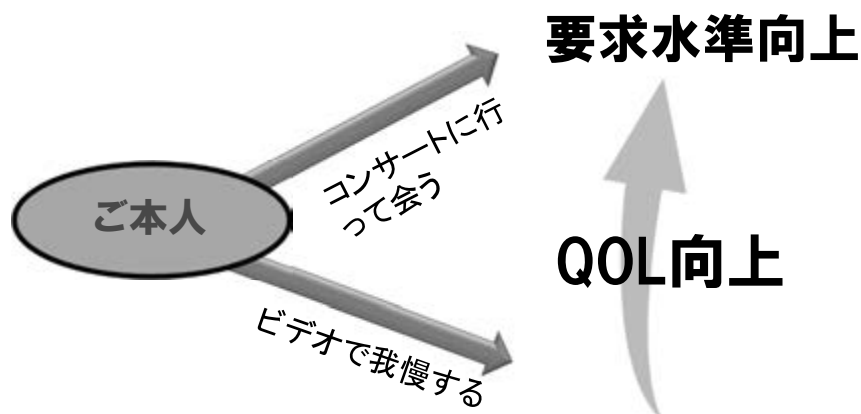
- ・生活者の視点〔QOL（≠生活＝人生の質）の重視〕
- ・本人主体の視点〔本人中心〕
- ・エンパワメントの視点〔当事者による社会変革〕
- ・自立・自己決定の視点〔意思決定支援〕

令和元年度相談支援従事者指導者養成研修会 修正

2. 2日間の研修の振り返り・まとめ(獲得しておきたい視点)

生活者の視点(QOLの重視)

人生の質を高めるための支援に積極的であること



令和元年度相談支援従事者指導者養成研修会 引用

生活者の視点(QOLの重視)

「人生の質」の向上とは

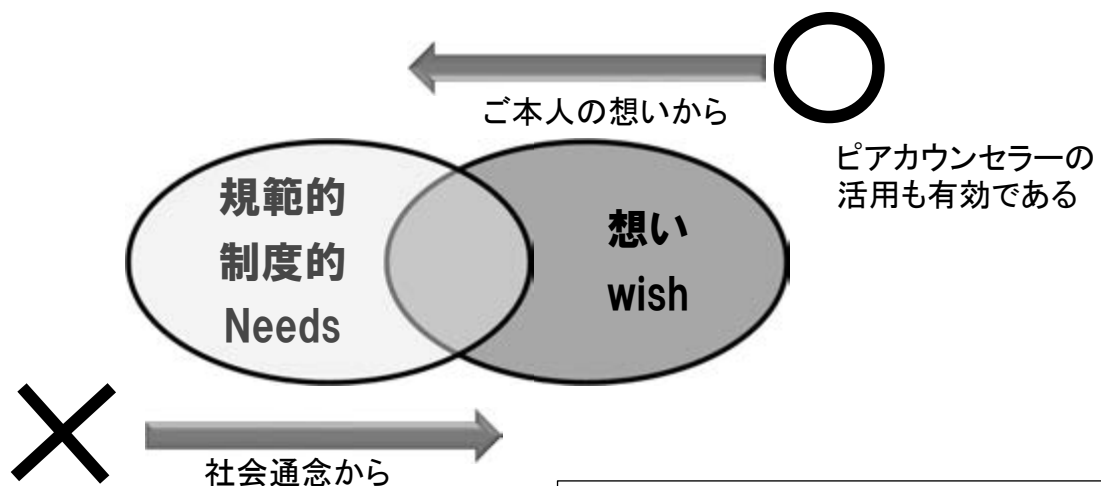
- ・ Lifeは、①生命、命、生存、②生計、暮らし、暮らし向き、③人生、生涯、生き方、生き様という三重構造（森岡ほか 1993）
- ・ 支援者は利用者の要求水準を向上させるために、利用者と常に刺激し合い、より質の高い生き方をともに考える姿勢が求められる
- ・ 陥りがちな例として、障がい者支援施設で予定していたピクニックが雨のため中止となったが、雨が降ったときの楽しみ方が用意されていないといったことがある
- ・ QOL向上を意図した継続的な支援が行われないと、利用者の自己肯定感を下げ、要求水準が上がらないため、サービスの水準も下がるという悪循環が起こる

令和元年度相談支援従事者指導者養成研修会 引用

2. 2日間の研修の振り返り・まとめ(獲得しておきたい視点)

本人主体の視点(本人中心)

社会通念や既存の制度から障害を捉えるのではなく、常にご本人に寄り添って「想い」を捉え、主体性を引き出す。



令和元年度相談支援従事者指導者養成研修会 引用

本人主体の視点(本人中心)

なぜ、「本人主体」の視点なのか

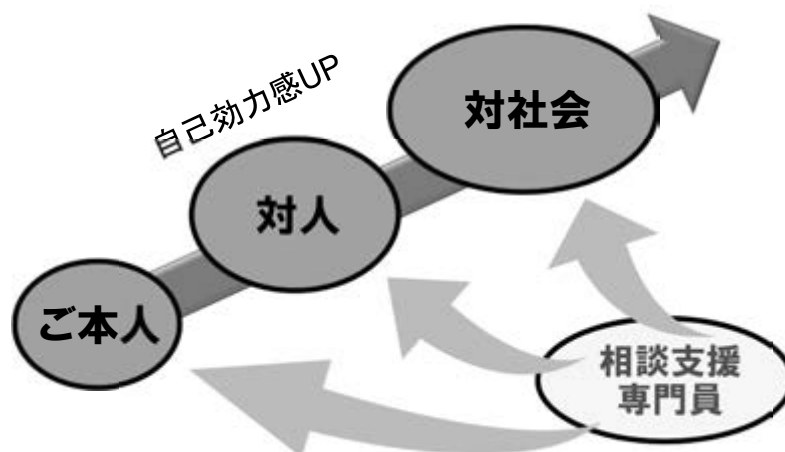
- ・課題の解決からではなく、本人が出来ること、したいこと、好きなことに焦点をあてた支援を進める中でこそ、本人が主体的に課題を克服することができる。
- ・その際に重要なのが本人の自己効力感の向上であり、周囲の肯定的な態度の中で、したいことに近づくために小さな成功を積み重ね、あるいは、失敗を経験することでの学びを経て、結果が形となって表れることを知ることで前進が始まる。
- ・これが僅かな前進であっても、本人の自己効力感の向上が周囲にパワーをもたらし、そのパワーがさらに本人の社会への影響力を増大させていく。その始まりはすべて本人の思いからである。

令和元年度相談支援従事者指導者養成研修会 引用

2. 2日間の研修の振り返り・まとめ(獲得しておきたい視点)

エンパワメントの視点(当事者による社会変革)

ご本人が周囲の人々や社会に働き掛け、社会を変えることで課題を解決していくために、環境に働き掛ける。



令和元年度相談支援従事者指導者養成研修会 引用

エンパワメント・アプローチ(当事者による社会変革)

なぜ、エンパワメント・アプローチなのか

- ・ 支援者は、本人が主体性をもって自ら生きづらさを解消する行動をとるよう働き掛けている
- ・ 支援者は、本人が地域社会との関係をつくるために、地域の社会資源を活用するよう働き掛けている
- ・ 支援者は、本人とともに他者との関係改善や地域の変革に臨む強い姿勢を示している。
- ・ 支援者は、本人との対等性に配慮しながら、パートナーシップに基づいた働き掛けを行う。
- ・ 本人を信頼したパートナーシップにより、パワーの交互作用が生じ、支援者も自己効力感を高めている。

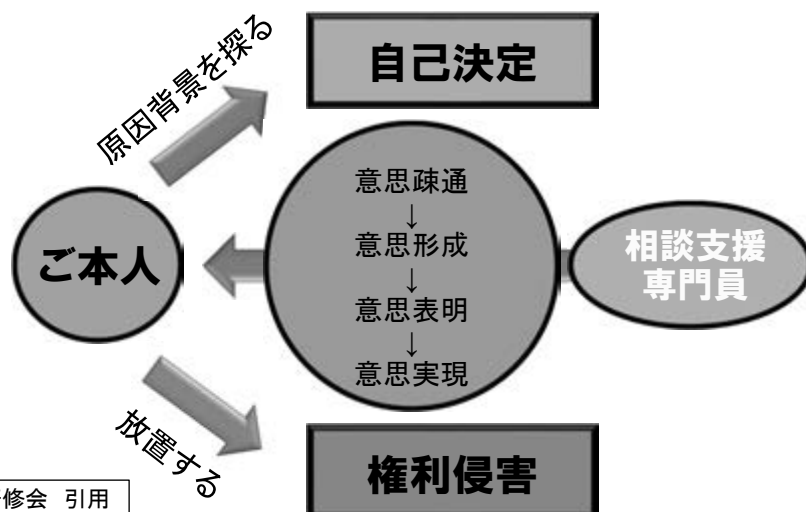
令和元年度相談支援従事者指導者養成研修会 引用

2. 2日間の研修の振り返り・まとめ(獲得しておきたい視点)

自立・自己決定の視点(意思決定支援)

どんなに重い障がいや困難があっても、意思決定を行う能力があると捉え、環境を整え、自己決定に導く。

重症心身障害で反応がない
自傷他害を繰り返す
精神医療から抜けられない
アディクションが収まらない
犯罪を繰り返す
何度も約束を反故にする



令和元年度相談支援従事者指導者養成研修会 引用

【まとめ】思い出そう、基盤となる「価値」

【生活者視点、本人主体、個別性 → 本人らしい】

【エンパワメント、ストレングス】

【権利擁護、意思決定支援】

・障がい・疾患、周囲の課題感に囚われすぎない。

・最善の利益、社会常識・規律に囚われすぎない。

※（支援者の）価値観の転換を図るリフレーミング

何のために相談
援助するのか

◆相談支援の役割・ミッション

- ① ご本人のその人らしい地域での暮らし
- ② 障がいのある人を含めた誰もが暮らせる地域づくり

◆相談支援・ケアマネジメントの基本的視点

- ① 共生社会の実現 ② 自立と社会参加
- ③ 当事者主体、意思形成及び表明の支援
- ④ 地域における生活の個別支援
- ⑤ エンパワメント ⑥ セルフケアマネジメント
- ⑦ リカバリー ⑧ ステイグマ

何を心掛ければ
いいのか

初任者研修の
獲得目標

① ソーシャルワークとしての障害者相談
支援の価値と知識を理解する。

② 基本相談支援の理論と実際を理解し、障害者
ケアマネジメントのスキルを獲得する。

③ 計画相談支援の実施に関する実務を
理解し、一連の業務ができる。

④ 地域づくりとその核となる（自立支援）
協議会の役割と機能を理解する。

令和元年度相談支援従事者指導者養成研修会 修正

ご清聴いただき、ありがとうございました。



講義視聴レポート作成について

所定の様式を使用して、

- ① あなたが講義の中で重要だと感じたことを、講師の言葉を引用して100字（3行）以内で、下の枠内に記入してください。
- ② ①について、あなたが学んだことや考えを、下の枠内に150字以上200字以内（5行以上6行以内）で述べてください。